

令和5年度
包括外部監査の結果報告書

港湾事業・漁港事業に関する財務事務の執行および
事業の管理運営について

令和6年3月

福井県包括外部監査人
上 坂 誠 和

【目次】

第1章 外部監査の概要	1
I. 外部監査の種類	1
II. 選定した監査テーマ	1
III. 監査テーマを選定した理由	1
IV. 外部監査対象期間	2
V. 外部監査対象施設および機関	2
VI. 外部監査の方法	3
VII. 外部監査の実施期間	3
VIII. 外部監査人および外部監査人補助者	3
IX. 重要な用語の説明	4
X. 利害関係	4
第2章 港湾事業	5
I. 港湾事業の概要	5
1. 港湾の概要	5
2. 福井県の港湾	9
3. 港湾事業に関する根拠法令等	35
4. 港湾事業に係る会計	36
5. 港湾事業に係る県の組織概要	41
6. 港湾に関する県の主な計画	42
II. 監査の結果-港湾事業	58
1. 契約	60
2. 収入管理	68
3. 収支報告	85
4. 特別会計	90
5. 資産管理	94
6. 施設管理	106
7. 目標設定	112
8. 災害対策	113
9. モーダルシフトへの取組み	124
10. クルーズ船	128
11. プレジャーボート	131
12. 指定管理施設	136

13. 出資団体.....	163
第3章 漁港事業	174
I. 漁港事業の概要	174
1. 漁港の概要	174
2. 福井県の漁港.....	177
3. 漁港事業に関する根拠法令等.....	194
4. 漁港事業に係る会計.....	195
5. 漁港事業に係る県の組織概要.....	196
6. 漁港に関する県の主な計画	197
II. 監査の結果－漁港事業	204
1. 契約	206
2. 収入管理.....	214
3. 資産管理.....	229
4. 施設管理.....	239
5. 目標設定.....	249
6. 災害対策.....	250
7. 指定管理施設.....	257
第4章 事務事業	265
I. 産業労働部 成長産業立地課における事務事業	267
1. 福井港貨物集荷促進補助金.....	267
2. ポートセールス促進事業.....	271
3. 敦賀港利用拡大事業.....	274
4. 敦賀港コンテナ物流トライアル事業.....	277
5. 外貿定期航路運行安定化事業補助金	279
6. 海外クルーズ客船誘致受入協議会.....	282
II. 土木部 港湾空港課における事務事業	286
1. 海外クルーズ客船おもてなし事業.....	286
2. 敦賀港内航利用拡大事業.....	288
3. 敦賀港鞠山南地区2期工事（特別会計）	291
4. 敦賀港新多目的クレーン整備事業（特別会計）	294

第1章 外部監査の概要

I. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項の規定に基づく包括外部監査

II. 選定した監査テーマ

港湾事業・漁港事業に関する財務事務の執行および事業の管理運営について

III. 監査テーマを選定した理由

港湾にはいろいろな機能がある。道路や鉄道に接続され陸上交通との連携を行い、臨海地帯・近接地帯の製造業やエネルギー産業などを支える外貿・内貿の物流拠点としての機能、観光や海上交通、海洋性レクリエーションなど人流の交通の要所としての機能、住民や観光客に快適で美しい憩いの場を提供するなどの環境としての機能、災害時の海上物流・交通ネットワークとしての防災機能などがあり、これらの機能を維持し役割を果たすためには、防波堤や岸壁などにより船舶の安全な運行・停泊を確保するための構造物や棧橋、倉庫、上屋などの物流施設、ターミナルなどの旅客施設、交通安全施設、防災施設などの港湾施設の整備・充実が必要である。

また、国土強靱化の観点から、頻発化する台風・線状降水帯などの豪雨による水害や今後予想される大規模地震に迅速かつ的確に対処するための緊急物資輸送や陸上交通の代替手段としての役割も期待されている。

さらに、物流における2024年問題を控え、モーダルシフトの観点から港湾の活用の重要性はますます高まっていくと考えられる。

一方、港湾の整備・運営には、事業の性質上、多額の費用を要する。そのため、事業の妥当性を定期的に検討するとともに、予算の執行には効率性、経済性が強く求められる。また、港湾資産の重要性も高いことから資産管理も重要であり、また、施設の長寿命化や維持管理コストの平準化を図るため、資産管理の重要性も増している。

港湾は、道路や橋梁などと比べ、県民が直接的に利用する機会が少ないものの、日常生活に関係する衣食住の大部分が船舶を利用して輸送されるなど、県民生活や経済活動を支える重要な社会基盤である。

福井県は、日本海側のほぼ中央部に位置し、アジアにも面していることから、港湾整備は、県の発展や地域経済の発展にとって重要である。また、南海トラフ地震等の大災害時には日本海側の拠点港湾として復旧資機材等の支援、緊急物資輸送だけでなく、関西圏や中京圏の大規模港の大量の一般貨物の緊急輸送拠点や代替輸送拠点としての機能を果たすことが求められる。

このような中、県は、港湾管理者として、港湾計画に基づく港湾建設のほか、港湾の維持改良、津波・高潮対策など港湾の整備、港湾管理、港湾振興などを行っている。特に重要港湾である敦賀港について、県は、「敦賀港港湾計画（令和3年12月改訂、目標年次：令和10年代半ば）」により前回の平成17年改訂から16年ぶりに改訂した。この計画のもと、貨物のコンテナ化や船舶の大型化に対

応じた公共ふ頭等の整備を進めるとともに、近年の貨物の増加によるふ頭用地の不足を解消すべく、敦賀港鞠山南地区国際物流ターミナルの拡張工事を進めるなど敦賀港の機能強化に向けて整備を行っている。

また、福井県は、日本海に面しており、水産資源にも恵まれ、漁業も盛んに行われている。漁港は、水産物の生産拠点・流通拠点として重要な役割を果たしているが、防災拠点漁港としても期待されており、県は機能強化を図るために漁港の整備も進めている。このように漁港は、海に面する港として、その機能や施設に関して港湾と共通点が多い。

このように港湾および漁港は、それらの役割・機能からその重要性が高いことから、今回の監査テーマとして選定した。

IV. 外部監査対象期間

原則として令和4年度（必要に応じてその他の年度も対象とする。）

V. 外部監査対象施設および機関

今回の監査にあたり、港湾事業および漁港事業に関連する以下の関連施設および関連機関を監査対象とした。

【港湾事業】

<施設>

- ・敦賀港、福井港、内浦港、和田港、鷹巣港
- ・指定管理施設（敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナル、福井港九頭竜川ポートパーク、和田港若狭和田マリーナ）

<機関>

- ・土木部
 - 港湾空港課
 - 福井港湾事務所
- ・嶺南振興局
 - 敦賀港湾事務所
 - 小浜土木事務所
- ・産業労働部
 - 成長産業立地課
- ・出資団体（敦賀港国際ターミナル株式会社、福井埠頭株式会社）

【漁港事業】

<施設>

- ・鷹巣漁港、茱崎漁港、越前漁港、早瀬漁港、日向漁港、小浜漁港、高浜漁港
- ・指定管理施設（小浜漁港指定管理施設）

<機関>

- ・農林水産部
水産課
越前漁港事務所
- ・嶺南振興局
林業水産部

VI. 外部監査の方法

(1) 主要な監査目標

港湾事業・漁港事業に関する財務事務の執行および事業の管理運営について、法令等に準拠した上で効果的、効率的かつ経済的に実施されているかを検討する。

(2) 主な監査要点

主に以下の監査要点について監査を実施した。

1. 事務の執行および事業の管理運営は適切に行われているか
2. 工事、委託等の契約は適切に行われているか
3. 施設の利用手続は適切か
4. 固定資産等の現物管理が適切に実施されているか
5. 関連する施設・機関・団体等が適切に運営されているか
6. 事務事業の実施状況が適切か

(3) 主な監査手続

1. 県担当者、指定管理者等への質問
2. 関係書類の閲覧、照合、分析
3. 現地調査
4. 固定資産等の視察、管理状況の把握
5. その他必要とした手続

VII. 外部監査の実施期間

令和5年5月29日から令和6年3月14日まで

VIII. 外部監査人および外部監査人補助者

- ・包括外部監査人
上坂 誠和（公認会計士・税理士）
- ・外部監査人補助者
藤井 宏澄（公認会計士・税理士）
福原 豪秀（公認会計士・税理士）

梅田 雅彰（公認会計士・税理士）

寺尾 忠佳（公認会計士・税理士）

木村 善路（公認会計士・税理士）

IX. 重要な用語の説明

本報告書の中で使用される以下の用語は、次のような意味で用いている。

【使用されている用語の説明】

・ 「指摘事項」と「意見」

「指摘事項」とは、一連の事務手続の中で、法令、条例、規則等に違反している場合、あるいは、違法ではないが、社会通念上著しく適当でないと考えられる場合に該当する事項を記載している。

また、「意見」とは、一連の事務手続等の中で、組織および運営の面で合理化に役立つものとして改善または検討が望まれる事項を記載している。

・ 3E

3Eとは、Economy（経済性）、Efficiency（効率性）および Effectiveness（有効性）を示す。経済性は「同じものをどれだけ安く手に入れることができたか」、効率性は「同じ材料でどれだけのものを産出できたか」、有効性は「その産出物によってどれだけの効用を生み出せたか」を意味する。

【本報告書における記載内容の留意事項】

・ 端数処理

報告書の数値は、原則として金額は単位未満の端数を切り捨てて記載し、比率は小数点2位以下を四捨五入して記載している。ただし、県より入手した資料が異なる端数処理をしていた場合は、そのままの金額を記載することとしている。以上より、端数処理の関係で、総数と内訳の合計が一致しない場合がある。

X. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2章 港湾事業

I. 港湾事業の概要

1. 港湾の概要

我が国には、法に基づく港湾は、令和5年4月1日現在、全国に993港存在している。各港湾は、主に地方公共団体（都道府県、市町村）が港湾管理者となっている。福井県においては、5港存在しており、すべて福井県が港湾管理者となっている。

港湾は、港湾法および港湾法施行規則のもとで管理されており、我が国の港湾は港湾法に基づき以下のように分類されている。

【港湾の種類】

種類	定義	全国の港湾	県の港湾
国際戦略港湾 (法第2条第2項)	長距離の国際海上コンテナ運送に係る国際海上貨物輸送網の拠点となり、かつ、当該国際海上貨物輸送網と国内海上貨物輸送網とを結節する機能が高い港湾であつて、その国際競争力の強化を重点的に図ることが必要な港湾として政令で定めるもの	5港	なし
国際拠点港湾 (法第2条第2項)	国際戦略港湾以外の港湾であつて、国際海上貨物輸送網の拠点となる港湾として政令で定めるもの	18港	なし
重要港湾 (法第2条第2項)	国際戦略港湾及び国際拠点港湾以外の港湾であつて、海上輸送網の拠点となる港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾として政令で定めるもの	102港	1港
地方港湾 (法第2条第2項)	国際戦略港湾、国際拠点港湾及び重要港湾以外の港湾	807港	4港
避難港 (法第2条第9項)	地方港湾のうち、暴風雨に際し小型船舶が避難のため停泊することを主たる目的とし、通常貨物の積卸し又は旅客の乗降の用に供せられない港湾で、政令で定めるもの	35港	1港
56条港湾 (法第56条第1項)	港湾区域の定めのない港湾で、都道府県知事が水域を公告した港湾	61港	
	合計	993港	5港

港湾法第2条第1項において、港湾管理者は、港湾局又は地方公共団体（普通地方公共団体又は特別地方公共団体（一部事務組合等））のいずれかと定められているが、福井県においては、すべての港湾について福井県が港湾管理者となっている。

なお、令和5年4月1日現在、港湾局は、愛媛県の新居浜港の港湾管理者として設立された新居浜港湾局のみであり、それ以外は地方公共団体が港湾管理者となっている。

○港湾法 (定義) 第二条 この法律で「港湾管理者」とは、第二章第一節の規定により設立された港務局又は第三十三条の規定による地方公共団体をいう。 (港湾管理者としての地方公共団体の決定等) 第三十三条 関係地方公共団体は、港務局を設立しない港湾について、単独で港湾管理者となり、又は港湾管理者として地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第二項若しくは第三項の地方公共団体を設立することができる。港務局の設立されている港湾において、当該港務局が定款の定めるところにより解散しようとする場合も同様である。
--

【全国の港湾数一覧（令和5年4月1日現在）】

区分	総数	港湾管理者					都道府県 知事
		都道府県	市町村	港務局	一部事 務組合	計	
国際戦略港湾	5	1	4	0	0	5	-
国際拠点港湾	18	11	4	0	3	18	-
重要港湾	102	82	16	1	3	102	-
地方港湾	807	504	303	0	0	807	-
計	932	598	327	1	6	932	-
(うち避難港)	(35)	(29)	(6)	0	0	(35)	-
56条港湾	61	-	-	-	-	-	61
合計	993	598	327	1	6	932	61

(出典：「港湾管理者一覧表」（令和5年4月1日 国土交通省港湾局）より)

【都道府県別港湾数一覧（令和5年4月1日現在）】

都道府県名	港湾管理者設立港湾							56条港湾	合計
	国際戦略港湾	国際拠点港湾	重要港湾	地方港湾	うち避難港	計	うち避難港		
北海道	0	2	10	23	(6)	35	(6)	6	41
青森	0	0	3	11	(2)	14	(2)	1	15
岩手	0	0	4	2	(0)	6	(0)	0	6
宮城	0	1	0	7	(1)	8	(1)	0	8
秋田	0	0	3	2	(1)	5	(1)	0	5
山形	0	0	1	2	(1)	3	(1)	0	3
福島	0	0	2	5	(1)	7	(1)	0	7
茨城	0	0	2	5	(0)	7	(0)	0	7
千葉	0	1	1	5	(2)	7	(2)	0	7
東京	1	0	0	16	(0)	17	(0)	0	17
神奈川	2	0	1	4	(0)	7	(0)	0	7
新潟	0	1	3	6	(1)	10	(1)	0	10
富山	0	1	0	1	(0)	2	(0)	0	2
石川	0	0	2	10	(1)	12	(1)	0	12
福井	0	0	1	4	(1)	5	(1)	0	5
静岡	0	1	2	12	(1)	15	(1)	0	15
愛知	0	1	2	12	(1)	15	(1)	0	15
三重	0	1	2	17	(1)	20	(1)	0	20
滋賀	0	0	0	4	(0)	4	(0)	0	4
京都	0	0	1	3	(0)	4	(0)	0	4
大阪	1	1	1	6	(0)	9	(0)	0	9
兵庫	1	1	2	26	(1)	30	(1)	0	30
和歌山	0	1	1	13	(2)	15	(2)	0	15
鳥取	0	0	1	4	(1)	5	(1)	4	9
鳥取・島根	0	0	1	0	(0)	1	(0)	0	1
島根	0	0	3	77	(1)	80	(1)	9	89

都道府県名	港湾管理者設立港湾							56条港湾	合計
	国際戦略港湾	国際拠点港湾	重要港湾	地方港湾	うち避難港	計	うち避難港		
岡山	0	1	2	34	(0)	37	(0)	0	37
広島	0	1	3	40	(0)	44	(0)	0	44
山口	0	2	4	23	(1)	29	(1)	15	44
徳島	0	0	2	10	(0)	12	(0)	0	12
香川	0	0	2	65	(0)	67	(0)	0	67
愛媛	0	0	6	44	(0)	50	(0)	1	51
高知	0	0	3	16	(2)	19	(2)	0	19
福岡	0	2	2	5	(1)	9	(1)	0	9
佐賀	0	0	2	7	(1)	9	(1)	0	9
長崎	0	0	5	77	(1)	82	(1)	22	104
熊本	0	0	3	23	(0)	26	(0)	0	26
大分	0	0	5	13	(0)	18	(0)	2	20
宮崎	0	0	3	12	(0)	15	(0)	1	16
鹿児島	0	0	5	126	(2)	131	(2)	0	131
沖縄	0	0	6	35	(2)	41	(2)	0	41
計	5	18	102	807	(35)	932	(35)	61	993

注(1) 国際戦略港湾については京浜を東京、横浜、川崎の3港として、国際拠点港湾については関門を下関、北九州の2港として、重要港湾については秋田船川を秋田、船川の2港として、金武中城を金武湾、中城湾の2港として計算した。

(2) 洞輪沢港については、港湾管理者未設立であり、又、56条港湾でもないため、本表より除く。

(3) 鳥取・島根の重要港湾は境港である。

(4) 避難港は全て地方港湾である。

(出典：「港湾管理者一覧表」(令和5年4月1日 国土交通省港湾局)より)

2. 福井県の港湾

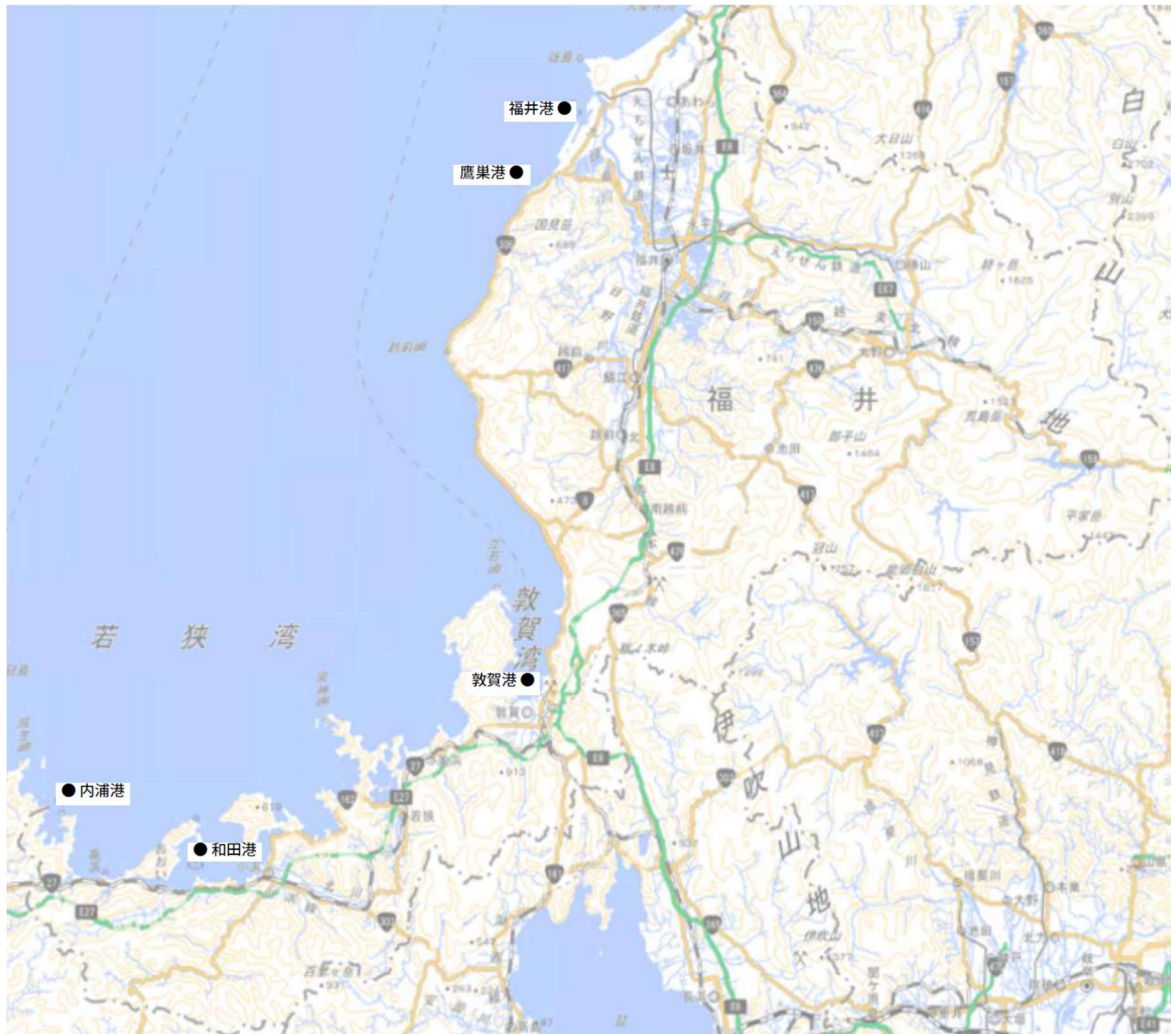
県の港湾は、国際戦略港湾、国際拠点港湾はなく、重要港湾である敦賀港、地方港湾である福井港、内浦港、和田港、および鷹巣港（避難港）の4港の計5港となっている。いずれも県が管理者となっている。

種類	港湾数	港湾名
重要港湾	1	敦賀港
地方港湾	4	福井港、内浦港、和田港、および鷹巣港（避難港）
合計	5	

県管理港湾についての種別、所在地および管理事務所は以下のとおりとなっている。

港湾名	種別	所在地	所管事務所
敦賀港	重要港湾	敦賀市	嶺南振興局敦賀港湾事務所
福井港	地方港湾	福井市 坂井市	福井港湾事務所
内浦港	地方港湾	大飯郡高浜町	嶺南振興局小浜土木事務所
和田港	地方港湾	小浜市 大飯郡高浜町 大飯郡おおい町	嶺南振興局小浜土木事務所
鷹巣港	地方港湾/ 避難港	福井市	福井港湾事務所

【福井県の港湾】



(1) 敦賀港

① 港湾の概要

港湾名	敦賀港
港湾所在地	福井県敦賀市
港格	重要港湾（福井県唯一）
沿革	<p>8～9世紀：博多・那の津と二大海外交流拠点港湾を形成</p> <p>12～13世紀：日本海沿岸と大津・京都などを結ぶ流通拠点となる</p> <p>江戸時代：北前船により活気づく</p> <p>明治32年：開港場（外国貿易港）に指定される</p> <p>明治35年：ウラジオストックとの間に定期航路が開設される</p> <p>明治40年：横浜・神戸・関門（下関・門司）とともに第1種重要港湾に指定され、軍事、経済、文化交流の拠点として重要性を高める</p> <p>明治45年：敦賀からウラジオストックまでの航路に接続するため、新橋駅と敦賀港駅を直通で結ぶ欧亜国際連絡列車が運行開始される</p> <p>大正11年：現在の敦賀港の原型を築く大規模な港湾整備に着工</p> <p>昭和15年：ユダヤ難民が敦賀に上陸</p> <p>昭和26年：港湾法により重要港湾および外国人出入国港に指定される</p> <p>昭和28年：港湾管理者が福井県になる</p> <p>昭和30年：北海道間の定期航路が開設される</p> <p>昭和33年：日・ソ間の定期航路が開設される</p> <p>昭和38年：港湾計画を策定し近代的港湾としての面目を一新した</p> <p>昭和45年：北海道小樽港間の定期カーフェリー就航</p> <p>昭和52年：港湾計画改訂。港湾機能拡充と再編を期して、外港地区に鞠山新港整備計画が策定される</p> <p>昭和57年：敦賀港新港起工</p> <p>平成 2年：韓国釜山港との間の定期コンテナ船が就航</p> <p>平成 4年：港湾計画改訂。鞠山地区において新港整備計画を策定し、両地区を結ぶ臨港トンネルを開通</p> <p>平成 8年：中国丹東との間の定期コンテナ船が就航</p> <p>平成 9年：中国大連港との間の定期コンテナ船が就航</p> <p>平成11年：開港100周年。「つるが・きめらき・みなと博21」開催</p> <p>平成14年：北海道苫小牧港との間の定期RORO船が就航</p> <p>平成15年：金ヶ崎臨港トンネルが供用開始</p> <p>平成17年：中国上海港との間の定期コンテナ船が就航</p> <p>〃 : 港湾計画改訂</p>

	<p>平成19年：敦賀港（金ヶ崎地区）がみなとオアシスに認定</p> <p>平成22年：韓国釜山港との間の国際定期RORO船が就航</p> <p>平成22年：水深－14mの鞠山南地区国際物流ターミナルが供用を開始</p> <p>平成23年：日本海側拠点港（国際フェリー・国際RORO船機能別拠点港）に選定</p> <p>平成25年：敦賀港鞠山南CFS上屋（コンテナプレートステーション）供用開始</p> <p>平成27年：大竹港・神戸港との間に日本海側発の定期コンテナ船が就航</p> <p>平成31年：博多港との間に日本海側で唯一の本州と九州を結ぶRORO船定期航路が開設される。平成21年から休線になっていたJR敦賀港線が廃止される</p>
<p>特徴</p>	<p>敦賀港は、日本海側のほぼ中央に位置し、我が国で有数の長い歴史を誇る港である。</p> <p>若狭湾に位置し、東は越前海岸、西は敦賀半島に挟まれた湾の最奥部に位置する港で日本海側有数の天然の良港となっており、古くから横浜、神戸、関門とともに対岸諸国と国内各地を結ぶ中継港として軍事、経済、文化交流の拠点として栄えてきた。</p> <p>北海道の苫小牧港との間に定期フェリー航路、RORO船航路を有しており、また、韓国（釜山）との間に定期コンテナ航路を有しているなど、環日本海時代に対応した流通港湾としての重要な役割を担っている。</p> <p>現在整備中の中部縦貫自動車道や4車線化が進められている舞鶴若狭自動車道の整備効果により、敦賀港は、中京・京阪神地域と高速道路網で複数ルートが確保されるようになった。また、敦賀港は、国道8号敦賀バイパスにより北陸自動車道に直結しており北陸自動車道の敦賀ICから約5分と近く、また、名神高速道路の米原IC（滋賀県）から約50km、名古屋から約120km、大阪からも約180kmと近距離にあり、太平洋側の主要経済圏域へのアクセス性の高い太平洋側との連携に優れた日本海側随一の港湾でもある。</p>

主要航路	寄港地			
	航路名	運行回数	寄港曜日	
長距離フェリー	週 7 便	毎日	敦賀 - 苫小牧東 - (敦賀)	
	週 1 便	月	敦賀 - 新潟 - 秋田 - 苫小牧東 - 秋田 - 新潟 - (敦賀)	
	不定期		敦賀 - 小樽 - (敦賀)	
	RORO 航路 (内貿)	週 6 便	月～土	敦賀 - 苫小牧西 - (敦賀)
		週 3 便	月～土	敦賀 - 博多 - (敦賀)
	コンテナ航路 (内貿)	週 1 便	月	敦賀 - 大竹 - 神戸 - 大竹 - (敦賀)
	国際フェーダー航路	週 1 便	火	敦賀 - 舞鶴 - 境港 - 神戸 - (敦賀)
	RORO 船 (外貿) ～韓国航路～	週 2 便	月・木	敦賀 - 金沢 - 釜山新港 - 馬山 - (敦賀)
	コンテナ船 (外貿) ～韓国航路～	週 1 便	水	敦賀 - 伏木富山 - 金沢 - 釜山 - 浜田 - 釜山新港 - (敦賀)
		週 1 便	日	敦賀 - 舞鶴 - 伊万里 - 釜山 - 境港 - 金沢 - (敦賀)
港湾のエリアごとの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・鞠山北地区 内航フェリー、内航RORO船（苫小牧航路）および一般バルク貨物船が利用している。主として小型漁船が利用している。 ・鞠山南地区 外航コンテナ船（韓国釜山航路）、内航コンテナ船（大竹・神戸航路）が利用している。 鞠山南地区国際物流ターミナルがある。 ・金ヶ崎地区 内航RORO船（博多航路）が利用している。 ・蓬萊・桜地区 緊急時、避難時、混雑時用として利用している。 ・川崎・松栄地区 外航RORO船（韓国釜山航路）が利用している。 			
所管課	土木部港湾空港課			
管理事務所	嶺南振興局敦賀港湾事務所			

【敦賀港】



敦賀港の位置



【敦賀港施設図】



②敦賀港の取扱貨物等の推移

【コンテナ貨物年次推移表】

○全コンテナ取扱個数（TEU）

※（ ）内の数字は実入りコンテナの個数

区分/年	H30	R1	R2	R3	R4
輸出	18,275 (10,175)	16,494 (8,030)	13,285 (6,627)	13,992 (6,932)	13,173 (6,459)
輸入	18,315 (17,536)	15,990 (15,287)	13,287 (12,932)	14,013 (13,265)	13,397 (12,079)
移出	10,201 (5,769)	22,259 (8,238)	26,010 (8,841)	17,150 (9,454)	17,576 (11,640)
移入	29,980 (29,808)	40,046 (31,441)	52,919 (34,149)	43,806 (33,974)	35,086 (35,048)
合計	76,771 (63,288)	94,789 (62,996)	105,501 (62,549)	88,961 (63,625)	79,232 (65,226)

（参考）港湾別コンテナ取扱貨物量一覧（TEU）

順位	港湾名	総コンテナ取扱量（個）	外貿コンテナ（個）	内貿コンテナ（個）
1	新潟港	224,601	167,669	56,932
2	敦賀港	88,961	28,005	60,956
3	伏木富山港	73,308	68,547	4,761
4	金沢港	64,320	64,320	0
5	秋田港	59,221	48,739	10,482

（2021 国交省コンテナ取扱量（速報値）より）

○外貿実入りコンテナ（トン数、TEU）

区分/年別	H30	R1	R2	R3	R4	
輸出	(トン)	122,174	100,992	74,529	71,842	86,834
	(TEU)	10,175	8,030	6,627	6,932	6,459
輸入	(トン)	203,190	213,172	168,923	144,662	156,202
	(TEU)	17,536	15,287	12,932	13,265	12,079
合計	(トン)	325,364	314,164	243,452	216,504	243,036
	(TEU)	27,711	23,317	19,559	20,197	18,538

【海上出入貨物年次推移表】

単位：トン

区分/年別	H30	R1	R2	R3	R4	
外国貿易	輸出	296,158	218,250	190,691	267,038	296,989
	輸入	3,493,542	3,668,406	3,589,747	4,089,874	3,325,336
	計	3,789,700	3,886,656	3,780,438	4,356,912	3,622,325
内国貿易	移出	5,875,909	6,216,641	5,962,585	5,762,464	6,056,063
	移入	6,295,536	7,042,523	6,656,455	6,619,854	7,035,613
	計	12,171,445	13,259,164	12,619,040	12,382,318	13,091,676
合計	15,961,145	17,145,820	16,399,478	16,739,230	16,714,001	

【入港船舶の船種別年次表】

区分/年別	H30		R1		R2		R3		R4		
	(隻数)	総トン数	(隻数)	総トン数	(隻数)	総トン数	(隻数)	総トン数	(隻数)	総トン数	
商 船	外航船	(355)	4,301,498	(340)	4,204,000	(296)	3,600,873	(290)	3,834,678	(263)	3,207,829
	内航船	(1,011)	10,869,775	(1,196)	12,251,702	(1,258)	13,181,050	(1,189)	12,454,921	(1,253)	12,709,027
	計	(1,366)	15,171,273	(1,536)	16,455,702	(1,554)	16,781,923	(1,479)	16,289,599	(1,516)	15,916,856
漁船	(154)	20,312	(99)	11,206	(94)	11,156	(70)	8,840	(63)	8,343	
その他の船舶	(488)	96,259	(361)	86,229	(359)	116,991	(410)	142,910	(414)	201,285	
合 計	(2,008)	15,287,844	(1,966)	16,553,137	(2,007)	16,910,070	(1,959)	16,441,349	(1,993)	16,126,484	

【フェリーボート利用状況年次推移表】

区分/年別		H30	R 1	R2	R3	R4
乗降人員(人)	乗込	34,516	39,900	19,607	20,154	30,114
	上陸	40,845	44,489	22,391	22,189	32,548
	合計	75,361	84,389	41,998	42,343	62,662
乗降車両(台)	移出	67,685	67,384	55,717	54,383	61,899
	移入	58,449	60,080	52,573	51,767	58,087
	合計	126,134	127,464	108,290	106,150	119,986

(2) 福井港

① 港湾の概要

港湾名	福井港
港湾所在地	福井県坂井市・福井市
港格	地方港湾
沿革	<p>明治 15 年：九頭竜川河口に日本初の西洋式防波堤（通称:エッセル堤）が完成（平成 15 年に重要文化財の指定、平成 16 年に土木学会選奨土木遺産の認定を受ける）</p> <p>昭和 46 年：名称を三国港から福井港に変更 “：重要港湾に指定</p> <p>昭和 53 年：現在の本港地区が開港（供用開始）</p> <p>平成 12 年：重要港湾の指定を解除、地方港湾となる “：特定地域振興重要港湾に選定</p>
特徴	<p>関西、中京圏をはじめ、石川・富山県へのアクセスも良好。国家石油備蓄基地や石油配分基地が立地するエネルギー基地として、また「テクノポート福井」の拠点港として、さらには福井県嶺北地域を中心とした背後圏の物流基地としての機能を果している。</p>
定期航路	なし
港湾のエリアごとの機能	<p>もともと九頭竜川河口の三国港がこの地区の中心港であったが、後に日本海側の三里浜砂丘地に大型港湾を整備し、あわせて福井港と称するようになった。前者を三国港地区、後者を本港地区と称している。</p> <p>・三国港地区 古くから三津七湊の 1 つでもあって日本を回航する北前船、および福井城下はじめ九頭竜川水系の水運拠点として繁栄した三国港がその前身である。港内には越前がにとアマエビの水揚げで有名な三国港市場がある。 三国港一帯は平成30年にみなとオアシス三国湊として登録されている。</p> <p>・本港地区 福井港の本港を中心とする地域には、福井臨海工業地帯（テクノポート福井）が建設されており、石油天然ガス・金属鉱物資源機構 福井国家石油備蓄基地がある。福井県福井港湾事務所はこの地区にある。</p>
所管課	土木部港湾空港課
管理事務所	福井港湾事務所

【福井港の全景】



【福井港の位置】



【福井港の利用状況】

・環日本海交流の拠点

経済発展の著しい中国、そして韓国やロシアなど、環日本海の交流が活発化している。国際物流の観点から、県内産業の発展を支えている。

福井港相手国別隻数・貨物量（R4）

相手国	隻数	貨物量（t）
ロシア	70	141,476
韓国	25	98,572
東南アジア	7	62,212
中国	1	4,975
合計	103	307,235



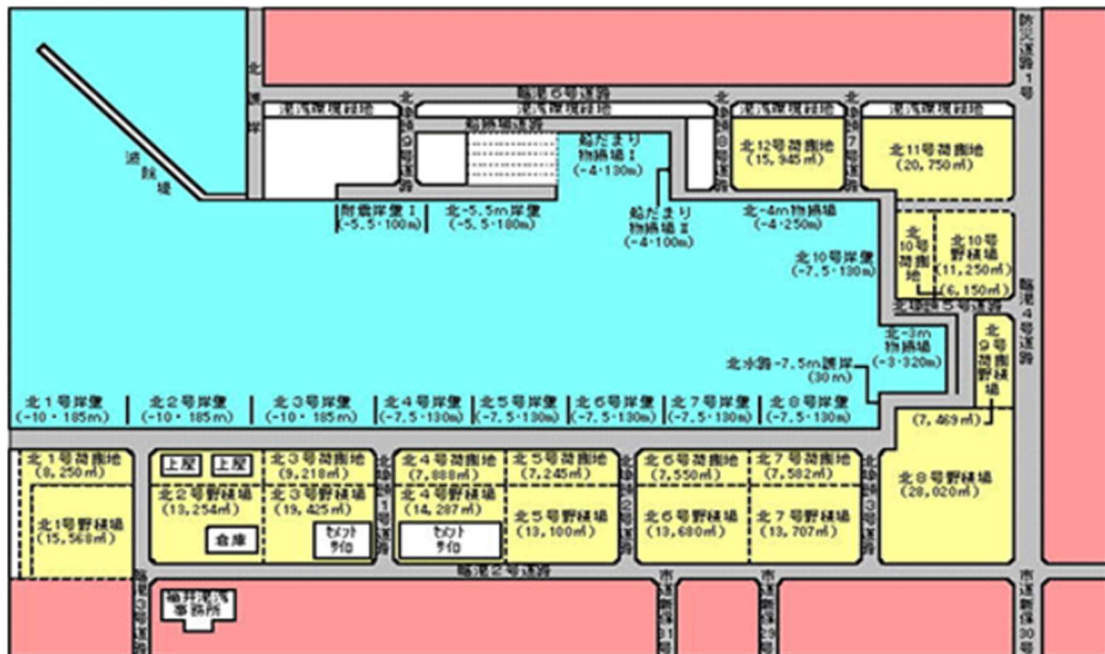
・令和4年の外航隻数は103隻、約30万トン

・ロシアとの輸出入が約1/2を占める

・広大な外貿バルクヤード

広大なバルクヤード（19ha）および、1.2kmにおよぶバルク専用岸壁（うち-10m岸壁が3バース・555m）を有し、スムーズな荷捌きが可能となっている。

福井港施設配置図



②福井港の取扱貨物等の推移

(単位：トン)

区分	H30	R1	R2	R3	R4	平均	平均の比率	
内賃	移出	40,033	22,706	11,061	7,144	11,245	18,438	1.3
	移入	1,378,968	1,294,213	1,090,015	992,898	1,047,073	1,160,633	79.3
	計	1,419,001	1,316,919	1,101,076	1,000,042	1,058,318	1,179,071	80.5
外賃	輸出	32,853	29,598	40,886	31,408	34,109	33,771	2.3
	輸入	253,511	242,809	222,074	264,577	273,126	251,219	17.2
	計	286,364	272,407	262,960	295,985	307,235	284,990	19.5
合計	1,705,365	1,589,326	1,364,036	1,296,027	1,365,553	1,464,061	100.0	

品目別内訳

(単位：トン)

区分	内訳	H30	R1	R2	R3	R4	平均	平均の比率
移出	非金属鉱物	8,680	0	0	4,270	8,990	4,388	23.8
	金属くず	6,013	3,793	0	1,004	2,035	2,569	13.9
	重油	0	0	0	1,213	220	287	1.6
	非鉄金属	6,940	156	0	601	0	1,539	8.3
	砂利・砂	18,400	18,700	11,000	0	0	9,620	52.2
	鉄鋼・鋼材	0	0	61	56	0	23	0.1
	産業機械	0	57	0	0	0	57	0.3
	計	40,033	22,706	11,061	7,144	11,245	18,438	100.0
移入	セメント	436,920	476,210	413,170	277,323	280,435	376,812	32.5
	石油製品	638,875	602,418	497,973	498,511	499,198	547,395	47.2
	重油	174,757	59,019	38,730	63,668	119,595	91,154	7.9
	化学薬品	79,900	67,122	60,865	82,985	79,795	74,133	6.4
	砂利・砂	22,403	70,186	66,100	54,111	59,230	54,406	4.7
	鋼材	14,419	18,718	12,292	15,924	8,428	13,956	1.2
	水産品	518	540	405	376	356	439	0.0
	非金属鉱物	8,098	0	0	0	0	1,620	0.1
	再利用資源	2,817	0	0	0	0	563	0.0
	その他	261	0	480	0	36	194	0.0
計	1,378,968	1,294,213	1,090,015	992,898	1,047,073	1,160,633	100.0	
輸出	金属くず	31,476	29,598	39,106	28,839	19,722	29,748	88.1
	完成自動車	1,377	0	1,780	2,569	14,387	4,023	11.9
	計	32,853	29,598	40,886	31,408	34,109	33,771	100.0
輸入	非鉄金属	101,568	110,334	88,722	127,514	116,498	110,566	44.0
	石炭	143,578	125,105	132,750	135,710	84,365	122,662	48.8
	重油	0	0	0	0	71,256	14,251	5.7
	製材	0	0	0	0	1,007	201	0.1
	鉄鋼・鋼材	2,346	0	0	1,353	0	740	0.3
	産業機械	0	2,280	0	0	0	456	0.2
	再利用資源	0	5,090	0	0	0	1,018	0.4
	その他	6,019	0	602	0	0	1,655	0.7
計	253,511	242,809	222,074	264,577	273,126	251,219	100.0	

区分	内訳	H30	R1	R2	R3	R4	平均	平均の比率
合計	セメント	436,920	476,210	413,170	277,323	280,435	376,812	25.9
	石油製品	638,875	602,418	497,973	498,511	499,198	547,395	37.6
	重油	174,757	59,019	38,730	64,881	191,071	105,692	7.3
	鉄鋼・鋼材	16,765	18,718	12,353	17,333	8,428	14,719	1.0
	非鉄金属	108,508	110,490	88,722	136,311	116,498	112,106	7.7
	非金属鉱物	16,778	0	0	4,270	8,990	6,008	0.4
	石炭	143,578	125,105	132,750	127,514	84,365	122,662	8.4
	化学薬品	79,900	67,122	60,865	82,985	79,795	74,133	5.1
	砂利・砂	22,403	70,186	66,100	54,111	59,230	54,406	3.7
	金属くず	37,489	33,391	39,106	29,843	21,757	32,317	2.2
	産業機械	0	2,337	0	0	0	467	0.0
	再利用資源	2,817	5,090	0	0	0	1,581	0.1
	その他	8,175	540	3,267	2,945	15,786	6,143	0.4
	計	1,686,965	1,570,626	1,353,036	1,296,027	1,365,553	1,454,441	100.0

地域別内訳

(単位：トン)

区分	内訳	H30	R1	R2	R3	R4	平均	平均の比率
移出	北海道	2,829	57	61	56	0	751	4.1
	福井	18,400	18,700	11,000	0	0	16,033	87.0
	島根	1,200	0	0	1,200	5,940	2,780	15.1
	福岡	4,227	1,217	0	4,074	1,025	2,636	14.3
	その他	13,377	2,732	0	1,814	4,280	4,441	24.1
	計	40,033	22,706	11,061	7,144	11,245	18,438	100.0
移入	北海道	64,972	6,983	12,110	31,175	42,426	31,533	2.7
	青森	30,631	24,241	34,655	30,048	24,382	28,791	2.5
	山形	3,600	2,700	2,790	7,920	2,775	3,957	0.3
	新潟	12,078	23,394	20,878	14,400	11,528	16,456	1.4
	福井	38,746	36,110	38,140	31,517	32,831	35,469	3.1
	三重	13,095	14,358	75,885	21,720	91,728	43,357	3.7
	大阪	13,640	19,650	24,340	31,480	32,700	24,362	2.1
	和歌山	41,399	25,840	39,109	16,060	54,180	35,318	3.0
	岡山	207,663	226,052	218,599	206,901	236,223	219,088	18.9
	広島	32,117	41,574	36,500	1,837	5,158	23,437	2.0
	山口	405,552	324,629	202,255	326,495	218,790	295,544	25.5
	愛媛	15,000	47,860	9,800	8,750	14,400	19,162	1.7
	福岡	381,638	414,383	346,300	217,659	224,197	316,835	27.3
	大分	36,081	19,260	12,070	13,000	40,590	24,200	2.1
	その他	82,756	67,179	16,584	33,936	15,165	43,124	3.7
計	1,378,968	1,294,213	1,090,015	992,898	1,047,073	1,160,633	100.0	

区分	内訳	H30	R1	R2	R3	R4	平均	平均の比率
輸出	韓国	20,801	23,585	24,372	20,116	19,722	21,719	64.3
	ロシア	1,377	0	1,780	2,569	14,387	4,023	11.9
	ベトナム	0	0	8,298	6,334	0	2,926	8.7
	台湾	10,675	6,013	6,436	2,389	0	5,103	15.1
	計	32,853	29,598	40,886	31,408	34,109	33,771	100.0
輸入	ロシア	225,577	202,377	199,634	202,250	127,089	191,385	76.2
	韓国	5,045	12,238	9,989	32,135	78,850	27,651	11.0
	インドネシア	0	12,093	0	0	53,200	13,059	5.2
	マレーシア	14,524	5,008	7,513	29,601	9,012	13,132	5.2
	中国	6,257	10,225	4,336	0	4,975	5,159	2.1
	その他	2,108	868	602	591	0	834	0.3
	計	253,511	242,809	222,074	264,577	273,126	251,219	100.0

(3) 内浦港

① 港湾の概要

港湾名	内浦港
港湾所在地	福井県大飯郡高浜町
港格	地方港湾
沿革	昭和 44 年：関税法上の開港指定 港湾法に基づき地方港湾に指定 昭和 47 年・昭和 50 年：係船浮標を設置（原木輸入船の係留に利用） 昭和 57 年・平成 2 年：－7.5m 岸壁係船 2 バースを整備 （水上保管から陸上保管への変化への対応） 平成 15 年：1 号岸壁を－9 m 岸壁に改良 （1 万トンクラスの船舶の接岸が可能）
特徴	福井県若狭地方の最西端にある内浦湾の奥部に位置し、三方が山に囲まれた天然の良港。 主に原木の輸入を取り扱っており、主に京阪神方面の製材業者に陸送され、地域経済発展の拠点港としての役割を果たしている。 また、取扱貨物量も近年増加傾向にあることから、船舶の大型化および埠頭用地の不足に対応するために港湾施設の整備拡張を進めている。
定期航路	なし
所管課	土木部港湾空港課
管理事務所	福井県嶺南振興局 小浜土木事務所

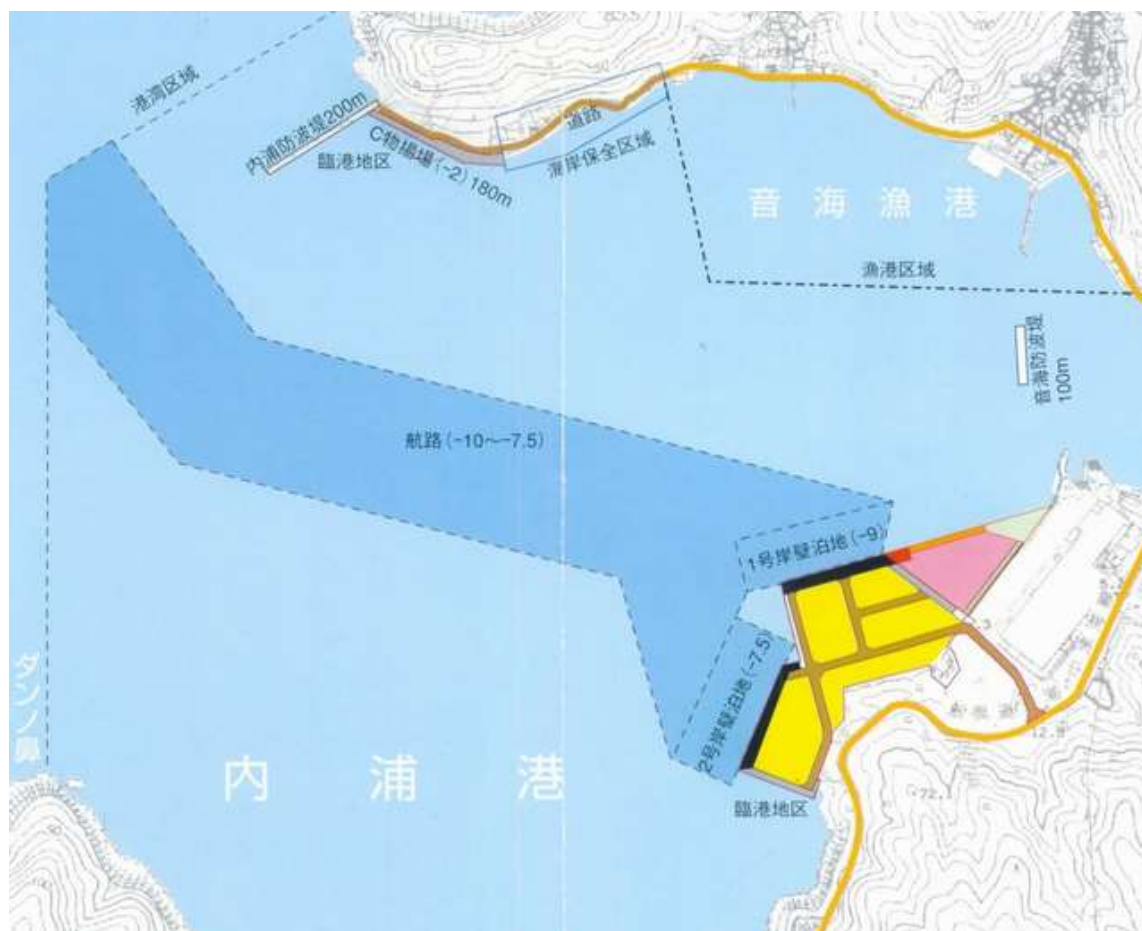
【内浦港】



【内浦港の位置】



【内浦港の施設】



②内浦港の取扱貨物等の推移

取扱貨物量	(単位：トン)				
	H30	R1	R2	R3	R4
外 貿	92,672	104,049	77,072	123,617	132,218
内 貿	31,371	26,460	27,683	24,870	21,097
合計	124,043	130,509	104,755	148,487	153,315

外貿貿易の内訳

輸入品目別推移

(単位：トン)

	H30	R1	R2	R3	R4
製材	16,342	17,046	13,252	5,635	2,691
化学薬品	5,220	2,007	2,004	801	1,276
産業機械	0	0	0	0	213
非鉄金属	0	0	0	229	229

主な輸出品目別推移

(単位：トン)

	H30	R1	R2	R3	R4
完成自動車	50,540	69,610	51,075	102,735	114,197
国内産原木	12,040	11,166	10,350	14,211	12,269

(4) 和田港

① 港湾の概要

港湾名	和田港
港湾所在地	福井県大飯郡おおい町
港格	地方港湾
沿革	昭和 28 年：港湾法に基づき地方港湾に指定 昭和 55 年：「若狭和田マリーナ」がオープン 平成 21 年：「うみんぴあ大飯」がグランドオープン
特徴	和田港は、若狭湾に面した外港と、入江の小浜湾に面した内港に分かれている。外港には外港地区とマリーナ地区があり、内港では、尾内地区に通年型観光施設として「わかさ大飯マリンワールド（愛称：うみんぴあ大飯）」の整備を進めており、海洋性レクリエーション拠点としての役割を担っている。
定期航路	なし
港湾のエリアごとの機能	・外港 外港地区とマリーナ地区（若狭和田マリーナ）がある。 ・内港 小型船舶の拠点港である。また、通年型観光施設として「わかさ大飯マリンワールド（愛称：うみんぴあ大飯）」の整備を進めており、海洋性レクリエーション拠点としての役割を担っている。
所管課	土木部港湾空港課
管理事務所	福井県嶺南振興局 小浜土木事務所

【和田港（一部）】



【和田港の位置】



【和田港の施設】

・若狭和田マリーナ

◇ 施設概要 ◇

福井県和田港若狭和田マリーナは、海洋スポーツの健全な発展と海洋性レクリエーションの振興および地域の活性化に寄与することを目的に、昭和55年7月に開港した福井県営の公共マリーナです。

○施設内容	敷地面積	45,532㎡
	船揚場	112隻 (ディンギーヨット換算450隻)
	栈橋	20隻
	浮栈橋	18隻
	駐車場	450台
	給水施設	7基
	給電施設	4基
	給油施設	1基
	管理棟	248㎡ 管理事務所、研修(談話)室、シャワー室

○営業時間 午前9時～午後5時

○定休日 火曜日、12月29日～1月3日

○利用料金 栈橋・船揚場 5m未満 13,800円/月(税抜)
浮栈橋 5m未満 16,500円/月(税抜)



・うみんぴあ大飯



②和田港の取扱貨物等の推移

取扱貨物量

(単位：トン)

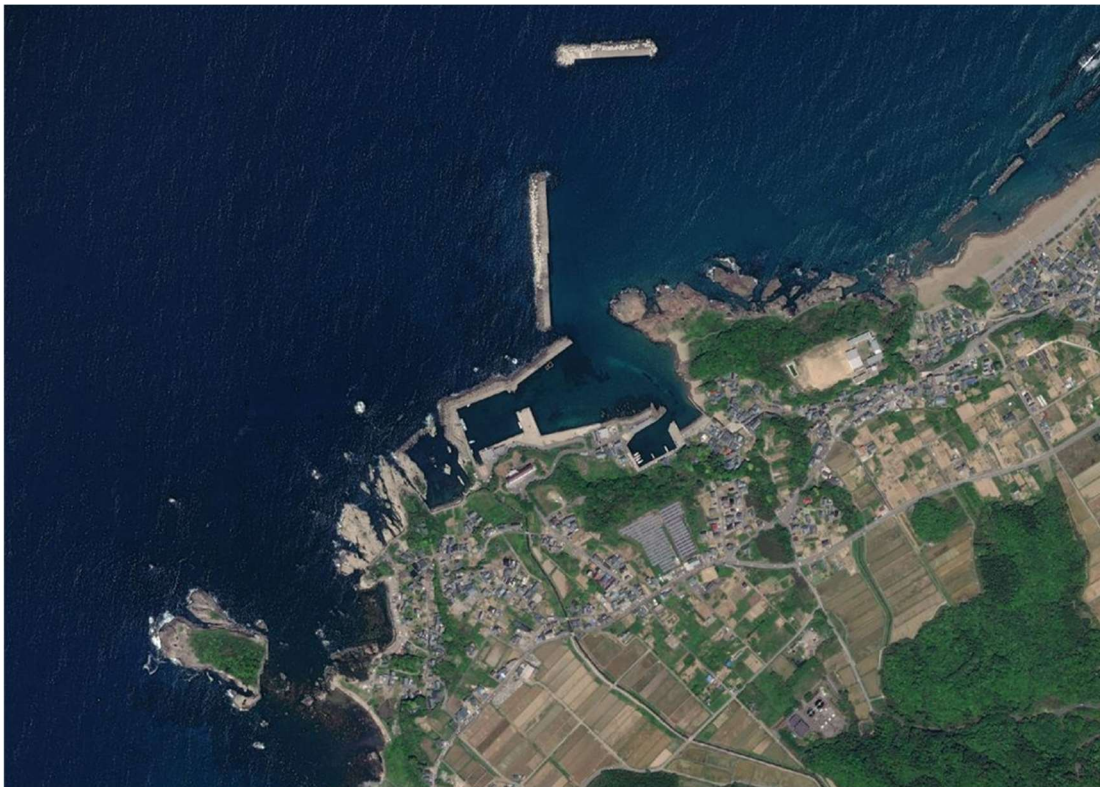
	H30	R1	R2	R3	R4
取扱貨物量	405	388	455	369	490

(5) 鷹巣港

① 港湾の概要

港湾名	鷹巣港
港湾所在地	福井県福井市
港格	地方港湾・避難港（福井県唯一）
沿革	昭和以前：三国港、敦賀港に至る約40海里の沿岸を航行する機帆船および漁船の中継基地ならびに近接漁港の漁業根拠地として利用される 昭和初期：時局国救事業により泊地や防波堤が構築される。また、地方単独事業で荷揚場や点灯施設が設置される 戦後：福井大震災にて防波堤が破壊される 昭和 24 年：港湾災害復旧工事により再度整備される。その後も台風などの災害のたびに復旧されている 昭和 29 年：避難港に指定される 昭和 32 年：地方港湾に指定される 昭和 48 年：避難港としての整備を完了。以後、地方港湾としての整備が進められている 平成 2 年：防波堤の整備が着手される 平成 21 年：防波堤延長 180mが完成する
特徴	鷹巣港は、福井市西部に位置し、日本海に面する天然の湾形を利用する良港であり、県内唯一の避難港である。 小型船舶が主として利用しており、荒天時に小型船舶の避難港として、また、地元の地域振興を担う地方港湾としての役割を担っている。
定期航路	なし
港湾のエリアごとの機能	・鷹巣地区 主として小型漁船が利用。 ・松蔭地区 主として小型漁船が利用。
所管課	土木部港湾空港課
管理事務所	福井港湾事務所

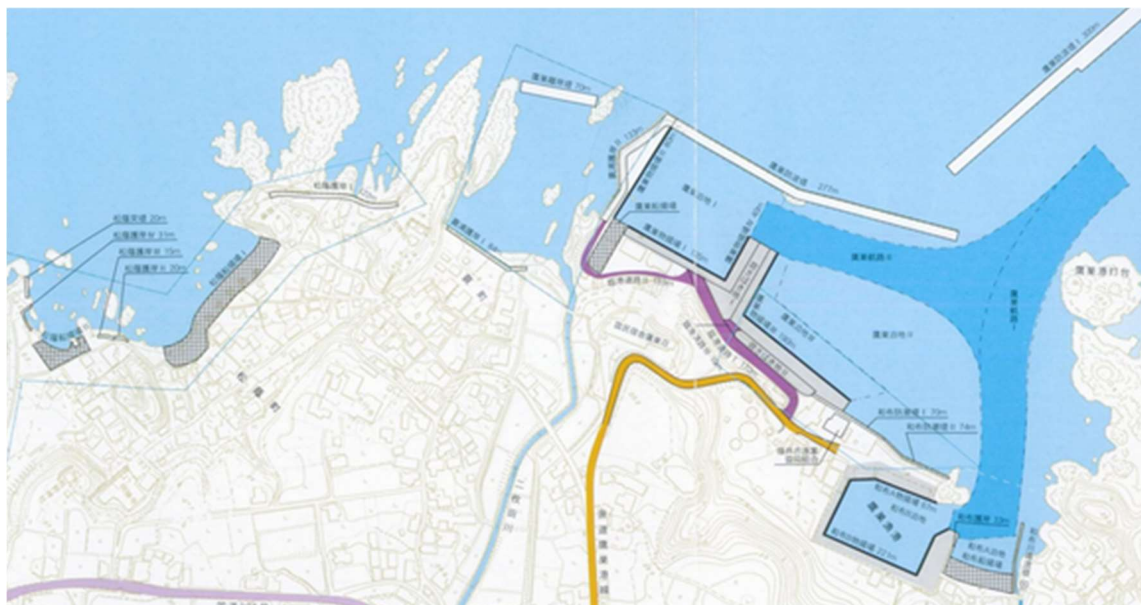
【鷹巣港】



【鷹巣港の位置】



【鷹巣港の施設】



②鷹巣港の取扱貨物等の推移

取扱貨物量（品目別）

単位：トン

	H30	R1	R2	R3	R4
窯業品	1,450	0	795	0	0
水産品	129	278	214	198	126
金属製品	140	140	140	0	0
合計	1,719	418	1,149	198	126

入港船舶隻数の推移

単位：隻数

	H30	R1	R2	R3	R4
漁船	499	503	463	394	598
その他	76	63	51	18	92
合計	575	566	514	412	690

3. 港湾事業に関する根拠法令等

我が国の港湾の整備・維持・管理などを行う事業（港湾事業）は、昭和25年に公布された港湾法等によって規制されており、国土交通省が所管庁となっている。

県では、昭和36年に公布した「福井県港湾条例」を始めとして、以下の条例等に基づき、港湾事業の事務を行っている。

港湾事業に関連する主な法令等	県の港湾事業に関連する主な条例・規則等
<ul style="list-style-type: none">・ 港湾法・ 港湾法施行規則・ 特定港湾施設整備特別措置法・ 港湾整備促進法・ 港湾運送事業法・ 公有水面埋立法・ 港則法・ 社会資本整備重点計画法	<ul style="list-style-type: none">・ 福井県港湾事務所の設置に関する条例・ 福井県福井港地方港湾審議会および福井県敦賀港地方港湾審議会条例・ 福井県港湾施設管理条例・ 福井県港湾施設管理条例施行規則・ 福井県入港料徴収条例・ 福井県入港料徴収条例施行規則・ 湾区域内等における行為の規制等に関する条例・ 福井県港湾施設管理条例に規定するコンテナターミナルの区域の指定・ 福井県港湾施設管理条例に規定する制限水域の指定・ 福井県港湾整備事業特別会計条例・ 港湾法第三十七条第一項の許可等に係る申請書等に関する規則

4. 港湾事業に係る会計

(1) 地方公共団体の会計

地方自治法では、地方公共団体の会計は、一般会計および特別会計に区分する。

特別会計を設置することができる場合は次の場合であり、その場合は条例を制定しなければならない。

- ・特定の事業を行う場合
- ・特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

○地方自治法

(会計の区分)

第二百九条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

そもそも、地方公共団体は、毎年の会計年度における事業の執行状況を網羅的に俯瞰できるようにするために、単一の会計（一般会計）で一体として経理することが、財政状況の把握や健全性確保の観点からは望ましい。しかし、地方公共団体の行政活動が広範で複雑化してくると、場合によっては単一の会計では、個々の事業の状況が把握しにくくなったり、資金の活用実績が不明確になったりするおそれがある。これを解消するために、一般会計とは別に会計を設け、特定の歳入と歳出を一般会計とは区分して経理する会計として、特別会計の存在がある。

(2) 公営企業の会計と経営

公営企業とは、地方公共団体が特別会計を設けて運営される事業であり、それ自体が法人格を持たず、地方公共団体に帰属するものである。

会計については、地方財政法第6条において「公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い」とし、これを受け、地方財政法施行令第46条において「法第6条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。」として特別会計設置義務のある事業を限定列挙している。

経営については、当該公営企業の経営に伴う収入をもってその経費にあてる独立採算を原則としているが、次の経費については一般会計からの繰入れによる収入をもってあてることができる。

- ・ その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもってあてることが適当でない経費
- ・ 当該公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもってあてることが客観的に困難であると認められる経費
- ・ 災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たとき

○地方財政法

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第五条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(3) 港湾整備の事業における会計

① 地方公営企業法における港湾整備事業の取扱い

地方公営企業法第2条では、「この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。」として、この適用を受ける事業（法適用事業）を限定列挙している。港湾整備事業は、この中に入っておらず、地方公営企業法の適用を受けない事業（法非適用事業）である。なお、法適用事業であっても地方公営企業法の規程の全部又は一部を自主的に適用することができる（第2条第3項）

これらの関係を表にすると、次のようになる。

	地方公営企業法 適用企業	地方公営企業法 非適用企業	
根拠法	地方公営企業法等	地方自治法等	
会計方式	企業会計 (発生主義、複式簿記)	官庁会計 (現金主義・単式簿記)	
主な 予算関係書類	予定収入および予定支出の金額 (3条予算、4条予算) 予定B/S、予定P/L、予定C/F	歳入歳出予算	
主な決算 関係書類	B/S、P/L、C/F	歳入歳出決算書	
出納整理期間	なし	あり	
対象範囲	法 適用事業		
	当然適用事業 (第2条第1項・2項)	任意適用事業 (第2条第3項)	
	【全部適用事業】 ● 電気事業 ● ガス事業 ● 水道事業 ● 工業用水道事業	(自主的に適用) ←	● 簡易水道事業 ● 公共下水道事業 ・その他下水道事業
	● 交通事業(軌道) ● 交通事業(自動車運送) ● 交通事業(鉄道)		● 交通事業(船舶運航) ・有料道路事業 ・駐車場整備事業 ・港湾整備事業 (●港湾機能施設のみ)
	【財務規定等適用事業】 ● 病院事業		● 市場事業 ● と畜場事業 ● 観光施設事業 ● 宅地造成事業 ・介護サービス事業 ・その他(有線放送等)
	↓	↓	
港湾整備事業 実施経営団体数 (令和4年3月末時点)	都道府県	1	36
	政令市	2	4
	市	3	24
	町村	0	18
	企業団	1	0
	一部事務組合	0	5
	計	7	87

● : 地方財政法第6条に規定する特別会計設置義務のある事業

②港湾整備に関する事業の会計

港湾整備に関する事業は、港湾整備事業（公共事業）と港湾関連起債事業に区分することができる。

港湾整備事業（公共事業）は、港湾法に基づく事業であり、国が整備する直轄事業と港湾管理者が整備する補助事業から成る。整備の対象施設は、水域施設・外郭施設・係留施設・臨海交通施設などの基本施設であり、一般会計で処理する。

港湾関連起債事業は、地方財政法および港湾整備促進法に基づく事業であり、整備主体は港湾管理者であり、特別会計で処理する。地方財政法第5条では、港湾施設の建設事業費や港湾関連の公共用地の購入費は地方債をもって財源とすることができる、としている。

港湾関連起債事業は、港湾機能施設整備事業と臨海部土地造成事業に区分できる。港湾機能施設整備事業の対象施設は、ふ頭用地・荷さばき施設・旅客施設・保管施設・港湾荷役提供用指導施設などの機能施設（基本施設の整備に対応して、港湾の機能を効率的に発揮させるための施設）であり、臨海部土地造成事業の対象は港湾関連用地等と工業用地である。

これらの関係を表にすると、次のようになる。なお、表の中の丸数字は、港湾整備促進法第2条において特定港湾施設整備事業の対象施設とされているものであり、数字は第2条の号数である。

	港湾整備に関する事業			
	港湾 整備事業（公共事業）		港湾関連 起債事業（特定港湾施設整備事業を含む）	
根拠法	港湾法		地方財政法、港湾整備促進法	
整備主体	国	港湾管理者	港湾管理者	
事業区分	直轄事業	補助事業	港湾機能施設 整備事業	臨海部 土地造成事業
対象施設	基本施設		機能施設	
	水域施設（航路、泊地等） 外郭施設（防波堤、護岸等） 係留施設（岸壁、物揚場等） 臨海交通施設（道路、鉄道等） その他		ふ頭用地 ② 荷さばき施設 ①（荷役機械、荷さばき地、上屋） 旅客施設（待合所等） 保管施設（貯木場 ③、野積場） 港湾荷役提供用指導施設（引船 ④） その他	
				港湾関連用地等 ② 工業用地 ②

○地方財政法

（地方債の制限）

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

：

五 ……（省略）港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（……）（省略）及び公用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（……）（省略）の財源とする場合

○地方財政法施行令

第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 七 港湾整備事業（埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。）

(4) 県の港湾事業に係る会計

県は、港湾整備事業について地方公営企業法を自主的に適用していないため、発生主義・複式簿記による企業会計ではなく、現金主義・単式簿記による官庁会計を採用し、歳入歳出決算書を作成している。(3) ①の表において港湾整備事業を行っている37の都道府県のうち地方公営企業法を適用しているのは東京都だけであり、福井県を含め36府県が適用していない。

特別会計については、(3) ①にあるように港湾整備事業のうち港湾機能施設整備事業のみが地方財政法第6条に規定する特別会計設置義務のある事業であり、県は、福井県港湾整備事業特別会計条例（昭和39年4月）により、港湾整備事業特別会計を設置している。なお、敦賀港は、重要港湾に指定されているため特定港湾に該当し、国土交通省の令和4年度の「特定港湾施設整備事業 基本計画」では、荷役機械とふ頭用地が敦賀港の港湾機能施設整備事業の対象となっている。

○福井県港湾整備事業特別会計条例

(設置)

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九条第二項の規定により、港湾整備事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため特別会計を設置する。

(歳入および歳出)

第二条 この会計においては、その施設から生ずる収入、一般会計からの繰入金、企業債による収入等をもつてその歳入とし、当該事業に要する経費の支出をもつてその歳出とする。

県の事業区分、会計区分、条例および歳入・歳出の内容は次のとおりである。

	港湾整備事業（公共事業）	港湾関連 起債事業（特定港湾施設整備事業を含む）	
事業区分	補助事業	港湾機能施設 整備事業	臨海部 土地造成事業
会計区分	一般会計	特別会計	
条例	—	福井県港湾整備事業 特別会計条例	なし
歳入（財源）	港湾使用料 港湾占用料 入港料 財産運用収入 国庫 負担金・補助金・支出金 特別会計からの繰入金 その他	港湾使用料 港湾占用料 財産運用収入・売払収入 県債による収入 一般会計からの繰入金 その他	なし
歳出	港湾建設費 港湾管理費 港湾災害復旧費 海岸保全費 その他	港湾整備費	なし

5. 港湾事業に係る県の組織概要

県の港湾事業に関連する組織および業務内容は、以下のとおりとなっている。

部	課	業務内容	管理港湾
土木部	港湾空港課	<ul style="list-style-type: none"> 港湾の整備・管理・振興に関すること 港湾区域内海岸の整備・管理・振興に関すること 	—
	福井港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> 福井港、鷹巣港の整備に関すること 福井港、鷹巣港の管理に関すること 福井港の保安に関すること 福井港、鷹巣港の使用に関すること 福井港海岸、鷹巣港海岸の整備に関すること 福井港海岸、鷹巣港海岸の管理に関すること 	福井港 鷹巣港
嶺南 振興局	敦賀港湾事務所	<ul style="list-style-type: none"> 敦賀港の整備に関すること 敦賀港の管理に関すること 敦賀港の保安に関すること 敦賀港の使用に関すること 敦賀港海岸の整備に関すること 敦賀港海岸の管理に関すること 	敦賀港
	小浜土木事務所	<ul style="list-style-type: none"> 和田港、内浦港の整備に関すること 和田港、内浦港の管理に関すること 内浦港の保安に関すること 和田港、内浦港の使用に関すること 和田港海岸、内浦港海岸の整備に関すること 和田港海岸、内浦港海岸の管理に関すること 	和田港 内浦港
産業 労働部	成長産業立地課	<ul style="list-style-type: none"> ポートセールスに関すること 	—

6. 港湾に関する県の主な計画

(1) 福井県長期ビジョン

令和2年7月に策定された「福井県長期ビジョン」は、『「安心のふくい」をみらいにつなぎ、もっと挑戦！もっとおもしろく！』を基本理念に、SDGs の理念に沿った3つの姿「自信と誇りのふくい」、「誰もが主役のふくい」、「飛躍するふくい」を目指すものである。

「飛躍するふくい」の実現に向けて、敦賀港等についてのビジョンが示されている。

敦賀港では、物流の効率化に向けた世界最先端のスマート港湾への進化や企業BCPも見据えた災害時の太平洋側港湾のバックアップ機能の確保、拡大する世界市場を福井の成長につなげるための環日本海・アジアを結ぶ物流ネットワークの構築、嶺南のインバウンドリゾートエリア構築に向けた「人道の港」整備等を目指すこととしている。

本長期構想は、「福井県長期ビジョン」の目指す将来像の実現に向けて、敦賀港の目指すべき方向性を様々な観点から整理し、提示するものである。

〔基盤〕

[2040年のふくい①]

日本地図を書きかえる **国土強化の新ネットワーク**

「世界最先端のスマート港湾」敦賀港をはじめ、北陸新幹線や中部縦貫自動車道の完成により、日本海側の重要拠点として、アジアや三大都市圏との人流・物流が飛躍的に拡大

〔将来イメージ〕

- ・敦賀港が世界最高水準のスマート港湾に進化し、関西・中京からアジアへの物流を最速化。環日本海諸国への外貿航路や国内各地への内貿航路が拡大し、日本の一大物流拠点となっている。

2040年に向けた長期プロジェクト

1 県境フロンティアプロジェクト

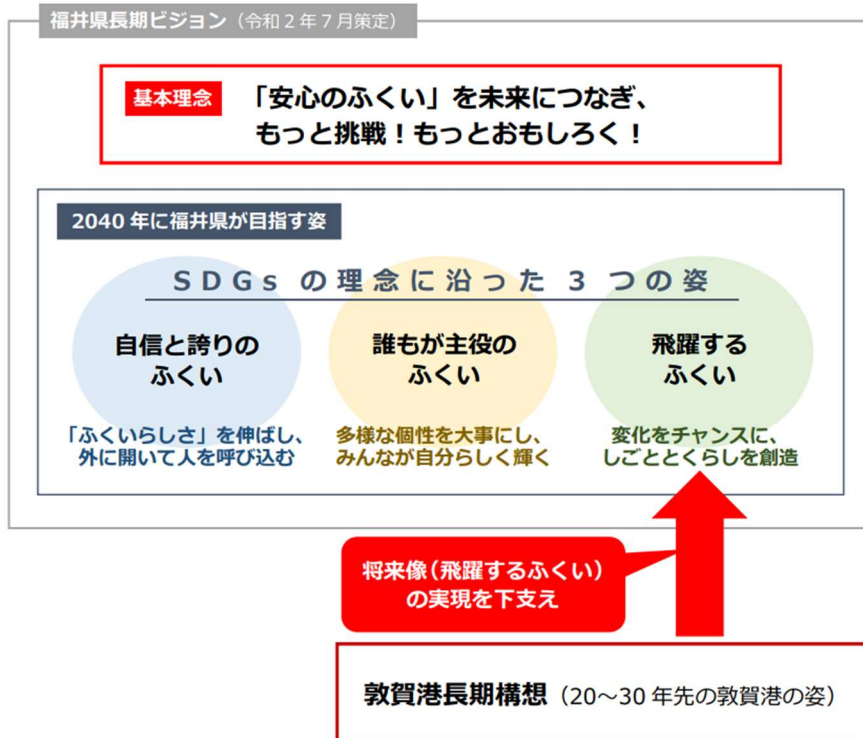
**東西南北に開く高速交通・物流ネットワークの整備を加速し、
新時代の交流・暮らし・産業の基盤をつくる**

○アジアへ最速「敦賀港」

- ・敦賀港を先端技術の導入による世界最高水準の高効率・高利便性を誇る「世界最先端スマート港湾」へ進化
- ・環日本海諸国との外貿や国内各地への内貿航路の充実・拡大
- ・南海トラフ等の大災害時には日本の拠点港湾として機能発揮

○港を活かした貿易の拡大、海外クルーズ客船の誘致

- ・新規航路の開拓等による環日本海・アジアを結ぶ物流ネットワークの構築や、災害時の危機管理に対応するための利用の促進など、敦賀港・福井港の貿易を拡大
 - ・クルーズ展示会出展などプロモーション活動の継続・強化により、欧州の豪華客船や中国発着の超大型客船など、多様なクルーズ客船を段階的に誘致
 - ・クルーズターミナル機能の強化に必要なハード整備を検討
- など



なお、福井県長期ビジョンでは福井県の目指すべき将来像（将来構想）、今後5年間に実行する政策（実行プラン）、県内4地域における政策の方向性（地域プラン）をとりまとめている。

福井県長期ビジョンにおける敦賀港の位置付けを整理すると次のとおりである。

福井県長期ビジョンにおける敦賀港の位置付け

構成	内 容
将来構想 福井県の目指すべき 将来像を展望 (目標年：2040 年)	将来イメージ ■ (基盤分野) 国土強化の新ネットワーク ・ 敦賀港が世界最高水準のスマート港湾に進化し、関西・中京からのアジアへの物流を最速化。環日本海諸国への外貿航路や国内各地への内貿航路が拡大し、日本の一大物流拠点となっている。
	2040 年に向けた長期プロジェクト ■ 県境フロンティアプロジェクト ○ アジアへ最速「敦賀港」 ・ 敦賀港を先端技術の導入による世界最高水準の高効率・高利便性を誇る「世界最先端スマート港湾」へ進化。 ・ 環日本海諸国との外貿や国内各地への内貿航路の充実・拡大。 ・ 南海トラフ等の大災害時には日本の拠点港湾として機能発揮。 ○ 新幹線で東京・大阪に直結 ・ 福井・敦賀開業および新大阪までの「早期全線開業」の実現。 ・ 新幹線 5 駅を中心としたまちづくりと MaaS など 2 次交通の整備。 ○ 中京・関西につながる大動脈 ・ 中部縦貫自動車道の「早期県内開通」。 ・ 舞鶴若狭自動車道の「早期 4 車線化」。 ・ 高規格道路へのアクセス道路や産業団地、道の駅等の整備。 ■ 千年文化の継承発展プロジェクト ○ オンリーワンを伸ばす ・ 敦賀を拠点に、欧亜国際列車や「命のびざ」など世界を体感する「人道の港」整備。
	地域別の将来像 ■ 嶺南地域 ・ 新幹線や敦賀港のクルーズ船からの外国人が三方五湖や鯖街道、人道の港、漁家民宿など嶺南の自然と歴史を楽しむインバウンドリゾートエリア。
実行プラン 今後 5 年間に実行する 政策を分野別に具体化 (計画期間： 2020～2024 年度)	施策 8 拡大する世界市場をふくいの成長へ ■ 港を活かした貿易拡大 ・ 日本海側の中心にある地理的優位性を最大限活かし、新規航路の開拓等による環日本海・アジアを結ぶ物流ネットワークの構築や、災害時の危機管理に対応するための利用促進などを進め、敦賀港・福井港を活かした貿易を拡大する。
	施策 8 拡大する世界市場をふくいの成長へ ■ 港を活かした貿易拡大 ・ 日本海側の中心にある地理的優位性を最大限活かし、新規航路の開拓等による環日本海・アジアを結ぶ物流ネットワークの構築や、災害時の危機管理に対応するための利用促進などを進め、敦賀港・福井港を活かした貿易を拡大する。
	施策 18 広域パートナーシップの強化 ■ 港湾の利活用 ・ 近隣府県と連携し、大規模災害発生時の海上ルートの確保という BCP の観点から関西・中京圏企業の利用拡大を図り、敦賀港の物流拡大を図る。また、海外クルーズ船社に対する広域観光ルートの提案を強化し、海外クルーズ客船をさらに誘致する。
地域プラン 県内 4 地域における政策 の方向性を整理 (計画期間： 2020～2024年度)	嶺南地域 ■ 将来イメージ ・ 新幹線や敦賀港のクルーズ船からの外国人が三方五湖や鯖街道、人道の港、漁家民宿など嶺南の自然と歴史を楽しむインバウンドリゾートエリア。 ■ 施策の方向性 ・ 増大する貨物需要に対応する敦賀港鞠山南地区の整備 (国、県)。 ・ 岸壁や護岸等、港湾施設の長寿命化と耐震化を推進 (国・県)。 ・ 敦賀港を利用する荷主、物流事業者に対する支援 (県)。 ・ 敦賀港に新たに定期航路を開設する運航船社に対する助成 (県)。

■将来像（2040年目標）からの敦賀港への期待

1. 世界最先端スマート港湾への進化
2. 外航・内航航路の充実・拡大
3. 「人道の港」の整備
4. 大災害時における日本の拠点港湾としての機能発揮

（2）港湾事業に関連する県の主な計画

港湾法第3条の3第1項において、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は港湾計画を定めなければならないとされている。ここで、港湾計画とは、「港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画」であり、港湾法施行令第1条の4に掲げる以下の事項を定める計画を言う。

（港湾計画で定める事項）

- ・ 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- ・ 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
- ・ 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
- ・ 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- ・ 港湾の効率的な運営に関する事項
- ・ その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

また、港湾計画は、基本方針に適合し、「港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令」（以下、「基準省令」という。）に適合したものでなければならないとされており（港湾法第3条の3第2項）、基準省令第3条以下で各基準が定められている。

○港湾法

（港湾計画）

第三条の三 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する政令で定める事項に関する計画（以下「港湾計画」という。）を定めなければならない。

2 港湾計画は、基本方針に適合し、かつ、港湾の取扱可能貨物量その他の能力に関する事項、港湾の能力に応ずる港湾施設の規模及び配置に関する事項、港湾の環境の整備及び保全に関する事項、港湾の効率的な運営に関する事項その他の基本的な事項に関する国土交通省令で定める基準に適合したものでなければならない。

3 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更しようとするときは、地方港湾審議会の意見を聴かななければならない。

○港湾法施行令

(港湾計画)

第一条の四 法第三条の三第一項の政令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針
- 二 港湾の取扱貨物量、船舶乗降旅客数その他の能力に関する事項
- 三 港湾の能力に応ずる水域施設、係留施設その他の港湾施設の規模及び配置に関する事項
- 四 港湾の環境の整備及び保全に関する事項
- 五 港湾の効率的な運営に関する事項
- 六 その他港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に関する重要事項

○港湾計画の基本的な事項に関する基準を定める省令

第三条 港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全の方針は、自然条件、港湾及びその周辺地域の経済的及び社会的条件、港湾及びその周辺における交通の状況、港湾及びその周辺の自然的環境及び生活環境に及ぼす影響、漁業に及ぼす影響等を考慮して、適切なものとなるように、次に掲げる事項に関する方針を一体的かつ総合的に定めるものとする。

- 一 港湾の位置付け及び機能
- 二 港湾施設の整備及び利用
- 三 港湾における土地利用
- 四 港湾の環境の整備及び保全
- 五 港湾の効率的な運営
- 六 港湾の安全の確保
- 七 港湾に隣接する地域の保全

2 港湾計画の目標年次は、通常 10 年から 15 年程度将来の年次とし、港湾の利用状況の変化の見込み、関連する他の計画の計画期間等を考慮して定めるものとする。

○地方港湾審議会

国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、港湾計画を定め、又は変更するときは、地方港湾審議会の意見を聴かなければならないとされている。（港湾法第 3 条の 3 第 3 項）

地方港湾審議会とは、地方公共団体が港湾管理者である場合に、港湾に関する重要事項を調査審議するために設置する諮問機関（港湾法第 35 条の 2 第 2 項）であり、県では、「福井県福井港地方港湾審議会および福井県敦賀港地方港湾審議会条例」（以下、「審議会条例」という。）を制定し、審議会条例に基づき、福井県福井港地方港湾審議会および福井県敦賀港地方港湾審議会を設置している。

福井県福井港地方港湾審議会および福井県敦賀港地方港湾審議会の過去5年間の開催状況は、以下のとおりである。

会議名	開催日	議事他
福井県敦賀港地方港湾審議会	平成31年2月28日	「敦賀港港湾計画」の軽微な変更について
福井県敦賀港地方港湾審議会	令和3年10月28日	「敦賀港港湾計画」の改訂について
福井県福井港地方港湾審議会	令和5年3月24日	「福井港港湾計画」の軽微な変更について

○港湾法

第三十五条の二 港湾管理者としての地方公共団体の長（当該地方公共団体に前条第一項の委員会が設置されているときは、その委員会）の諮問に応じ、当該港湾に関する重要事項を調査審議させるため、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、地方港湾審議会を置くものとし、地方港湾の港湾管理者としての地方公共団体に、必要に応じ、条例で定めるところにより、地方港湾審議会を置くものとする。

2 地方港湾審議会の名称、組織及び運営に関し必要な事項は、条例で定める。

（3）敦賀港港湾計画（令和3年12月改訂 目標年次：令和10年代半ば）

以下、県が管理している港のうち、重要港湾である敦賀港の港湾計画について検討した。

以下のとおり、重要港湾である敦賀港について、港湾管理者である県が地方港湾審議会を経て敦賀港港湾計画を策定・改訂等している。

<変遷> ※その他にも一部変更や軽易な変更はある。

昭和38年 策定

昭和52年 改訂（鞠山北地区の整備など）

平成4年 改訂（鞠山南地区の整備など）

平成17年 改訂（鞠山南地区の整備見直しなど）

令和3年 改訂（現行の計画）

（a）計画の方針

社会情勢や港湾に対する要請に対処し、令和2年7月に策定された「福井県長期ビジョン」の将来像「飛躍するふくい」の実現に向けて、スマート港湾への進化やバックアップ機能の確保、物流ネットワークの構築、「人道の港」整備を目指し、令和10年代半ばを目標年次とし、以下のように港湾計画の基本方針を定め、改訂している。

<物流>	1) 地理的優位性を活かし、新たな対岸航路開設やモーダルシフトの進展に伴う新たな物流ニーズに的確に対応できる世界水準の高効率な港の実現 2) 中京・京阪神と北海道との安定的な物流を支えるとともに、九州との物流のモーダルシフトに対応したユニットロードターミナルの形成
<安全・安心>	3) 災害に強い港であると同時に、高規格道路ネットワークを活かした太平洋側港湾のバックアップにより日本の物流強靱化へ貢献
<交流>	4) 北陸新幹線敦賀開業を契機とし、大陸との交易の歴史を踏まえた「人道の港敦賀」を核とする交流人口の拡大
<環境>	5) 資源循環型産業のニーズに対応し、持続可能な社会に向けたエコ・ポートの構築

以上の方針を踏まえ、多様な機能を適正に配置し、効率性、安全性、快適性の高い空間を形成するため、陸域約 200ha と、水域約 2,700ha からなる港湾空間を以下のように利用する。

(b) 港湾空間の利用ゾーニング

種類	エリア
物流ゾーン	鞠山北埠頭 鞠山南埠頭
交流ゾーン	金ヶ崎地区 蓬萊・桜地区 川崎・松栄地区 松原地区 花城地区 井の口地区
エコゾーン	鞠山防波堤南側 赤崎地区 等

(c) 目標年次における取扱貨物量、港湾利用者数

取扱貨物量	外貿 (うちフェリー) (うち外貿コンテナ)	520 万トン (10 万トン) (120 万トン (9 万 T E U))
	内貿 (うちフェリー) (うち内貿コンテナ)	1,840 万トン (1,010 万トン) (120 万トン (12 万 T E U))
	合計	2,360 万トン
港湾利用者数	旅客施設利用者	15 万人

(d) 主な計画内容

(公共埠頭計画)

【鞍山南地区】

外貿コンテナ、外貿 R O R O、内貿コンテナ、内貿 R O R O 貨物を集約して適正に取り扱うこと、さらに大型貨物船によるバルク貨物に対応するため、ユニットロードターミナルとしての公共埠頭を次のとおり計画する。

なお、効率的な荷役のため、所要の規模のガントリークレーンを設置する。

計画内容	
・水深 14m 岸壁 1 バース 延長 260m (コンテナ船用)	[既定計画の変更計画]
・水深 14m 岸壁 1 バース 延長 330m (コンテナ船・R O R O 船用)	[既定計画の変更計画]
・水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 220m (R O R O 船用)	[既定計画の変更計画]
・埠頭用地 32ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (うち 13ha 既設、6ha 工事中)	[既定計画の変更計画]

(フェリー及び旅客船埠頭計画)

【川崎・松栄地区】

外貿フェリー需要及び外航クルーズ需要に対処するため、既設の公共埠頭を利用転換し、フェリー及びクルーズ対応埠頭として次のとおり計画する。

計画内容	
・水深 10m 岸壁 1 バース 延長 390m	[既設の変更計画]
・埠頭用地 5ha (旅客施設用地 1 ha、荷捌施設用地及び保管施設用地 4ha)	(既設)

(外郭施設計画)

【鞠山北地区】：防波堤

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

なお、鞠山南地区の土地造成に伴い、川崎・松栄防波堤 362mを廃止する。

計画内容	
・鞠山北地区鞠山防波堤 延長 1,630m (うち 1,330m既設)	[既設の変更計画]

(小型船だまり計画)

【川崎・松栄地区】

プレジャーボート等の適正な係留・保管のための小型船だまりを次のとおり計画する。

計画内容	
・小型棧橋 1基	[新規計画]

【井の口地区】

プレジャーボート等の適正な係留・保管のための小型船だまりを次のとおり計画する。

計画内容	
・井の口 1号小型船だまり	
物揚場 水深 2 m 延長 300m	(既設)
船揚場 延長 10m	(既設)
埠頭用地 1 ha	[既定計画]
・井の口 2号小型船だまり	
物揚場 水深 2 m 延長 240m	[新規計画]
埠頭用地 1 ha	[新規計画]

(臨港交通施設計画)

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域とを結ぶため、臨港交通施設を以下のとおり計画する。

【道路】

計画内容	
・臨港道路川崎・松栄埠頭線	
<起点> 臨港道路川崎松栄臨港線 <終点> 川崎・松栄埠頭 2 車線	[既定計画]
・臨港道路鞠山南 C 線	
<起点> 臨港道路 4 号線 <終点> 鞠山南地区場外離着陸場 2 車線	[新規計画]

(大規模地震対策施設)

以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

計画内容	
・鞠山南地区 水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 220m	[既定計画の変更計画]

以下の施設について、大規模地震が発生した場合に必要な国際・国内海上幹線物流機能を維持するため、大規模地震対策施設として計画する。

計画内容	
－鞠山南地区－	
・水深 14m 岸壁 1 バース 延長 260m (コンテナ船用)	[既定計画の変更計画]
・水深 14m 岸壁 1 バース 延長 330m (コンテナ船・R O R O 船用)	[既定計画の変更計画]
－道路－	
・臨港道路 3 号線	(既設)
<起点> 鞠山北埠頭 <終点> 主要地方道敦賀港線 4 車線のうち	
<起点> 鞠山北埠頭 <終点> 臨港道路 4 号線 4 車線	
・臨港道路 4 号線	(既設)
<起点> 臨港道路 3 号線 <終点> 鞠山南埠頭 2 車線	

(放置等禁止区域の指定)

敦賀港において、港湾区域を安全かつ円滑に利用することができるよう、次のとおり、放置等禁止区域の指定を予定している。

計画内容
・放置等禁止区域の範囲 鞠山防波堤先端から花城地区を結ぶ線より港内の水域全域



航空写真（令和元年11月8日撮影）

敦賀港港湾計画改訂の概要



（出典：「敦賀港港湾計画改訂（概要版）」（令和3年12月 福井県土木部港湾空港課より）

敦賀港港湾計画の改訂に当たってどのように検討されていったかを確認した。

この敦賀港港湾計画の改訂に当たっては、学識経験者、地元関係者、港湾関係者、国、敦賀市、県などを構成員とした敦賀港長期構想検討会を3回（令和2年9月3日、令和2年11月10日、令和3年1月27日）に開催している。そこにおいては、協議だけでなく、現場視察も随時実施しながら進められた。また、国土交通省との協議も行われている。

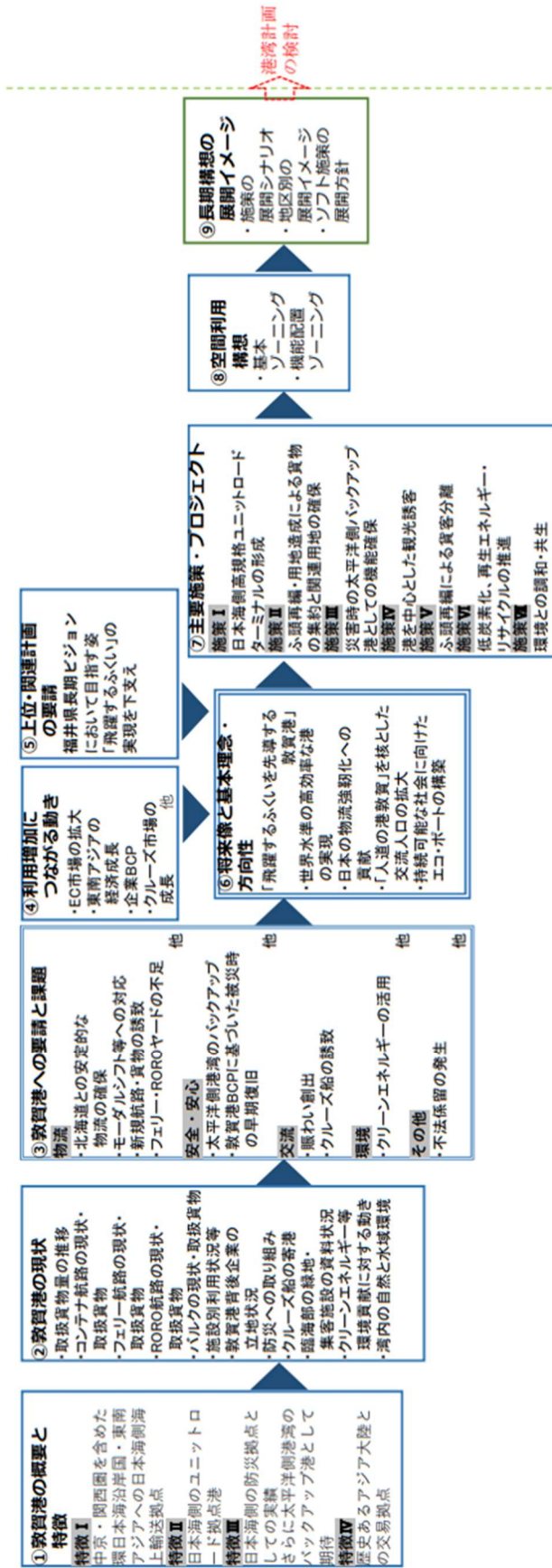
また、令和3年2月16日から令和3年3月2日までパブリックコメントを募集し、入手した意見を反映させた上で敦賀港港湾計画の改訂が行われている。

その後、環境省との協議、地方国港湾審議会、船舶航行安全対策調査会、海上保安庁の審査、交通政策審査会等を経て最終的に改訂されている。

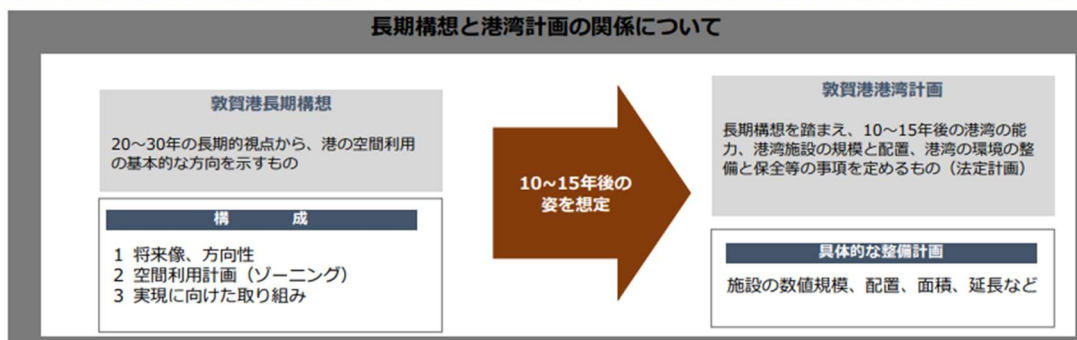
また、検討分野も敦賀港の現状や特徴を踏まえながら、物流面だけでなく、安心・安全面、人流・交流面、観光面、その他の観点からも検討され、各方面からの要請や課題を洗い出しながら行われている。

分野	要請・課題内容
物流	<ul style="list-style-type: none">・新規航路・貨物の誘致・バルクヤードの不足・RORO貨物の横持ち・フェリー・ROROヤードの不足・北海道との安定的な物流の確保・モーダルシフト等への対応・新規航路・貨物の誘致・バルカーの滞船・倉庫用地の不足
安全・安心	<ul style="list-style-type: none">・太平洋側港湾のバックアップ・敦賀港BCPIに基づいた被災時の早期復旧・老朽化対策
交流	<ul style="list-style-type: none">・賑わい創出・クルーズバースの不足
環境	<ul style="list-style-type: none">・クリーンエネルギーの活用・海岸保全、海洋環境の改善
その他	<ul style="list-style-type: none">・不法係留の発生・水産業振興への対応・鉄道の活用

【長期構想検討会における検討の流れ】



(検討会資料より)



これら要請や課題を踏まえて、敦賀港港湾計画が改定されている。

これらの内容に関しても県の Web サイトに公開されており、誰もが見られるようになっている。

(4) 長寿命化計画

県は、国が平成25年度に策定した「インフラ長寿命化基本計画」および県が平成27年度に策定した「福井県公共施設等総合管理計画」に基づき、施設類型ごとの具体的な対応方針を定める長寿命化計画（個別施設計画）を策定している。

<p>国（2013年） 基本計画 インフラ長寿命化 基本計画</p>	<p>福井県（2015年） 行動計画 「福井県公共施設等総合管理計画」</p>			
<p>国土交通省 「インフラ長寿命化 計画」（行動計画） （平成26年5月）</p>	<p>公共施設 長寿命化計画</p>	<p>インフラ施設 長寿命化計画</p>		
	<p>「港湾施設 維持管理計画書（港湾局所管）」 （港湾施設ごとの対応方針を定めた個別施設計画）</p>		<p>「海岸施設 長寿命化計画書」 （施設類型ごとの対応方針を定めた個別施設計画）</p>	
	<p>（令和5年1月、土木部 港湾空港課）</p>			
策定の目的	<p>予防保全的な維持管理や計画的な修繕等を効果的に実施し、利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を図る。</p>			
対象となる 港湾・ 海岸保全区域	港格	港湾名	港湾名	海岸保全区域
	重要港湾	敦賀港	敦賀港	江良、赤崎・鞠山、松島、常宮、鯉川・長井
地方港湾		福井港	福井港	宿・米ヶ脇、新保、福井
		鷹巣港	鷹巣港	和布、雲、松蔭
		内浦港	内浦港	音海
		和田港	和田港	本郷、犬見、和田、和田2
対象施設	<p>国の「港湾の施設の維持管理策定ガイドライン（2015年）」において ・ 定めのある技術基準対象施設： この計画書の対象（326施設） ・ 定めのない港湾施設：この計画書の対象としない ↳ 日常点検及び維持修繕を行う</p>		<p>上記の5つ港湾に近接した16地域の海岸 において整備してきた護岸や離岸堤などの 海岸保全施設 173施設</p>	
計画期間	<p>設計供用期間を目安 → 計画策定年度から50年間</p>		<p>「福井県公共施設等総合管理計画」の終期と同じ 計画期間内であっても、各対象施設の状態は時々刻々と変化するため、計画は適宜見直す。</p>	
現状	<p>整備後50年を経過する施設の割合： 現在 約26% → 20年後 約75%</p>		<p>整備後50年を経過する施設の割合： 現在 約28% → 20年後 約76%</p>	
課題	<p>急速な老朽化が進み、更新・修繕に充当できる財源に限りがあるなかでの、施設の機能を安定かつ効率的に確保していくための計画的な維持管理</p>			
対策の方針	<p>① 点検方法 ・ 日常点検：日常的なパトロールによる ・ 定期点検：維持管理計画に基づいて 5年以内毎に1度実施 → A B C D 4段階の劣化判断による 修繕の優先順位の決定</p>		<p>① 点検に基づく健全度評価の実施 ・ 日常点検：日常的なパトロールによる ・ 定期点検：点検計画に基づいて実施 → A B C D 4段階の健全度評価の実施 （A：措置段階、B：予防保全段階、 C：要監視段階、D：異常なし）</p>	
	<p>② 維持管理方法の転換 ・ 従来の事後保全（対症療法）的な維持管理から 計画的・予防保全的な維持管理への転換により、 大規模な修繕や更新をできるだけ回避し、 ライフサイクルコストの削減を図る。</p>		<p>② 健全度評価や優先度を踏まえた予防保全型による 維持管理の実施 ・ 従来の事後保全（対症療法）的な維持管理から 計画的・予防保全的な維持管理への転換により、 大規模な修繕や更新をできるだけ回避し、 ライフサイクルコストの削減を図る。 ・ 健全度評価の結果に加え、 背後地の状況等を総合的に勘案した優先度に基づき、 修繕等の実施時期を決定する。</p>	
	<p>③ 中長期的な予算の平準化 ・ 施設の統廃合を含む利用転換 ・ 各施設の維持管理計画書を集約し、 港湾ごとの予防保全計画を策定</p>		<p>—</p>	
対策の内容	<p>港湾施設ごとに策定した維持管理計画書に基づき、 ライフサイクルコストの低減に向けた維持管理対策の実施を推進する。</p>		<p>海岸ごとに策定した長寿命化計画に基づき、 修繕対策工法の選定においては、対象施設の変状の種類や程度を踏まえて新技術等の導入を検討し、 ライフサイクルコストの観点から最適な工法を選定する</p>	
	<p>（表）矢板式係船岸における主な変状および補修工法 （省略）</p>		<p>（表）海岸保全施設の修繕対策工法の例 （省略）</p>	

	「港湾施設 維持管理計画書 (港湾局所管)」 (港湾施設ごとの対応方針を定めた個別施設計画) (令和5年1月、土木部 港湾空港課)	「海岸施設 長寿命化計画書」 (施設類型ごとの対応方針を定めた個別施設計画)
(参考) 国の指針等	<ul style="list-style-type: none"> 港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン (国土交通省 港湾局) 港湾施設の維持管理計画書作成の手引き 港湾の施設の点検診断ガイドライン (平成26年7月) (国土交通省 港湾局) 	<ul style="list-style-type: none"> 海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針 (平成11年) (農林水産大臣、国土交通大臣) <ul style="list-style-type: none"> ↳ 福井県の海岸保全基本計画 <ul style="list-style-type: none"> ・加越沿岸 海岸保全基本計画 (平成14年6月) ・若狭湾沿岸 海岸保全基本計画 (平成14年6月) 海岸保全施設維持管理マニュアル (令和2年6月) (農林水産省 農村振興局 防災課) (農林水産省 水産庁 防災漁村課) (国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室) (国土交通省 港湾局 海岸・防災課)

この表からわかるように、長寿命化計画では対象施設や対策の内容などは記載しているが、いつどれだけ発生するか（年度ごとの支払予想額）についてはこの計画では把握できない。これについては、「港湾の施設の維持管理計画策定ガイドライン」において、「技術基準対象施設の維持管理計画書は、維持告示の規定に沿って施設ごとに作成する。」として、その作成にあたっては、「港湾施設の維持管理計画書作成の手引き」が参考となる。

ガイドラインにおける維持管理計画書の標準的な構成は次のとおりである。

- 1) 総論（維持管理の基本的な考え方や施設が置かれる諸条件等を取りまとめたもの）
- 2) 点検診断計画（点検診断の時期や方法及び対象とする部材等を定めたもの）
- 3) 点検診断の結果等に基づく総合評価
- 4) 維持補修計画（維持工事等の時期及び方法等を定めたもの）

県は、既に対象施設すべてについて維持管理計画書を策定しており、現在は5年に一度の定期点検により更新を行うとともに長寿命化に必要な対策を計画的に行っている状況である。

II. 監査の結果-港湾事業

今回の監査における港湾事業の指摘事項および意見の一覧は、以下のとおりである。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	発見項目
1. 契約			
-	該当なし		-
2. 収入管理			
1	1		無許可の設置物について
2	2		占用許可申請書類における記載漏れ
3	3		使用等の許可期間について
4		1	利用料金の Web サイトにおける掲載について
5	4		利用料金の徴収誤りについて
6	5		利用料金の徴収誤りについて
7		2	未収債権の管理について
3. 収支報告			
8		3	収支報告について
9		4	収支報告について
10		5	各地方港湾の収支報告について
4. 特別会計			
11		6	港湾整備事業特別会計に関する情報の充実について
5. 資産管理			
12	6		港湾台帳の必要記載事項について
13		7	港湾台帳における各項目の空欄について
14		8	施設の種類の施設数や増減数の把握について
15		9	港湾台帳の年度について
16	7		現物と港湾台帳の不一致について
17		10	定期的な現物確認の実施について
18	8		海岸法施行規則に準拠した海岸保全区域台帳の作成について
6. 施設管理			
19		11	通常パトロール（日常点検）の頻度について
20		12	施設管理について
21		13	特殊性が高く高額な港湾設備・機械の導入について
22		14	不法係留について
23	9		放置物について

通番	指摘事項 No.	意見 No.	発見項目
7. 目標設定			
24		15	目標設定について
8. 災害対策			
25		16	地方港湾における港湾 BCP の策定について
26		17	災害対応マニュアルについて
27		18	バックアップ港としての準備について
9. モーダルシフトへの対応			
28		19	施設の整備について
10. クルーズ船			
-	該当なし		-
11. プレジャーボート			
29		20	不法係留について
12. 指定管理施設			
(1) 敦賀港鞠山南地区国際ターミナル			
30	10		収支計算書について
(2) 福井港九頭竜川ポートパーク			
31		21	維持管理業務計画について
32		22	事業計画書の目標値について
(3) 和田港若狭和田マリーナ			
33		23	維持管理業務計画について
34		24	管理運営業務仕様書について
35	11		収支報告書の勘定科目について
36		25	収支報告書の作成について
37		26	事業計画書と事業報告書の記載の整合性について
13. 出資団体			
(1) 敦賀港国際ターミナル株式会社			
38	12		取締役の取締役会への出席について
(2) 福井埠頭株式会社			
39	13		取締役の取締役会への出席について

1. 契約

(1) 工事契約

①入札システム

福井県および県下のすべての市町は、電子入札を採用している。電子入札に関するシステムとして、入札を行う「電子入札システム」と入札に関する情報を閲覧する「入札情報サービスシステム」があり、それぞれ「公共工事」と「物品調達等」の Web サイトがある。これらを表にすると次のようになる。

		公 共 工 事	物 品 調 達 等
電子入札システム	名称	ふくい電子入札（公共工事）	福井県電子入札（物品等）
	調達機関	調達機関 /（県及び県下のすべての市町）	調達機関 /（県及び県下のすべての市町）
	入札方式	—（画面になし）	○ 物品、役務（一般競争、指名競争） ○ 物品、役務（随意契約）
入札情報サービスシステム	名称	ふくい入札情報サービス	福井県物品等入札情報サービス
	タブ	○ ホーム ○ 発注見通し ○ 入札予定・公告 ○ 過去の入札 ○ 入札結果 ○ 指名停止情報 ○ ヘルプ	○ ホーム ○ 入札公告 ○ 入札結果 ○ ヘルプ

（注）「/」はプルダウン選択

このうち入札情報サービスシステムの「入札結果」タブは、次のようになっており、条件を入力することにより誰でも検索できるようになっている。

		公 共 工 事	物 品 調 達 等
入札情報サービスシステム	入札結果	年度 /（平成30年度～令和6年度）	会計年度 /（平成30年度～令和6年度）
		機関名 /（県及び県下のすべての市町）	調達機関名 /（県及び県下のすべての市町）
		部局名 /	入札執行部署 /
		課係名 /	
		調達区分 / 工事、業務委託等	
		落札方式 / 価格競争、総合評価	
		入札方法 / 電子入札、紙 入札方式 : 指名競争入札、一般競争入札、随意契約、公募型指名競争入札、その他	入札方式 : 一般競争入札、指名競争入札、随意契約
工事種別 / 土木工事一式、建築一式工事、電気工事等	契約の種類 / 製造の請負、財産の買入れ、物件の借入れ、財産の売払い、物件の貸付け、その他		
入札書締切執行日（ ）	開札執行日範囲（ ）		
落札決定日（ ）			
文字列検索（ ）	文字列検索（ ）		

（注）「/」はプルダウン選択、「:」はラジオボタン選択、「（ ）」は文字入力

なお、公共工事では、「入札方法」で「紙」による入札結果を検索できるが、令和4年度において6件だけであった。

②発注者と受注者の情報共有システム

入札後の受注者と発注者がインターネットを利用して工事に関する情報を共有するシステムとして「福井県情報共有システム」が運用されている。このシステムの概要は、次のとおりである。

定義	インターネットを利用して、受発注者間で工事施工中に関する様々な情報を共有し相互利活用できるシステム
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事関係書類（打合せ簿等）の提出・決裁機能 ・ システムでやり取した書類のダウンロード機能 ・ データ共有機能
期待効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行の効率化 <ul style="list-style-type: none"> 資料の保管・管理作業の効率化 協議・確認・伝達等の時間を短縮 資料再利用が容易 ・ コスト削減 <ul style="list-style-type: none"> 移動に必要な時間の短縮 ペーパーレス、省スペースの促進 ・ 品質の向上 <ul style="list-style-type: none"> 工事情報の一元管理 日々の情報整理が定着 電子納品データの品質向上
利用対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木部および農林水産部が発注する工事（ただし営繕工事を除く）で、特記仕様書にて利用対象と明記している工事を対象とする。 ・ 平成27年10月より契約金額による段階的運用を行っており、令和3年4月以降は、2,500千円以上の公告する案件について利用することとしている。 ・ ただし、営繕工事や対象範囲外の工事であっても受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾することとする。

・システム利用にあたっての事前協議

本システムの利用にあたっては、「情報共有システム 事前協議チェックシート（工事）」により、システム利用対象者および電子対象書類について事前協議を行う。

・工事帳票の処理（発議書類作成機能・ワークフロー機能・書類管理機能）

受注者または発注者が、情報共有システムで工事帳票の処理を行う場合、工事帳票（鑑）（4種類のみ）を「発議書類作成機能」（帳票（鑑）作成機能）により作成する。

鑑以外の帳票は、情報共有システム以外で作成し、添付資料として取り扱ってもかまわない。

工事帳票（鑑）作成時に入力した打合せ簿の種類の内容を利用して、電子納品等要領の管理項目の作成を自動化し作業を効率化する。

工事帳票の鑑を作成後、「書類管理機能」により、提出する工事帳票やその他資料を発議書類単位で取りまとめる。

	資料内容	情報共有システムで作成し、ワークフロー時に使用する 帳票様式 (鑑)
調査・設計成果	調査・設計成果報告書	—
	詳細設計図	—
設計図書	発注図	—
	数量総括表	—
	その他	—
写真	施工中写真など	—
施工計画	施工計画書、工事測量結果	工事打合せ簿 (施工計画)
施工体制	施工体制台帳、施工体系図	工事打合せ簿 (施工体制)
施工管理	現場における指示等	工事打合せ簿 (現場協議)
	関係機関協議資料	工事打合せ簿 (関係機関協議)
	材料確認	材料確認申請書兼使用材料一覧
	現場確認・立会	中間検査・事務所確認・確認・立会申請書兼記録書
安全管理	安全管理に関すること	工事打合せ簿 (安全管理)
工程管理	履行報告	工事履行報告書
出来形管理	出来形管理に関すること	工事打合せ簿 (出来形管理)
品質管理	品質管理に関すること	工事打合せ簿 (品質管理)
その他	その他	工事打合せ簿 (その他)

・情報共有システムの利用項目と利用対象者

情報共有システムの利用項目と利用対象者は、次の表のとおりである。

	実施項目	発注者							受注者		
		監督職員等	主任監督員	GL	所長・次長・課長等	検査職員等	その他関係者	工事監督委託 (現場技術者)	現場代理人	監理 (主任) 技術者	その他関係者
監督員	検査員										
受注者が契約申込時にユーザとして登録すべき対象者 (受発注者による事前協議事項)		必要	必要	必要	必要	不要	必要	不要	必要	必要	必要
発議書類作成・ワークフロー機能	工事帳票の作成・発議・受理・承諾承認状況の確認	◎	■	■	■	□	□	□	■	■	□
書類管理機能	工事関係資料の保存・閲覧	◎	■	■	■	■	■	■	■	■	■
連絡機能	工事関係者間のWebメールのやり取り	△	■	■	■	■	■	■	■	■	■
スケジュール管理機能	確認・立会の調整	△	■	■	■	■	■	■	■	■	■

システム利用者

◎ : 「必須項目」 情報共有システムを利用する工事で必ず実施する項目

△ : 「任意項目」 個々の工事において利用を判断して実施する項目

システムの利用対象者

■ : 「登録・変更・閲覧が可能」 電子データを登録・変更・閲覧が可能

□ : 「閲覧のみ実施」 通常、電子データの閲覧のみ行う

③工事の進捗管理・工程管理

工事着手前の施工計画書提出時において、設計照査結果をふまえた当初設計図書・積算の内容把握・変更対応の有無を共有している。

工事期間中においては、毎月受注者から提出される工事履行報告書・工事月報を確認して、毎月の工事進捗を把握している。協議事項については、工事打合せ簿または情報共有システムにて詳細情報を共有し、その都度協議して対応方針を決裁している。

④工事契約の変更

県土木部は、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、改正品確法の基本理念に基づく必要な設計変更を適切に行い、公共工事の品質確保を図るため、平成27年に「工事請負契約等におけるガイドライン（総合版）設計変更手続きの明確化」を策定した。そこでは、工事設計において設計変更が可能なケースと設計変更が不可能なケース、土木設計業務等において変更の対象となるケースと変更の対象とならないケースを整理している。それを表にすると次のようになる。

工事設計 変更ガイドライン		土木設計業務等 変更ガイドライン		
設計変更が可能なケース		土木設計業務等の変更の対象となり得るケース		
契約約款	ケース	契約約款 ①	契約約款 ②	ケース
第18条 第1項 (1)	設計図書の指示する内容が一致しない場合	第18条 第1項 第二号	第17条 (1)	設計図書の指示する内容が一致しない場合
第18条 第1項 (2)	設計図書に誤りや脱漏がある場合	第18条 第1項 第二号	第17条 (2)	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合
第18条 第1項 (3)	設計図書の表示が明確でない場合	第18条 第1項 第三号	第17条 (3)	設計図書の表示が明確でない場合
第18条 第1項 (4)	設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合	第18条 第1項 第四号	第17条 (4)	設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合
第18条 第1項 (5)	設計図書で明示されていない施工条件について、工事の施工に支障があり、かつ、予期することのできない特別な状態が生じた場合	第18条 第1項 第五号	第17条 (5)	設計図書で明示されていない履行条件について、業務の履行に支障があり、かつ、予期することのできない特別な状態が生じたこと。
第19条	発注者が上記5項目以外に必要なと認める場合	第19条	第18条	発注者が上記5項目以外に必要なと認める場合
第20条	工事中止の場合	第20条	第19条	業務の中止の場合
第21条	受注者からの請求による工期の延長	第22条	第21条	受注者の請求による履行期間の延長の場合
第22条	発注者の請求による工期の短縮	第23条	第22条	発注者の請求による工期の短縮
—	「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	仕様書① 第1-4条 2	仕様書②第5条 2	「設計図書の点検」の範囲を超えるもの
第61条	約款に定めのない事項			
設計変更が不可能なケース		土木設計業務等の変更の対象とならないケース		
下記のような場合においては、原則として設計変更できない。		下記のような場合においては、原則として契約書第24条及び第25条の変更ができない。ただし、契約書第26条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。		
1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合		1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合		
2. 発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合		2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合		
3. 「承諾」で施工した場合		—		
4. 工事請負契約約款・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合（契約約款 第18条～24条、共通仕様書 1-1-13～1-1-15）		3. 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合（設計：契約約款 第18条～第25条、共通仕様書 第1-20条～第1-23条）（測量：契約約款 第17条～第24条、共通仕様書 第21条～第24条）		
5. 正式な書面によらない事項（口頭での指示・協議等）の場合		4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合		
(注) 契約約款：福井県工事請負契約約款		(注) 契約約款 ①：公共土木設計業務等委託契約約款 契約約款 ②：調査・測量業務等委託契約約款（農林水産部農村振興課） 仕様書 ①：設計業務共通仕様書（農林水産部農村振興課） 仕様書 ②：測量業務共通仕様書（農林水産部農村振興課）		

令和4年度に完成した工事総額500万円以上の工事について、各所管別に表示する。

○敦賀港湾事務所

案件名称 (令和4年度 完成分)	入札方式			当初予定		変更後の完成工事		増減率 実績/予定 (%)	予定と実績の差異の内容・理由	
	A	B	C	完成 年月日	工事総額 (税込) (円)	完成 年月日	工事総額 (税込) (円)		完成年月日	工事総額
港湾整備工事3-1鞠山南	●			R4.3.31	25,457,300	R4.5.31	30,407,300	19.4	関連工事との工程調整による延期	ICT施工による技術管理費等の増
港湾整備工事3-2鞠山南	●			R4.3.15	36,300,000	R4.4.15	36,223,000	-0.2	隣接工事との工程調整、天候不順による延期	投入土砂量の変更による減
港湾整備工事 建物調査業務委託3-1鞠山南	●	●		R4.3.25	7,348,000	R4.5.31	7,139,000	-2.8	関係者との協議に不測の日数を要したことによる延期	調査対象の変更による減
港湾整備工事3-3鞠山南	●			R4.6.23	61,270,000	-	66,154,000	8.0	-	関連工事との調整、沈下板設置の追加による増
港湾整備工事3-4鞠山南	●			R4.6.13	13,749,450	-	14,135,000	2.8	-	現地状況に合わせ施工内容を変更したことによる増
港湾整備工事 地質調査業務委託3-3鞠山南	●	●		R4.5.6	10,450,000	-	11,044,000	5.7	-	仮設足場の施工方法変更による増
港湾整備工事3-5鞠山南	●			R4.7.1	30,580,000	-	29,656,000	-3.0	-	関連工事との調整による減
港湾整備工事3-6鞠山南	●			R4.7.6	29,150,000	R4.8.5	31,394,000	7.7	関連工事との工程調整による延期	交通誘導員、監視船の追加による増
港湾整備工事3-7鞠山南	●			R4.7.15	45,035,100	R4.9.30	44,913,000	-0.3	関連工事との工程調整による延期	関連工事との調整による減
港湾整備工事3-8鞠山南	●			R4.6.21	25,708,320	R4.9.30	26,301,000	2.3	関連工事との工程調整による延期	交通誘導員の追加による増
港湾整備工事3-9鞠山南	●			R4.8.3	57,200,000	R4.9.30	60,357,000	5.5	関連工事との工程調整による延期	汚濁防止膜のリース期間延長による増
港湾整備工事3-10鞠山南	●			R4.11.10	42,715,200	R4.11.10	42,735,000	0.0	-	施工内容の追加による増
港湾整備工事 埋立検討委託3-4鞠山南	●	●		R4.8.31	7,454,700	R5.3.24	9,625,000	29.1	検討内容の追加による延期	検討内容の追加による増
港湾整備工事3-11鞠山南	●			R4.7.13	22,105,820	-	23,947,000	8.3	-	現地精査による増
港湾整備工事3-12鞠山南	●			R4.7.13	18,645,110	-	19,877,000	6.6	-	現地精査、構造物取壊し追加による増
港湾整備工事3-13鞠山南	●			R4.10.25	22,722,700	R4.11.25	22,297,000	-1.9	関連工事との工程調整による延期	施工内容の変更による減
海岸整備工事3-1縄間	●			R4.10.21	46,200,000	-	50,600,000	9.5	-	施工範囲の変更による増
海岸整備工事3-2縄間	●			R4.11.18	67,100,000	-	66,088,000	-1.5	-	汚濁防止膜設置・撤去の削除による減
港湾維持補修工事4-1松島	●			R4.9.1	24,750,000	-	26,712,000	7.9	-	現地の変動による養浜の増
敦賀港整備工事設計業務委託3-6鞠山南	●	●		R4.8.31	12,628,000	R4.11.30	15,609,000	23.6	業務内容の追加による延期	業務項目追加による増
港湾維持補修工事4-2鞠山南	●			R5.3.10	39,160,000	-	39,864,000	1.8	-	補修内容の変更による増
港湾維持補修工事4-3鞠山北	●			R5.3.10	30,250,000	-	34,900,000	15.4	-	補修内容の変更による増
港湾改修工事4-11川崎北	●			R4.11.9	15,826,800	R4.12.16	18,000,000	13.7	関係機関との調整による延期	施工箇所の追加による増
港湾改修工事4-2鞠山北	●			R4.12.5	41,085,000	-	45,287,000	10.2	-	補修箇所の追加による増
港湾整備工事3-16鞠山南	●			R4.12.12	38,170,000	R5.1.20	39,270,000	2.9	構内利用者、関連工事との工程調整による延期	施工方法の変更による増
港湾整備工事3-17鞠山南	●			R4.11.22	19,433,700	-	22,594,000	16.3	-	単価スライドによる増
港湾整備工事4-1鞠山南	●			R5.1.23	18,863,900	-	22,154,000	17.4	-	舗装取り壊しの追加による増
港湾整備工事4-4鞠山南	●			R5.1.23	17,475,700	R5.3.24	19,950,000	14.2	関連工事との工程調整による延期	関連工事との調整による増
CNP形成計画策定事業4-1委託	●	●		R5.3.24	15,107,400	-	14,630,000	-3.2	-	法改正による協議会開催数変更による減
港湾整備工事 設計委託4-1鞠山北	●	●		R4.12.16	9,262,000	-	9,262,000	0.0	-	-
港湾維持補修工事4-5川崎	●			R4.12.8	10,016,600	-	10,714,000	7.0	-	工法変更による増
港湾整備工事3-18鞠山南	●			R5.3.15	59,174,500	-	59,700,000	0.9	-	舗装復旧の追加による増
港湾整備工事3-19鞠山南	●			R5.3.15	46,486,000	-	46,112,000	-0.8	-	関連工事との調整による増
港湾整備工事3-20鞠山南	●			R5.3.15	59,479,200	-	66,850,000	12.4	-	関連工事との調整、舗装復旧の追加による増
港湾整備工事3-21鞠山南	●			R5.3.15	49,717,800	-	51,080,000	2.7	-	関連工事との調整、舗装復旧の追加による増
港湾整備工事3-22鞠山南	●			R5.1.17	7,150,000	-	6,611,000	-7.5	-	舗装復旧の削除による減
港湾整備工事3-23鞠山南	●			R4.12.8	40,408,500	-	45,012,000	11.4	-	汚濁防止膜のリース代、撤去の追加による増
港湾整備工事3-24鞠山南	●			R4.11.2	9,252,100	-	10,230,000	10.6	-	測量精査の結果による増
港湾整備工事4-6鞠山南	●			R5.3.17	27,168,790	R5.3.24	28,402,000	4.5	工法変更による延期	基礎形状の変更による増
海岸整備工事3-3縄間	●			R5.1.31	37,620,000	R5.1.31	40,629,000	8.0	-	施工範囲の変更による増
港湾整備工事 設計委託3-10鞠山南	●	●		R4.12.16	15,004,000	R5.2.28	15,048,000	0.3	検討内容の追加による延期	建築確認申請手数料の追加による増
港湾整備工事3-25鞠山南	●			R5.3.24	17,426,200	-	18,100,000	3.9	-	関連工事との調整による増
港湾整備工事3-26鞠山南	●			R5.1.5	56,523,500	R5.3.30	60,247,000	6.6	関連工事との工程調整による延期	関連工事との調整、単価スライドによる増
港湾整備工事3-27鞠山南	●			R5.1.10	39,407,500	R5.3.24	36,436,224	-7.5	関連工事との工程調整による延期	近接工事による諸経費の減
港湾整備工事3-28鞠山南	●			R5.1.25	57,752,200	R5.2.8	60,544,000	4.8	関連工事との工程調整による延期	ICT施工による技術管理費等、単価スライドによる増
港湾整備工事4-7鞠山南	●			R5.1.5	15,997,300	-	16,368,000	2.3	-	単価スライドによる増
港湾整備工事4-8鞠山南	●			R5.1.10	38,732,100	R5.2.15	42,944,000	10.9	関連工事との工程調整による延期	ICT施工による技術管理費等、単価スライドによる増
港湾整備工事4-9鞠山南	●			R5.1.13	41,774,700	R5.2.15	46,497,000	11.3	関連工事との工程調整による延期	ICT施工による技術管理費等、単価スライドによる増
港湾整備工事4-10鞠山南	●			R5.1.25	52,525,000	-	55,132,000	5.0	-	隣接工事との調整、単価スライドによる増
港湾整備工事4-11鞠山南	●			R5.2.3	60,230,500	-	63,206,000	4.9	-	ICT施工による技術管理費等、単価スライドによる増

案件名称 (令和4年度 完成分)	入札方式			工事種別	当初予定		変更後の完成工事		増減率 実績/予定 (%)	予定と実績の差異の内容・理由	
	A	B	C		完成 年月日	工事総額 (税込)(円)	完成 年月日	工事総額 (税込)(円)		完成年月日	工事総額
海岸整備工事3-4縄間	●			土木一式工事	R5.1.13	12,100,000	-	12,683,000	4.8	-	標識灯設置の追加による増
港湾維持補修工事4-13鞆山南	●			交通安全施設工事	R5.3.7	7,769,246	-	7,769,246	0.0	-	-
港湾維持補修工事 点検委託 4-3鞆山北他	●	●		測量業務	R5.1.4	6,600,000	R5.3.10	6,600,000	0.0	-	点検記録簿の作成に不測の 日数を要したことによる延期
港湾改修工事4-3金ヶ崎他	●			土木一式工事	R5.3.24	7,516,630	-	8,034,900	6.9	-	補修箇所追加による増
港湾改修工事4-4鞆山北	●			土木一式工事	R5.3.24	6,383,300	-	6,633,000	3.9	-	補修箇所追加による増
海岸整備工事4-1縄間	●			土木一式工事	R5.3.15	12,100,000	-	13,000,000	7.4	-	ブロック製作数変更による増
港湾整備工事 設計委託4-3鞆 山北	●	●		土木関係コンサルタント 業務	R5.3.20	10,967,000	-	10,967,000	0.0	-	-
港湾整備工事4-13鞆山南	●			舗装工事	R5.3.22	63,668,000	-	66,803,000	4.9	-	ICT施工による技術管理費等 の増
港湾整備工事4-14鞆山南	●			舗装工事	R5.3.22	59,650,800	-	54,626,000	-8.4	-	近接工事による諸経費の減
港湾整備工事4-15鞆山南	●			舗装工事	R5.3.17	51,672,500	-	47,080,000	-8.9	-	近接工事による諸経費の減
港湾整備工事4-16鞆山南	●			舗装工事	R5.3.17	53,660,200	-	55,066,000	2.6	-	舗装復旧の追加による増
港湾整備工事4-17鞆山南	●			舗装工事	R5.3.17	50,297,500	-	57,343,000	14.0	-	排水工の追加による増
港湾整備工事4-18鞆山南	●			舗装工事	R5.3.27	52,327,000	-	54,010,000	3.2	-	取付舗装の追加による増
港湾整備工事4-20鞆山南	●			土木一式工事	R5.3.22	15,114,000	-	19,426,000	28.5	-	土砂運搬距離変更による増
港湾維持補修工事4-20川崎	●			機械器具設置工事	R5.3.22	9,350,000	-	9,350,000	0.0	-	-
港湾維持補修工事4-22鞆山南	●			電気工事	R5.3.24	7,886,797	-	8,283,000	5.0	-	施工範囲変更による照明器具 取替の増

(注) A:一般競争入札(事後審査型)、B:通常型指名競争入札、C:特命随意契約

○福井港湾事務所

案件名称 (令和4年度 完成分)	入札方式			工事種別	当初予定		変更後の完成工事		増減率 実績/予定 (%)	予定と実績の差異の内容・理由	
	A	B	C		完成 年月日	工事総額 (税込)(円)	完成 年月日	工事総額 (税込)(円)		完成年月日	工事総額
港湾整備工事R4-20-6工事	●			土木一式	R5.11.17	150,900,000	R5.11.17	154,605,000	2.5	-	地盤線の変動による浚渫土 の増
港湾整備工事R3-20-1工事	●			土木一式	R4.11.7	137,500,000	R4.11.7	141,867,000	3.2	-	地盤線の変動による基礎石 の増
港湾改修工事R4-20-1工事	●			土木一式	R4.7.29	80,410,000	R4.7.29	82,632,000	2.8	-	地盤線の変動による浚渫土 の増
港湾改修工事R4-20-4工事	●			土木一式	R4.10.14	28,600,000	R4.10.14	28,578,000	-0.1	-	関連工事との調整による増
港湾維持補修工事R4-52-6 工事	●			土木一式	R4.11.30	31,515,000	R4.11.30	28,325,000	-10.1	-	地盤線の変動による浚渫土 の減
港湾改修工事R4-02-3工事	●			鋼構造物工事	R5.3.29	15,375,800	R5.3.29	19,015,000	23.7	-	補修箇所の追加による増
港湾改修工事R4-02-2工事	●			鋼構造物工事	R5.3.29	18,260,000	R5.3.29	18,821,000	3.1	-	現地状況に合わせて使用材料 を変更
港湾維持補修工事R4-52-1 工事	●			土木一式	R4.7.5	16,940,000	R4.7.5	18,249,000	7.7	-	地盤線の変動による浚渫土 の増
港湾改修工事R3H-02-2工 事	●			鋼構造物工事	R4.9.14	16,099,600	R4.9.14	18,000,000	11.8	-	補修箇所の追加による増
港湾維持補修工事R4-52-9 工事	●			鋼構造物工事	R5.3.14	13,479,400	R5.3.14	15,873,000	17.8	-	補修箇所の追加による増
港湾維持補修工事R4-52-10 工事	●			土木一式	R5.3.24	15,840,000	R5.3.24	15,642,000	-1.3	-	地盤線の変動による浚渫土 の減
港湾改修工事R3H-02-1工 事	●			鋼構造物工事	R4.9.14	13,183,500	R4.9.14	15,000,000	13.8	-	補修箇所の追加による増
港湾改修工事R4-20-2工事	●			土木一式	R4.7.29	11,935,000	R4.7.29	14,773,000	23.8	-	地盤線の変動による浚渫土 の増
港湾整備工事R3-20-2工事	●			土木一式	R4.11.30	17,610,175	R4.11.30	14,383,000	-18.3	-	関連工事との調整による減
港湾整備工事R4-56-2工事	●			土木一式	R4.9.28	13,027,300	R4.9.28	13,673,000	5.0	-	施工箇所の追加による増
港湾改修工事R4-02-1工事	●			鋼構造物工事	R5.3.14	10,164,000	R5.3.14	10,164,000	0.0	-	-
港湾維持補修工事R4-52-11 工事	●			土木一式	R5.3.31	7,033,400	R5.3.31	8,990,416	27.8	-	補修箇所の追加による増
港湾改修工事R4-20-3工事	●			土木一式	R4.9.7	5,621,000	R4.9.7	6,600,000	17.4	-	関連工事との調整による増
港湾整備工事R4-56-1工事	●			土木一式	R4.9.2	5,836,600	R4.9.2	5,269,000	-9.7	-	伐木処分量の減

(注) A:一般競争入札(事後審査型)、B:通常型指名競争入札、C:特命随意契約

○小浜土木事務所

案件名称 (令和4年度 完成分)	入札方式			工事種別	当初予定		変更後の完成工事		増減率 実績/予定 (%)	予定と実績の差異の内容・理由	
	A	B	C		完成 年月日	工事総額 (税込)(円)	完成 年月日	工事総額 (税込)(円)		完成年月日	工事総額
海岸整備工事圃部3補-1 工事	●			土木一式工事	R4.12.9	49,060,000	R4.8.26	50,281,000	2.5	-	受注者がフレックス方式を適用 しなかったため早期に完了した 起工測量結果に基づく施工方法 の変更
海岸整備工事圃部3補-2 工事	●			土木一式工事	R4.7.29	19,586,600	-	19,987,000	2.0	-	起工測量結果に基づく数量の変 更
海岸老朽化対策工事犬見 3補-1工事	●			土木一式工事	R4.11.9	36,279,980	R5.3.27	38,627,000	6.5	-	工事中止期間に伴う延長 地元協議結果に基づく仮設方法 の変更
海岸整備工事圃部3補-4 工事	●			土木一式工事	R4.12.9	41,305,000	R4.10.3	45,089,000	9.2	-	受注者がフレックス方式を適用 しなかったため早期に完了した 起工測量結果に基づく施工方法 の変更
海岸整備工事音海4単維 -1工事	●			土木一式工事	R5.1.18	6,204,000	-	6,556,000	5.7	-	内浦港の保安を維持するための雑 木剪定や立入防止柵設置の増

(注) A:一般競争入札(事後審査型)、B:通常型指名競争入札、C:特命随意契約

設計変更や土木設計業務等の変更があった場合、「変更理由書」を作成することになっている。「変更理由書」は、変更理由がどの規定等に該当するかについて、規定の条番号・内容と対応させた丸数字を「該当条文」欄に記載し、具体的な変更理由を「理由」欄に上掲の表の「予定と実績の差異の内容・理由」にあるような文章で記載することになっている。

変更理由について、いくつかサンプリングして調べた結果、特に問題となるようなものは見当たらなかった。

(2) 委託契約

令和4年度における港湾関係の委託契約のうち契約金額が500万円以上のものを金額が大きい順に所管別に表にしたものが次頁の表である。

No. 2 以外の4つは指名競争入札であった。この4つの指名競争入札における平均請負率は91.9%であり、平均入札数は6.5であった。

No. 2 の福井港防災業務委託は、随意契約理由が、「2」となっている。地方自治法施行令第167条の2第1項には、一般競争入札ではなく随意契約ができる場合を号数を付けて表しており、第2号は、「この契約の性質又は目的が競争入札に適しない」場合である。県は、消防設備がある防災船を保有しているのはこの委託先だけであり、この委託契約は、特命随意契約とし、随意契約理由を「2」としている。そのため請負率は、100%となっている。

契約金額が500万円未満の委託契約においては、指名競争入札はなく、すべて一般競争入札または随意契約であった。

契約金額が当初の金額から変更されたものは、2件あった。1件は、「敦賀港鞍山北多目的クレーン月次点検業務委託」であり、当初契約金額11,550千円から2,100千円に減額変更された。これは、多目的クレーンが故障により使用停止となったための変更である。もう1件は、敦賀市に委託した「敦賀港湾事務所管理 海岸漂着物定期清掃処理業務委託」であり、当初契約金額2,451千円から2,890千円に17.9%増額変更された。これは8月に発生した大雨等による海岸漂着物のうち、大型ごみの処理量（漁具、漁網、廃プラ、流木）が当初予定した数量189m³を上回り259m³となったことによる変更である。

港湾関係の委託契約について検討した結果、特に問題点は見当たらなかった。

【 港湾関係の委託契約のうち契約金額が500万円以上のもの 】

No.	所管	一連 番号	委託事業の名称	事業の概要	委託先	契約金額 (円)	契約 方法	随意 契約 理由	人数	請負率 (%)	契約期間	完了 年月日
1	敦賀港湾 事務所	7	敦賀港保安対策警備業務委託	保安警備業務	株式会社 A	86,295,109	指名	—	8	96.6	R4.4.1 ~ R5.3.31	R5.3.31
2	福井港湾 事務所	1	福井港防災業務委託	防災船運航業務	株式会社 B	22,000,000	随意	2	1	100.0	R4.4.1 ~ R5.3.31	R5.3.31
3	福井港湾 事務所	2	福井港保安対策警備業務委託	S O L A S 条約に基づく福井港制限区 域内の保安対策警備業務	株式会社 C	19,195,613	指名	—	8	87.3	R4.4.1 ~ R5.3.31	R5.3.31
4	小浜土木 事務所	1	内浦港 保安対策 警備業務委託	内浦港の警備	株式会社 D	12,584,990	指名	—	5	88.5	R4.4.1 ~ R5.3.31	R5.3.31
5	敦賀港湾 事務所	5	敦賀港監視カメラシステム等 保守点検業務	監視カメラ等保守点検業務	株式会社 E	9,350,000	指名	—	5	95.3	R4.4.1 ~ R5.3.31	R5.3.31

2. 収入管理

(1) 使用等の許可

港湾事業管理事務において、大きなウェイトを占めるのはその港湾施設の使用等の許可である。使用等の許可は条例等で定められており、岸壁または係船くい、棧橋または物揚場、係船浮標、上屋、管理棟、野積場、貯木場、貯炭場、軌道走行式荷役機械、廃油処理施設、給油施設等の港湾施設の使用、港湾施設占有、港湾施設の形状の変更を行おうとする者は、福井県港湾施設管理条例第5条および福井県港湾施設管理条例施行規則第2条第1項により所定の許可申請書を県に提出し許可を受けなければならない、となっている。県では、申請者から提出された所定の許可申請書に基づき、その使用等の許可をその都度行っている。

○福井県港湾施設管理条例

(許可事項)

第五条 次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める港湾施設の利用については、この限りでない。

- 一 別表第一に掲げる港湾施設の使用
- 二 港湾施設の占有
- 三 港湾施設の形状の変更

2 知事は、前項の許可に必要な条件を付けることができる。

3 知事は、第一項の許可の申請に係る行為が、港湾施設の利用を著しく阻害し、その他港湾施設の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

○福井県港湾施設管理条例施行規則

(使用等の許可申請等)

第二条 次の各号に掲げる許可の申請は、それぞれ当該各号に定める許可申請書を二通（一通は写しとすることができる。）提出してするものとする。

- 一 条例第五条第一項の規定による港湾施設の使用の許可の申請 港湾施設使用許可申請書（様式第一号）
- 二 条例第五条第一項の規定による港湾施設の占有または形状の変更の許可の申請 港湾施設占有（形状変更）許可申請書（様式第二号）
- 三 条例第六条第一項の規定による許可事項の変更の許可の申請 許可事項変更許可申請書（様式第三号）

2 知事は、条例第五条第一項または第六条第一項の許可をしたときは、許可書を交付するものとする。

使用等の許可は、基本的に港湾施設使用者からの許可申請をもとに個別に許可判断がなされるため、そもそも港湾施設使用者からの許可申請自体が提出されなければ、許可判断そのものが下せない。つまり、港湾施設使用者が無許可で港湾施設を利用している場合は、許可申請の状況のみを確認していることでは不十分ということである。実際に、港湾施設の現場視察を実施したところ、内浦港、和田港、鷹巣港では下記のとおり、無許可の設置物が確認されている。

港湾名	無許可の設置物
内浦港	・看板
和田港	・外港埋立地の4台の自販機
	・船、漁具
	・いけす
	・物置及びパレット
鷹巣港	・テント
	・いけす
	・船揚げ設備及びレール

使用等の許可がないまま、不適切な港湾施設の使用が継続した場合には、港湾施設使用料等の徴収漏れが発生し公平性を欠くとともに、他の港湾施設使用者の機会を不当に制限することに繋がりがねない。上記の現場視察で確認された無許可の設置物については、県は、不適切な使用状況が発生している事実を認識していない、または、放置している状況にある。

したがって、県は、港湾施設への定期的なパトロール等を通して、港湾施設が適切に使用されているか、使用等の許可がないまま港湾施設が使用されていないかを確認すべきである。もし、適切でない使用が認められる場合には、港湾施設使用者に対して撤去ないし許可申請書の提出を求めるなどの指導・監督を適切に実施する必要がある。

また、不適切な使用を行う港湾施設使用者に対しては、福井県港湾施設管理条例第30条（罰則）の適用を含め、厳正な対応を行うことも検討すべきである。

指摘事項 1	無許可の設置物について
<p>港湾施設の現場視察を実施したところ、数多くの無許可の設置物が確認された。</p> <p>県は、港湾施設への定期的なパトロール等を通して、港湾施設が適切に使用されているか、使用等の許可が無いまま港湾施設が使用されていないかを確認すべきである。</p>	

使用等の許可が出されている場合でも、その内容が不正確であるものも確認された。和田港では、建物横に設置している自販機4台については、占用許可のある建物施設の申請面積内にあるが、占用許可申請書類上、自販機の記載がなく、自販機の認識が漏れている状況であった。

指摘事項 2	占有許可申請書類における記載漏れ
<p>和田港では、建物横の自販機については、占有許可のある建物施設の申請面積内にあるが、占有許可申請書上の記載がない。</p> <p>使用等の実態を認識し、施設を適切に管理するために、許可申請にあたっては申請書の内容記載を正確に求める必要がある。</p>	

また、使用等の許可状況を確認するために、許可申請書や許可書を閲覧したところ、福井港および敦賀港で、許可期間が過度に長期に渡っていたり、永年となっていたりするものが確認された。

港湾名	許可種別	対象物	許可期間
福井港	占有許可	南防波堤灯台	10年
敦賀港	占有許可	水路基準標	永年

福井港の南防波堤灯台については、福井県港湾施設管理条例にもとづき許可申請がなされることになるが、同条例第7条は、港湾施設の使用等の許可期限については、原則として占有は5年以内とすることを求めている。そのため、福井港における南防波堤灯台の占有許可の期限は、この条例に従い、5年以内として設定すべきである。

<p>○福井県港湾施設管理条例 (利用期間)</p> <p>第七条 第五条第一項または前条第一項の規定により知事が港湾施設の使用または占有を許可する期間は、使用にあつては一年以内、占有にあつては五年以内とする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p>

また、敦賀港の水路基準標については、福井県港湾区域内等における行為の規制等に関する条例にもとづき許可申請がなされることになるが、同条例第3条第1項1号口においては、施設または工作物の設置を伴う占有の場合の許可期限は3年以内とすることを求めている。そのため、敦賀港における水路基準標の占有許可の期限は、この条例に従い、3年以内として設定すべきである。

<p>○福井県港湾区域内等における行為の規制等に関する条例 (許可の期間)</p> <p>第三条 法第三十七条第一項の許可（以下「許可」という。）の期間は、次の各号に掲げる許可に係る行為の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>一 法第三十七条第一項第一号に掲げる行為</p> <p>イ 水管、下水道管もしくはガス管または電柱もしくは電線の埋設または架設のための占有 五年</p> <p>ロ 施設または工作物の設置を伴う占有 三年</p> <p>ハ その他の占有 一年</p>
--

この規定は、過度に長期にわたる許可は、その事実関係が不明確になる可能性を有するため、条例に定める範囲内で許可手続を求めたものであると考えられる。

なお、福井県港湾施設管理条例第7条但書には「知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。」との特例の定めが設けられている。この特例は、個別の事情から採用されることもあるだろうが、その場合はなぜ原則を超えた長期の許可を採用したかの理由や経緯を明確にすることが必要となると考えられる。今回確認された福井港の事例は、その理由や経緯を明確に説明できるものはなかった。

なお、敦賀港の水路基準標の占用許可の期間については、当該指摘に対応して、県は、令和5年11月に対応を行い、3年ごとの更新手続を行うこととしている。

指摘事項 3	使用等の許可期間について
<p>許可申請書や許可書を閲覧したところ、その期間が過度に長期に渡っていたり、永年となっていたりするものが確認された。福井港では南防波堤灯台の占用許可期間が10年となっており、敦賀港では水路基準標の占用許可期間が永年となっており、それぞれ条例の定めにおける許可期間の上限を超えていた。</p> <p>なお、福井港の南防波堤灯台については、福井県港湾施設管理条例にもとづき許可がなされており、同条例第7条但書に「知事が特に必要があると認めるときは、この限りでない。」との特例の定めがあるが、特例を適用した理由や経緯を説明できるものはなかった。</p> <p>港湾施設の使用等の許可期限については、特例の適用がない限り、それぞれ条例の定め範囲内にて許可を行っていく必要がある。</p>	

(2) 条例における利用料金

① 港湾の使用料等

港湾施設の使用等の許可を受けた者が支払う入港料、使用料、占用料等は、「福井県入港料徴収条例」、「福井県港湾施設管理条例」、「港湾区域内等における行為の規制等に関する条例」において、以下のとおり定められている。

- ・ 徴収対象（第二条）

福井港、敦賀港、内浦港の港湾区域に入港する船舶（総トン数700トン未満の船舶を除く）から徴収する。

- ・ 料率

使用料名		算定基礎	金額(円)
入港料	外航船	総トン数1トンにつき	2.0
	内航船	総トン数1トンにつき	1.0

○使用料：別表第一（福井県港湾施設管理条例第5条、第9条関係）

施設名		使用料算定基礎		使用料（円）			
1	岸壁または係船くい	係留時間	12時間以内の場合	総トン数	1 トンにつき	4.13	
			12時間を超え、24時間以内の場合		5.5		
			24時間を超える場合		12時間ごとに使用料の額の半額を加算		
2	栈橋または物揚場	係留時間	24時間につき	総トン数	1 トンにつき	3.0	
			24時間を超える場合			12時間ごとに使用料の額の半額を加算	
	漁業法（昭和24年法律第2百67号）第2条第2項に規定する漁業者が漁業を営むために使用する場合		1 回	につき	水揚げ金額の1000の0.5		
	レジャーボートを係留する場合		—				
	艇長	5m未満のもの	1 月	1 隻	につき	6,000	
		5m以上6m未満のもの				7,000	
6m以上7m未満のもの		8,000					
7m以上8m未満のもの		9,000					
8m以上のもの		8mを超える艇長1mまで		ごとに 3,000を加算した額			
3	係船浮標	係留時間	24時間につき	総トン数	1 トンにつき	3.0	
			24時間を超える場合			12時間ごとに使用料の額の半額を加算	
4	敦賀港 H上屋	一般使用 (1月未満の使用)	貨物搬入の当日	1 日	1 m	につき	無料
			貨物搬入の翌日から5日目まで				20
			貨物搬入の6日目から15日目まで				25
			貨物搬入の16日目から25日目まで				35
			貨物搬入の26日目以後				50
		専用使用	—	1 月	1 m	につき	410
	敦賀港 I上屋	一般使用 (1月未満の使用)	貨物搬入の当日	—	—	—	無料
			貨物搬入の翌日から5日目まで				15
			貨物搬入の6日目から15日目まで				20
			貨物搬入の16日目から25日目まで				30
			貨物搬入の26日目以後				40
		専用使用	—	340			
	敦賀港 F上屋	一般使用 (1月未満の使用)	貨物搬入の当日	—	—	—	無料
			貨物搬入の翌日から5日目まで				21
			貨物搬入の6日目から15日目まで				27
			貨物搬入の16日目から25日目まで				37
			貨物搬入の26日目以後				48
		専用使用	—	426			
	敦賀港 J上屋	一般使用 (1月未満の使用)	貨物搬入の当日	—	—	—	無料
			貨物搬入の翌日から5日目まで				45
			貨物搬入の6日目から15日目まで				51
			貨物搬入の16日目から25日目まで				75
			貨物搬入の26日目以後				97
		専用使用	—	880			
敦賀港 1号上屋	一般使用 (1月未満の使用)	貨物搬入の当日	—	—	—	無料	
		貨物搬入の翌日から5日目まで				34	
		貨物搬入の6日目から15日目まで				38	
		貨物搬入の16日目から25日目まで				59	
		貨物搬入の26日目以後				72	
	専用使用	—	653				
敦賀港 鞠山南地区 コンテナ・フレート・ステーション	一般使用 (1月未満の使用)	貨物搬入の当日から5日目まで	—	—	—	28	
		貨物搬入の6日目から15日目まで				33	
		貨物搬入の16日目から25日目まで				50	
		貨物搬入の26日目以後				61	
	専用使用	—	550				

施設名		使用料算定基礎		使用料 (円)	
4 上屋	福井港北 1号上屋	一般使用 (1月未満 の使用)	貨物搬入の当日		無料
			貨物搬入の翌日から5日目まで		36
			貨物搬入の6日目から15日目まで		46
			貨物搬入16日目から25日目まで		64
			貨物搬入の26日目以後		82
	専用使用	—		750	
	福井港北 2号上屋	一般使用 (1月未満 の使用)	貨物搬入の当日		無料
			貨物搬入の翌日から5日目まで		29
			貨物搬入の6日目から15日目まで		37
			貨物搬入の16日目から25日目まで		49
貨物搬入の26日目以後				69	
専用使用	—		615		
5 管理棟	—	—	1月 1㎡ につき	2,000	
6 野積場	コンテナ ターミナル の区域内	コンテナの蔵置	長さ20フィートのコンテナに換算した コンテナ	1日 1個 につき	92
		コンテナ以外のもの の蔵置	一般使用	1日 1㎡ につき	2
			専用使用	1月 1㎡ につき	60
	コンテナ用電源設備	コンセント	1時間 1口 につき	96	
	コンテナ ターミナル の区域外	舗装した部分	一般使用	1日 1㎡ につき	2
			専用使用	1月 1㎡ につき	60
		舗装していない部分	一般使用	1日 1㎡ につき	1
			専用使用	1月 1㎡ につき	30
7 貯木場	—	—	1月 1㎡ につき	28	
8 貯炭場	一般使用	—	1日 1㎡ につき	2.8	
	専用使用	—		85	
9 軌道走行式 荷役機械	コンテナ専用のもの	コンテナターミナルの区域内のもの	1時間 につき	66,000	
		コンテナターミナルの区域外のもの		64,000	
	コンテナ専用以外の もの	—	60,500		
				使用時間が1時間を超える場合は、その超える時間 30分ごとに使用料の額の半額を加算する。	
10 廃油処理施設	ビルジ0・5立方メートルにつき		—		
	執務時間内		500		
	執務時間外		執務時間内の使用料の額に、 その5割に相当する額を加算した額		
11 給油施設	—	—	給油量 1ℓ につき	68	

備考

- 1 使用料の1件当たりの金額が100円に満たない場合は、100円とする。
- 2 使用料算定基礎欄(艇長を除く。)の各単位未満の端数は、その単位に切り上げる。ただし、総トン数が不明の船舶は、5トンとして計算する。
- 3 プレジャーボートとは、スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業に使用する船舶を除く。）をいう。
- 4 消費税法（昭和63年法律第108号）による消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）による地方消費税（以下「消費税等」という。）が課される場合にあつては、この表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額とする。
- 5 コンテナターミナルの区域とは、コンテナを専用に取り扱う区域として知事が定めるものをいう。
- 6 軌道走行式荷役機械の使用については、その運転に要する費用は、使用者の負担とする。
- 7 管理棟の使用期間が1月に満たないときは、備考2の規定にかかわらず、その月の現日数を基礎として日割により計算する。

○占用料：別表第二（福井県港湾施設管理条例 第9条関係）

占 用 目 的		占用料算定基礎	占 用 料 (円)	
			福井港、敦賀港	鷹巣港、和田港、内浦港
長期建造物		1年 1㎡ につき	430	290
仮設工作物		1月 1㎡ につき	53	26
鉄塔		1年 1基 につき	1,645	1,645
電柱		1年 1本 につき	1,500	1,500
地下埋設 管類	外径30cm未満のもの	1年 1m につき	200	200
	外径30cm以上のもの	1年 1m につき	260	260
その他の占用		1月 1㎡ につき	53	26

備考

- 1 占用料の1件当たりの金額が100円に満たない場合は、100円とする。
- 2 占用料算定基礎欄の各単位未満の端数は、その単位に切り上げる。
- 3 占用料算定基礎が、年額の場合においてその占用期間が1年に満たないときは月割により計算し、月額の場合においてその占用期間が15日に満たないときは月額の半額とする。
- 4 電柱は、その支柱、側線を各1本とみなす。
- 5 消費税等が課される場合にあつては、その算定した額に1.1を乗じて得た額とする。

○福井港の区域内の利用料金：別表第四（福井県港湾施設管理条例 第18条、第22条関係）

2 浮棧橋	艇長7メートル未満のもの	1月 1隻 につき	16,600
		1年 1隻 につき	166,000
	艇長7メートル以上のもの	1月 1隻 につき	21,000
		1年 1隻 につき	210,000

備考

- 1 利用料金の算定に係る期間は、暦に従つて計算し、1月未満の端数を生じたときは、これを1月とし、12月をもつて1年とする。
- 2 消費税等が課される場合にあつては、この表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額（この額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とする。

○和田港若狭和田マリーナの区域内の利用料金（上限額）：別表第三（福井県港湾施設管理条例第18条、第22条関係）

1 棧橋 または 船揚場	デインギー型ヨット		一般使用	1日	1隻につき	1,700	
			専用使用	1月	1隻につき	8,500	
					1年	1隻につき	85,000
	デインギー型ヨット 以外のヨット および モーターボート	艇長 5メートル未満のもの	一般使用	1日	1隻につき	3,400	
			専用使用	1月	1隻につき	17,000	
					1年	1隻につき	170,000
		艇長 5メートル以上 6メートル未満のもの	一般使用	1日	1隻につき	3,900	
			専用使用	1月	1隻につき	19,500	
					1年	1隻につき	195,000
	艇長 6メートル以上 7メートル未満のもの	一般使用	1日	1隻につき	4,500		
		専用使用	1月	1隻につき	22,500		
				1年	1隻につき	225,000	
	艇長 7メートル以上 8メートル未満のもの	一般使用	1日	1隻につき	5,000		
		専用使用	1月	1隻につき	25,000		
			1年	1隻につき	250,000		
	艇長 8メートル以上のもの	一般使用	1日	1隻につき	5,000		
				(※) 1,700			
		専用使用	1月	1隻につき	25,000		
				(※) 8,500			
		専用使用	1年	1隻につき	250,000		
				(※) 85,000			
				(浮棧橋の場合 2割加算)			
				(※) 8 mを超える艇長1mまでごとの加算			
2 駐車場	1 原動機付自転車および自動2輪車	一般使用	1日	1台につき	600		
		専用使用	1月	1台につき	3,000		
				1年	1台につき	30,000	
	2 普通自動車および小型特殊自動車	一般使用	1日	1台につき	1,200		
		専用使用	1月	1台につき	6,000		
				1年	1台につき	60,000	
3 1および2に掲げる自動車以外の自動車	一般使用	1日	1台につき	2,400			
	専用使用	1月	1台につき	12,000			
			1年	1台につき	120,000		
3 給水施設	一般使用	30分	1基につき	240			
	専用使用	1月	1基につき	6,000			
			1年	1基につき	60,000		
4 給電施設	一般使用	1時間	1基につき	240			
	専用使用	1月	1基につき	6,000			
			1年	1基につき	60,000		
5 シャワー室			10分	1回につき	240		
6 船具保管庫			1月	1個につき	2,900		
			1年	1個につき	29,000		

備考

- 「デインギー型ヨット」とは、艇長6メートル以下のヨットで、センターボートの上げ下ろしが手動でできるものをいう。
- 「原動機付自転車」とは道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車を、「自動2輪車」とは同法第3条に規定する大型自動2輪車および普通自動2輪車を、「普通自動車」とは同条に規定する普通自動車を、「小型特殊自動車」とは同条に規定する小型特殊自動車を、「自動車」とは同法第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。
- 利用料金算定基礎欄に定める各単位（艇長に係るものを除く。）については、各単位未満の端数は、その単位に切り上げる。
- 消費税等が課される場合にあつては、この表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額（この額に10円未満の端数があるときは、当該端数の額を切り捨てた額）とする。
- 棧橋または船揚場の使用の承諾を受けた艇については、1隻1台までの駐車場の利用料金は徴収しない。
- 給水施設または給電施設の専用使用および船具保管庫の使用の承諾の期間は、棧橋または船揚場の専用使用の承諾の期間を超えてはならない。

○行為の許可を受けた者の納付額：別表第二（港湾区域内等における行為の規制等に関する条例第8条関係）

一 占用料

占用の目的		算定基礎	年額（円）
一	水域貯木場 または 木材整理場	1 m ² につき	30
二	建築物 または 構築物	1 m ² につき	290
三	物干場 または 物置場	1 m ² につき	290
四	地下埋設管 外径30cm未満	1 m につき	200
	外径30cm以上	1 m につき	260
五	電柱または支柱	1 本 につき	1,500
六	鉄塔またはこれに類するもの	1 基 につき	1,645
七	その他	1 m ² につき	160

備考

- 一 算定基礎の欄の各単位未満の端数は、その単位に切り上げる。
- 二 占用期間が1年に満たないときは、月割りにより計算し、1月未満の端数は、1月に切り上げる。
- 三 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の規定による消費税および地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による地方消費税が課される場合にあっては、この表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額とする。
- 四 1件当たりの占用料の金額が百円に満たないときは、これを100円に切りあげる。

二 土砂採取料

区分		算定基礎	金額（円）
	砂	1 m ³ につき	136.4
	砂利		
	土砂		
	土		
	栗石 径0.1m以上0.2m未満	1 m ³ につき	199.1
	玉石 径0.2m以上0.35未満		
	石材 径0.35m以上		

備考

- 一 1 m³未満の端数は、1 m³に切り上げる。
- 二 採取料の総額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(3) 収入の推移

平成30年度から令和4年度までの収入の推移は、以下のとおりである。

○入港料の推移

(単位：千円)

港湾名	区分	歳 入 額				
		H30	R1	R2	R3	R4
敦賀港	外航船	9,014	8,293	6,602	5,767	6,115
	内航船	9,966	11,883	12,159	11,355	12,284
	計	18,981	20,177	18,762	17,123	18,399
福井港	外航船	647	639	639	666	911
	内航船	1,317	1,283	1,164	1,106	1,355
	計	1,965	1,922	1,804	1,773	2,266
鷹巣港	外航船	-	-	-	-	-
	内航船	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
内浦港	外航船	525	488	403	473	448
	内航船	4	10	13	15	36
	計	529	498	417	489	485
和田港	外航船	-	-	-	-	-
	内航船	-	-	-	-	-
	計	-	-	-	-	-
計	外航船	10,187	9,421	7,645	6,908	7,475
	内航船	11,288	13,177	13,337	12,478	13,675
	計	21,475	22,598	20,983	19,386	21,151

○使用料

(単位：千円)

港湾名	施設名	歳入額					
		H30	R1	R2	R3	R4	
敦賀港	岸壁または係船くい	86,659	96,324	93,264	81,953	91,288	
	栈橋または物揚場	係留全般	427	536	532	360	249
		漁業使用	227	208	189	168	198
		プレジャーボート	5,779	5,350	5,039	5,557	5,883
		計	6,433	6,095	5,761	6,086	6,331
	上屋	66,564	69,793	70,974	70,974	70,974	
	管理棟	2,861	2,888	2,914	2,914	2,914	
	野積場	145,033	157,598	158,080	146,707	150,458	
軌道走行式荷役機械	77,172	88,359	85,577	70,013	62,369		
計	384,724	421,060	416,572	378,649	384,336		

(単位：千円)

港湾名	施設名	歳入額				
		H30	R1	R2	R3	R4
福井港	岸壁または係船くい	10,378	12,028	10,674	11,972	10,842
	栈橋または物揚場	3,152	3,269	2,515	1,945	1,736
	上屋	20,800	20,993	21,186	21,186	21,186
	野積場	47,117	56,014	48,248	51,903	76,983
	計	81,449	92,305	82,624	87,007	110,747

(単位：千円)

港湾名	施設名	歳入額				
		H30	R1	R2	R3	R4
鷹巣港	栈橋または物揚場	22	37	26	27	14

(単位：千円)

港湾名	施設名	歳入額				
		H30	R1	R2	R3	R4
内浦港	岸壁または係船くい	2,106	2,628	1,815	1,735	2,065
	栈橋または物揚場	98	117	80	97	103
	野積場	10,497	11,355	12,972	12,972	12,972
	給油施設	552	1,041	105	238	460
	計	13,255	15,143	14,975	15,044	15,603

(単位：千円)

港湾名	施設名	歳入額				
		H30	R1	R2	R3	R4
和田港	栈橋または物揚場	10,802	10,327	9,862	9,614	8,262

全額 和田港若狭和田マリーナに関するものであり、駐車場・シャワー室の使用料を含む。

○占用料

(単位：千円)

港湾名	歳入額				
	H30	R1	R2	R3	R4
敦賀港	31,698	31,495	32,858	35,790	36,685
福井港	27,318	26,903	27,516	26,066	37,604
鷹巣港	401	399	399	399	399
内浦港	1,046	1,058	1,046	1,047	1,048
和田港	1,489	1,489	1,406	1,494	1,465
計	61,953	61,345	63,227	64,797	77,203

○行為の許可を受けた者の納付額

1. 占用料

(単位：千円)

港湾名	歳入額				
	H30	R1	R2	R3	R4
敦賀港	9,841	9,877	9,704	9,503	9,606
福井港	-	-	-	-	-
鷹巣港	-	-	-	-	-
内浦港	1,519	1,257	1,440	2,666	2,605
和田港	1,113	1,064	1,104	1,104	1,105
計	12,474	12,198	12,248	13,274	13,316

2. 土砂採取料

(単位：千円)

港湾名	歳入額				
	H30	R1	R2	R3	R4
敦賀港	-	-	-	0	-
福井港	-	-	-	-	-
鷹巣港	-	-	-	-	-
内浦港	-	-	-	-	-
和田港	-	-	-	-	-
計	-	-	-	0	-

(4) 利用料金のWebサイトにおける掲載

上掲の福井県港湾施設管理条例と県の港湾空港課の利用料金が掲載されているWebサイトを見比べると、次のような違いがみられた。

- ・条例には記載されているが、Webサイトには掲載されていない料金がいくつかある。
- ・条例は税抜の金額であるが、消費税区分が課税のものは税込で掲示されている。利用料金には非課税のものも多いが、課税・非課税とも金額のみ表示されており、この金額が税込なのか税抜なのか課税取引なのか非課税取引なのか不明確である。

意見 1	利用料金のWebサイトにおける掲載について
	<p>条例には記載されているが、Webサイトには掲載されていない料金がいくつかある。またWebサイトにおける利用料金が税込なのか税抜なのか課税取引なのか非課税取引なのか不明確である。</p> <p>県のWebサイトには実際の取引がない、または、わずかであっても条例記載の料金を掲載し、また、その金額は課税取引なのか非課税取引なのか、課税取引の場合は税抜金額なのか税込金額のかを明示するのが望ましい。</p>

(5) 利用申請

利用申請は、利用者により港湾事務所へ電話等により空き状況の問い合わせ後、港湾事務所は福井県港湾施設管理条例第5条および福井県港湾施設管理条例施行規則第2条各項の所定の許可申請書を利用者に書面により提出させ利用許可書を発行している。

(6) 利用料金の減免・免除

港湾施設を使用する場合には使用料を納付する必要があるが、利用料金については、県港湾施設管理条例第11条および県入港料徴収条例第5条の規定に減免および免除の規程があり、減免および免除については、これに基づいて対応している。

減免関係書類を確認し、問題のあるものがないか確認したが、問題のあるものはなかった。

○福井県港湾施設管理条例

(使用料等の免除)

第十一条 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料等の全部または一部を免除することができる。

(利用料金の免除)

第二十四条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部または一部を免除することができる。

○福井県港湾施設管理条例施行規則

(利用料金の免除)

第十三条 条例第二十四条の規定により利用料金を免除することができる場合およびその場合において免除することができる額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 一 国、地方公共団体または公益事業を行うことを主たる目的とする団体であつて知事が認めるものが公用、公共用または公益事業の用のため使用する場合 利用料金の全額
- 二 知事が港湾の振興を図る上で必要があると認める場合 知事が必要と認める額
- 三 指定管理者が特に必要があると認める場合であつて知事の承認を受けた場合 知事が承認した額

○福井県入港料徴収条例

(入港料の減免)

第五条 次の各号の一に該当する船舶の入港については、入港料を免除する。

- 一 同一船舶が同一航海において二以上の港湾の港湾区域に連続して入港する場合の二回目以後の入港
- 二 同一船舶が同一港湾の港湾区域に一日二回以上入港する場合の二回目以後の入港
- 三 同一船舶が同一港湾の港湾区域に一月十一回以上入港（前二号の規定により入港料を免除する船舶の入港を除く。）する場合の十一回目以後の入港

2 前項に定めるもののほか、知事は、公益その他特別の理由があると認める船舶の入港については、入港料を減額し、または免除することができる。

(7) 利用料金の徴収

利用料金の徴収については、利用者の利用後に納入通知書を送付し、振込により徴収している。現金での徴収も可能だが、原則行っていない。

利用料金の徴収方法について担当者への質問および書類の閲覧し、適切に利用料金の徴収手続が行われているか確認した。

内浦港において、動力のある押船（19GT）が非自走の起重機船（1,657GT）とともに2隻で入港した事例があったが、その際の岸壁使用料の徴収は、実際に岸壁に接岸した起重機船でなく、押船の方を対象として行っており、岸壁使用料の徴収金額が誤っていた事例があった。

- ・誤った徴収金額：4.13円/GT× 19GT×1.1＝ 86円
- ・正しい徴収金額：4.13円/GT×1,657GT×1.1＝7,527円
- ・徴収漏れ金額（差額）：7,441円

利用料金の計算にあたっては誤らないようにする必要がある。

なお、内浦港においては、現状、押船については、岸壁を使用していないとこのことで岸壁使用料を徴収しないものとしているが、実際には、押船については非自走船に連結されて実質一体となっており、

実際には岸壁を使用していることには変わらないと考えられる。そのため、岸壁使用料は、免除規定等がなければ2隻で計算して徴収すべきである。

指摘事項 4	利用料金の徴収誤りについて
<p>内浦港において、動力のある押船が動力のない非自走の船とともに2隻で入港する場合において、押船については、接岸していないとして岸壁使用料を徴収していなかった。</p> <p>この場合、実際には、押船についても、非自走の船と一体となって行動し、岸壁を使用していることには変わらないと考えられる。そのため、別途、免除の規定がなければ、利用料金は2隻で計算して徴収すべきである。</p>	

指摘事項 5	利用料金の徴収誤りについて
<p>鷹巣港に設置してある砕氷機、保冷库廂、荷積みクレーンについては、性質として長期的建造物に該当し、年額290円/㎡で計算し占用料を徴収すべきものであるが、仮設工作物としての月額26円/㎡で計算し、占用料を徴収していた。</p> <p>占用料の計算にあたっては、対象物の性質を誤らないようにする必要がある。</p>	

(8) 未収債権の管理

収入未済額とは、歳入を徴収しようとする際に、調定（予定される収入金額を決定する行為）を行ったにもかかわらず、出納閉鎖日の5月末日までに収納されなかった金額をいう。この収納未済金は翌年度に繰越され、引き続き督促等を行い徴収に努めることとなる。

また、不納欠損額とは、調定した歳入が、督促等を行ったにもかかわらず納付されずに時効が到来してしまったものなどについて、損失として処分を行った金額をいう。

各港湾管理事務所において、収入未済額および不納欠損額が発生していないか確認を行ったところ、収入未済額が、敦賀港湾事務所において1先発生していた。ここ5年間不納欠損額の発生はなかった。

これは、令和4年度に井の口プレジャーボートスポットの使用許可を受けた者が死亡し、令和4年4月分から令和5年3月分の港湾使用料（プレジャーボート係留料金）について未納となったもので、未収金額は、合計92,400円である。

当該債権について、法定相続人が相続放棄したことから、県は、戸籍調査を実施している。

当該債権については、前年度においては年度末にまとめて支払っていた。当年度においては、当年度末に支払う予定であったが、年度中に死亡し、相続人も債権放棄を行った結果、現状回収ができ

ない状況にある。

港湾使用料については、利用者は、原則、納入通知書により、指定された期限までに納付しなければならなくなっており、敦賀港湾事務所においては、原則、期間一括での前払いで納入通知書を作成送付し、請求しているが、利用者が一括で払えない場合等においては、利用者の要望に応じて、月払いや後払による納入も認めている。

使用料は、原則として前納となっているため、基本的には収入未済は生じないはずである。しかし、金額が多額等の理由で利用者が一括で払えない場合等においては、利用者の要望に応じて、月払いや後払による納入も認めているため、納入義務者の財務状況によっては収入未済が生じる可能性がある。

後払いだとサービスを提供しているのに料金を回収できないリスクがあるので、それを避けるために料金徴収は後払いを認めるのはできる限り避けることが望まれる。また、前払ができていない先については、回収管理や与信管理を厳格に行い、支払が遅れている先については、更新の拒否、利用の停止も含めて検討することが望まれる。

意見 2	未収債権の管理について
<p>令和4年度に井の口プレジャーボートスポットの使用許可を受けた者が死亡し、港湾使用料（プレジャーボート係留料金）について未収金が1件（92,400円）発生し、相続人も債権放棄を行った結果、現状回収ができない状況にある。</p> <p>敦賀港湾事務所においては、原則、期間一括での前払いで納入通知書を作成送付し、請求しているが、利用者が一括で払えない場合等においては、利用者の要望に応じて、月払いや後払による納入も認めている。</p> <p>後払いだとサービスを提供しているのに料金を回収できないリスクがあるので、それを避けるために料金徴収は後払いを認めるのはできる限り避けることが望まれる。また、前払ができていない先については、回収管理や与信管理を厳格に行い、支払が遅れている先については、更新の拒否、利用の停止も含めて検討することが望まれる。</p>	

3. 収支報告

(1) 法における取扱い

港湾法第48条および港湾法施行規則第13条において、国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、収支報告を毎年作成し、これを事業年度終了後5か月以内に公表することが義務付けられている。

(2) 県における取扱い

県港湾条例を始めとした各条例・規則等において、収支報告に関する特段の定めは置かれていない。

県では、敦賀港が重要港湾であることから、敦賀港が港湾法における収支報告の作成・公表の対象となり、港湾管理者である県は、収支報告を作成し、公表する義務がある。

○港湾法

(収支報告)

第四十八条 国際戦略港湾、国際拠点港湾又は重要港湾の港湾管理者は、国土交通省令で定めるところにより、その業務に関する収入及び支出その他港湾に関する報告を毎年一回作成して公表しなければならない。

2 国土交通大臣は、必要があると認めるときは、港務局に対し、前項の報告の写しの提出を求めることができる。

○港湾法施行規則

(報告)

第十三条 法第四十八条第一項の規定による報告は、事業年度ごとに当該事業年度終了後五月以内に公表するものとする。

2 前項の規定による報告のうち、収支報告は第四号様式によるものとする。

(3) 敦賀港の収支報告

<経営関係収支報告>

(単位：千円)

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
<収 入>					
施設使用料及び役務利用料	445,155	436,179	473,103	493,580	446,209
入港料	18,956	18,982	20,177	18,762	18,399
係留施設	86,007	93,094	102,420	99,026	97,620
岸壁・さん橋	78,643	86,660	96,325	93,264	91,288
係船浮標・係船くい			6,095		
物揚場	7,364	6,434		5,762	6,332
荷さばき施設等	162,568	143,738	158,153	156,551	133,343
荷役機械	92,884	77,173	88,359	85,577	62,369
上屋	69,684	66,565	69,794	70,974	70,974
保管施設	141,435	145,310	157,316	158,055	149,318
野積場	141,435	145,310	157,316	158,055	149,318
土地				24,368	6,789
その他	36,189	35,055	35,037	36,818	40,740
占用料等	9,870	9,842	9,877	9,705	9,606
水域占用料	9,870	9,842	9,877	9,704	9,606
手数料				1	
国庫支出金	224	137	111	206	121
港湾統計委託費	224	137	111	206	121
受益者負担金等	0	0	0	94	136
その他				94	136
財産売払収入					352,584
その他	0	0	0	102,877	3,805
消費税還付金				102,877	3,805
一般会計からの繰入分等	2,422	48,937	9,071		
収入計	457,671	495,095	492,162	606,462	812,461
<支 出>					
経営関係管理費	457,671	495,095	492,162	420,835	577,807
人件費	73,652	75,039	78,721	65,342	64,342
庁費	17,711	19,025	19,040	19,607	19,714
港湾統計調査費	224	137	111	206	121
災害復旧費		81,702			
施設維持補修費	211,398	167,604	253,660	186,485	302,014
施設運営費	34,181	22,759	15,151	11,727	11,237
経営委託費	120,505	128,829	125,479	132,238	146,083
港湾環境整備・保全費				546	546
その他	0	0	0	4,684	33,750
消費税				3,543	32,609
その他				1,141	1,141
一般会計への繰入分等				185,627	234,654
支出計	457,671	495,095	492,162	606,462	812,461
収支	0	0	0	0	0

<建設関係収支報告>

(単位：千円)

	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
<収 入>					
国庫支出金	8,500	20,000	26,086	25,000	34,000
基本施設	8,500	20,000	26,086	25,000	34,000
県・市町村支出金	6,728	0	0	1,354	2,707
基本施設				1,354	2,707
公債	993,000	1,355,000	2,389,000	1,985,000	2,134,000
基本施設	268,000	279,000	1,444,000	1,985,000	2,134,000
運営施設	725,000	1,076,000	945,000		
一般会計からの繰入分等	1,899,838	2,280,649	2,202,718	1,597,585	1,846,863
基本施設	49,024	43,954	13,476	1,200,322	1,605,448
その他	1,850,814	2,236,695	2,189,242	397,263	241,415
収入計	2,908,066	3,655,649	4,617,804	3,608,939	4,017,570
<支 出>					
建設関係管理費	85,370	77,462	93,996	89,041	81,056
人件費	66,648	67,754	78,721	74,886	66,510
庁費	5,576	5,538	5,275	6,155	3,006
調査費	13,146	4,170	10,000	8,000	11,540
基本施設整備費	352,080	1,841,009	2,862,168	1,923,344	2,601,670
直轄事業負担金	305,149	267,475	1,430,000	1,203,051	747,992
補助事業負担金	27,100	63,579	26,086	75,000	87,955
単独事業支出金	19,831	1,509,955	1,406,082	645,293	1,765,723
運営施設整備費	709,521	0	0	0	0
単独事業支出金	709,521				
建設関係公債償還金等	1,761,095	1,737,178	1,661,640	1,596,554	1,334,844
公債	1,761,095	1,737,178	1,661,640	1,596,554	1,334,844
基本施設	1,761,095	1,737,178	1,661,640	1,596,554	1,334,844
元金	1,529,445	1,527,438	1,473,996	1,431,635	1,209,289
利子	231,650	209,740	187,644	164,919	125,555
支出計	2,908,066	3,655,649	4,617,804	3,608,939	4,017,570
収支	0	0	0	0	0

現状、敦賀港に関する収支報告の公表は、現在、県の Web サイトにおける公表ではなく、県庁 1 階の県政情報センター（情報公開・法制課）において行われている。

この点について監査人が確認したところ、県庁 1 階の県政情報センター（情報公開・法制課）において閲覧できるようになっており、平成 23 年度からの収支報告（経営関係収支報告・建設関係収支報告）がファイルに綴られて開示されていることが確認できた。

ただし、綴られているファイルのタイトルが「港湾法 49 条に基づく敦賀港財政収支状況報告」と記載されており、根拠条文の条番号が誤っていた。収支報告に関する根拠条文は、以前は第 49 条に記載されていたが、令和 4 年に港湾法の改正があった際に、第 48 条に移動となっており、タイトルの根拠条文の条番号も変更する必要がある。

敦賀港の収支報告を閲覧しようとした場合には、県庁 1 階の県政情報センターに実際に足を運ぶか、県政情報センターに問い合わせたり、郵送手続等を取る必要があり容易ではない。より容易に閲覧できるようWeb上で収支報告を検索・閲覧できるようにすることが望ましいと考える。

意見 3	収支報告について
<p>港湾法第48条および港湾法施行規則第13条において作成・公表が求められている重要港湾である敦賀港に関する収支報告の公表は、現状、県庁 1 階の県政情報センター（情報公開・法制課）において行われてる。ただし、綴じられているファイルのタイトルが「港湾法49条に基づく敦賀港財政収支状況報告」と記載されており、根拠条文の条番号が誤っていた。</p> <p>収支報告における根拠条文は、以前は第49条に記載されていたが、令和 4 年に港湾法の改正があった際に、第48条に移動となっており、タイトルの根拠条文の条番号も第48条に変更する必要がある。</p>	

意見 4	収支報告について
<p>敦賀港の収支報告を閲覧しようとした場合には、県庁 1 階の県政情報センターに実際に足を運ぶか、県政情報センターに問い合わせたり、郵送手続等を取る必要があり、容易に閲覧できる状況にはなっていない。</p> <p>収支報告は公表することが求められており、県民や利害関係者が広く、かつ容易に閲覧できるようにすることが望ましいため、より容易に閲覧できるよう、Webサイトにおいて収支報告を公表している他県を参考にWeb上で収支報告を閲覧できるようにすることが望ましい。その際、当該事業年度分のみならず、過年度分も含めて閲覧できるようにし、経年度での比較できるようにすることが望ましいと考える。</p>	

（4）敦賀港以外の地方港湾の収支報告

敦賀港以外の各地方港湾の収支報告の作成状況を確認したが、収支報告の作成・公表の法的義務なく、作成していないとのことであった。県は、各地方港湾について、収支は決算集計など、貨物量は港湾統計などで把握しており、港湾のあり方についても、決算審査時、予算編成時に検討したり、随時関係者とのヒアリングを行ったりしている、とのことである。

しかし、収支報告は、各地方港湾のカネに関する情報を一覧でき、年度別に比較できる重要な資料であり、決算審査や予算編成を有効かつ効率的に行い、各地方港湾の今後の計画や将来の在り方の検討を適切に行うためには有用なものであると思われる。そのため、各地方港湾についても収支報告を作成することが望まれる。

意見 5	各地方港湾の収支報告について
<p data-bbox="229 336 1359 436">重要港湾である敦賀港を除く、他の港湾については、地方港湾ということもあり、収支報告の作成・公表の法的義務はなく、収支報告は作成されていない。</p> <p data-bbox="229 436 1359 631">しかし、収支報告は、各地方港湾のカネに関する情報を一覧でき、年度別に比較できる重要な資料であり、決算審査や予算編成を有効かつ効率的に行い、各地方港湾の今後の計画や将来の在り方の検討を適切に行うために有用なものであると思われるため、各地方港湾についても収支報告を作成することが望まれる。</p>	

4. 特別会計

(1) 港湾整備事業特別会計の決算額および県債残高の推移

港湾整備事業特別会計の決算額および県債残高の推移（平成30年度～令和4年度）は、下表のとおりである。

【港湾整備事業特別会計の決算額および県債残高の推移（平成30年度～令和4年度）】

＜敦賀港＞

（単位：百万円）

		H30	R1	R2	R3	R4		
敦賀港	維持運営	収入	324	387	468	349	679	
		支出	125	215	106	102	205	
		収支	199	172	362	247	474	
	建設費	収入	起債	1,119	997	737	670	1,901
			維持運営収支	199	172	362	247	474
			一般会計繰入金	1,530	1,397	1,178	1,171	825
		支出	施設整備	1,119	997	677	600	1,832
			償還金	1,699	1,554	1,596	1,452	1,335
			消費税	30	15	4	36	33
	収支	0	0	0	0	0		
	地方債	期首	15,000	14,420	13,863	13,004	12,222	
		起債	1,119	997	737	670	1,901	
		償還金	1,699	1,554	1,596	1,452	1,335	
		残高	14,420	13,863	13,004	12,222	12,788	

○特別会計内で管理されている事業（令和4年度 敦賀港）

細事業目	内容
港湾施設運営費	・港湾施設運営費（標準経費・火災保険料・港湾清掃委託）
	・消費税納付
	・県有財産所在地市町村交付金
港湾施設維持補修費	・川崎松栄荷役機械 点検、電気料
	・川崎松栄地区 舗装修繕
	・鞠山南地区 飛沫対策柵設置
	・鞠山南地区 ガントリークレーン修繕
	・鞠山南地区 舗装修繕
	・鞠山北地区 舗装修繕
	・鞠山北地区 1号上屋高圧設備更新
	・鞠山北地区 多目的クレーン修繕費
港湾施設整備事業費	・鞠山南地区 2期工事
	・新多目的クレーン整備
	・SOLAS監視施設整備
	・償還金
職員給与費	・職員給与費

＜福井港＞

(単位：百万円)

				H30	R1	R2	R3	R4	
福井港	維持運営	収入	使用料収入	78	80	81	85	142	
		支出	維持運営費	8	1	10	11	11	
		収支		70	79	71	74	131	
	建設費	収入	起債		0	0	0	0	0
			維持運営収支		70	79	71	74	131
			一般会計繰入金		0	0	0	0	0
		支出	施設整備		0	0	0	0	23
			償還金		32	27	29	29	29
			繰出金		38	52	42	45	79
	収支		0	0	0	0	0		
	地方債	期首		294	262	235	206	177	
		起債		0	0	0	0	0	
		償還金		32	27	29	29	29	
		残高		262	235	206	177	148	

○特別会計内で管理されている事業（令和4年度 福井港）

細事業目	内容
港湾施設運営費	・港湾施設運営費（標準経費・火災保険料）
	・北2号上屋 設備更新
	・荷捌き地 舗装修繕
	・ふ頭用地 砂売却事業
	・償還金
	・繰出金

<内浦港>

(単位：百万円)

				H30	R 1	R 2	R 3	R 4	
内浦港	維持運営	収入	使用料収入	10	11	13	13	13	
		支出	維持運営費	0	0	0	0	0	
		収支		10	11	13	13	13	
	建設費	収入	起債		0	160	0	0	0
			維持運営収支		10	11	13	13	13
			一般会計繰入金		0	0	0	0	0
		支出	施設整備		0	160	0	0	0
			償還金		3	3	3	4	3
			繰出金		7	8	10	9	10
	収支		0	0	0	0	0		
	地方債	期首		29	26	183	180	176	
		起債		0	160	0	0	0	
		償還金		3	3	3	4	3	
		残高		26	183	180	176	173	

○特別会計内で管理されている事業（令和4年度 内浦港）

細事業目	内容
港湾施設運営費	・償還金
	・繰出金

<和田港>

(単位：百万円)

				H30	R 1	R 2	R 3	R 4	
和田港	維持運営	収入	使用料収入	1.2	1.7	0.7	0.9	1.1	
		支出	維持運営費	1.1	1.1	1.2	1.1	1.1	
		収支		0.1	0.6	△ 0.5	△ 0.2	0.0	
	建設費	収入	起債		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			維持運営収支		0.1	0.6	△ 0.5	△ 0.2	0.0
			一般会計繰入金		0.0	0.0	0.5	0.2	0.0
		支出	施設整備		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			償還金		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
			繰出金		0.1	0.6	0.0	0.0	0.0
	収支		△ 0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
	地方債	期首		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		起債		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		償還金		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
		残高		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

○特別会計内で管理されている事業（令和4年度 和田港）

細事業目	内容
港湾施設運営費	・港湾施設運営費（標準経費・火災保険料）
	・若狭和田マリーナ 給油施設管理委託

なお、県は、令和2年度において、上記の港湾整備事業特別会計に係る経営戦略を策定し、公表している。この経営戦略とは、公営企業が将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な基本計画となるもので、特別会計の事業も公営企業と同様に経営戦略の策定が要請されており、これを受けたものである。

令和2年度に公表した経営戦略においては、特別会計整備事業における各港湾ごとに、平成27年から令和元年までの過去5年間の収入金額状況および支出金額状況とともに、下記のとおり現状と今後に向けた基本方針および具体的な取組みについての説明がなされている。

		敦賀港	福井港	内浦港	和田港
収入	現状	・ 使用料収入の野積場使用料は、年々増加傾向にあり、取扱貨物量と比例して増加している。	・ 使用料収入の野積場使用料は、取扱貨物量と比例して増減している。	使用料収入は、過去5年間、約10,000千円程度で推移している。	・ 使用料収入は、H30に給油施設を整備したことにより少しずつ増加している。 ・ 近年のプレジャーボート所有者の減少や高齢化等の影響で契約隻数は、減少傾向にある。
	課題	・ 使用料収入を増やすため、取扱貨物量を増やすことが課題。	・ 使用料収入を増やすため、取扱貨物量を増やすことが課題。		
支出	現状	・ 毎年多額の維持修繕費を要している。	・ 運営費については、必要最小限の運営費で賅っている。 ・ 老朽化した上屋の修繕費が散発的に発生している。		
	課題	・ 老朽化している施設の維持修繕費抑制が課題。	・ 老朽化している施設の維持修繕費抑制が課題。		
経営の基本方針		(1) 使用料収入の確保 (2) 運営経費の抑制 (3) 港湾施設の適切な維持管理	(1) 使用料収入の確保 (2) 運営経費の抑制 (3) 港湾施設の適切な維持管理	(1) 使用料収入の確保	(1) 使用料収入の確保 (2) 運営経費の抑制
具体的な取組		(1) 鞠山南地区ふ頭用地供用により、貨物種別ごとの集約を行い、用地利用を効率化することで貨物取扱量を増やし使用料収入を増やす。	(1) PKS等の新規貨物等により取扱貨物量を増やし用地利用を進め、使用料収入を増やす。	(1) 新たに造成したふ頭用地を活用し、木材チップ等の新規貨物等により、取扱貨物量を増やし使用料収入を増やす。	(1) 県外学生の合宿誘致を行うなど、地元と協力して新規利用者の確保に努めていく。
		(2) R12年度までの運営経費を毎年精査、見直しを行い、R3年度比100%の範囲内に経費を節減する。	(2) R12年度までの運営経費を毎年精査、見直しを行い、R3年度比100%の範囲内に経費を節減する。		(2) R12年度までの運営経費を毎年精査、見直しを行い、R3年度比100%の範囲内に経費を節減する。
		(3) 予防的な修繕により長寿命化を図りながら機能を維持することを基本とし、I上屋については民間の倉庫建設に併せて撤去し、多目的クレーンについては更新して機能向上を図る。	(3) 上屋については、長寿命化を図りながら機能を維持していく。		

意見 6	港湾整備事業特別会計に関する情報の充実について
	<p>県は、港湾整備事業特別会計に係る経営戦略を策定し、公表しているものの、直近では令和2年度に公表したものが最後である。</p> <p>公表されている経営戦略によれば、過去の収支実績情報のみが記載されており、今後の具体的な収支計画や地方債残高の償還状況やスケジュールが記載されておらず事業の全体が不明であり、情報の充実が望まれる。</p> <p>特別会計は、独立採算性が基本であり、各事業で収支が適切に賄われて、地方債の償還が適切に行われているかといった情報が県民にとっても重要となるため、事業ごとに将来スケジュールと合わせた県民への情報の開示の充実を検討していただきたい。</p>

5. 資産管理

(1) 港湾施設

港湾施設とは、港湾法第2条第5項において、「港湾区域及び臨港地区内における第一号から第十一号までに掲げる施設並びに港湾の利用又は管理に必要な第十二号から第十四号までに掲げる施設」と定義されている。具体的には下表のとおりである。

号数	名称	内容
一	水域施設	航路、泊地及び船だまり
二	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
三	係留施設	岸壁、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋、物揚場及び船揚場
四	臨港交通施設	道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート
五	航行補助施設	航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設
六	荷さばき施設	固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋
七	旅客施設	旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
八	保管施設	倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設
八の二	船舶役務用施設	船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設（第十三号に掲げる施設を除く。）、船舶修理施設並びに船舶保管施設
八の三	港湾情報提供施設	案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設
九	港湾公害防止施設	汚濁水の浄化のための導水施設、公害防止用緩衝地帯その他の港湾における公害の防止のための施設
九の二	廃棄物処理施設	廃棄物埋立護岸、廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設、廃油処理施設その他の廃棄物の処理のための施設（第十三号に掲げる施設を除く。）
九の三	港湾環境整備施設	海浜、緑地、広場、植栽、休憩所その他の港湾の環境の整備のための施設
十	港湾厚生施設	船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設
十の二	港湾管理施設	港湾管理事務所、港湾管理用資材倉庫その他の港湾の管理のための施設（第十四号に掲げる施設を除く。）
十一	港湾施設用地	前各号の施設の敷地

十二	移動式施設	移動式荷役機械及び移動式旅客乗降用施設
十三	港湾役務提供用移動施設	船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水及び動力源の供給並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両
十四	港湾管理用移動施設	清掃船、通船その他の港湾の管理のための移動施設

これを受けて、県は、港湾法第2条第5項に掲げるもののうち県が管理する港湾施設について「福井県港湾施設管理条例」を制定し港湾施設の管理を行っている。条例には次のことが規定されている。

第1条	目的
第2条	定義
第3条	禁止事項
第3条の2	水域施設の使用の制限
第4条	危険物の取扱い
第5条	許可事項
第6条	許可事項の変更
第7条	利用期間
第8条	許可の取消し等
第9条	使用料等
第10条	使用料等の不還付
第11条	使用料等の免除
第12条	指定管理者による管理
第13条	指定管理者の指定の基準
第14条	指定の公示等
第15条	指定管理者が行う業務の範囲
第16条	削除
第17条	指定管理施設の供用日および供用時間
第18条	特定施設の使用の許可
第19条	特定施設の使用に係る許可事項の変更
第20条	特定施設の使用期間
第21条	特定施設の使用に係る許可の取消し等

第22条	利用料金
第23条	利用料金の不還付
第24条	利用料金の免除
第25条	譲渡等の禁止
第26条	原状回復
第27条	賠償の義務
第28条	入港届の提出等
第29条	補則
第30条	罰則

(2) 港湾台帳

①法における取扱い

港湾の施設等を管理するための港湾台帳に関する港湾法および港湾法施行規則の規定は次のとおりである。

○港湾法

(港湾台帳)

第四十八条の二 港湾管理者は、その管理する港湾について、港湾台帳を調製しなければならない。

2 港湾台帳に関し必要な事項は、国土交通省令で定める。

○港湾法施行規則

(港湾台帳)

第十四条 港湾台帳は、帳簿及び図面をもつて組成するものとする。

2 帳簿には、港湾につき、**少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし**、その様式は、第五号様式とする。

- 一 港湾管理者の名称、港湾区域及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別
- 二 港湾における潮位
- 三 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者名その他当該港湾施設の概要をは握するために必要な事項
- 四 港湾に関する条例、規則等

3 図面は、区域平面図、施設位置図及び施設断面図とし、港湾につき、次に定めるところにより調製するものとする。

- 一 区域平面図は、縮尺五万分の一以上の平面図とし、付近の地形、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。ただし、ハ、ニ又はホにあつては、当該区域が、港湾区域、臨港地区又は港湾隣接地域と重複し、又は隣接している場合に限る。
 - イ 港湾区域、臨港地区及び港湾隣接地域
 - ロ 港則法に基づく港の区域
 - ハ 河川法第三条第一項に規定する河川の河川区域
 - ニ 海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域
 - ホ 漁港漁場整備法第六条第一項から第四項までの規定により指定される漁港の区域
- 二 施設位置図は、縮尺一万万分の一以上の平面図とし、方位及び縮尺を表示し、少なくとも次に掲げる事項を記載するものとする。
 - イ 港湾区域及び臨港地区

□ 港湾施設の位置（当該施設の施設番号を付記すること。）

ハ 水域施設、外郭施設、係留施設等のうち主要なものの規模

三 施設断面図には、少なくとも外郭施設及び係留施設のうち主要なものの標準的な断面図を記載するものとする。

4 帳簿及び図面の記載事項に変更があつたときは、港湾管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。

第十四条の二 港湾管理者は、港湾台帳をその事務所に備えておき、その閲覧を求められたときは、正当な理由がなければこれを拒むことができない。

港湾法施行規則における港湾台帳の帳簿における第5号様式の構成は次のとおりである。

1 港湾管理者の名称、港湾区域 及び国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別	
2 港湾における潮位	
3 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者その他当該港湾施設の概要を把握するために必要な事項	
(1) 水域施設	(イ) 航路 (ロ) 泊地及び船だまり
(2) 外郭施設	(イ) 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁 (ロ) 水門及び閘門
(3) 係留施設（岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場）	
(4) 臨海交通施設（道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート）	
(5) 航行補助施設（航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設）	
(6) 荷さばき施設及び移動式荷役機械	(イ) 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械及び移動式荷役機械 (ロ) 荷さばき地及び上屋
(7) 旅客施設及び移動式旅客乗降用施設	(イ) 旅行乗客用固定施設及び移動式旅客乗降用施設 (ロ) 手荷物取扱所、待合所及び宿泊所
(8) 保管施設（倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設）	
(9) 船舶役務用施設並びに船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水及び動力源の供給の用に供する船舶及び車両	(イ) 船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設 (ロ) 船舶修理施設及び船舶保管施設 (ハ) 船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水及び動力源の供給の用に供する船舶及び車両
(10) 港湾情報提供施設（案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設）	
(11) 港湾公害防止施設	(イ) 汚濁水の浄化のための導水施設 (ロ) 公害防止用緩衝地帯 (ハ) その他の港湾における公害の防止のための施設
(12) 廃棄物処理施設並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両	(イ) 廃棄物埋立護岸 (ロ) 廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破碎施設及び廃油処理施設 (ハ) 廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両 (ニ) その他の廃棄物処理のための施設
(13) 港湾環境整備施設	(イ) 海浜、緑地、広場及び植栽 (ロ) 休憩所 (ハ) その他の港湾の環境の整備のための施設
(14) 港湾厚生施設（船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設）	
(15) 港湾管理施設及び港湾管理用移動施設	(イ) 港湾管理事務所及び港湾管理用資材倉庫 (ロ) 清掃船及び通船 (ハ) その他の港湾の管理のための施設
4 港湾に関する条例、規則等	

②県における取扱い

県では、法に基づき、港湾台帳を作成し、各港湾管理事務所に備えている。

福井県港湾施設管理条例を始めとした各条例・規則等において、港湾台帳に関する特段の定めは置かれていない。

港湾台帳の管理方法を質問したところ、港湾台帳の更新または修正事務に関する規則、マニュアル等は作成されていないとのことであった。

各港湾の港湾台帳はすべてエクセルで作成されている。これらが第5号様式に準拠しているかどうかについて調べたところ、次のような結果であった。

港湾法施行規則 第5号様式 (第14条関係)	各 港 湾 の 港 湾 台 帳				
	敦賀港	福井港	鷹巣港	内浦港	和田港
	R5	H27	?	?	?
1 港湾管理者の名称、港湾区域 及び 国際戦略港湾、国際拠点港湾、重要港湾又は地方港湾の別	○	シートなし	シートなし	シートなし	シートなし
2 港湾における潮位	○	シートなし	シートなし	シートなし	シートなし
3 港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者その他当該港湾 施設の概要を把握するために必要な事項	○	○	○	○	○
4 港湾に関する条例、規則等	○	○	シートなし	シートなし	○
「施設の種別別 施設数一覧・増減数」シート	○	○	シートなし	シートなし	シートなし

(注)「○」はシートあり

表の(?) : 更新年度が不明のもの

港湾法施行規則第14条第1項に「少なくとも次に掲げる事項を記載するものとし」と規定されていることから、上記表の1～4の事項は必要記載事項である。

指摘事項 6	港湾台帳の必要記載事項について
	敦賀港以外の4港（福井港、鷹巣港、内浦港、和田港）の港湾台帳において、港湾法施行規則における港湾台帳の第5号様式における必要記載事項が記載されていない。 法律等で要求されている記載事項は漏れなく記載する必要がある。

各港湾における港湾施設数の一覧は、以下のとおりである。

港湾法施行規則 第5号様式 (第14条関係)		各 港 湾 の 港 湾 台 帳						
港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者その他当該港湾施設の概要を把握するために必要な事項		種 類	記 号	施設数				
				敦賀港	福井港	鷹巣港	内浦港	和田港
(1) 水域施設								
(イ) 航路	航路	A - 1		6	3	1	2	
	(ロ) 泊地及び船だまり	回頭泊地	A - 2	3	21	1		
		待船泊地	A - 3			3	4	
		避難泊地	A - 4	2		1		4
		木材投下泊地	A - 5					
		木材整理場	A - 6					
		検疫錨地	A - 7	1				
		船だまり	A - 8				1	
		航路泊地	A - 9					
その他施設	A - 10							
(2) 外郭施設								
(イ) 防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、護岸、堤防、突堤及び胸壁	防波堤	B - 1	30	12	4	4	12	
	防砂堤	B - 2	5	2		1		
	防潮堤	B - 3			2			
	導流堤	B - 4	5	1	1			
	護岸	B - 5	63	17	7	15	56	
	堤防	B - 6		1				
	突堤	B - 7	51	1	1		24	
	胸壁	B - 8						
(ロ) 水門及び閘門	水門	B - 9						
	こう門	B - 10						
(3) 係留施設 (岸壁、係船浮標、係船くい、栈橋、浮栈橋、物揚場及び船揚場)								
	岸壁	C - 1	20	12		3		
	係船浮標	C - 2		1				
	係船くい	C - 3		4				
	さん橋	C - 4	17	7			1	
	浮さん橋	C - 5		1				
	物揚場	C - 6	15	13	6	6	16	
	船揚場	C - 7	5	3	4	6	7	
(4) 臨海交通施設 (道路、駐車場、橋梁、鉄道、軌道、運河及びヘリポート)								
道路	車道	D - 1	23	29	5	4	11	
	歩行者専用道	D - 2						
	トンネル	D - 3	2					
	駐車場	D - 4	6	1			1	
	橋りょう	D - 5	2				3	
	鉄道 又は 軌道	鉄道	D - 6	1				
		軌道	D - 7					
		モノレール	D - 8					
		中量軌道輸送システム	D - 3					
	トンネル	D - 9	2					
	運河	D - 10	1					
ヘリポート	D - 11	1						
(5) 航行補助施設 (航路標識並びに船舶の入出港のための信号施設、照明施設及び港務通信施設)								
	航路標識	E - 1	5	4	1	2	9	
	信号施設	E - 2		2				
	照明施設	E - 3			5			
	港務通信施設	E - 4	4	2				
(6) 荷さばき施設及び移動式荷役機械								
(イ) 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械及び移動式荷役機械	固定式荷役機械	F - 1	4	1		2	1	
	軌道走行式荷役機械	F - 2	7					
	移動式荷役機械	F - 3	4					
(ロ) 荷さばき地及び上屋	荷さばき地	F - 4	8	13	2			
	上屋	F - 5	15	4	3			
(7) 旅客施設及び移動式旅客乗降用施設								
(イ) 旅行乗客用固定施設及び移動式旅客乗降用施設	旅客乗降用固定施設	G - 1	2					
	移動式旅客乗降用施設	G - 2						
(ロ) 手荷物取扱所、待合所及び宿泊所	手荷物取扱所	G - 3						
	待合所	G - 4	1				1	
	宿泊所	G - 5						

港湾法施行規則 第5号様式 (第14条関係)		各 港 湾 の 港 湾 台 帳						
港湾施設の種類、名称、管理者名又は所有者その他当該港湾施設の概要を把握するために必要な事項		種 類	記 号	施設数				
				敦賀港	福井港	鷹巣港	内浦港	和田港
(8) 保管施設 (倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設)								
		倉庫	H - 1	20	7	6		
		野積場	H - 2	25	13		3	2
		貯木場	H - 3	3			2	
		貯炭場	H - 4		1			
		危険物置場	H - 5	12				
		貯油施設	H - 6	2	28			1
(9) 船舶役務用施設並びに船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水及び動力源の供給の用に供する船舶及び車両								
(イ) 船舶のための給水施設及び動力源の供給の用に供する施設		給水施設	I - 1	42	26	2		1
		給油施設	I - 2	4	3	1		1
		給炭施設	I - 3					
(ロ) 船舶修理施設及び船舶保管施設		船舶修理施設	I - 4	3	2			2
		船舶保管施設	I - 5		1			1
(ハ) 船舶の離着岸を補助するための船舶並びに船舶のための給水及び動力源の供給の用に供する船舶及び車両		船舶の離着岸を補助する施設	I - 6	2	1		1	
		給水の用に供する船舶及び車両	I - 7					
		給油の用に供する船舶及び車両	I - 8					
	給炭の用に供する船舶及び車両	I - 9						
(10) 港湾情報提供施設 (案内施設、見学施設その他の港湾の利用に関する情報を提供するための施設)								
(11) 港湾公害防止施設								
(イ) 汚濁水の浄化のための導水施設		導水施設	J - 1					
(ロ) 公害防止用緩衝地帯		公害防止用緩衝地帯	J - 2					
(ハ) その他の港湾における公害の防止のための施設		その他の施設	J - 3	2				1
(12) 廃棄物処理施設並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両								
(イ) 廃棄物理立護岸		廃棄物理立護岸	K - 1					
		廃棄物受入施設	K - 2					
(ロ) 廃棄物受入施設、廃棄物焼却施設、廃棄物破砕施設及び廃油処理施設		廃棄物焼却施設	K - 3					
		廃棄物破砕施設	K - 4					
		廃油処理施設	K - 5	1				
(ハ) 廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両		廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両	K - 6					
(ニ) その他の廃棄物処理のための施設		その他施設	K - 7					
(13) 港湾環境整備施設								
(イ) 海浜、緑地、広場及び植栽		海浜	L - 1	3				4
		緑地	L - 2	10	3			6
		広場	L - 3	5				4
		植栽	L - 4					4
(ロ) 休憩所		休憩所	L - 5	8			4	
(ハ) その他の港湾の環境の整備のための施設		魚釣り施設	L - 6	5				
		その他施設	L - 7	3				35
(14) 港湾厚生施設(船舶乗組員及び港湾における労働者の休泊所、診療所その他の福利厚生施設)								
		休憩所	M - 1					
		診療所	M - 2					
		その他施設	M - 3					
(15) 港湾管理施設及び港湾管理用移動施設								
(イ) 港湾管理事務所及び港湾管理用資材倉庫		港湾管理事務所	N - 1	3	1			1
		港湾管理用資材倉庫	N - 2	2				
(ロ) 清掃船及び通船		清掃船	N - 3					
		通船	N - 4	2	5			
(ハ) その他の港湾の管理のための施設		その他施設	N - 5	8				
マリーナ および プレジャーボートスポット		航路	A - 1					2
		泊地	A - 2					2
		防波堤	B - 1					4
		さん橋	C - 4					5
		浮さん橋	C - 5		1			1
		艇庫	H - 7					

港湾台帳は、第5号様式の3における港湾施設に関する記載がメインであり、すべての港湾は施設の種類ごとに異なった項目から成る第5号様式に準拠した港湾台帳を作成している。

しかし、各港湾の港湾台帳において、各施設の各項目の枠（セル）に多くの空欄が見られた。何故空欄になっているのかを県に質問したところ、「該当なしのため」という回答があった。

意見 7	港湾台帳における各項目の空欄について
	<p>各港湾の港湾台帳において、各施設の各項目の枠（セル）に多くの空欄が見られた。</p> <p>港湾台帳における何も記載されていない各項目の枠（セル）について、その項目の内容・数値等を調べる必要性が少ないと判断したうえの無記入なのか、該当がないのか、記載が漏れているのか、などの判別がつかない。</p> <p>各項目の枠（セル）の記載漏れがないようにするために、その項目の内容・数値等を調べる必要性が少ないと判断したうえの無記入の場合や該当なしの場合などはそれが把握できるような記載を行い、記載漏れを回避するのが望ましい。</p>

第5号様式には規定されていないが、敦賀港と福井港が作成している「施設の種別別 施設数一覧・増減数一覧表」は、施設の管理上有益性が高いといえ、他の3港も作成すべきと思われる。

意見 8	施設の種別別の施設数や増減数の把握について
	<p>施設の種別別の施設数やその増減数を容易に把握可能な資料が、5港中3港（鷹巣港、内浦港、和田港）で作成されていない。</p> <p>施設の種別別の施設数やその増減数は、施設の管理上有益性が高い資料であり、それらが把握できる一覧表を作成するのが望ましい。</p>

港湾施行規則第14条第4項では「帳簿及び図面の記載事項に変更があつたときは、港湾管理者は、速やかにこれを訂正しなければならない。」と定められている。しかし、福井港については港湾台帳の「施設数」のシートにおいて平成26年度と平成27年度の比較増減が記載してある。また、鷹巣港・内浦港・和田港の港湾台帳ではいつの時点の資料か把握できない。

県によれば、毎年度すべての港湾で施設の増減内容を台帳に反映させているとのことであるが、施設の増減の有無にかかわらずいつの時点のデータなのか把握できるよう年度の数値を変更し、台帳全体を更新する必要がある。

意見 9	港湾台帳の年度について
	<p>敦賀港以外の4港（福井港、鷹巣港、内浦港、和田港）において、港湾台帳がいつの年度のデータなのか不明確である。</p> <p>施設の増減の有無にかかわらず、いつの時点のデータなのか把握できるよう年度の数値を変更し、台帳全体を更新する必要がある。</p>

港湾台帳に記載の内容と現物の内容が一致しているか、現地視察を行い、抜き取りにて現物確認を実施した。その結果、一部について港湾台帳に記載の内容と現物の内容が一致していないものがあった。

福井港において、港湾台帳と現物の整合性を確認したところ、係船柱について数量が一致していなかった。

指摘事項 7	現物と港湾台帳の不一致について
福井港において、港湾台帳と現物の整合性を確認したところ、係船柱について数量が一致していなかった。	
県は、港湾台帳と現物の数量が一致するよう修正する必要がある。	

県は、資産の取得や除却等の移動があった際に港湾台帳の更新を行っている。また、パトロール時に現物の状態が変わったことを認識した場合には、港湾台帳の更新を行っている。

しかし、定期的に港湾台帳ベースでの現物確認を実施し、港湾台帳に記載の資産が実際に存在するかという観点からの現物確認は実施していない。すなわち、存在する現物が港湾台帳に記載されているかという資産の網羅性の観点からの確認はできているが、港湾台帳に記載のものが実際にあるかという資産の実在性の観点からの確認が不足している。県は、定期的に港湾台帳ベースでの現物確認を実施することが必要と考える。

なお、現物と港湾台帳の一致の確認において、港湾資産は港湾全体の広いエリアに存在するため、「一斉での現物確認」では日常業務をストップして大人数で対応しなくてはならない。日常業務をストップせず少数での対応する方法として、港湾資産を一定の基準で分別し順番に確認していく「循環での現物確認」がある。パトロールにおいて定期的に行う「循環での現物確認」により、港湾資産の現物確認を実施するのがよいと考える。

意見 10	定期的な現物確認の実施について
県は、港湾資産の管理について、港湾台帳に記載の港湾資産について定期的な現物確認を実施していない。	
県は、港湾資産について定期的に港湾台帳ベースでの現物確認を実施することが必要と考える。なお、港湾全体の広いエリアに存在する港湾資産の現物管理のため、パトロールにおいて定期的に行う「循環での現物確認」により港湾資産の実在性・網羅性を確保するのが望ましい。	

(3) 海岸保全区域台帳

①法における取扱い

海岸保全区域台帳に関する海岸法施行規則の規定は、次のとおりである。

○海岸法施行規則

(海岸保全区域台帳)

第八条 海岸保全区域台帳は、帳簿及び図面をもつて組成するものとする。

2 帳簿及び図面は、一の海岸保全区域（当該海岸保全区域に海岸管理者を異にする区域がある場合及び主務大臣を異にする区域がある場合においてはそれぞれの区域）ごとに調製するものとする。

3 帳簿には、海岸保全区域につき、**少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記 様式第八とする。**

一 海岸保全区域に指定された年月日

二 海岸保全区域

三 海岸線の延長並びに海岸保全区域の面積及び公共海岸の土地（法第二条第二項の規定により指定された地方公共団体が所有する土地を除く。）の面積

四 法第二条第二項の規定により指定された地方公共団体が所有する土地の区域及び面積並びに指定の年月日

五 法第二条第二項の規定により指定された水面の区域及び指定の年月日

六 法第五条第六項の規定により市町村の長が管理の一部を行う区域、当該市町村名及び管理開始の年月日

七 海岸保全区域の概況

八 海岸保全施設の管理者名（管理者と所有者が異なるときは管理者名及び所有者名）、位置、種類、構造及び数量

4 図面は、平面図、横断図及び水準面図とし、海岸保全区域につき次の各号により調製するものとする。

一 尺度は、メートルを単位とすること。

二 高さ及び潮位は、すべて東京湾中等潮位又は最低水面を基準とし、いずれを基準としたかを明示するとともに、水準基標又は恒久標識にあつては小数点以下三位まで、その他のものにあつては小数点以下二位まで示すこと。

三 平面図については、

イ 縮尺は、原則として二千分の一とすること。

ロ 陸地に係る部分については、原則として二メートルごとに等高線を、水面に係る部分については、原則として二メートルごとに等深線を記入すること。

ハ 公共海岸の土地（法第二条第二項の規定により指定された地方公共団体が所有する土地を除く。）は、黄色をもつて表示すること。

二 法第五条第六項の規定により市町村の長が管理の一部を行う区域は、斜線をもつて表示すること。

ホ 海岸保全施設の位置（砂浜又は樹林にあつては、その敷地である土地の区域）及び種類を記号又は色別をもつて表示すること。特に重要な海岸保全施設については、その構造図（各部分の寸法並びに東京湾中等潮位、最低水面、朔望平均満潮面、朔望平均干潮面及び既往最高潮位を記入すること。）を添附し、必要がある場合には縦断図をも添附すること。

ハ イからホまでのほか、少なくとも次の事項を記載すること。

(イ) 海岸保全区域の境界線

(ロ) 市町村名、大字名、字名及びその境界線

(ハ) 地形

(ニ) 水準基標又は恒久標識の位置及び高さ

(ホ) 法第七条第一項に規定する他の施設等のうち主要なもの

(ヘ) 法第二条第二項の規定により指定された地方公共団体が所有する土地及び水面の区域

(ト) 法第八条の二第一項各号列記以外の部分の規定により指定された同項第二号から第四号までの規定に係るそれぞれの区域

(チ) 法第三条第一項に規定する保安林及び保安施設地区並びに法第四条第一項に規定する港湾区域、港湾隣接地域、公告水域及び漁港区域

(リ) 方位

(ヌ) 縮尺

(ル) 調製年月日

四 横断図については、

イ 海岸保全施設、地形その他の状況に応じて調製すること。この場合において、横断測量線を朱色破線をもつて平面図に記入すること。

ロ 横縮尺は、原則として五百分の一とし、縦縮尺は、原則として百分の一とすること。

ハ イ及びロのほか、少なくとも次の事項を記載すること。

(イ) 東京湾中等潮位又は最低水面

(ロ) 海岸保全区域の指定の日の属する年の春分の日における満潮位及び干潮位、朔望平均満潮面、朔望平均干潮面及び既往最高潮位並びに海岸保全施設の高さ

(ハ) 縮尺

(ニ) 調製年月日

五 水準面図については、

イ 様式は、別記 **様式第九** とすること。

ロ 東京湾中等潮位、最低水面、海岸保全区域の指定の日の属する年の春分の日にお

る満潮位及び干潮位、朔望平均満潮面、朔望平均干潮面及び既往最高潮位並びに調製年月日を記載すること。

5 帳簿及び図面の記載事項に変更があつたときは、海岸管理者は、すみやかにこれを訂正しなければならない。

海岸保全区域台帳の帳簿および図面については、「海岸法施行規則」第 8 条に規定されており、同第 3 項で帳簿の必要記載事項を列挙し、その帳簿の様式を様式第八として定めている。様式第八では、表面では、「第 1 表（表）」として「〇〇海岸保全区域台帳」という名称と第 8 条第 3 項の第 1 号から第 8 号までの項目が 1 つの表になっており、裏面では、「第 1 表（裏）」として「摘要」として、「占用許可等の概要、規制区域等の概要、その他特記すべき事項」を表形式で記載する様式となっている。

②県における取扱い

県では、法に基づき、海岸保全区域台帳を作成し、各港湾管理事務所に備えている。

県の海岸法施行条例その他規則等において、海岸保全区域台帳に関する特段の定めは置かれていない。台帳の管理方法を質問したところ、台帳の更新または修正事務に関する規則、マニュアル等は作成されていないとのことであった。

各港湾の海岸保全区域台帳の帳簿については、県は、「第 1 表 海岸保全区域台帳」の他に、独自の様式による「第 2 表 海岸保全施設調書」を作成している。

第 1 表について閲覧したところ、表面について、第 3 項 4・5・6 号が「少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するもの」として規定されているが、内浦港（海岸）・和田港（海岸）では、この枠があったが空欄（該当事項なし）であり、他の港湾ではこの枠を設けていなかった。該当事項がないためこの枠を設けていないと思われる。

また、第 1 表の裏面については、「摘要（占用許可等の概要、規制区域等の概要、その他特記すべき事項）」が様式には規定されているが、内浦港（海岸）・和田港（海岸）ではこの枠があったが空欄であり、他の港湾・漁港では裏面がなかった。「占用許可等の概要、規制区域等の概要」については「該当事項なし」ということはほとんどないと思われ、この第 1 表以外で把握できるのならばその旨をこの枠内に記載すべきである。

指摘事項 8	海岸法施行規則に準拠した海岸保全区域台帳の作成について
各港湾において、海岸保全区域台帳における必要記載事項の枠を設けておらず、海岸法施行規則の様式に準拠した台帳が作成されていない。	
海岸保全区域台帳は、海岸法施行規則に準拠した台帳を作成しなければならない。	

6. 施設管理

(1) 港湾および港湾内の海岸の点検

点検には日常点検（パトロール）と定期点検（施設点検）に区分される。

① 港湾の点検

各港湾において実施されている点検は、以下の表のとおりである。

	管理者 (県)	管理場所	日常点検 (パトロール)		定期点検 (施設点検)		
			県	実施者	頻度	実施者	頻度
				委託者			
敦賀 港	敦賀 港湾事務所	敦賀港(下記以外)	○	—	毎日1回	県	5年 毎
		鞠山南地区 多目的国際ターミナル	—	敦賀港 国際ターミナル(株)	1日2回		
		金ヶ崎緑地	—	敦賀市	1日2回		
福井 港	福井 港湾事務所	福井港	○	—	月1回		
		九頭竜川ポートパーク	—	(株)九頭竜川マリーナ	毎日		
		中央ふ頭、北ふ頭	—	福井埠頭(株)	毎日		
鷹巣 港		鷹巣港	○	—	月1回		
内浦 港		内浦港	○	—	月1回		
和田 港	小浜 土木事務所	和田港(下記以外)	○	—	月1回		
		和田港 成海緑地	—	おおい町	月1回		
		若狭和田マリーナ	—	若狭高浜漁業協同組合	毎日		

定期点検については、「港湾の施設の点検診断ガイドライン（国土交通省港湾局）」、「舗装点検要領(国土交通省道路局)」、「道路トンネル定期点検要領(国土交通省道路局)」、「橋梁定期点検要領(国土交通省道路局)」に基づいて実施している。

日常点検については、「福井県行政パトロール実施要綱」および「福井県港湾等パトロール実施要領」に基づいて実施している。「福井県港湾等パトロール実施要領」においては、パトロールに関する業務内容については、港湾と海岸それぞれについて項目とパトロール内容が別表として掲げられており、パトロールの種類、区域または箇所および頻度については次の表のように定められている。

パトロールの 区域 または 箇所		通常 パトロール	緊急 パトロール
港湾施設	係留施設、水域施設、臨港交通施設、 保管施設、廃棄物処理施設	週1回程度	—
	上記以外の港湾施設	月1回程度	—
港湾区域			
臨港地区			
港湾隣接地域			
港湾の機能上重要な施設	—	随時	
異常事態発生箇所および通報箇所			

通常パトロール（日常点検）について、実施要領では「程度」という文言により港湾の規模等によ

り港湾ごとに決定可能なようにしており、県からの文書による回答によれば、敦賀港では毎日実施しており、他の4港（福井港、鷹巣港、内浦港、和田港）では月1回実施している、ということだった。上記の実施要領の頻度と比べると、敦賀港は頻度が高いが、他の4港は、係留施設、水域施設、臨港交通施設、保管施設、廃棄物処理施設の通常パトロールの頻度が低い。

意見 1 1	通常パトロール（日常点検）の頻度について
<p>係留施設、水域施設、臨港交通施設、保管施設、廃棄物処理施設に関する通常パトロール（日常点検）について、福井港、鷹巣港、内浦港、和田港の4港における現在の点検実施頻度は月1回であり、「福井県港湾等パトロール実施要領」の規定に定められた頻度よりも低い。</p> <p>上記施設に関する通常パトロールの頻度について、実際の頻度を高くするか要領の規定を見直すかして、規定と実際が合致するよう見直す必要がある。特に福井港は他の3港と比べて規模等が大きいため、頻度を高める必要があると思われる。</p>	

港湾を視察した際、施設管理に関連して以下のような状況が確認できた。

意見 1 2	施設管理について
<p>内浦港においては、釣り客も多く来ているが、打ち込みタイプ釣り竿立受け（ピトン）を岸壁に直接打ち込んで使用している釣り客がいた。過去に使用していた穴があいている箇所も見受けられた。</p> <p>岸壁を痛める行為であり、建造物損壊罪行為に当たると考えられるため、取り締まりや利用を中止するよう指導することが望まれる。</p>	

②港湾内の海岸の点検

漁港内の海岸における点検は、「海岸保全施設維持管理マニュアル（農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課）」および「福井県港湾等パトロール実施要領」に基づいて実施されている。港湾内の海岸において実施されている点検は、以下の表のとおりである。

種別	パトロールの区域または箇所	通常パトロール	緊急パトロール
海岸	海岸環境整備事業で整備した施設	月1回程度	—
	海岸保全施設		随時
	海岸保全区域		
	異常事態発生箇所および通報箇所	—	

各港湾における通常パトロールは月1回行っている。

(2) 敦賀港の軌道式荷役機械

現在、県は、敦賀港において軌道式荷役機械を3基保有している。

鞠山北地区に1基、鞠山南地区に1基、川崎・松栄地区に1基設置している。

鞠山北地区の多目的クレーンについては、設置後30年以上経過し老朽化が進んでおり、令和5年10月末時点では故障のため運用停止中となっている。現在は補修も完了し、運用を再開している。また、別途、新たなクレーンの新設を行っている。

鞠山南地区については、現在ガントリークレーンが1基稼働しているが、代替機が存在せず、故障した場合に物流の支障となるため、2基体制とすべく、1基新設を進めている。

川崎地区にあるクレーンについては、休止中である。老朽化しており、また、小さいとことで解体撤去予定となっている。

これらの軌道式荷役機械に代表される港湾設備・機械は次のような特徴がある。

- ・非常に高額である（鞠山南新設のガントリークレーンの取得価額約9.6億円）。
- ・機能を維持するために修繕・補修を行いながら長期間使用することを予定しており、修繕・補修を行う場合は多額の支出が予想される。
- ・その特殊性のため、製造業者・納入業者が限定され、基本的にはその業者のみが修繕等が可能である。

このような特徴があるガントリークレーンの新規導入の決定において、県は、コストについて取得から廃棄までのライフサイクルコストおよび費用対効果を計算しておらず、取得価額を考慮したのみである。

意見 13	特殊性が高く高額な港湾設備・機械の導入について
<p>ガントリークレーンの新規導入の決定において、県は、コストについて取得から廃棄までのライフサイクルコストおよび費用対効果を計算しておらず、取得価額を考慮したのみである。</p> <p>ガントリークレーンのように特殊性が高く、高額な港湾設備・機械の導入においては、限定された製造業者・納入業者から取得価額だけでなく取得から廃棄までのライフサイクルコストや費用対効果を含めた見積り・提案を要求し、それをもとに意思決定をすべきである。</p>	

(3) 港湾施設内の船舶管理

港湾施設は、多くの船舶により利用されるが、その船舶の中には適切な許可申請や利用料金を負担せず係留する船舶、いわゆる不法係留船舶が存在する。

本来、港湾施設における船舶の係留は福井県港湾施設管理条例第5条および福井県港湾施設管理条例施行規則第2条第1項により許可を得た上で行わなければならないが、許可を得た場合は条例に定められた岸壁使用料などの港湾施設使用料を負担する必要がある。

○福井県港湾施設管理条例 (許可事項)

第五条 次に掲げる行為をしようとする者は、知事の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める港湾施設の利用については、この限りでない。

- 一 別表第一に掲げる港湾施設の使用
 - 二 港湾施設の占用
 - 三 港湾施設の形状の変更
- 2 知事は、前項の許可に必要な条件を付けることができる。
- 3 知事は、第一項の許可の申請に係る行為が、港湾施設の利用を著しく阻害し、その他港湾施設の保全に著しく支障を与えるものでない限り、同項の許可をしなければならない。

○福井県港湾施設管理条例施行規則

(使用等の許可申請等)

第二条 次の各号に掲げる許可の申請は、それぞれ当該各号に定める許可申請書を二通（一通は写しとすることができる。）提出してするものとする。

- 一 条例第五条第一項の規定による港湾施設の使用の許可の申請 港湾施設使用許可申請書（様式第一号）
 - 二 条例第五条第一項の規定による港湾施設の占用または形状の変更の許可の申請 港湾施設占用（形状変更）許可申請書（様式第二号）
 - 三 条例第六条第一項の規定による許可事項の変更の許可の申請 許可事項変更許可申請書（様式第三号）
- 2 知事は、条例第五条第一項または第六条第一項の許可をしたときは、許可書を交付するものとする。

現場視察を実施したところ、和田港や鷹巣港では、許可申請を行わず係留されている船舶が存在していた。また、敦賀港では港湾の一部エリアや井の口川河口域エリアにおいては、不法係留されている船舶が数多く発見された（なお、井の口川河口域エリアでの取り組み状況については、後述する）。不法係留の様態は様々ではあるものの、係留が長期間となっている船舶や所有者不明の船舶もあるようである。合規性および公平性の観点から、県は引き続き、不法係留の解消に向けた取り組みを進めるよう努力すべきである。

なお、不法係留の問題は福井県だけでなく、全国的にも大きな課題となっている。特に、所有者が不法係留の解消に難色を示したり、そもそも所有者が不明で対応が困難となっていたりするケースもある。福井県港湾施設管理条例第3条では、禁止事項として船舶の放置等を明記しており、これに違反した場合はそれらの搬出または撤去を命ずることができることと定められている。県はこれらの条例の活用も検討にいれ、不法係留の早期の解消に努めていただきたい。

意見 14	不法係留について
<p>敦賀港、和田港、鷹巣港においては、港湾施設内に不法係留となっている船舶が発見された。</p> <p>県は、不法係留の状況・程度に応じた段階的な対応方法を検討し、引き続き、不法係留の解消に向けた取り組みを進めるよう努力すべきである。</p>	

(4) 放置物・廃棄物

港湾施設は公共の施設であるため、県の管理下で適切な維持管理が行われなければならない。それに関わらず、公共性が損なわれていると認められる状況となっている港湾施設が見受けられた。

公共性が損なわれている認められる状況として、まず港湾施設にある放置物や廃棄物がある。

○福井県港湾施設管理条例

(禁止事項)

第三条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 港湾施設を損傷し、またはそのおそれのある行為をすること。
- 二 港湾施設に竹木、土石、ごみ、貨物、船舶、車両その他の物件をみだりに捨て、または放置すること。
- 三 立入禁止区域に立ち入ること。
- 四 指定された場所以外の場所で火気を使用すること。
- 五 前各号に掲げるもののほか、港湾施設内の秩序を著しく乱す行為その他港湾施設の機能を妨げる行為をすること。

2 知事は、前項の違反者に対し、その貨物、物件等の搬出または撤去を命ずることができる。

現地視察を行ったところ、港湾施設において、放置物・廃棄物が発見された。

例えば、内浦港では、所有者不明とみられる船が駐車場に放置されていることが確認された。駐車場は主に港湾施設を使用する者が一時的に駐車するスペースとして設けられているわけであるから、船が駐車場に放置されている状態は本来の想定された使用状態とは言い難い。港湾施設を使用する者からすると、駐車スペースが狭められ、駐車したくても駐車できないなどの不利益を被っているわけである。したがって、県は、放置されている船の所有者を調査し、撤去を求めるなど適切な対応が求められる。

また、他の例として、鷹巣港では、港湾施設内の一部のエリアにごみが散乱していた。ごみにより衛生上や安全上の問題も発生するし、何より港湾の景観が損なわれてしまう。もちろん、ごみはそれを出した者が適切に処分すべきであるが、それが放置されている状態であれば、県は適切な維持管理のため、処分箇所の設置や清掃業務の実施など、直接的にごみ処分に対応することも必要であるし、間接的にも港湾施設使用者に各自でごみ持ち帰り・処分を呼びかけるなど積極的に啓発を行い、美しい港湾を維持する役目を果たさなければならない。

指摘事項 9	放置物について
<p data-bbox="229 365 1359 515">港湾施設内に船やごみなどの放置物・廃棄物がある。例えば、内浦港では、所有者不明とみられる船が駐車場に放置されていることが確認された。また、他の例として、鷹巣港では港湾施設内の一部のエリアにごみが散乱していた。</p> <p data-bbox="229 515 1359 609">県は、適切な維持管理のため、処分や撤去を求めるとともに、そもそも放置物・廃棄物を出さない啓発活動を積極的に行う必要がある。</p>	

7. 目標設定

港湾施設では、現在明確な目標設定を行っていない。目標設定は、施設運営の方向性を定めるとともに、その成果を検証する上で重要な判断材料を提供する。また、目標設定のプロセス自体に、現在の施設運営状況や施設を取り巻く環境、施設が持っている強みや弱み、施設を維持管理する体制等、様々な要因を検討することになるため、施設が置かれている立ち位置を深く理解することに繋がり、有用であると考えられる。

各港湾施設においては、統計情報として入港船舶量や取扱貨物量、品別・地域別の輸移出入構成などの客観的実績数値を管理している。これらは各港湾施設の状況を把握する上で有益な情報であるため、統計情報として管理しているのだと考えられる。しかし、これらの情報に対しては、今後どのような数値実績としていきたいという目標設定は行っていないのが現状である。

県の管理する港湾施設は、日本海側の中央部に位置しており、京阪神へのアクセスも比較的容易であることから、地理的にも重要な港湾施設であると想定できる。また、北陸新幹線の福井・敦賀開業を契機に、関東圏への物資輸送を見込むこともできる。したがって、港湾における産業資材や消費財などの取扱いを増やすことは、県における経済活動の活性化にもつながる可能性を秘めていると思われる。

もちろん、貨物の取扱いは、経済情勢や世界情勢等の影響を受けるため、県の施設管理の施策以外からの要因で実績が左右されることは十分にある。しかし、前述した要因が影響しているか否かを判断する過程では、判断をする側にとって何かしらの尺度があり、その尺度と比べてどうであったかで影響を判断していると考えられる。つまり、実績の意味を深く理解するためには、その比較となる尺度が必要であるということである。目標にはその尺度としての役割がある。現在考えられる影響要因をもとに目標を設定し、その目標と実績を比較することで、前提とした影響要因の程度がどうであったかを判断できるし、また、新たな影響要因を認識することにもつながる。この過程で得られた情報を次の目標設定に生かすという、いわゆるPDCAサイクルを利用することで、港湾からはじまる経済活動の活性化や港湾施設の有効活用につながる施設管理ができるのではないだろうか。

意見 15	目標設定について
<p>港湾施設における入港船舶量や取扱貨物量、品別・地域別の輸移出入構成などにおいて、明確な目標設定は行っていない。</p> <p>経済活動の活性化や港湾施設の有効活用の観点から、一定の目標を設定した上で、施設管理を行うことが望ましい。</p>	

8. 災害対策

(1) 港湾における震災対策

ここ20年において、平成16年10月の新潟県中越地震、平成23年3月の東日本大震災、平成28年4月の熊本地震、平成30年9月の北海道胆振東部地震、令和6年1月能登半島地震といった震度7以上の大地震が発生しており、また、平成19年3月の能登半島地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震他、震度6以上の大地震も発生し続けてきており、日本ではいつ何時どこで大地震が発生しても不思議でない状況である。

大地震が発生した際には、道路が破損、寸断、通行止めとなり、主要国道や高速道路においては通行規制により、物流量が大幅に制限されたり物流機能が停止する可能性があり、それは、市民生活に大きな影響を与えるだけでなく、原材料の供給がとまりモノの生産ができなかったり、製品や商品が出荷できなくなったりと企業活動を停滞させる事態が発生する可能性がある。そういった中、被災地域への緊急支援等を行うに当たって、大量輸送が可能な船舶に頼る部分は大きくなる。そのため、港において震災等の防災対策を行うことは重要である。

県の港湾においては、以下のような耐震工事が行われている。

区分	港名	地区	施設名	水深	延長
重要港湾	敦賀港	蓬萊桜地区	桜 E 岸壁	5.5m	100m
重要港湾	敦賀港	鞠山北地区	鞠山北 D 岸壁	9.0m	280m
重要港湾	敦賀港	鞠山南地区	鞠山南 A 岸壁	14.0m	280m
地方港湾	福井港	福井地区	北耐震岸壁 I	5.5m	100m
地方港湾	和田港	和田地区	外港耐震物揚場	4.0m	80m

「福井県地域防災計画」によれば、県は、被災後において、陸上輸送が不可能な場合、または重量かつ大量な復旧資材の運搬等海上輸送がより効果的な場合は、県は県有船舶の活用を図るとともに、海上自衛隊、敦賀海上保安部および中部運輸局福井運輸支局の協力のもとに、敦賀港（桜 E 耐震岸壁、鞠山北 D 岸壁、鞠山南 A 岸壁）、福井港（北耐震岸壁 I）、和田港（外港耐震物揚場）の耐震岸壁等を活用して震災時における緊急物資および避難者の海上輸送を実施するとしている。

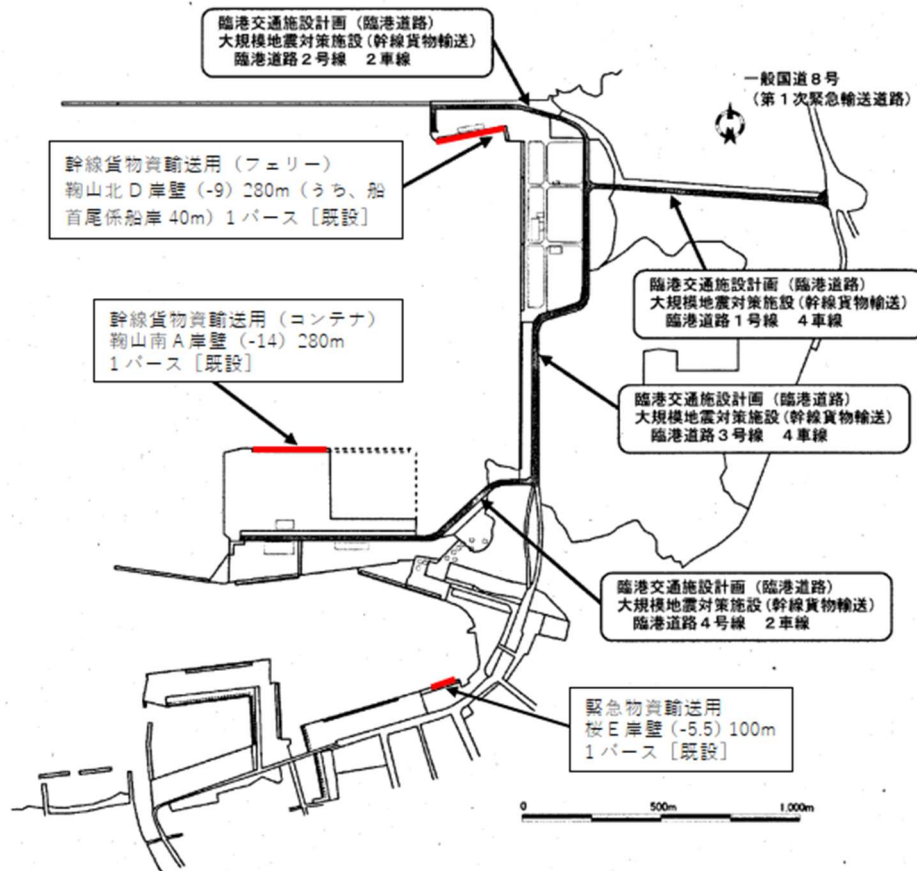
重要港湾である敦賀港について、どのような震災等の防災取組が行われているか確認した。

(2) 敦賀港における震災対策

敦賀港においては、これまで、大規模地震発生時の物資の緊急輸送、住民の避難等に供する岸壁として桜地区に100m（水深5.5m）の耐震強化岸壁が整備されてきた。また、大規模地震発生時においても幹線貨物輸送の拠点として機能を維持し、経済活動等への影響を最小限にするための岸壁として鞠山北地区の280m（水深9.0m）の耐震強化岸壁や、鞠山南地区の280m（水深14m）のコンテナ用岸壁等の耐震化工事が行われてきた。また、鞠山北地区および鞠山南地区において、臨港道路の整備が行われてきた。

(現況)

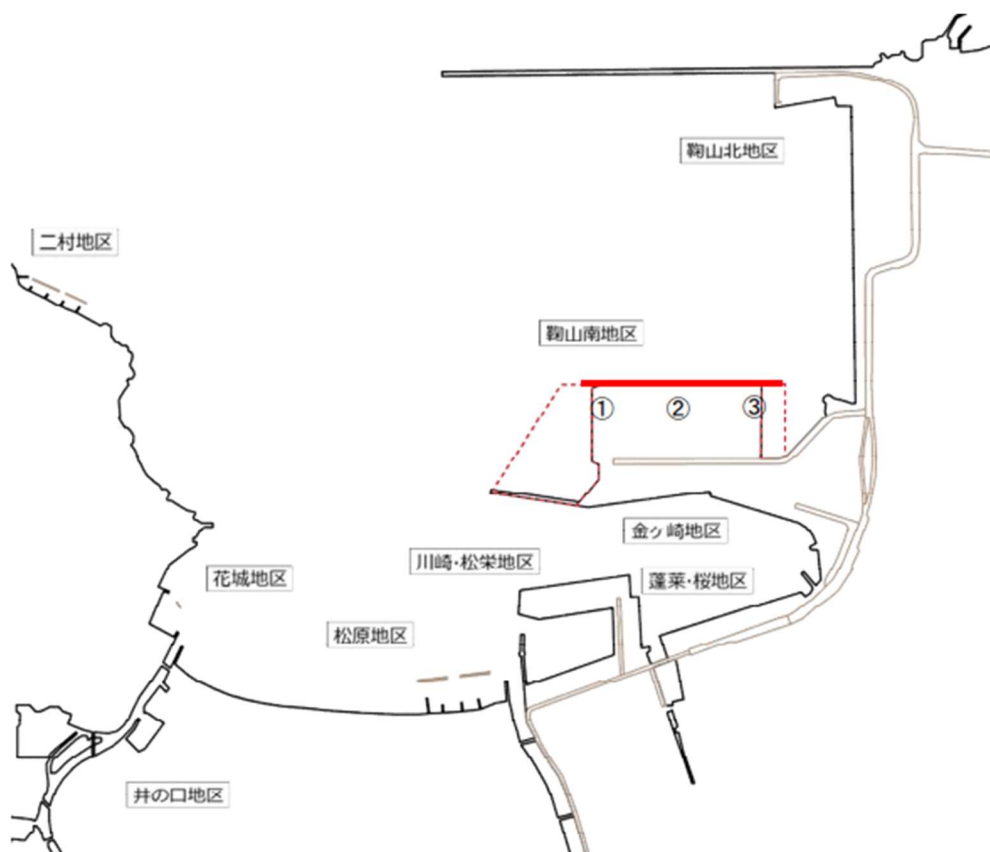
地区名	施設	施設名	状況	機能
鞠山北	岸壁	水深 9m 岸壁 1 パース 延長 280m	既設	幹線貨物輸送用 (フェリー)
	臨港道路	臨港道路 1 号線 4 車線	既設	幹線貨物輸送用 (フェリー)
	臨港道路	臨港道路 2 号線 2 車線	既設	幹線貨物輸送用 (フェリー)
鞠山南	岸壁	水深14m 岸壁 1 パース 延長 280m	既設	幹線貨物輸送用 (コンテナ)
	臨港道路	臨港道路 3 号線 4 車線	既設	幹線貨物輸送用 (コンテナ)
	臨港道路	臨港道路 4 号線 2 車線	既設	幹線貨物輸送用 (コンテナ)
蓬萊・桜	岸壁	水深 5.5m 岸壁 1 パース 延長 100m	既設	幹線貨物輸送用



また、大規模地震が発生した場合に必要な国際・国内海上幹線物流機能を維持するための岸壁として、鞠山南地区260m（水深14m）のコンテナ用の岸壁や330m（水深14m）のコンテナ船・RORO船用の岸壁の整備が計画され、一部が完成している。さらに、現在においても大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するための岸壁として、鞠山南地区に220m（水深9m）の岸壁の整備が計画され、工事を進めている。

(計画)

地区名	施設	施設名	状況	機能
鞠山南	岸壁	水深14m 岸壁 1バース 延長 260m	計画①	幹線貨物輸送用（コンテナ）
	岸壁	水深14m 岸壁 1バース 延長 330m	計画②	幹線貨物輸送用（コンテナ、内貿RORO）
	岸壁	水深 9m 岸壁 1バース 延長 220m	計画③	幹線貨物輸送用（外内貿 RORO） 緊急物資輸送用



令和 6 年 1 月の能登半島地震の際には、多くの道路が破損、寸断、通行止めとなり、陸での支援物資の搬入や資機材搬入が困難となり、円滑な物資輸送を確保する観点からも港湾の重要性が再認識された形となった。港湾施設の大規模地震対策は、道路の整備状況も考慮し、デジタル技術の進展や最新の研究成果を積極的に取り入れながら、今後も、随時見直し、検討、推進していつてもらいたい。

(3) 敦賀港の事業継続計画（BCP）

県は、重要港湾である敦賀港に関しては、国土交通省港湾局の「港湾の事業継続計画策定ガイドライン（令和2年5月改訂）」に基づき、敦賀港の事業継続計画（以下、「港湾BCP」という。）を策定している。（平成28年策定、令和4年2月改訂）。敦賀港の港湾BCPの主たる内容は以下のとおりである。

①目的

敦賀港の港湾BCPは、予測される災害の事前対応、また、災害時における初動時対応および緊急物資輸送、幹線貨物輸送（北海道および九州との内航）への対応を迅速かつ的確に行うことにより、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とする。

敦賀港における事業継続活動を行う上での重点事項は以下のとおりである。

- 緊急物資輸送における海上輸送量の確保（回復目標期間：3日）
 - …桜E耐震岸壁、鞍山北D岸壁、緊急物資輸送ルートを活用した海上輸送ルートの確保
- 2次災害の発生抑止
- 北海道および九州を結ぶ内貿航路の早期復旧（回復目標期間：6日）
 - …鞍山北 D岸壁、鞍山北 B岸壁、金ヶ崎 D岸壁の早期復旧
- 外貿航路の早期復旧（回復目標期間：6日）
 - …鞍山南 A岸壁、川崎・松栄 B・C岸壁の早期復旧
- 港湾施設等の被害予防・軽減策

②基本方針

敦賀港の港湾BCPは、多くの港湾関係者の役割や対応の手順、復旧の目標等を明確化するとともに、その実効性を確保することを基本方針とし、次の事項に配慮している。

- 1) 多くの港湾関係者が協働しつつ、迅速かつ的確に各々の役割を遂行できるよう、次のことについて、出来る限り明確に記述すること。
 - ・ 各機関との連絡網
 - ・ 物流機能回復に向けた手順・手段の明確化
 - ・ 港湾関係者の役割分担の明確化ただし、敦賀港の港湾特性や被害状況等に応じて、柔軟な対応ができるようにすること。
- 2) 計画の実効性を確保するため、「敦賀港港湾BCP協議会」の組織を設置し、次のことについて取り組むこと。
 - ・ 活動が可能な体制の構築
 - ・ 情報共有
 - ・ 協議会の継続的な取り組み

- ・計画の見直し・改善

3) こうした継続的な取組み、活動を通じて、災害に対する備えの深化や港湾関係者間相互の信頼関係が醸成できること。

③広域連携の考え方

北陸地域における災害等の被災範囲は比較的狭く、限定的であると想定されるため、北陸地域（北陸地方整備局管内）の港湾が被災した場合、広域的な連携を図ることが効果的であるとし、また、近畿地方整備局管内の舞鶴港は、県外港湾において最も近く、被災した場合に連携を図ることは即効性、効率性が高いと考えている。そのため、敦賀港の港湾BCPでは解決が困難なボトルネックを広域的な視点から解決するものとしている。

④港湾関係者による協議会の設置

港湾BCPは、一度策定すればそれで終わる計画文書ではなく、継続的な取組みに関する実施計画を含むものであるため、港湾BCP協議会は継続的・体系的にマネジメント活動に取り組むことが重要である。

そのため、敦賀港の港湾BCPは、策定のみならず、事前対策や教育・訓練、さらにはPDCAの手法による継続的な見直し・改善を行う恒久的組織として、港湾関係者により「敦賀港港湾BCP協議会」（以下、「協議会」という。）を設置し、継続的に運営していくとしている。

⑤災害対応計画

災害対応計画として、以下のようなことを行うとし、それぞれについて基本的な手順と役割分担を定めている。

- ・事前予防対応：台風や冬季風浪等に伴う高潮や暴風については予想に基づき避難や準備のためのリードタイムを確保できるため適切な事前の防災行動を実施
- ・初動時対応：協議会の職員等の安否確認、通信等設備の確保、船舶・船員等の安全性確保、二次災害の防止、被害状況の確認を実施
- ・緊急物資輸送対応：初動時対応が概ね終了した段階で、連携をとりつつ実施
- ・幹線貨物輸送対応：緊急物資輸送対応完了段階で、連携をとりつつ実施

⑥事前対策

災害時の対応を迅速かつ的確に行うため、事前対策として、ボトルネック事象の解消とその影響の低減を図ることを念頭に、防災体制確保に向けた取組み、物資輸送の円滑化に向けた取組み、緊急物資輸送対応に向けた取組み、幹線貨物輸送対応に向けた取組みのそれぞれについて課題項目を掲げ、それぞれの対策の検討に取り組むとしている。

⑦支援港としての考え方

北陸地方整備局管内で大規模災害が発生した場合、敦賀湾に被害がない場合でも被災した港湾を支援する「支援港」として、復旧資機材等の支援、緊急物資輸送、一般貨物の代替輸送について取り組むものとしている。また、近畿地方整備局管内の舞鶴港は、県外港湾として最も近い港であり、相互に「支援港」として取り組むものとしている。

⑧見直し・改善

敦賀港港湾BCPについては、適宜に有効性の確認を行うこと、異動の都度に連絡体制の更新を行うこと、新たな知見、リスクが認められた時点で想定等の更新を行うことを基本として、協議会が見直し・改善を行うとしている。

今後とも引き続き、継続的改善を実施していき、港湾BCPの質の向上を図っていただきたい。また、策定しただけでは災害時に効力を発揮しないため、BCPの内容に沿った行動が実施できるようにBCPに記載した対策を実施することや記載した内容をスムーズに実施できるように教育・訓練を実施し、実効性を高めていただきたい。

国土交通省が策定した「港湾の事業継続計画策定ガイドライン」においては、国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾について、港湾BCPの策定が求められていたこともあり、県においては、重要港湾である敦賀港においてのみ港湾BCPが策定されており、地方港湾である福井港、鷹巣港、和田港、内浦港については策定されていない。

ただし、近年、日本国内においては、地震をはじめ、台風などによる自然災害も頻発している。現在、国内の陸上輸送の主体はトラックであるが、大規模災害が発生した直後においては、道路が破損、寸断、通行止めとなり、また、陸での支援物資の搬入や資機材搬入が困難となったり、主要国道や高速道路においては通行規制により、物流量が大幅に制限されたりすることがある。そういった場合において物流機能が停止した場合には、市民生活や企業活動に大きな影響を与える可能性がある。このような場合に船舶を利用して被災者への救援物資や重機や復旧資材等を海上から輸送することは非常に有効であり、港湾施設の早期復旧と港湾機能等の中断・低下に伴う影響を最小限に抑えることを目的とする港湾BCPを策定することは、地方港湾であっても重要と考えられる。国土交通省のガイドラインにおいても、我が国の国土強靱化を図るためには地方港湾における港湾BCPの策定も重要であるため、地方港湾も含めた全ての港湾で積極的に港湾BCPの策定に取り組むことが望まれるとしている

そのため、地方港湾である福井港、和田港、内浦港、鷹巣港においても積極的に港湾BCPの策定に取り組むことが望まれる。

意見 16	地方港湾における港湾BCPの策定について
<p>港湾BCPについては、現在、重要港湾である敦賀港についてのみ策定している。</p> <p>ただし、大地震等の自然災害等が発生した場合に、港湾の重要機能を最低限維持できるようにするための対応をしておくことは、地方港湾でも重要である。そのため、地方港湾である福井港、和田港、内浦港、鷹巣港においても積極的に港湾BCPの策定に取り組むことが望まれる。</p>	

(4) 港湾関係災害対応初動マニュアル

県は、自然災害時の港湾における災害対応マニュアルとして、『港湾関係災害対応初動マニュアル【自然災害編】』（令和5年4月策定）を策定し整備し、それに基づいて災害対応している。

(目的)

近年、石川県の能登半島地震（平成19年3月）や新潟県の中越沖地震（平成19年7月）、また東日本大震災（平成23年3月）などの沖合を震源とする地震や、富山県での冬季風浪（平成20年2月）、当県においても台風（平成29年10月）や豪雨（令和4年8月）等、自然災害による港湾関係施設への大きな災害が頻発している。

過去にも、日本海中部地震（昭和58年）や阪神・淡路大震災（平成7年）等により港湾施設が被災しており、阪神・淡路大震災では、神戸港の港湾機能が麻痺し、国内はもとより諸外国の経済にまで大きな影響を及ぼした。

これらの災害から、わが国の地震等の自然災害の発生頻度が高く、そしてその対応がいかに困難なものであり、また普段からの備えがどれほど大切なものであるか等、様々な課題や教訓が我々に与えられている。

我々は、これまで岸壁や防波堤をはじめ様々な港湾施設の整備、維持管理および災害復旧に携わってきており、今後もこれらの業務を通して、県民の生活や地域社会の発展に貢献していかなければならない。

本マニュアルは、地震や波浪等の自然災害による被災後、速やかな港湾機能の回復に努めるため、災害発生時から本格的な復旧・復興が開始されるまでの初動期に関する県の港湾関係機関（港湾空港課および関係出先事務所の職員）がとるべき行動について示したものである。

(内容)

- ・【地震】【津波】【風水害】が発生した場合の災害対応体制の設置基準
- ・【地震】【津波】【風水害】が発生した場合の警報・注意報基準等
- ・【地震】【津波】【風水害】が発生した場合の参集基準
- ・災害対応体制確立後の役割分担

- ・災害発生報告・待機報告方法
- ・パトロール
- ・応急復旧工事フロー
- ・編成表

意見 17	災害対応マニュアルについて
<p>災害時の対応マニュアルの整備状況を確認したが、県として『港湾関係災害対応初動マニュアル』を整備しており、それに基づいて対応している。ただし、当該マニュアルについては、災害対応体制の設置基準、参集体制、連絡体制、報告体制等に関する記載が中心となっているものであり、実際に災害が発生した場合に、「いつ」「だれが」「何をするか」といった実際の状況に応じた対応方法については、記載されていない。</p> <p>港湾BCPが策定されている敦賀港については具体的な対応方法が記載されており、それにてカバーできていると考えられるが、それ以外の港湾については、県は、想定されるいくつかのパターンについては、迅速に行動できるようマニュアル化しておくことが望まれる。</p>	

(5) 南海トラフ地震等の大災害時の日本の拠点港湾としての機能発揮

今後30年以内に、首都直下地震が約70%の確率で、また、南海トラフ地震が70%～80%の確率で発生すると予測されている。これら地震により、被災が想定される太平洋側の港湾、特に、関西圏、中京圏の港湾が被災した際に海上物流機能を継続し、サプライチェーンを維持するための北陸圏の港湾の果たす役割への期待が大きくなっている。そこで、福井県が公表している「敦賀港長期構想（令和3年3月）」や国土交通省北陸地方整備局が公表している「太平洋側大規模災害時における北陸地域港湾による代替輸送基本行動計画（令和4年2月）」等を参考にして検討を行った。

敦賀港は、北陸自動車道の敦賀ICから約5分と近く、また、名神高速道路の米原IC（滋賀県）から約50km、名古屋から約120km、大阪からも約180kmと近距離にあり、太平洋側の主要経済圏域へのアクセス性の高い太平洋側との連携に優れた港である。また、施設面でも大型船舶の入港に十分な水深や航路幅がある。また、過去の大規模災害の際に救援や支援に利用された実績があり、被災地への人員や物資の早期派遣が可能な港でもある。

そのため、敦賀港は、関西圏や中京圏の港湾が被災したときのバックアップ港として十分なポテンシャルを有しており、南海トラフ地震等発生時には、関西圏や中京圏の港湾に近い港湾として、それら港湾をバックアップする機能が求められている。具体的には、復旧資機材等の支援、緊急物資輸送だけでなく、関西圏や中京圏の大規模港の大量の一般貨物の緊急輸送拠点や代替輸送拠点としての機能を果たすことが求められる。

代替輸送を円滑に行うためには、事前に関係者間の体制や役割、想定される代替輸送ルート等の代替輸送体制を構築しておく必要がある。代替輸送体制構築のための対応方策として、「（１）代替港湾までの陸上輸送の確保」、「（２）代替港湾における貨物の保管場所確保」、「（３）空コンテナの調達」、「（４）ヤード混雑解消のためのコンテナ仮置き場の設置」、「（５）臨時シャトル便の航路開設」の体制構築を進めていくことが必要とされており、対応方策それぞれの役割の区分（タスク）が、関係者間の調整の下、適切に行われることで効果が発揮される。

対応方策に対する課題とタスク

対応方策	課題	タスク
(1) 代替港湾までの陸上輸送の確保	・港湾までの輸送車両不足 ・輸送車両の燃料不足	・車両の手配 ・道路情報の提供 ・燃料の供給
(2) 代替港湾における貨物の保管場所確保	・北陸地域港湾の保税蔵置所等のキャパシティ不足	・倉庫の空き容量の確認 ・倉庫を他所蔵置場所として利用する許可を申請 ・倉庫の空き情報の提供
(3) 空コンテナの調達	・災害時の輸送需要の増加に伴う空コンテナ不足	・中古空コンテナの購入 ・リース空コンテナの調達
(4) ヤード混雑解消のためのコンテナ仮置き場の設置	・取扱貨物量増加に伴う港湾の混雑	・空き工業用地の確保・選定 ・SOLAS エリアの変更申請 ・CY・仮置き場間の輸送手段の確保 ・保安対策の強化（警備員） ・コンテナ仮置き場情報の提供
(5) 臨時シャトル便の航路開設	・北陸地域港湾の輸送能力不足	・増便・寄港地変更（シャトル便）の要請 ・CYにおけるシャトル便への対応 ・シャトル便に関する情報提供

（出典：「太平洋側大規模災害時における北陸地域港湾による代替輸送基本行動計画」国土交通省北陸地方整備局）

現状、敦賀港には、以下のような課題がある。

○フェリー・RORO ヤードの不足によって荷役作業が非効率になっている。

- ・鞍山北地区は背後地が狭く、必要な面積が確保できていないうえに、内貿RORO貨物、フェリー貨物のそれぞれのヤードが小分けで分散しているため、荷役作業が非効率となっている。
- ・鞍山北地区で必要なヤードを確保できていないため、川崎・松栄地区のヤードも利用しており横持ちが発生するなど非効率な荷役となっている。
- ・川崎・松栄地区では、外貿RORO貨物のヤードが分散しているため、荷役作業が非効率となっている。

○バルクヤードの不足

- ・鞍山北地区のバルクヤードは石炭、木質チップ、スクラップの取扱いにより空きがない状態であり、パーム椰子殻や珪砂等は鞍山北岸壁で荷揚げ後、鞍山南地区や川崎・松栄地区のバルクヤードに横持ちをしており非効率な荷役となっている。

- ・現在の取扱貨物でヤードに空きがないため、新たな貨物需要（スポット利用）の受入れに関してヤードの調整が、非常に困難な状況となっている。

○RORO貨物の横持ち

- ・北海道航路（鞍山北地区）と博多航路（金ヶ崎地区）の間で積み替え（トランシップ）があるが、同一ふ頭で取り扱っていないために横持ち輸送（ふ頭間輸送）が発生し、非効率な荷役を強いられている。
- ・横持ち移動に時間が掛かるので、積み替えの1時間間に20台しか輸送できない。

○倉庫用地等の不足

- ・敦賀市内には約2.9haの倉庫があるが、敦賀港を利用する貨物の需要に対し不足しており、敦賀港陸揚げ貨物の一部は、離れた嶺北地域や滋賀県内の倉庫を利用している。
- ・倉庫が確保され、小口貨物のとりまとめ（シャーシ化）が可能となれば、RORO航路利用の増加につながる可能性がある。
- ・市街地でのトレーラーを牽引するための車両であるトラクターヘッドの駐車の問題や、働き方改革等によるトラックドライバーの労務管理の強化に伴いニーズが高まっている営業所用地の不足も顕在化している。

大量の物流が発生する関西圏や中京圏の港湾の物流のバックアップ港として有効に機能するためには、順次、現状あるこれらの課題を解消し、敦賀港の機能強化を図っていく必要がある。

現状、災害に強い港になるよう港の整備を進めているとともに、ふ頭用地の不足解消や船舶の大型化に対応するための岸壁の整備等を進めているが、できるだけ早く整備していくことが望まれる。

また、訓練や実証実験やシミュレーションを通じて、課題の発見や解消に努めていってもらいたい。

また、大災害の発生時に備えて、企業のBCPやリスク分散の観点からも、平時より敦賀港を利用してもらおうポートセールスを行っていくことが望まれる。平時から利用してもらおうことで太平洋側の大規模災害が発生した場合においても、敦賀港は、大規模港の代替港湾や補完港湾として効率的に運用できるようになると考える。

もちろん、敦賀港やその他の北陸地域港湾のみで太平洋側の貨物取扱量を代替することは困難であることから、北陸地域港湾の関係機関が対応策を推進するだけでなく、東北から九州に至る日本海側地域の港湾が代替港湾としての役割を果たすよう連携・協力しながら対応策を推進していくことが必要である。

敦賀港の機能強化は、日本の物流の強靱化にも寄与するものであることから積極的に推進していってもらいたい。

意見 18	バックアップ港としての準備について
<p>敦賀港は、南海トラフ地震等の大災害により太平洋側の港湾が被災したときのバックアップ港として機能を発揮することが期待されている。その準備対策として、地形的特性等から解消が容易でない課題もあるものの、順次解消に努めていくことが望まれる。また、企業のBCPやリスク分散の観点からだけでなく、大規模災害時における代替港湾や補完港湾として機能の効率的な発揮の観点からも、平時より敦賀港を利用してもらおう戦略的なポートセールスを行っていくことが望まれる。</p> <p>大規模災害時において、敦賀港が大規模港の代替港湾や補完港湾として効率的に発揮できるよう準備しておくことが望まれる。</p>	

9. モーダルシフトへの取組み

現在、物流業界はさまざまな課題に直面している。その一つとして、物流業界における人手不足が深刻化しており、それへの対応が必要となっている。また、物流業界は環境問題への配慮も求められており、CO2の削減やカーボンニュートラル等、持続可能な社会の実現のためには、グリーンな物流を可能にする取組みが必要になっている。

近年の人手不足によるトラックドライバー不足等による影響だけでなく、2024年4月1日以降、トラックドライバーの時間外労働時間の上限が年960時間に制限されることで、ドライバーの総稼働時間がこれまでより減少することにより国内の輸送能力が不足するといった問題が発生することが想定される。また、労働時間減少で給料も減少することでトラックドライバーの離職が増加するとさらなるトラックドライバー不足の発生により国内の輸送能力の不足にさらなる拍車がかかる可能性がある。トラックドライバー不足により荷物が運ばなくなったりすると、モノが作れなくなったりするといった問題にもつながり、国内経済にもマイナスの影響を与える。

2024年問題により不足する労働力を補うためには、物流現場の取引環境や労働時間の改善が必要となる。特に、ドライバーの拘束時間が減少することについては「荷待ち時間の短縮」や「附帯作業の軽減」への対応が急務となる。

モーダルシフトとは、トラック等の自動車で行われている貨物輸送を環境負荷の小さい鉄道や船舶の利用へと転換することをいう。モーダルシフトを進めることにより、環境負荷の低減のみならず、ドライバー不足の解消や、2024年問題によりこれまでどおりの運送が困難となる長距離輸送についても対応できるなど、物流効率化等の様々な面から効果が期待される。

労働力不足の中、将来の国内物流を維持するため、鉄道・船舶を利用したモーダルシフトを行っていくことは重要である。内航フェリー船やRORO船による輸送は、近年のトラックドライバー不足等によるモーダルシフトの受け皿となるとともに、災害時に他のインフラ機能が停止した際に緊急輸送手段として利用可能であるなど、国内物流を維持する上で極めて重要となり、内航フェリー・RORO船によるユニットロード貨物への輸送動向変化や輸送需要の増加が生じていくものと考えられる。

これらに対応し、内航フェリー・RORO船のターミナルにおいて、必要となる港湾整備を進めるとともに、また、情報通信技術や自動技術を用いた荷役効率化などの取組みを進めることが重要となっている。

敦賀港は、国道8号敦賀バイパスにより高速道路の北陸自動車道に直結しており、北陸自動車道の敦賀ICから約5分と近く、また、名神高速道路の米原IC（滋賀県）から約50km、名古屋から約120km、大阪からも約180kmと近距離にあり、太平洋側の主要経済圏域へのアクセス性の高い太平

洋側との連携に優れた港湾となっており、モーダルシフトを推進しやすい港と言える。

そのような中、県も民間と協力しながらポートセールスを推進しているだけでなく、敦賀港においては、施設面での整備改善を進めており、敦賀港内の船舶の接岸配置について今後は船舶の種類ごとに効率的な船舶の受入ができるように計画している。

具体的には、国土交通省北陸地方整備局と福井県は、敦賀港鞠山北地区におけるふ頭用地の不足や取扱貨物の新たな需要に対応するため、ふ頭再編による港湾機能強化を目的に、敦賀港鞠山南地区の岸壁の延伸および背後ふ頭用地の拡張整備を進めてきている。

平成22年に供用開始していた鞠山南地区国際物流ターミナルについて、国や県は、貨物の積卸し作業を効率化させることで貨物の取扱量を増やそうと拡張工事を進めていたが、令和5年11月において進めていた拡張工事の一部が完了し、供用を開始している。

これにより水深14mの岸壁が280mから410mへと130m延伸され、また、ふ頭用地が12.5haから18.0haへと5.5ha増加し、湾岸機能が大きく拡張強化された。拡張に伴い、これまで、鞠山南地区には外国のコンテナ船が接岸していたが、これまで鞠山北地区に接岸していた北海道航路のRORO貨物船については、鞠山南地区において貨物の積卸しができるようになり、取扱貨物量が増大し、手狭になっていた鞠山北地区での荷捌きスペースに比べ広くなり、北海道航路のRORO貨物船の荷役が効率的にできるようになった。また、点在していたRORO船を鞠山南地区の1か所に集約することができるようになった。

現在も令和9年度完成予定の鞠山南地区の拡張工事は続いており、今後、工事が進み、岸壁がさらに220mに延伸されることになると、現在RORO船が1隻しか置けなかったところが2隻並べて置けるようになる。敦賀港は、日本海側で唯一北海道航路と九州航路の両方を持っている港湾であり、現在、金ヶ崎地区に接岸している九州航路のRORO船を鞠山南地区の北海道航路RORO船の隣へ接岸させることができるようになることから、両船の積み荷の乗せ換えが円滑にできるようになり、物流の観点からも大変効率的な運用が可能になる。

また、最終的に拡張工事が完成すると、全長630mの連続3バースの岸壁となり、船を3隻ならべられるようになると、さらなる貨物の集約化、効率化が図られるようになる。

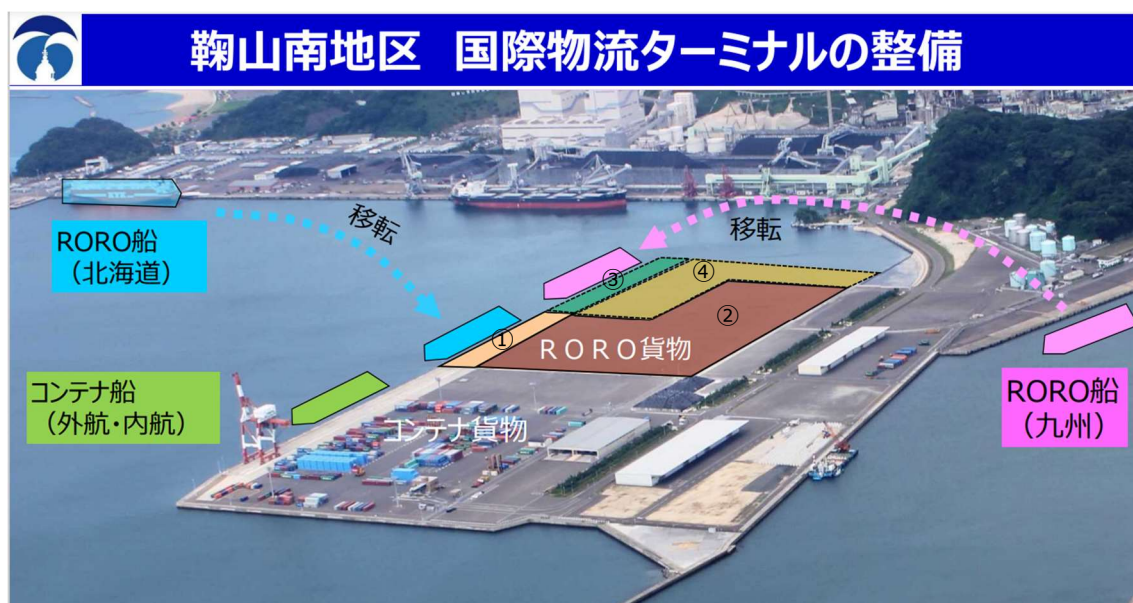
中長期的には、鞠山南地区は、現在取り扱っているコンテナ貨物に加え、RORO貨物の集約化により内外貿ユニットロードターミナルの形成を目指す地区になる。

高速道路へのアクセス性が高い敦賀港を活用してもらい、現在の北海道航路や九州航路のRORO船だけでなく、今後も就航するその他の航路で、運んだ荷物を関西地区や中京地区に運べるようになると、トラックドライバーの人手不足の解消にも大いに貢献すると考える。また、温室効果ガスの排出量の削減にも大いに貢献できると考える。また、日本を縦断して物を運ぶときにも、敦賀港で北海道の

RORO船と九州のRORO船とを乗り継いでいくことで、同様に人手不足の解消やCO2の削減に貢献することができると思う。

また、県においては、スマート港湾への取組みも行われており、現在、敦賀港においては、自動係留装置といった新しい技術も国の実証実験の下で行われている。また、内航フェリー・RORO船のターミナルにおいて、必要となる港湾整備および情報通信技術や自動技術を用いた荷役効率化などの取組みを進めるため、次世代高規格ユニットロードターミナル勉強会への参加を行ったりしている。そういったスマート港湾への取組みについては、積極的に進めて、国のモデルとなるよう敦賀港のスマート港湾化、高機能化に積極的に努めていってもらいたい。また、荷物の保管場所から荷捌き場までの無人搬送車での移動や、ピッキングロボット・無人フォークリフトを使用したパレット・コンテナ等への荷物の積み付けといった省人化・自動化に資する機器の導入等も進めていってもらいたい。

まずは、条件の恵まれた敦賀港で港湾機能を強化し、モーダルシフトを推進するべく、ポートセールスを行うのがよいと思うが、徐々に敦賀港以外の他の港湾についても、順次、港湾の機能の強化や道路の整備、および、ポートセールスを行っていってもらいたい。



令和5年11月供用

① - 14m岸壁 (国事業)
130m延伸
(岸壁280m→410m)
平成29年度～令和3年度

② ぶ頭用地 (県事業)
埋立面積 5.5ha
(ターミナル 12.5ha → 18.0ha)
平成27年度～令和5年度

未整備

③ - 9m岸壁 (国事業)
220m延伸

④ ぶ頭用地 (県事業)
埋立面積 4.8ha

意見 19	施設の整備について
<p>敦賀港は、天然の良港として恵まれており、また、国や県により鞠山南地区国際ターミナルの拡張工事も進められている。完成すれば、これまで分散していた貨物船の停泊地も貨物船の種類ごとに接岸できるようになり、効率的な貨物の積卸しができるようになる。引き続き、拡張工事を進め、荷役の安定性確保による物流の効率化を図り、敦賀港の魅力を高めていくことが望まれる。</p>	

10. クルーズ船

近年におけるクルーズ船の寄港需要が高まってきていることに加えて、県では、クルーズ船の誘致は、観光や交流を促進すべく、また、経済波及効果が高いことから、敦賀港・福井港への誘致を積極的に進めている。

現在、敦賀港には、大型のクルーズ客船の寄港にも対応できる水深と延長を備えた岸壁（鞠山南 A、鞠山北 B・C、川崎・松栄 B・C）が設置されている。

岸壁名称	全長	水深	エプロン幅	潮差
鞠山南 A 岸壁	280m	14m	20m	0.4m
鞠山北 B・C 岸壁	480m	12m	20m	0.4m
金ヶ崎 C 岸壁	170m	10m	20m	0.4m
金ヶ崎 D 岸壁	130m	7.5m	20m	0.4m
川崎・松栄 B・C 岸壁	370m	10m	20m	0.4m

また、福井港においても、同様にクルーズ船が寄港できる岸壁が設置されている。

岸壁名称	全長	水深	エプロン幅	潮差
北 1～3 号岸壁	555m	10m	20m	0.4m

県は、Webサイトにおいて、クルーズ船の誘致に向けた案内を行ったり、福井県内の観光コースの案内や周辺の魅力的な観光コースをPRするためのプロモーション映像を日本語・英語・中国語で作成し、公開している。

県では、発着クルーズと寄港クルーズを誘致するため、クルーズ船社に対して、クルーズに関する各種費用の補助制度を設けている。

こういった活動もあり、敦賀港においては、新型コロナウイルス感染症の影響により運航がゼロになった令和 2 年、令和 3 年を除き、平成 26 年より毎年のようにクルーズ船の寄港があり、令和 4 年度以降においては、以下のクルーズ船の寄港があった。

【敦賀港におけるクルーズ船寄港実績】

入港日	船名	総トン数（t）	乗客定員数（人）	係留岸壁
令和 4 年 8 月	ばしふいっく びいなす	26,594	620	鞠山北 D
令和 5 年 3 月	ウェステルダム	82,862	1,964	鞠山北 B・C
令和 5 年 5 月	飛鳥 II	50,142	872	鞠山北 B・C
令和 5 年 10 月	ダイヤモンドプリンセス	115,875	2,706	鞠山北 B・C

なお、クルーズ船が寄港する際には、地元敦賀市などとともに、歓迎セレモニーやイベント等を行っている。

実際、令和5年10月のダイヤモンドプリンセスが寄港した際に、現地視察を行ったところ、各種歓迎セレモニーやイベントが企画され実行されていることを確認できた。また、県の関連部署の職員が現地にて各種対応を行っているのを確認できた。

ただし、これらクルーズ船は、係留岸壁が決まっておらず、通常時には貨物を取り扱っている貨物用岸壁に係留している。そのため、クルーズ船の寄港の際は、貨物船との間で岸壁利用の調整が必要であったり、旅客受け入れのために貨物の移動が必要になったりする。また、貨物等が置かれる場所は必ずしもきれいとは言えないことから、旅客が降り立った際のイメージダウンを避けるための清掃等の実施が必要となっている。このように敦賀港においては、物流との共存が課題となってくる。

実際、令和5年10月のダイヤモンドプリンセスが敦賀港に寄港した際も、鞍山北岸壁に寄港したが、係留場所近くの貨物ヤードには、バラ荷等が置いてあったりして決して景観が良いとは言える状況ではなかった。

敦賀港港湾計画において、クルーズ船は、常時、川崎・松栄地区の390m（水深10m 既設の岸壁延長は370m）の岸壁に寄港していく方向で計画されている。その際には、クルーズ船の乗客が寄港した際の景観がよく、敦賀港の良い思い出が残せるよう、クルーズ船用の岸壁や施設の整備が行われることが望まれる。



係留中のダイヤモンドプリンセス

また、クルーズ船が寄港した時には、敦賀港内におもてなしの特産品販売所やイベントブースが設置されており、多くのクルーズ客でにぎわう様子が確認できた。海外からのクルーズ客も多いため、英語での案内や地元のパンフレットも準備されるなど、クルーズ客の満足度を高める努力も感じることができた。

クルーズ客は、敦賀港内だけでなく、バスに乗り、敦賀市内等に移動することもできる。市内の施設内に設けられた展示物鑑賞や書道や折り紙などの体験も可能となっていた。また、近隣の商店で食事や買い物を楽しんだり、気比神宮などの名所を観光したりと、県だけでなく、市町も含めた多くの人々が多様な体験を提供する取組みが見えた。

敦賀市内への移動は、敦賀港を超えた地域の活性化の観点からも評価できる。しかし、その移動手段であるバスの乗車に非常に時間がかかっていた。バスの前には長い列ができ、長時間待たされる様子は、観光する側としては少々残念だったのではないだろうか。クルーズ客の貴重な滞在経験をより濃いものとするためにも、アクセス面もより気を配り、改善を図ってほしい。

お隣石川県にある金沢港においては、クルーズ船の寄港が新幹線の金沢駅開業後において大きく増加している。増加した理由は、北陸新幹線の開業による効果が大きく、金沢港港湾統計によれば、平成26年には16本だった寄港が、北陸新幹線金沢駅開業を経て平成29年には55本と大きく増加している。クルーズの発着地までの移動に電車を利用するクルーズツアー「レール&クルーズ」といった旅行形態が誕生し、利用されたことが大きいと言われている。また、石川県では、海外で行われる見本市に出展して、石川県の工芸文化や食文化の魅力をアピールしていたりしており、こうした活動を通じて、海外からのクルーズ船の誘致を行い、本数の増加を図っている。

クルーズ船客の観光による県内への経済効果も大きいことから、福井県においても北陸新幹線が開業するのをチャンスとし、そういった取り込みも積極的に推進してクルーズ船の誘致を行っていただきたい。

一方、福井港においては、令和元年9月の「ぱしふいっくびいなす」の寄港を最後にクルーズ船の入港はない。福井港においても、嶺北地域の活性化の観点からも誘致を積極的に進めていてもらいたい。

11. プレジャーボート

プレジャーボートに関して県が直接管理する施設として、「井の口プレジャーボートスポット」がある。

(1) 井の口プレジャーボートスポット

①施設の概要

施設名	井の口プレジャーボートスポット
所在地	福井県敦賀市櫛川
所管課	土木部 港湾空港課
管理事務所	嶺南振興局 敦賀港湾事務所
沿革	平成 12 年 9 月：井の口地区小型船舶係留場として整備され供用開始される
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・プレジャーボート等の小型船舶の係留施設として位置づけられている。 ・マリンレジャーの普及に伴いプレジャーボート利用者が増加したことや不法係留船も増加したこともあり、小型船舶係留が整備され、利用者の利便性向上や不法係留行為の解消を図られている。 ・施設としては、船舶を係留できるだけの施設であり、その他の設備やサービスは行われていない。 ・河川の中にある施設であり天候が荒れた日でも安心でき、また、費用が比較的安いことが特徴となっている。
施設の内容	係留施設設置数：67 隻

②使用料

施設名	使用料算定基礎		使用料（円）	
棧橋	プレジャーボートを係留する場合			
	艇長	5m未満のもの	1月1隻につき	6,000 円
		5m以上 6m未満のもの		7,000 円
		6m以上 7m未満のもの		8,000 円
		7m以上 8m未満のもの		9,000 円
8m以上のもの		9000 円に、8メートルを超える艇長 1メートルまでごとに 3,000 円を加算した額		

(備考)

1. 使用料算定基礎欄(艇長を除く。)の各单位未満の端数は、その単位に切り上げる。ただし、総トン数が不明の船舶は、5トンとして計算する。
2. プレジャーボートとは、スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）
3. 消費税法（昭和63年法律第108号）による消費税および地方税法（昭和25年法律第226号）による地方消費税（以下「消費税等」という。）が課される場合にあつては、この表の規定により算定した額に1.1を乗じて得た額とする。

③利用状況

(単位：隻)

年度	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
利用隻数	62	54	50	57	64

利用料金が低いこともあり、満杯の状況にある。

井の口プレジャーボートスポットにおける係留施設設置数は67隻分であるが、うち3隻分は陸上保管用の仮バース用であるため使用不可となっており、最大係留数64隻となっている。

監査時における現状の係留数は64隻となっており、稼働率は100%となっている。現在の64隻で1年間使用想定した場合の収入額は6,367,900円となっている。

ただ係留できるだけの施設であるものの、利用料金が安く、利用希望者が多いこともあり、新規で利用希望者が発生しても、空きがでてくるまで何年も待たされることになる。

現状、未だ不法係留船が数多く存在していることもあり、既存施設を一部改修し停泊可能数を増加させることや、かつて使用していたが今では使用していない敦賀市永大町にある貯木場に係留施設を新たに設けることも検討されている。

④不法係留

敦賀港井の口川河口域においては、常時、係留許可のない多数の不法係留船やそれに関連して不法工作物が存在している。

○港湾法

第三十七条 港湾区域内において又は港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域（港湾隣接地域）内において、左の各号の一に掲げる行為をしようとする者は、港湾管理者の許可を受けなければならない。

一 港湾区域内の水域又は公共空地の占用

：

三 水域施設、外郭施設、係留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良

○福井県港湾施設管理条例

第三条 何人も次に掲げる行為をしてはならない。

一 港湾施設を損傷し、またはそのおそれのある行為をすること。

二 港湾施設に竹木、土石、ごみ、貨物、船舶、車両その他の物件をみだりに捨て、または放置すること。

：

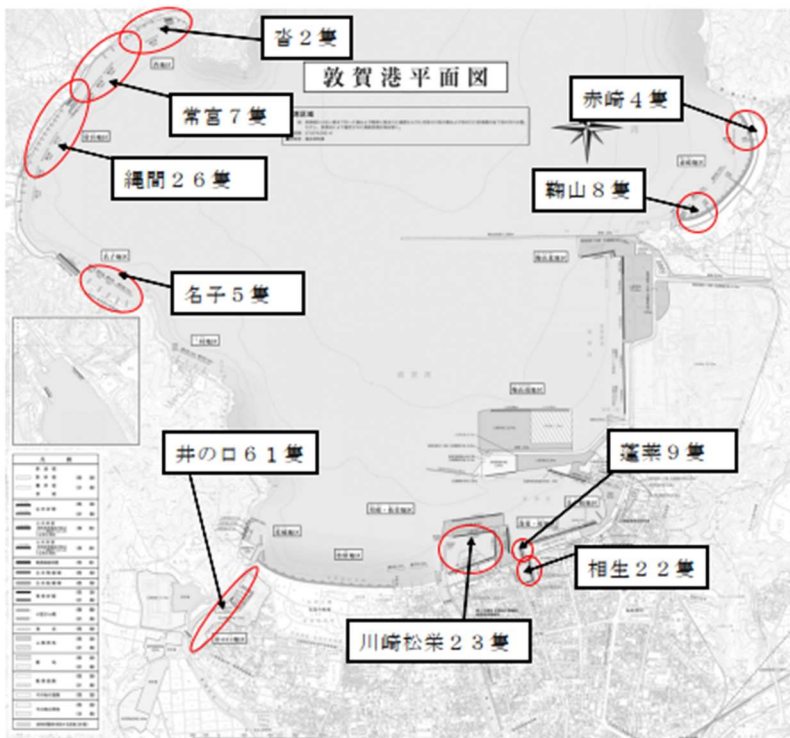
五 前各号に掲げるもののほか、港湾施設内の秩序を著しく乱す行為その他港湾施設の機能を妨

げる行為をすること。

2 知事は、前項の違反者に対し、その貨物、物件等の搬出または撤去を命ずることができる。

(県 Web サイト上の井の口川水面利用検討会の添付資料より)

放置艇分布図（令和4年10月実態調査結果）



敦賀港全体	167 隻
(井の口除く)	106 隻

【井の口川における不法係留船舶数の推移】

	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
4月									53		調査予定
5月											
6月											
7月										61	調査予定
8月	69		72								
9月		65									
10月				74		77	76	77		61	調査予定
11月									60		
12月					70						49
1月											
2月		44	48					58			36 調査予定
3月	39										

不法係留や不法工作物は以下のような点で問題がある。

- ・ 不法係留船や不法工作物は、洪水の流下阻害、流出による河川管理施設等への損傷等の治水上の支障のほか、河川利用者の事故、一般住民の自由使用の妨げ、景観の阻害、油の流出による自然環境への悪化等、様々な河川管理上の支障を引き起こす可能性がある。
- ・ 加えて、東日本大震災の教訓として、津波が発生した場合には背後にある住居等への二次被害の発生が懸念される。
- ・ その他、火災が発生した場合には近隣施設に多大な影響が出る可能性がある。また、児童が不法係留船や放置船に近寄ったり、中に入って遊んだりなどして怪我をするおそれがある。また、不法係留船や放置船が犯罪に利用されるおそれがある。また、放置船の船体の内部やその周辺にゴミが不法投棄される誘因となるおそれがある。
- ・ 昭和40年の台風24号などで甚大な被害が発生した井の口川においては、治水安全度の向上を図るべく、注水地域河川整備が長期間にわたり計画され推進されている。令和6年から10年度にかけては、井の口川河口から安堵橋までの約1 kmの区間において、井の口側河川改修工事（川床掘削）が計画されており、その工事においては、河岸に係留されている不法係留船等が事業推進の妨げとなる。

そのためそれら船の移動や撤去が必要となる。

不法係留船舶をなくすために、県は、以下のような活動を実施している。

- ・ 敦賀港井の口川河口域におけるプレジャーボート等の不法係留状態の解消に向けて、係留施設のあり方や河川利用上のルールおよび普及啓発等に関する検討を進め、自然災害による被害の軽減、河川利用の適正化および周辺地域の生活環境等の保全を図ることを目的として、国土交通省関係者、県関係者、敦賀市関係者、その他本会が必要と認めた者により構成された「井の口川水面利用検討会」が設けられている。
- ・ 県は、県のWebサイトでの広報、広報誌での啓発、不法係留船への指示書・確認書送付、持ち主不明船舶への掲示板貼付、警告看板の設置、船舶所有者への説明会の実施、不法係留船舶の撤去（通知）の送付、不法工作物への整理用タグ付け等を通して不法係留船の解消に向けて撤去・啓発活動を行っている。
- ・ 県は、船舶番号を基に不法係留船舶の所有者に対して、不法係留となっている状態であること、不法係留船舶の撤去の要請、船の係留や保管施設の案内の文書を送付している。
- ・ 県は、敦賀港内全域を定期的に確認し、不法係留船や不法工作物に対して、タグを貼り付けて、法律に違反している旨の告知や移動のお願い、また、管理者の連絡先とともに連絡するよう求め、連絡がなければ撤去する旨を告知している。また、所有者照会を行い、個別に撤去指導を行っている。
- ・ 船舶所有者に対するアンケート調査および説明会も行っているなど不法係留船対策活動を行っている。

- ・ 現状、未だ不法係留船が数多く存在していることもあり、既存施設を一部改修し停泊可能数を増加させることや、新たにかつて使用していたが今では使用していない敦賀市永大町にある貯木場に係留施設を新たに設けることも検討している。

意見 20	不法係留について
<p>敦賀港の一部エリアや井の口川河口域エリアにおいては、不法に係留等されている船舶が発見された。また、それら船舶に係留するための係留くい等の工作物やロープやタイヤ等が無許可で設置されていた。</p> <p>これら不法係留船や不法工作物等については、河川氾濫時において被害を拡大する要因となったり、橋梁を破損する要因となり、河川利用者の安全を阻害する恐れがあるほか、下流部の河川改修事業や様々な地域活動にも支障を及ぼすことになるため解消することが必要である。</p> <p>県においても、これら不法係留状態の解消に向けて、国土交通省関係者、県関係者、敦賀市関係者、その他必要と認めた者により構成された「井の口川水面利用検討会」を設け、解消に向けて検討している。</p> <p>今後も、注意や指導、強制代執行・簡易代執行など不法係留の状況・程度に応じた段階的な対応方法をルール化するなどして、不法係留を解消するための活動を引き続き行うことが望まれる。</p>	

12. 指定管理施設

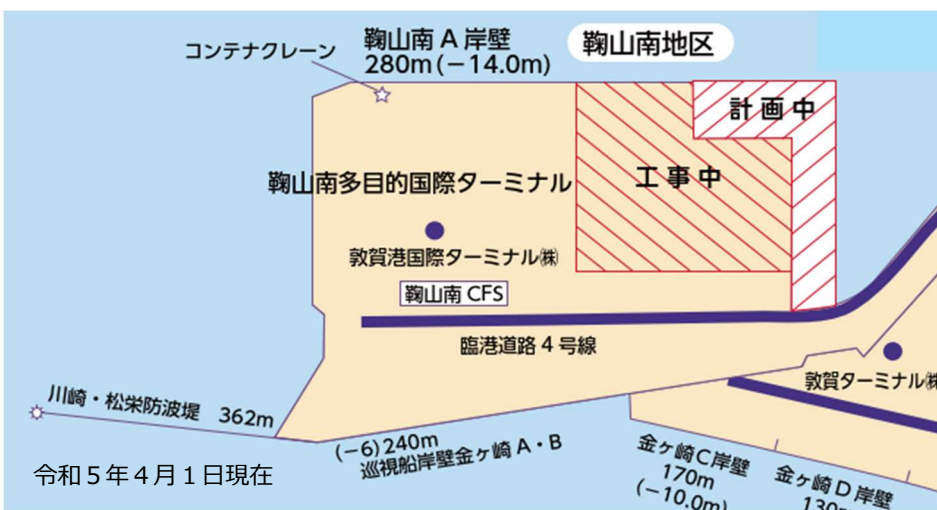
(1) 敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナル

① 指定管理施設の概要

施設名	敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナル
所在地	福井県敦賀市金ヶ崎町 49
所管課	土木部 港湾空港課
沿革	平成 20 年：一部供用開始 平成 22 年：鞠山南地区国際物流ターミナルが供用を開始
設置目的	敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルは関西・中京を背後圏としており、多目的国際ターミナルの整備により、近年の船舶大型化や取扱貨物量の増大に伴い不足するふ頭用地の拡充を図る。また、日本海沿岸部のほぼ中央に位置し、かつ、対岸諸国に近いという地理的優位性を活かして、対岸貿易の日本海側の玄関口として地域経済の発展に寄与する。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ターミナル 23.0ha（コンテナヤード 7.1ha、エプロン 1.2ha、背後保管ヤード 11.9ha、その他（ふ頭内道路等） 2.8ha） ・荷役機械：ガントリークレーン 1 基（最大まき揚げ重量 50.1 トン、アウトリーチ 32.0m） ・受変電棟：延床面積 150.0 m²（鉄筋コンクリート造） ・照明塔：9 基（18 灯×2 基、12 灯×7 基） ・リーファプラグ：24 口（440V×12 口、250V×12 口） ・管理棟：延床面積 364.40 m² ・コンテナ・フレート・ステーション：総床面積 2,607.99 m²
特徴	<p>敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルは、海上物流のニーズに応え、福井県のみならず、広く背後の中京圏や関西圏の貨物を取り扱えるよう 5 万トン級の大型貨物船が接岸可能な大水深岸壁（-14m）を有している。</p> <p>隣接する用地は、25.4ha（現在17.6ha）と日本海側最大級の面積となっている。</p> <p>輸送に関しては、市街地を通らずに国道 8 号敦賀バイパスにより北陸自動車道に直結しており北陸自動車道の敦賀ICから約 5 分でアクセスができ、また、名神自動車道の米原IC（滋賀県）から約50km、名古屋から約120km、大阪からも約180kmと近距離にあり、太平洋側の主要経済圏域へのアクセス性の高い太平洋側との連携に優れた施設となっている。</p> <p>また、令和 5 年度において、国際ターミナル東側において進められていた拡張工事が進み、岸壁が130m延伸され、ふ頭用地は5.5ha増加され供</p>

	<p>用が始まっている。</p> <p>拡張に伴い、鞆山北地区に接岸していたRORO船（北海道・苫小牧航路）が鞆山南地区に接岸するようになり、貨物の集約化、効率化が図られるようになっている。</p> <p>最終的に拡張工事が完成すると全長660mの連続3バースの岸壁となる。</p> <p>今後、金ヶ崎地区に接岸しているRORO船（九州・博多航路）も鞆山南地区のRORO船（北海道・苫小牧航路）の隣への接岸を予定しており、RORO船の鞆山南地区への集約が進み、貨物の集約化、効率化、埠頭用地の拡張による物流のさらなる効率化が期待でいる。</p>
主要定期航路	外航コンテナ船（韓国釜山航路）、内航コンテナ船（大竹・神戸航路）

【敦賀港鞆山南地区多目的国際ターミナル】



②指定管理者の概要

指定管理者の名称	敦賀港国際ターミナル株式会社
募集方法 (公募/非公募)	非公募/施設の目的等により特定の団体を選定
制度導入年月日	平成 22 年 4 月 1 日
指定管理期間	3 年間 (令和 4 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)
指定管理者が 行う業務	(1) 施設および設備の使用許可、占用許可およびその他利用に関する業務 (2) 施設および設備の維持管理業務 (3) 管理運営業務 (4) その他管理運営に必要な業務
指定管理料	平成 30 年度 : 39,261 千円 令和 元年度 : 38,226 千円 令和 2 年度 : 40,507 千円 令和 3 年度 : 38,576 千円 令和 4 年度 : 45,357 千円

③指定管理者の選定理由

敦賀港国際ターミナル株式会社は、県、敦賀市の他、敦賀港の特性を熟知し豊富な情報とネットワークを持つ港湾運送事業者、物流事業者等が出資する第三セクター方式で設立されており、県と密接に連携してポートセールスと管理運営を行うことにより、施設の効用が最大限に発揮されると見込まれ、当該団体に管理を行わせる必要性が認められることから、公募によらず、当該団体を敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルの指定管理者候補者に選定された。

④比較財務諸表（収支表）

（単位：千円）

	H30	R元	R2	R3	R4
<収入>					
指定管理料	39,261	38,226	40,507	38,576	45,357
預金利息	0	0	0	0	0
雑収入	-	-	-	2,454	-
収入計	39,261	38,226	40,507	41,030	45,357
<支出>					
人件費	15,658	15,608	19,233	17,761	17,314
光熱水費	3,411	3,422	3,457	3,566	4,104
旅費	1	3	7	14	7
通信運搬費	61	62	64	76	66
消耗品費	519	137	244	342	411
食料費	5	5	1	2	0
燃料費	32	34	20	19	42
使用料・賃借料	267	237	95	254	602
手数料	430	440	466	455	557
保険料	-	-	-	-	236
公課費	4,027	5,515	4,140	4,083	6,208
管理棟運営費	873	870	875	880	905
固定資産減価償却費	261	264	471	468	212
設備保守点検・修繕費	13,261	8,724	10,781	11,265	12,094
諸会費	10	10	10	10	10
除雪費	-	64	977	801	89
CFS管理費	437	442	445	444	445
備品購入費	-	-	-	198	-
支出計	39,261	35,846	41,294	40,646	43,309
収支	0	2,379	△ 787	384	2,047

平成30年度までは、年度末に精算し、年度当初に前払いした金額に余りがあれば返還することとしていたため収支は常にゼロとなっていた。令和元年度以降は、突発的な大雪（除雪）対応などができるように差額については次年度に繰り越すこととした。平成30年度においては隔年実施しているガントリークレーンの性能検査により設備保守点検費や受変電棟や船舶給水施設の修繕により設備修繕費が増加している。また、令和2年度においては、代表取締役社長（県OB）の交代により人件費が増加している。また、隔年実施しているガントリークレーンの性能検査により設備保守点検費が増加している。令和3年度における雑収入は、出向職員の病気休職期間に係る返還金が発生していたことによる。

指摘事項 10	収支計算書について
	<p>指定管理者による令和4年度の事業報告書に添付されている収支計算書において、支出項目の中に固定資産減価償却費の項目が残高（212千円）とともに記載されている。減価償却費は、非現金支出費用であり収支計算書に記載されるべきものではない。</p> <p>県は、事業報告書を確認する際に、収支計算書が適切に作成されているかについても意識して確認すべきである。</p>

⑤責任分担

項目	内 容	県	指定管理者
ターミナルの運営管理	苦情対応、広報等含む		○
管理物件の維持管理			○
施設、設備の使用許可			○
使用料、占用料の収入		○	
使用料、占用料の減免承認		○	
港湾施設の占用許可			○
使用許可負担金徴収	使用、占用許可者にかかる光熱水費等の徴収		○
保険への加入	火災保険（火災、落雷、風水害、雪害、氷害）	○	
	施設賠償責任保険ほか		○
災害時の対応	連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
	指揮、指示等、復旧措置	○	
利用者等の 第三者への損害賠償	施設本来の瑕疵によるもの	○	
	施設管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの		協議事項
包括的な管理責任		○	
物価等の変動			○
資金調達等	金利変動を含む		○
法令等の変更	施設の設置基準、管理基準にかかるもの	○	
	指定管理者自体にかかるもの		○
税制度の変更	指定管理者制度全般にかかるもの（消費税等）	○	
	指定管理者自体にかかるもの（法人税等）		○
施設の設置、事業内容等 の変更	県の施策の展開にともなう、 施設の設置、事業内容、業務内容等の変更	○	
不可抗力	甲乙双方の責めに帰すことができない事由による経費の増加 （保険対応するものを除く）	○	
	不可抗力による業務の中止、延期等		○
事業の休止等	物件所有者の責任に起因する閉鎖、事業中止等	○	○
	管理上の瑕疵に起因する閉鎖、事業中止等	○	
	改修・修繕・保守点検による閉鎖、事業中止等	○	○
管理物件の変更	本来の効用の増加を目的とするもの	○	
	管理業務の効率的な実施を目的とするもの		○
管理物件の修繕	1件当たりの見積額が100万円以上のもの	○	
	1件当たりの見積額が100万円未満のもの		○
	事故・災害等の不可抗力に起因するもの	○	
	施設管理上の瑕疵に起因するもの		○
物品の購入	基本協定書別表に記載の物品	○	
	基本協定書別表に記載していない物品で 1件当たりの見積額が10万円以上のもの		事前協議
	基本協定書別表に記載していない物品で 1件当たりの見積額が10万円未満のもの		○
利用者および 周辺地域住民 への対応 (苦情、要望等)	施設設備の設置自体に対するもの	○	
	管理業務に対するもの		○
	地域との協調、協力		○
	上記以外のもの		協議事項
安全の確保、環境の保全	管理業務における安全性の確保、周辺環境への配慮および保全		○
セキュリティ	管理、警備の瑕疵による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了および引継ぎ	期間満了または指定取消し等にかかる明渡し費用、業務引継ぎ費用		○

⑥指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

事業報告	月次報告	随時の報告
以下の内容について、毎年度終了後30日以内に、県に提出する。 (1) 管理業務の実施状況 (2) ターミナルの利用状況 (3) 管理業務に係る経費の収支の状況 (4) その他ターミナルの管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容について、翌月の10日までに、県に提出する。 (1) ターミナルの利用状況 (2) その他ターミナルの管理の状況を把握するために必要な事項	県は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、随時報告を求めることができる。

指定管理者からは、月次で月次報告書が、年次で事業報告書が提出されている。令和4年度の事業報告書と月次報告書を通査したが、いずれも上記の必要事項は記載されていることを確認した。

⑦管理運営目標の達成状況

	令和4年度目標値	令和4年度実績値	達成率
コンテナ取扱量	17,000 TEU	15,049 TEU	88.5%

※敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルのみの数量

目標値は達成できなかった。取扱貨物量の増加に向けて、指定管理者の経営方針に基づき、敦賀港の認知度の向上と活性化、利用者の利便性の向上を目指した施設の管理、迅速な情報収集と効率的なポートセールスを通して、物量増加に向けた取組みを引き続き行ってってもらいたい。

(2) 福井港九頭竜川ボートパーク

① 指定管理施設の概要

施設名	福井港九頭竜川ボートパーク
所在地	福井県坂井市三国町新保 95-1-6
所管課	土木部 港湾空港課
沿革	平成 7 年：九頭竜川河口域プレジャーボート等対策検討会発足 平成 17 年：福井港九頭竜川ボートパーク供用開始
設置目的	九頭竜川および竹田川の下流域に放置または不法に係留されていた放置艇を収容し、良好な河川・港湾環境を実現すること
施設の内容	・管理棟（事務室、ロビー、便所）、便所、浮棧橋 3 基、船揚場、駐車場 189 台、ウインチ 1 基 ・型式：堀込式ボートパーク ・最大収容総数 377 隻 （陸上保管：280 隻、水上保管：97 隻） ・全体整備面積：76,000 m ²
特徴	九頭竜川と竹田川が合流し、日本海に注ぐ河口にボートパークは位置している。付近には、三国サンセットビーチ・ふれあいパーク三里浜・東尋坊や越前松島水族館などの観光スポットが多数存在している。

【福井港九頭竜川ボートパーク】



②指定管理者の概要

指定管理者の名称	株式会社九頭竜川マリーナ
募集方法 (公募/非公募)	公募
制度導入年月日	平成 17 年 4 月 1 日
指定管理期間	5 年間 (令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日)
指定管理者が 行う業務	(1) 施設および設備の使用許可およびその他の使用に関する業務 (2) 施設および設備の維持管理業務 (3) 運営業務 (4) 利用者の増加に向けた業務 (5) その他の管理運営に必要な業務
指定管理料	福井港九頭竜川ボートパークは、管理にかかる経費を上回る利用者収入が想定されているため還付金の額が協定書に定められている。還付額は、令和 2 年度から令和 6 年度までの各年度で 1,873 千円となっている。

③指定管理者の選定理由

株式会社九頭竜川マリーナは、福井港九頭竜ボートパーク指定管理者選定委員会の審査において、福井県港湾施設管理条例で定める指定の基準を満たしている団体として評価された。

特に放置艇対策への寄与およびボートパーク管理運営の豊富な経験や利用者に対するサービスなどが評価され、福井港九頭竜川ボートパークの設置目的に沿って施設を運営する指定管理者としてふさわしいと認められることから、当該団体を指定管理者候補者に選定された。

④固定資産台帳

福井港九頭竜川ボートパークへ往査した際に、固定資産台帳と現物の整合性がとれているか固定資産の現物確認を行ったところ固定資産台帳と現物の整合性が確認できた。

⑤維持管理業務の年間計画

管理業務仕様書の添付書類として「別記 1 福井港九頭竜川ボートパークの維持管理業務項目 (年間計画)」が作成されているが、基本協定書や管理業務仕様書に記載されている各種管理業務についてほとんど記載されておらず、別記 1 の名称と内容が相違している。次頁において福井港九頭竜川ボートパークと敦賀港鞠山南多目的国際ターミナルの管理業務仕様書の別記 1 を掲載した。同じく県の指定管理施設でありながら別記 1 の内容が大きく相違している。

ここで基本協定書で定められている維持管理業務の年間計画としてよりよいと思われる後者の別記 1 を参考に前者の維持管理業務の年間計画の概略を監査人が作成したものが次のものである。

施設の 保守管理業務	○○○○	点検・巡回	日次		目視	美観の維持
	○○○○	……	…		……	
	○○○○	……	…		……	
	トイレの浄化槽	保守点検	年次	○	……	
設備機器の 保守管理業務	●●●●	……	…		……	外観点検、 機能点検、 機器動特性試験、 整備業務
	●●●●	……	年2回		……	
	●●●●	……	2年に1度		……	
	●●●●	……	…		……	
	揚降機	点検	日次		目視、異音の有無の確認	
		月次		必要に応じて専門業者へ委託		
		年次		専門業者への委託		
設備機器の 運転操作・ 監視業務	○○○○	運転試験	…		運転記録の作成	
	○○○○	安全点検	…		……	
	○○○○	……	…		……	
物品管理業務	××××	……	…		持込物品管理簿の作成	物品の設置時
	全物品	棚卸	年次		在庫管理表の作成	
物品購入業務	見積額1件 10万円以上		随時		県との協議	
清掃業務		日常清掃	日次		……	衛生消耗品等の補充
		定期清掃	…		床洗浄ワックス塗布等	
		特別清掃	随時		必要に応じて実施	
保安警備業務		海面監視	随時		利用者が多い日 帰港予定時間超過の場合	
その他の業務						

意見 21	維持管理業務計画について
<p>基本協定書と一体で作成される管理業務仕様書の第3Ⅱに記載されている各種の維持管理業務が、仕様書に添付される別記1の維持管理業務年間計画にほとんど反映されていない。</p> <p>別記1の維持管理業務の年間計画は、管理業務仕様書の各種維持管理業務が反映されているようなものになっている必要がある。</p>	

別記1

福井港九頭竜川ポートパークの維持管理業務項目(年間計画)

月	旬	実施事項	備考
4月	上旬		
	中旬		
	下旬	シーズンに伴う安全点検 事業報告書(4/30まで)を福井県あて報告	
5月	上旬		
	中旬	福井県による前年度決算現地検査	
6月	上旬		
	下旬	夏季利用安全点検	
7月	上旬		
	中旬	海の日記念行事協力	
8月	上旬		三國花火大会
	中旬		
9月	上旬		
	中旬	年間納付金納付期限	納入通知書により納入
10月	上旬		
	中旬		
11月	上旬		
	中旬	冬季風浪に備え、利用者に注意喚起	
12月	上旬	外部評価委員会受検	
	中旬		
1月	上旬		規則上は12月29日から休館
	中旬		規則上は1月3日まで休館
2月	上旬		指定期間満了の場合は引継準備
	中旬		
3月	上旬		
	中旬		指定期間満了の場合は引継

別記1 ターミナルの維持管理業務項目(年間)

1 施設・設備等保守管理業務

対象施設等	管理項目	頻度	備考
ガントリークレーン	月次点検 年次点検 性能検査 予備品等の在庫管理 整備記録簿等の管理	月1回以上 年1回以上 2年に1度 随時 随時	法定 法定 法定
受変電設備	自家用電気工作物の安全点検 年次検査	随時 年1回	法定
作業用照明設備	点検	随時	目視点検、機能点検等
リーフアブラブ設備	点検	随時	目視点検、機能点検等
コンテナヤード全般	点検・巡回 清掃 除雪	随時 随時 随時 随時	目視点検 障害物の除去
管理棟			
消火装置	点検	年2回	法定
空調施設	点検	年1回	法定
浄化槽	保守点検	年1回	法定
電気設備	点検	随時	目視点検
水道	点検	随時	目視点検
ガス	点検	随時	目視
事務室、供用部分等	清掃	随時	施設利用者への委任可
敦賀港鞠山南地区コンテナ・ フレート・ステーション			
消防設備	点検	年1回	法定
シャッター	点検	年1回	
ドックレベラー	点検	年1回	
電気設備	点検	随時	目視点検。施設使用者 へ委任等可。
水道設備	点検	随時	法定。施設使用者へ委 任等可。
浄化槽	点検	年1回	
周囲供用部分等	清掃	随時	施設使用者へ委任等 可。

⑥利用料金

福井港九頭竜川ポートパークの利用料金は、以下のとおりである。

(船舶保管料金)

施設名	利用料金算定基礎	利用料金額 (円)	
船揚場	艇長 7 m未満	1 隻 1 月につき	5,610
		1 隻 1 年につき	56,100
	艇長 7 m以上7.5m未満	1 隻 1 月につき	7,150
		1 隻 1 年につき	71,500
	艇長7.5m以上8.5m未満	1 隻 1 月につき	8,250
		1 隻 1 年につき	82,500
	艇長8.5m以上9.5m未満	1 隻 1 月につき	9,350
		1 隻 1 年につき	93,500
	艇長9.5m以上	1 隻 1 月につき	10,450
		1 隻 1 年につき	104,500
浮棧橋	艇長 7 m未満	1 隻 1 月につき	15,730
		1 隻 1 年につき	157,300
	艇長 7 m以上	1 隻 1 月につき	19,800
		1 隻 1 年につき	198,000

(船舶揚降施設利用料金)

施設名	利用料金算定基礎	上下架料金 (円)		
揚降施設	艇長10m未満	1 往復	2,200	利用者立会いのもと管理者が揚降
		1 往復	6,600	利用者不在で管理者が揚降・係留
	艇長10m以上	1 往復	3,300	利用者立会いのもと管理者が揚降
		1 往復	9,900	利用者不在で管理者が揚降・係留

(施設使用料 [その他の施設の共益費])

保管場所	利用料金算定基礎	利用料金 (円)
陸上保管	一律	年間 33,000円
係留保管		年間 33,000円
ビクター	別途相談	

(保証金)

入廷時に保証金として一律100,000円徴収

⑦比較財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
【売上高】					
売上高	42,312	47,980	34,641	41,958	41,945
売上高総利益	42,312	47,980	34,641	41,958	41,945
【販売費及び一般管理費】					
役員報酬	6,484	6,884	6,384	6,884	6,884
給料手当	17,802	16,826	17,417	16,858	15,527
法定福利費	3,227	4,081	3,443	3,174	2,785
福利厚生費	124	107	183	133	120
荷造運賃	1	-	-	-	-
交際接待費	71	35	21	11	5
車輛費	589	431	514	383	1,096
通信費	561	517	638	498	486
水道光熱費	1,646	1,593	1,373	1,447	1,547
租税公課	2,393	2,347	2,888	1,959	1,943
消耗品費	865	629	970	1,008	397
事務用品費	74	42	41	48	33
賃借料	181	181	246	181	213
修繕費	503	481	345	169	188
保険料	3,320	2,920	3,053	2,330	2,312
支払手数料	173	120	146	121	119
減価償却費	1,138	923	470	533	753
外注費	2,690	400	461	-	-
燃料費	547	430	435	464	489
諸会費	105	100	102	120	156
県業務委託費	3,885	3,885	1,873	1,873	1,873
食料費	64	63	71	36	91
備品購入費	269	-	-	-	-
委託費	864	906	917	894	911
部品購入費	1,636	1,306	1,313	684	1,108
雑費	504	206	12	27	668
販売費及び一般管理費合計	49,726	45,425	43,326	39,845	39,714
営業利益	△7,414	2,554	△8,685	2,112	2,230
【営業外収益】					
受取利息	0	12	9	7	7
雑収入	10,539	6,492	101	6,733	440
【営業外費用】					
固定資産廃棄損	0	-	-	-	-
経常利益	3,124	9,059	△8,573	8,854	2,679
税引前当期純利益	3,124	9,059	△8,573	8,854	2,679
法人税、住民税及事業税	103	1,991	103	206	206
当期純利益	3,021	7,068	△8,676	8,648	2,473

令和2年度の売上高は、令和元年度に比べて13,339千円も減少している。これは、新型コロナウイルスの影響により減少していることが考えられる。

販売費及び一般管理費は、平成30年度から令和4年度にかけて減少傾向にある。給与手当が減少傾向であることと、県業務委託費（県への還付金）が令和2年度から減少していることが主な要因である。

⑧責任分担

項目	内 容	県	指定管理者
ボートパークの運営管理	苦情対応、広報等含む		○
管理物件の維持管理			○
施設、設備の使用許可			○
利用料金の収入			○
利用料金の減免承認			○
港湾施設の占用許可		○	
火災保険（火災、落雷、風水害、雪害、氷害）への加入	管理棟、トイレ	○	
	上記以外のもの		○
施設賠償責任保険への加入			○
災害時の対応	連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
	指揮、指示等、復旧措置	○	
利用者等の第三者への損害賠償	施設本来の瑕疵によるもの	○	
	施設管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
包括的な管理責任		○	
物価等の変動			○
需要の変動	利用者数、利用料金収入の増減		○
資金調達等	金利変動を含む		○
法令等の変更	施設の設置基準、管理基準にかかるもの	○	
	指定管理者自体にかかるもの		○
税制度の変更	指定管理者制度全般にかかるもの（消費税等）	○	
	指定管理者自体にかかるもの（法人税等）		○
施設の設置、事業内容等の変更	県の施策の展開にともなう、施設の設置、事業内容、業務内容等の変更	○	
不可抗力	甲乙双方の責めに帰すことができない事由による経費の増加（保険対応するものを除く）	○	
	不可抗力による業務の中止、延期等		○
事業の休止等	県の責任に起因する休業、事業中止等	○	
	管理上の瑕疵に起因する休業、事業中止等		○
	改修・修繕・保守点検による休業、事業中止等		○
管理物件の変更	本来の効用の増加を目的とするもの	○	
	管理業務の効率的な実施を目的とするもの		○
管理物件の修繕	1件当たりの見積額が30万円以上のもの	○	
	1件当たりの見積額が30万円未満のもの		○
	事故・災害等の不可抗力に起因するもの	協議事項	
	施設管理上の瑕疵に起因するもの		○
物品の購入	基本協定書別表に記載の物品	○	○
	基本協定書別表に記載していない物品で1件当たりの見積額が10万円以上のもの	協議事項	
	基本協定書別表に記載していない物品で1件当たりの見積額が10万円未満のもの		○
利用者および周辺地域住民への対応（苦情、要望等）	施設設備の設置自体に対するもの	○	
	管理業務に対するもの		○
	地域との協調、協力		○
	上記以外のもの	協議事項	
安全の確保、環境の保全	管理業務における安全性の確保、周辺環境への配慮および保全		○
セキュリティ	管理、警備の瑕疵による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了および引継ぎ	期間満了または指定取消し等にかかる明渡し費用、業務引継ぎ費用		○

※協議事項については事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

⑨指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

事業報告	月次報告	随時の報告
以下の内容について、毎年度終了後30日以内に、県に提出する。 (1) 管理業務の実施状況 (2) ボートパークの利用状況 (3) ボートパークの利用料金の収入の状況および免除の状況 (4) 管理業務に係る経費の収支の状況 (5) その他ボートパークの管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容について、翌月10日までに、県に提出する。 (1) ボートパークの利用状況 (2) ボートパークの利用料金の収入状況および免除の状況 (3) その他ボートパークの管理の状況を把握するために必要な事項	県は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、随時報告を求めることができる。

指定管理者からは、月次で月次報告書が、年次で事業報告書が提出されている。令和4年度の事業報告書と月次報告書を通査したが、いずれも上記の必要事項は記載されていることを確認した。

⑩管理運営目標の達成状況

	令和4年度目標値	令和4年度実績値	達成率
売上高	43,942 千円	41,945 千円	95.4%

目標達成はできなかったものの、達成率はそこまで低い数値ではない。事業計画書を通査したが、管理運営業務計画では、利用促進の取組みや施設維持管理の取組みなど、指定管理施設の利用者増加に向けた取組みを計画していることが見てとれた。また事業報告書でも指定管理施設の利用者増加に向けた取組みを行ったことが見てとれた。

事業報告書では、収入の状況で令和4年度の契約隻数253隻と記載されていた。他方、事業計画書では、目標契約隻数は記載されていなかった。

意見 22	事業計画書の目標値について
<p>利用者の増加に向けた各種取組みを計画しているが、それらを踏まえた目標契約隻数について事業計画書に記載がされていない。</p> <p>事業計画書に目標契約隻数を記載することが望まれる。加えて、事業報告書において実績値との比較を行い、目標達成状況の把握と原因分析を行い、その結果を次期の事業計画書の各種取組みに反映させていくことが望まれる。</p>	

(3) 和田港若狭和田マリーナ

① 指定管理施設の概要

施設名	和田港若狭和田マリーナ
所在地	福井県大飯郡高浜町和田 167-4
所管課	土木部 港湾空港課
沿革	昭和 55 年：供用開始 平成 14 年：若狭高浜漁業協同組合が管理開始
設置目的	和田港若狭和田マリーナは、海洋スポーツの健全な発展と海洋性レクリエーションの振興および地域の活性化に寄与することを目的とした福井県公営の公共マリーナである。
施設の内容	<ul style="list-style-type: none">・敷地面積：45,532 m²・船揚場：112 隻（ディングーヨット換算 450 隻）・栈橋：20 隻・浮栈橋：18 隻・駐車場：450 台・給水施設：7 基・給電施設：4 基・給油施設：1 基・管理棟：248 m²・その他：管理事務所、研修（談話）室、シャワー室
特徴	周辺施設には、若狭和田海水浴場、はまなす公園、城山公園・明鏡洞といった自然豊かでレジャーを楽しめる施設があり、美しい日本海に面し、青葉山や若狭湾の絶景を楽しめるロケーション抜群の公共マリーナである。

【和田港若狭和田マリーナ】



②指定管理者の概要

指定管理者の名称	若狭高浜漁業協同組合
募集方法 (公募/非公募)	公募
制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理期間	5 年間 (令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)
指定管理者が 行う業務	(1) 施設および設備の使用許可およびその他使用に関する業務 (2) 施設および設備の維持管理業務 (3) 運營業務 (4) その他施設の管理運営に必要な業務
指定管理料	なし

③指定管理者の選定理由

若狭高浜漁業協同組合は、和田港若狭和田マリーナ指定管理者選定委員会の審査において、福井県港湾施設管理条例で定める指定の基準を満たしている団体として評価された。

特にマリーナ管理運営の豊富な経験や緊急時の対応体制などが評価され、和田港若狭和田マリーナの設置目的に沿って施設を運営する指定管理者としてふさわしいと認められることから、当該団体が指定管理者候補者に選定された。

④維持管理業務の年間計画

基本協定書と一体で作成される管理業務仕様書は、指定管理者が指定管理施設の管理運営業務を行うにあたり、管理運営業務の内容および水準等を定めるものである。この仕様書の「第 2 指定管理者が行う業務の範囲」において施設・設備の維持管理業務が管理運営業務の 1 つであること、また「第 3 業務の詳細」においてその業務の詳細が記載されている。

さらに、管理業務仕様書の添付書類として「別記 1 和田港若狭和田マリーナの維持管理業務項目 (年間計画)」が作成されているが、基本協定書や管理業務仕様書に記載されている各種管理業務についてほとんど記載されておらず、別記 1 の名称と内容が相違している。次頁において和田港若狭和田マリーナと敦賀港鞠山南多目的国際ターミナルの管理業務仕様書の別記 1 を掲載した。同じく県の指定管理施設でありながら別記 1 の内容が大きく相違している。

ここで基本協定書で定められている維持管理業務の年間計画としてよりよいと思われる後者の別記 1 を参考に前者の維持管理業務の年間計画の概略を監査人が作成したものが次のものである。

業 務 名	対象施設等	管理内容	頻 度	法定	点検方法 又は 管理方法	備 考
施設の 保守管理業務	○○○○	点検・巡回	日次		目視	美観の維持
	○○○○	
	○○○○	
	トイレの浄化槽	保守点検	年次	○	
設備機器の 保守管理業務	●●●●	外観点検、 機能点検、 機器動特性試験、 整備業務
	●●●●	年2回		
	●●●●	2年に1度		
	●●●●	
設備機器の 運転操作・ 監視業務	◎◎◎◎	運転試験	...		運転記録の作成	
	◎◎◎◎	安全点検	
	◎◎◎◎	
物品管理業務	××××		持込物品管理簿の作成	物品の設置時
	全物品	棚卸	年次		在庫管理表の作成	
物品購入業務	見積額1件 10万円以上		随時		県との協議	
清掃業務		日常清掃	日次		衛生消耗品等の補充
		定期清掃	...		床洗浄ワックス塗布 等	
		特別清掃	随時		必要に応じて実施	
保安警備業務		海面監視	随時		利用者が多い日 帰港予定時間超過の場合	
その他の業務						

意見 23	維持管理業務計画について
<p>基本協定書と一体で作成される管理業務仕様書の第3Ⅱに記載されている各種の維持管理業務が、仕様書に添付される別記1の維持管理業務年間計画にほとんど反映されていない。</p> <p>別記1の維持管理業務の年間計画は、管理業務仕様書の各種維持管理業務が反映されているようなものになっている必要がある。</p>	

別記1 ターミナルの維持管理業務項目 (年間)

月	旬	実施事項	備考
4月	上旬	当年度使用許可 利用料金の徴収	
	中旬		
	下旬	シーズンインに伴う安全点検 事業報告書を福井県あて報告 年間利用者の利用料金納入期限	
5月	上旬		
	中旬		
6月	上旬		
	中旬		
7月	上旬	夏季利用安全点検	
	中旬	海の日記念行事協力	若狭和田海水浴場海開き
8月	上旬		
	中旬		
9月	上旬	台風等風浪に備え、利用者に注意喚起	
	中旬		
10月	上旬		
	中旬		
11月	上旬	冬季風浪に備え、利用者に注意喚起	
	中旬		
12月	上旬		
	中旬		
1月	上旬		規則上は12月29日から休館
	中旬		規則上は1月3日まで休館
2月	上旬		指定期間満了の場合は引継準備
	中旬		
3月	上旬		
	中旬		指定期間満了の場合は引継

1 施設・設備等保守管理業務
対象施設等

管理項目	頻度	備考
ガントリークレーン	月1回以上 年1回以上 2年に1度 随時 随時	法定 法定 法定
受変電設備	随時 年1回	法定
作業用照明設備	随時	目視点検、機能点検等
リーフアブラグ設備	随時	目視点検、機能点検等
コンテナヤード全般	随時 随時 随時 随時	目視点検 障害物の除去
管理棟		
消火装置	年2回	法定
空調施設	年1回	法定
浄化槽	年1回	法定
電気設備	随時	目視点検
水道	随時	目視点検
ガス	随時	目視
事務室、共用部分等	随時	施設利用者への委任可
敦賀港榑山南地区コンテナ・ フレート・ステーション		
消防設備	年1回	法定
シャッター	年1回	
ドックレベラー	年1回	
電気設備	随時	目視点検。施設使用者 へ委任等可。
水道設備	随時	法定。施設使用者へ委 任等可。
浄化槽	年1回	
周囲共用部分等	随時	施設使用者へ委任等 可。

⑤ 利用料金

和田港若狭和田マリーナの利用料金は、以下のとおりである。

施設名	利用料金算定基礎	利用料金（通常期）	利用料金（繁忙期）
1 棧橋または 船棧橋	デインギー型ヨット		
	一般使用 1隻1日につき	1,400円	1,600円
	専用使用 1隻1月につき	7,100円	8,100円
	専用使用 1隻1年につき	71,000円	
	デインギー型ヨット以外のヨットおよびモーターボート		
	艇長5メートル未満のもの		
	一般使用 1隻1日につき	2,700円	2,900円
	専用使用 1隻1月につき	13,800円	14,800円
	専用使用 1隻1年につき	138,000円	
	艇長5メートル以上6メートル未満のもの		
	一般使用 1隻1日につき	3,200円	3,400円
	専用使用 1隻1月につき	16,200円	17,200円
	専用使用 1隻1年につき	162,000円	
	艇長6メートル以上7メートル未満のもの		
	一般使用 1隻1日につき	3,700円	3,900円
	専用使用 1隻1月につき	18,600円	19,600円
	専用使用 1隻1年につき	186,000円	
	艇長7メートル以上8メートル以下のもの		
	一般使用 1隻1日につき	4,100円	4,300円
	専用使用 1隻1月につき	20,900円	21,900円
	専用使用 1隻1年につき	209,000円	
	艇長8メートル以上9メートル以下のもの		
	一般使用 1隻1日につき	5,600円	6,000円
	専用使用 1隻1月につき	28,100円	30,100円
	専用使用 1隻1年につき	281,000円	
	艇長9メートル以上10メートル以下のもの		
	一般使用 1隻1日につき	6,600円	7,200円
専用使用 1隻1月につき	33,300円	36,300円	
専用使用 1隻1年につき	333,000円		
艇長10メートル以上11メートル以下のもの			
一般使用 1隻1日につき	8,000円	8,800円	
専用使用 1隻1月につき	40,100円	44,100円	
専用使用 1隻1年につき	401,000円		
艇長11メートル以上12メートル以下のもの			
一般使用 1隻1日につき	9,300円	10,300円	
専用使用 1隻1月につき	46,800円	51,800円	
専用使用 1隻1年につき	468,000円		
艇長12メートル以上13メートル以下のもの			
一般使用 1隻1日につき	10,700円	11,900円	
専用使用 1隻1月につき	53,600円	59,600円	
専用使用 1隻1年につき	536,000円		
艇長13メートルを超えるもの			
一般使用 1隻1日につき	10,700円に13メートルを超える艇長1メートルまで毎に1,500円を加算した額	11,900円に13メートルを超える艇長1メートルまで毎に1,700円を加算した額	
専用使用 1隻1月につき	53,600円に13メートルを超える艇長1メートルまで毎に7,500円を加算した額	59,600円に13メートルを超える艇長1メートルまで毎に8,500円を加算した額	
専用使用 1隻1年につき	536,000円に13メートルを超える艇長1メートルまで毎に70,500円を加算した額		

施設名	利用料金算定基礎	利用料金（通常期）	利用料金（繁忙期）
1-2 浮棧橋	ディングー型ヨット以外のヨットおよびモーターボート		
	艇長5メートル未満のもの		
	一般使用 1隻1日につき	3,300円	3,500円
	専用使用 1隻1月につき	16,500円	17,500円
	専用使用 1隻1年につき	165,000円	
	艇長5メートル以上6メートル未満のもの		
	一般使用 1隻1日につき	3,800円	4,000円
	専用使用 1隻1月につき	19,200円	20,200円
	専用使用 1隻1年につき	192,000円	
	艇長6メートル以上7メートル未満のもの		
	一般使用 1隻1日につき	4,400円	4,600円
	専用使用 1隻1月につき	22,000円	23,000円
	専用使用 1隻1年につき	220,000円	
	艇長7メートル以上8メートル以下のもの		
	一般使用 1隻1日につき	4,900円	5,100円
	専用使用 1隻1月につき	24,700円	25,700円
	専用使用 1隻1年につき	247,000円	
	艇長8メートル以上9メートル以下のもの		
	一般使用 1隻1日につき	6,600円	7,000円
	専用使用 1隻1月につき	33,300円	35,300円
	専用使用 1隻1年につき	333,000円	
	艇長9メートル以上10メートル以下のもの		
	一般使用 1隻1日につき	7,900円	8,500円
	専用使用 1隻1月につき	39,600円	42,600円
専用使用 1隻1年につき	396,000円		
艇長10メートル以上11メートル以下のもの			
一般使用 1隻1日につき	9,500円	10,300円	
専用使用 1隻1月につき	47,700円	51,700円	
専用使用 1隻1年につき	477,000円		
艇長11メートル以上12メートル以下のもの			
一般使用 1隻1日につき	11,100円	12,700円	
専用使用 1隻1月につき	55,800円	60,800円	
専用使用 1隻1年につき	558,000円		
艇長12メートル以上13メートル以下のもの			
一般使用 1隻1日につき	12,700円	13,400円	
専用使用 1隻1月につき	63,900円	69,900円	
専用使用 1隻1年につき	639,000円		
艇長13メートルを超えるもの			
一般使用 1隻1日につき	12,700円に13メートルを超える艇長1メートルまで毎に1,800円を加算した額	13,700円に13メートルを超える艇長1メートルまで毎に2,000円を加算した額	
専用使用 1隻1月につき	63,900円に13メートルを超える艇長1メートルまで毎に9,000円を加算した額	69,900円に13メートルを超える艇長1メートルまで毎に10,000円を加算した額	
専用使用 1隻1年につき	639,000円に13メートルを超える艇長1メートルまで毎に90,000円を加算した額		

施設名	利用料金算定基礎	利用料金（通常期）	利用料金（繁忙期）
2 駐車場	原動機付自転車および自動二輪車		
	一般使用 1台1日につき	400円	500円
	船舶の共同所有者1台1日につき	200円	250円
	専用使用 1台1月につき	2,000円	2,500円
	船舶の共同所有者1台1月につき	1,200円	1,400円
	専用使用 1台1年につき	20,000円	
	船舶の共同所有者1台1年につき	12,000円	
	普通自動車および小型特殊自動車		
	一般使用 1台1日につき	800円	1,000円
	船舶の共同所有者1台1日につき	400円	500円
	専用使用 1台1月につき	4,000円	5,000円
	船舶の共同所有者1台1月につき	2,400円	2,800円
	専用使用 1台1年につき	40,000円	
	船舶の共同所有者1台1年につき	24,000円	
大型自動車、準中型自動車、中型自動車および大型特殊自動車			
一般使用 1台1日につき	1,600円	2,000円	
船舶の共同所有者1台1日につき	800円	1,000円	
専用使用 1台1月につき	8,000円	10,000円	
船舶の共同所有者1台1月につき	4,800円	5,600円	
専用使用 1台1年につき	80,000円		
船舶の共同所有者1台1年につき	48,000円		
3 給水設備	一般使用 1基1回30分につき	200円	200円
	専用使用 1基1月につき	2,000円	2,200円
	専用使用 1基1年につき	20,000円	
4 給電設備	一般使用 1基1回1時間につき	200円	200円
	専用使用 1基1月につき	2,000円	2,200円
	専用使用 1基1年につき	20,000円	
5 シャワー室	1人1回につき	200円	200円
6 船具保管庫	専用使用 1個1月につき	2,400円	2,600円
	専用使用 1個1年につき	24,000円	

- 1 デインギー型ヨットとは、艇長6メートル以下のヨットで、センターボードの上げ下ろしが手動でできるものをいう。
- 2 利用料金算定基礎欄に定まる各単位（艇長に係るものを除く。）については、各単位未満の端数はその単位に切り上げる。
- 3 消費税等が加算される場合にあつては、この表の規定により算定した額に1.10を乗じて得た額（この額に10円未満の端数があるときは、当該端数の額を切り捨てた額）とする。
- 4 棧橋または船棧橋の使用の承諾を受けた艇については、1隻1台までの駐車場の利用料金は徴収しない。
- 5 船具保管庫の使用の承諾の期間は、棧橋または船棧橋の専用使用の承諾の期間を超えてはならない。
- 6 繁忙期の料金は、7月、8月に適用する。
- 7 船舶の年間の使用許可を受けた艇については給水設備、給電設備の利用料金は徴収しない。

⑥比較財務諸表（収支表）

（単位：千円）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<収入>					
売上高	9,810	10,722	10,675	9,682	9,465
雑収益	106	21	21	32	16
雑収益	997	148	2,773	522	254
収入計	10,914	10,892	13,470	10,237	9,736
<支出>					
人件費	7,455	6,235	6,023	5,670	5,156
法定福利費	944	797	769	710	666
労務費	208	268	151	403	321
電気料	1,009	959	880	722	705
水道光熱費	222	280	288	375	331
通信費	146	136	172	168	153
施設管理費	949	1,155	2,266	1,081	1,113
備品費	-	-	161	-	123
消耗品費	56	91	59	44	101
印刷消耗品費	42	38	25	40	62
負担金	50	50	50	66	30
賃借料	46	48	85	55	-
トイレ保守費	7	15	17	23	18
保守修繕費	64	125	115	88	143
図書研修費	32	36	37	37	37
保険料	427	427	427	427	427
旅費	-	-	-	-	-
会議費	2	6	-	3	-
租税公課	-	-	-	-	2
租税公課	622	579	854	689	630
雑費	14	14	14	14	15
支出計	12,303	11,267	12,401	10,622	10,039
収支	△ 1,389	△ 375	1,069	△ 385	△ 303

令和2年度においては、民間事業者が製作した消波ブロックを仮置きする場所として駐車場を使用したことにより雑収入が増加している。支出についても仮置きした消波ブロックの管理委託料が約1.3百万円発生したことにより施設管理費が増加している。

意見 24	管理運営業務仕様書について
	<p>利用者数および売上高がここ数年逡減している。事業計画書と事業報告書に「施設の利用促進への取組み」の項目があり、コロナ前の利用者数を回復していない。</p> <p>指定管理者は、現状をより詳細に分析し、利用促進のための有効な取組みを提案または県へ要望することが望ましい。</p>

収支表を通査すると、人件費や労務費という科目があること、また、同じ科目が使用されている科目が見受けられた。これは、収支表をエクセルで作成していることが一つの要因であると考えられる。

指摘事項 1 1	収支報告書の勘定科目について
<p>指定管理者である若狭高浜漁業協同組合が作成した収支報告書の勘定科目が一部不適當である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人件費関係の勘定科目が不適當 <ul style="list-style-type: none"> 「人件費」、「法定福利費」、「労務費」という3つの勘定科目で計上されている。「人件費」は、給料、賃金、賞与、法定福利費、福利厚生費などを総括する勘定科目であり、「労務費」は、製品の製造に関する人件費の一つである。 ・次の2科目を補助科目なしで2行で計上しているが、別建てしたい場合は補助科目を使用すべきである。 <ul style="list-style-type: none"> 「雑収益」「租税公課」 ・次の3科目を0計上しているが、これらは収支報告書に記載すべきでない。 <ul style="list-style-type: none"> 「賃借料」「旅費」「会議費」 <p>県に提出される収支報告書について、県は、その表示についてもしっかりチェックし、不適當な点があれば改善を指導しなければならない。</p>	

意見 2 5	収支報告書の作成について
<p>指定管理者である若狭高浜漁業協同組合は収支報告書の作成等の会計処理をエクセルで行っている。会計ソフトなら勘定科目の設定などの初期設定を適切に行えば、集計ミスや計算書の作成のミスが少なくなる。県の指導のもとで会計ソフトを導入するのが望まれる。</p>	

⑦責任分担

項目	内 容	県	指定管理者
マリーナの運営管理			○
管理物件の維持管理			○
施設、設備の使用許可			○
利用料金の収入			○
利用料金の減免承認			○
港湾施設の占用許可		○	
使用許可負担金徴収	使用、占用許可者にかかる光熱水費等の徴収		○
保険への加入	火災保険（火災、落雷、風水害、雪害、氷害）	○	
	施設賠償責任保険 ほか		○
災害時の対応	連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
	指揮、指示等、復旧措置	○	
利用者等の 第三者への損害賠償	施設本来の瑕疵によるもの	○	
	施設管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの		協議事項
包括的な管理責任		○	
物価等の変動			○
需要の変動	利用者数、利用料金収入の増減		○
資金調達等	金利変動を含む		○
法令等の変更	施設の設置基準、管理基準にかかるもの	○	
	指定管理者自体にかかるもの		○
税制度の変更	指定管理者制度全般にかかるもの（消費税等）	○	
	指定管理者自体にかかるもの（法人税等）		○
施設の設置、事業内容等 の変更	県の施策の展開にともなう、施設の設置、 事業内容、業務内容等の変更	○	
不可抗力	甲乙双方の責めに帰すことができない事由に よる経費の増加（保険対応するものを除く）	○	
	不可抗力による業務の中止、延期等		○
事業の休止等	県の責任に起因する休業、事業中止等	○	
	管理上の瑕疵に起因する休業、事業中止等		○
	改修・修繕・保守点検による休業、事業中止等		○
管理物件の変更	本来の効用の増加を目的とするもの	○	
	管理業務の効率的な実施を目的とするもの		○
管理物件の修繕	1件当たりの見積額が30万円以上のもの	○	
	1件当たりの見積額が30万円未満のもの		○
	事故・災害等の不可抗力に起因するもの	○	
	施設管理上の瑕疵に起因するもの		○
物品の購入	基本協定書別表に記載の物品	○	
	基本協定書別表に記載していない物品で 1件当たりの見積額が10万円以上のもの		事前協議
	基本協定書別表に記載していない物品で 1件当たりの見積額が10万円未満のもの		○
利用者および周辺地域住民 への対応（苦情、要望等）	施設設備の設置自体に対するもの	○	
	管理業務に対するもの		○
	地域との協調、協力		○
	上記以外のもの		協議事項
安全の確保、環境の保全	管理業務における安全性の確保、周辺環境への 配慮および保全		○
セキュリティ	管理、警備の瑕疵による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了および引継ぎ	期間満了または指定取消し等にかかる 明渡し費用、業務引継ぎ費用		○

※協議事項については事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

⑧指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

事業報告	月次報告	随時の報告
以下の内容について、毎年度終了後30日以内に、県に提出する。 (1) 管理業務の実施状況 (2) マリーナの利用状況 (3) マリーナの利用料金の収入の状況および免除の状況 (4) 管理業務に係る経費の収支の状況 (5) その他マリーナの管理の状況を把握するために必要な事項	以下の内容について、翌月10日までに、県に提出する。 (1) マリーナの利用状況 (2) マリーナの利用料金の収入状況および免除の状況 (3) その他マリーナの管理の状況を把握するために必要な事項	県は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、随時報告を求めることができる。

指定管理者からは、月次で月次報告書が、年次で事業報告書が提出されている。令和4年度の事業報告書と月次報告書を通査したが、いずれも上記の必要事項は記載されていることを確認した。

⑨管理運営目標の達成状況について

令和4年度の事業計画書では、「施設の利用促進についての取組み」で「下記の取組み等により契約隻数40隻を目指します。」と記載している。令和4年度の事業報告書では、利用者の推移が過年度から長期契約隻数・長期利用隻数および短期利用隻数の区分に分かれて記載されており、事業計画書と事業報告書の整合性が取れていない。事業報告書で詳細に隻数を記載しているのであれば、事業計画書でも詳細に予定獲得隻数を記載できると考えられるため両者は対応するように記載する必要がある。

意見 26	事業計画書と事業報告書の記載の整合性について
指定管理者の作成する事業計画書における目標数と事業報告書における実績数の記載の仕方が整合していない。指定管理者は、事業計画書と事業報告書の記載が対応するように記載する必要がある。	

13. 出資団体

(1) 敦賀港国際ターミナル株式会社

①法人概要

名称	敦賀港国際ターミナル株式会社																																																																						
所在地	福井県敦賀市金ヶ崎町 49 番 1 (敦賀港鞠山南多目的国際ターミナル内)																																																																						
設立年月日	平成 21 年 11 月 30 日																																																																						
概要	新ターミナルの管理運営と貨物集荷 (ポートセールス) を行う会社として、平成 21 年 11 月に地方公共団体 (福井県、敦賀市) と物流事業者等の民間会社が出資する第三セクター方式で設立された。																																																																						
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・敦賀港国際ターミナルの指定管理業務 (港湾施設使用許可、使用料徴収等) ・敦賀港のポートセールス業務 (ポートセールス補助金：県 1 / 2、市 1 / 2) 																																																																						
株主	<p>(地方公共団体)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">福井県</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">30,600 千円</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">25.50%</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>敦賀市</td> <td style="text-align: right;">30,600 千円</td> <td style="text-align: right;">25.50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>地方公共団体計</td> <td style="text-align: right;">61,200 千円</td> <td style="text-align: right;">51.00%</td> <td></td> </tr> </table> <p>(民間)</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 40%;">敦賀海陸運輸 (株)</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">10,000 千円</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">8.33%</td> <td style="width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td>(株) 上組</td> <td style="text-align: right;">10,000 千円</td> <td style="text-align: right;">8.33%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日本通運 (株)</td> <td style="text-align: right;">10,000 千円</td> <td style="text-align: right;">8.33%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>敦賀セメント運輸 (株)</td> <td style="text-align: right;">3,200 千円</td> <td style="text-align: right;">2.66%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福井貨物自動車 (株)</td> <td style="text-align: right;">3,200 千円</td> <td style="text-align: right;">2.66%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>福井倉庫 (株)</td> <td style="text-align: right;">3,200 千円</td> <td style="text-align: right;">2.66%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株) ミツリ</td> <td style="text-align: right;">3,200 千円</td> <td style="text-align: right;">2.66%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(株) 若狭物流</td> <td style="text-align: right;">3,200 千円</td> <td style="text-align: right;">2.66%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>近海郵船 (株)</td> <td style="text-align: right;">3,200 千円</td> <td style="text-align: right;">2.66%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新日本海フェリー (株)</td> <td style="text-align: right;">3,200 千円</td> <td style="text-align: right;">2.66%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>中部資材 (株)</td> <td style="text-align: right;">3,200 千円</td> <td style="text-align: right;">2.66%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>日動海運 (株)</td> <td style="text-align: right;">3,200 千円</td> <td style="text-align: right;">2.66%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間計</td> <td style="text-align: right;">58,800 千円</td> <td style="text-align: right;">49.00%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計 14 団体</td> <td style="text-align: right;">120,000 千円</td> <td style="text-align: right;">100.00%</td> <td></td> </tr> </table>			福井県	30,600 千円	25.50%		敦賀市	30,600 千円	25.50%		地方公共団体計	61,200 千円	51.00%		敦賀海陸運輸 (株)	10,000 千円	8.33%		(株) 上組	10,000 千円	8.33%		日本通運 (株)	10,000 千円	8.33%		敦賀セメント運輸 (株)	3,200 千円	2.66%		福井貨物自動車 (株)	3,200 千円	2.66%		福井倉庫 (株)	3,200 千円	2.66%		(株) ミツリ	3,200 千円	2.66%		(株) 若狭物流	3,200 千円	2.66%		近海郵船 (株)	3,200 千円	2.66%		新日本海フェリー (株)	3,200 千円	2.66%		中部資材 (株)	3,200 千円	2.66%		日動海運 (株)	3,200 千円	2.66%		民間計	58,800 千円	49.00%		合計 14 団体	120,000 千円	100.00%	
福井県	30,600 千円	25.50%																																																																					
敦賀市	30,600 千円	25.50%																																																																					
地方公共団体計	61,200 千円	51.00%																																																																					
敦賀海陸運輸 (株)	10,000 千円	8.33%																																																																					
(株) 上組	10,000 千円	8.33%																																																																					
日本通運 (株)	10,000 千円	8.33%																																																																					
敦賀セメント運輸 (株)	3,200 千円	2.66%																																																																					
福井貨物自動車 (株)	3,200 千円	2.66%																																																																					
福井倉庫 (株)	3,200 千円	2.66%																																																																					
(株) ミツリ	3,200 千円	2.66%																																																																					
(株) 若狭物流	3,200 千円	2.66%																																																																					
近海郵船 (株)	3,200 千円	2.66%																																																																					
新日本海フェリー (株)	3,200 千円	2.66%																																																																					
中部資材 (株)	3,200 千円	2.66%																																																																					
日動海運 (株)	3,200 千円	2.66%																																																																					
民間計	58,800 千円	49.00%																																																																					
合計 14 団体	120,000 千円	100.00%																																																																					
役員の状況	代表取締役社長 県OB 常務取締役 市OB																																																																						

	<p>取締役 県産業労働部長</p> <p>取締役 県土木部長</p> <p>取締役 敦賀市産業経済部長</p> <p>取締役 敦賀海陸運輸(株)社長</p> <p>取締役 日本通運(株)より出向</p> <p>取締役 (株)上組重量エネルギー輸送事業本部長</p> <p>取締役 福井貨物自動車(株)副社長</p> <p>監査役 田中会計事務所税理士</p>
職員数	<p>管理課長（上組 1 人）</p> <p>管理課員（プロパー 1 人）</p> <p>営業課長（プロパー 1 人）</p> <p>営業課員（プロパー 1 人）</p> <p>補助職員（1 人）</p>
組織図	<p style="text-align: center;">(別図) 組織機構</p> <pre> graph TD A[取締役会] --- B[代表取締役社長] C[監査役] --- B B --- D[常務取締役] D --- E[取締役事業部長] E --- F[管理課長] E --- G[営業課長] F --- H[課長補佐] G --- H H --- I[課員] H --- J[主任] </pre>

②比較財務諸表

<経営成績>

(単位：千円)

	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4
売上高	77,832	76,823	78,101	77,107	86,169
ポートセールス補助金	36,629	36,746	35,726	36,663	38,794
指定管理委託料	41,203	40,077	42,375	40,444	47,375
営業利益	△ 1,558	2,151	△ 2,214	△ 2,996	1,280
経常利益	3,875	7,104	2,276	4,225	7,068
税引前当期純利益	2,324	3,608	2,276	3,958	7,068
当期純利益	1,550	3,495	315	2,081	3,285

<財政状態>

(単位：千円)

	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4
流動資産	142,068	146,155	143,584	149,957	152,108
固定資産	674	950	479	524	2,967
資産合計	142,743	147,106	144,064	150,482	155,076
流動負債	17,793	17,245	12,737	18,871	19,220
固定負債	7,547	8,962	10,112	8,314	9,274
負債合計	25,340	26,207	22,850	27,186	28,494
資本金	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
利益剰余金	△ 2,597	898	1,214	3,296	6,582
純資産合計	117,402	120,898	121,214	123,296	126,582
負債純資産合計	142,743	147,106	144,064	150,482	155,076

経営成績についてみると、売上は、ポートセールス補助金と指定管理委託料であり、安定した収入が確保されている。令和4年度においては、指定管理委託料が6,931千円増加したこともあり売上がこれまで70百万円後半だったのが、80百万円半ばまで増加している。平成30年度と令和2年度において営業赤字となっているものの、最終利益はいずれの期においても黒字となっている。平成30年度においては隔年実施しているガントリークレーンの性能検査により設備保守点検費や受変電棟や船舶給水施設の修繕により設備修繕費が例年より多く発生したことにより営業利益がマイナスとなっており、令和2年度においては代表取締役社長（県OB）の交代により人件費が増加したことや隔年実施しているガントリークレーンの性能検査により設備保守点検費が増加したこともあり営業利益がマイナスとなっている。

財政状態についてみると、平成30年までは指定管理料を年度ごとに精算し県への返還を行っており、利益の蓄積が図られる構造になかったこともあり、繰越利益剰余金がマイナスであったが、令和元年度においては、指定管理料を年度ごとに精算し県への返還をやめたこともあり、プラスに転じ、その後は、毎年増加してきている。流動資産の大部分は、現金預金であり、銀行借入はなく、財政状態の安定性は高い。

③取締役会

i) 取締役会の開催状況

当社は、定款第5条において、「当社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会、監査役を設置する。」と定めていることから、機関設計上、取締役会設置会社に該当し、取締役会は、3か月に1回以上開催しなければならない（会社法第363条第2項）。

令和4年度における取締役会の開催状況を確認したところ、令和4年4月28日、令和4年7月29日、令和4年10月28日、令和5年1月27日に取締役会が開催されており、3か月に1回以上開催しなければならないとする頻度に問題はなかった。

ii) 取締役会の出席状況

取締役は、委任の趣旨に従い（会社法330条）、善管注意義務（民法644条）や忠実義務（会社法355条）を負い、取締役会において取締役自身の出席により英知を出し合うことが求められる。そのため取締役会においては、株主総会と異なり、委任状による代理出席や、書面による議決権行使（定款に定めがある場合を除く）は認められていない。

また、株式会社の取締役は、取締役会の構成員として、業務執行の意思決定を行うとともに、決定した業務遂行に関する意思決定が、実際に適切に実行されているかどうか監督する義務を有している。取締役は、このような機能を発揮する上で、会社法において明記されていないが、取締役会への出席義務があり、取締役会へ出席し、事業の進行状況や会社の経営状況等を確認することが求められる。

当社における令和4年度における取締役および監査役の取締役会への出席状況を確認したところ、取締役のうち、福井県の土木部長と産業労働部長の2名については、一度も出席がなかった。県によれば、取締役会に出席できない場合には、代理の者をオブザーバとして出席させており、会社の状況の確認や情報交換はできているとのことであった。

当社は、重要港湾である敦賀港の港湾業務を行うために第三セクター方式で設立された会社であり、敦賀港における港湾業務における当社の位置付けは非常に高く、県と密接に連携して管理運営やポートセールスを行っていくことが求められる。よって、取締役となっている県の職員が取締役会に出席し、会社の運営に積極的に関与することは、施設の効用を最大限に発揮する観点からも重要であり、福井県の土木部長と産業労働部長は、取締役として、他の取締役の職務執行を適切に監督すべく、取締役会の出席義務を適切に果たさなければならない。

そのためには、各取締役および監査役が出席できるよう取締役会開催日の日程調整を行うとともに、出席率の低い取締役等に対しては、取締役会への出席を促し、出席率の向上を図るよう努めるべきである。

指摘事項 12	取締役の取締役会への出席について
<p data-bbox="229 315 1361 405">敦賀港国際ターミナル株式会社の取締役会議事録を閲覧したところ、令和4年度の取締役会において、取締役のうち、福井県の土木部長と産業労働部長の2名は、一度も出席がなかった。</p> <p data-bbox="229 405 1361 595">県によれば、取締役会に出席できない場合には、代理の者をオブザーバとして出席させており、会社の状況の確認や情報交換はできているとのことであったが、株式会社の取締役は、取締役会の構成員として、業務執行の意思決定を行うとともに、決定した業務遂行に関する意思決定が、実際に適切に実行されているかどうか監督する義務を有している。</p> <p data-bbox="229 595 1361 685">そのため、福井県の土木部長と産業労働部長は、取締役として、他の取締役の職務執行を適切に監督すべく、取締役会の出席義務を適切に果たすべきである。</p> <p data-bbox="229 685 1361 837">また、取締役会の開催に当たっては、各取締役および監査役が出席できるよう取締役会開催日の日程調整を行うとともに、出席率の低い取締役等に対しては、取締役会への出席を促し、出席率の向上を図るよう努めるべきである。</p>	

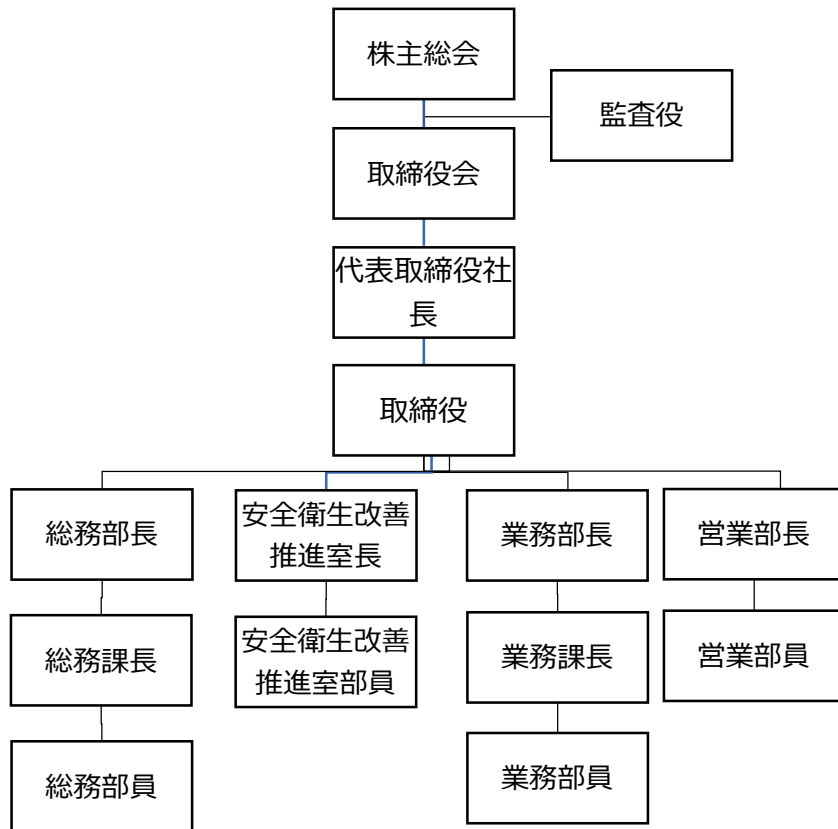
(2) 福井埠頭株式会社

①法人概要

名称	福井埠頭株式会社		
所在地	福井県坂井市三国町黒目 26-31		
設立年月日	昭和53年7月10日		
概要	福井埠頭は、昭和53年7月「福井臨海工業地帯（現：テクノポート福井）」の中心である福井港の供用開始と同時に、福井県・福井市・三国町（現：坂井市）と民間企業の公私共同企業（第三セクター）として設立された。		
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者の委託を受ける港湾施設の運営 ・港湾運送事業 ・海上運送事業 ・船舶代理店業 ・荷主代理店業 ・倉庫事業 ・曳船事業 ・通船事業 ・貨物自動車運送事業 ・自動車運送取扱事業 ・ポートサービス事業 ・通関事業 ・警備事業 		
株主	(地方公共団体)		
	福井県	15,500 千円	31.00%
	福井市	5,000 千円	10.00%
	坂井市	5,600 千円	10.00%
	地方公共団体計	25,500 千円	51.00%
	(民間)		
	(株) 三国	8,500 千円	17.00%
	福井埠頭社員持株会	3,000 千円	6.00%
	敦賀海陸運輸 (株)	2,000 千円	4.00%
	福井埠頭 (株) (自己株式)	1,500 千円	3.00%
	日本海港運 (株)	1,500 千円	3.00%
	日本通運 (株)	1,500 千円	3.00%
	北陸電力 (株)	1,500 千円	3.00%
	(株) 福井銀行	1,000 千円	2.00%

	村上 久	1,000 千円	2.00%
	福井県漁協協同組合連合会	500 千円	1.00%
	(社) 福井県トラック協会	500 千円	1.00%
	福井県木材協同組合連合会	500 千円	1.00%
	竹原運輸 (株)	500 千円	1.00%
	(株) UACJ (旧古川スカイ (株))	500 千円	1.00%
	民間計	49,000 千円	49.00%
	合計 14 団体	120,000 千円	100.00%
役員	代表取締役 県 OB		
	取締役 福井県土木部長		
	取締役 福井市総務部長		
	取締役 坂井市副市長		
	取締役 敦賀海陸 (株) 社長		
	取締役 (株) 三国 代表取締役		
	取締役 福井埠頭 (株) 総務部長		
	監査役 公認会計士		
	監査役 福井市会計管理者		
	監査役 坂井市会計管理者		
職員数	総務部長 1 人		
	総務課長 1 人		
	総務部員 1 人		
	安全衛生改善推進室室長 1 人		
	安全衛生改善推進員 1 人		
	業務部長 1 人		
	業務課長 2 人 (うち 1 人は安全衛生改善推進室室長と兼任)		
	業務部員 31 人 (うち 1 人は安全衛生改善推進室部員と兼任)		
	営業部長 1 人		
	営業部員 1 人		

組織図



②比較財務諸表

<経営成績>

(単位：千円)

	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4
港湾荷役等収入	1,020,280	1,147,952	883,212	990,431	899,541
港湾荷役収入	986,696	1,111,789	850,229	952,631	766,412
代理店料	13,915	13,996	13,173	13,558	16,002
曳船料	11,135	12,501	11,702	14,867	101,508
網取料	6,912	6,881	6,832	7,083	14,181
給水料	1,621	2,783	1,274	2,290	1,436
営業利益	259,695	327,694	183,302	229,257	113,375
経常利益	264,458	331,319	186,713	231,908	116,083
税引前当期純利益	269,715	331,848	210,118	232,433	124,812
当期純利益	179,973	223,155	138,881	154,964	82,853

<財政状態>

(単位：千円)

	H 3 0	R 元	R 2	R 3	R 4
流動資産	1,408,922	1,654,016	1,712,493	1,996,190	1,872,802
固定資産	515,256	481,853	540,064	381,401	553,644
資産合計	1,924,179	2,135,869	2,252,558	2,377,592	2,426,447
流動負債	156,224	158,180	147,808	126,476	96,292
固定負債	19,675	19,361	19,557	21,373	29,232
負債合計	175,900	177,542	167,365	147,849	125,524
資本金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
利益剰余金	1,711,890	1,922,921	2,047,252	2,194,942	2,265,670
純資産合計	1,748,278	1,958,326	2,089,752	2,229,742	2,308,170
負債純資産合計	1,924,179	2,135,869	2,252,558	2,377,592	2,426,447

経営成績についてみると、令和元年度の港湾荷役等収入が過去5年間で一番ピークであり港湾荷役収入が約11億円となっている。これは、北陸新幹線の延伸工事関連の貨物取扱が増加したことによる。令和2年度は、北陸新幹線の延伸工事関連が落ち着き、港湾荷役収入が減少するものの、令和3年度以降持ち直している。

財政状態については、資産合計が平成30年度から令和4年度にかけて増加している。他方で負債合計は減少傾向にある。そのため、純資産合計は、資産合計同様各年度で増加している。

③取締役会

i) 取締役会の開催状況

当社は、取締役会設置会社であることから、機関設計上、取締役会は、3か月に1回以上開催しなければならない（会社法第363条第2項）。

当社の令和4年度における取締役会の開催状況を確認したところ、令和4年5月27日、令和4年8月26日、令和4年11月21日、令和5年2月17日に取締役会が開催されており、3か月に1回以上開催しなければならないとする頻度に問題はなかった。

ii) 取締役会の出席状況

取締役は、委任の趣旨に従い（会社法330条）、善管注意義務（民法644条）や忠実義務（会社法355条）を負い、取締役会において取締役自身の出席により英知を出し合うことが求められる。そのため取締役会においては、株主総会と異なり、委任状による代理出席や、書面による議決権行使（定款に定めがある場合を除く）は認められていない。

また、株式会社の取締役は、取締役会の構成員として、業務執行の意思決定を行うとともに、決定した業務遂行に関する意思決定が、実際に適切に実行されているかどうか監督する義務を有している。

取締役は、このような機能を発揮する上で、会社法において明定されていないが、取締役会への出席義務があり、取締役会へ出席し、事業の進行状況や会社の経営状況等を確認することが求められる。

当社における令和4年度における取締役および監査役の取締役会への出席状況を確認したところ、取締役のうち、2名の取締役については1度も出席がなかった。また、取締役となっている福井県の土木部長は事業報告・計算書類承認等が行われた取締役会1回だけの出席となっていた。県によれば、取締役となっている県の職員が取締役会に出席できない場合には、代理の者をオブザーバとして出席させており、会社の状況の確認や情報交換はできているとのことであった。

当社は、福井港の港湾業務を行うために第三セクター方式で設立された会社であり、福井港における港湾業務における当社の位置付けは非常に高く、県と密接に連携して管理運営やポートセールスを行っていくことが求められる。よって、取締役となっている県の職員が取締役会に出席し、会社の運営に積極的に関与することは、施設の効用を最大限に発揮する観点からも重要であり、福井県の土木部長は、取締役として、他の取締役の職務執行を適切に監督すべく、取締役会の出席義務を適切に果たさなければならない。

そのためには、各取締役および監査役が出席できるよう取締役会開催日の日程調整を行うとともに、出席率の低い取締役等に対しては、取締役会への出席を促し、出席率の向上を図るよう努めるべきである。

指摘事項 13	取締役の取締役会への出席について
<p>福井埠頭株式会社の取締役会議事録を閲覧したところ、令和4年度の実績として、取締役のうち、2名の取締役は、一度も出席がなかった。また、取締役となっている福井県の土木部長は、事業報告・計算書類承認等が行われた取締役会一度だけの出席となっていた。</p> <p>県によれば、取締役となっている県の職員が取締役会に出席できない場合には、代理の者をオブザーバとして出席させており、会社の状況の確認や情報交換はできているとのことであったが、株式会社の取締役は、取締役会の構成員として、業務執行の意思決定を行うとともに、決定した業務遂行に関する意思決定が、実際に適切に実行されているかどうか監督する義務を有している。</p> <p>そのため、出席率の低い取締役は、取締役として、他の取締役の職務執行を適切に監督すべく、取締役会の出席義務を適切に果たさなければならない。</p> <p>また、取締役会の開催に当たっては、各取締役および監査役が出席できるよう取締役会開催日の日程調整を行うとともに、出席率の低い取締役等に対しては、取締役会への出席を促し、出席率向上を図るよう努めるべきである。</p>	

第3章 漁港事業

I. 漁港事業の概要

1. 漁港の概要

漁港とは、天然または人工の漁業根拠地となる水域および陸域ならびに施設の総合体であつて、農林水産大臣などにより指定されたものをいう（漁港漁場整備法2条）。

我が国には、法に基づく漁港は、令和5年4月1日現在、全国に2,777港存在している。地方公共団体（都道府県、市町村）が管理者となっている。福井県においては、44港存在しており、そのうち7港について福井県が漁港管理者となっている。

漁港は、第1種漁港、第2種漁港、第3種漁港、特定第3種漁港、および第4種漁港の5つに区分されており（法5条）、漁港の指定は、漁港漁場整備法6条に従い、関係地方公共団体からの意見聴取や、水産政策審議会の議決を経るなどして行われている。

【漁港の種類】

種類	定義	全国の漁港	県の漁港
第1種漁港 (法5条)	その利用範囲が地元の漁業を主とするもの	2,039港	34港 (0)
第2種漁港 (法5条)	その利用範囲が第1種漁港よりも広く、第3種漁港に属しないもの	525港	8港 (5)
第3種漁港 (法5条)	その利用範囲が全国的なもの	101港	1港 (1)
特定第3種漁港 (法19条の三第1項)	第3種漁港のうち水産業の振興上特に重要な漁港で政令で定めるもの	13港	0港 (0)
第4種漁港 (法5条)	離島その他辺地にあつて漁場の開発又は漁船の避難上特に必要なもの	99港	1港 (1)
	合計	2,777港	44港 (7)

※（ ）内は、漁港管理者が福井県となっている漁港数である。

○漁港漁場整備法

(漁港の意義)

第二条 この法律で「漁港」とは、天然又は人工の漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であつて、第六条第一項から第四項までの規定により指定されたものをいう。

第六条 第一種漁港であつてその区域が一の市町村の区域に限られるものは、市町村長が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

- 2 第一種漁港であつてその区域が二以上の市町村の区域にわたるもの及び第二種漁港は、都道府県知事が、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。
- 3 その区域が二以上の都道府県の区域にわたる第一種漁港及び第二種漁港は、前項の規定にかかわらず、農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。
- 4 第三種漁港及び第四種漁港は、農林水産大臣が、水産政策審議会の議を経、かつ、関係地方公共団体の意見を聴いて、名称及び区域を定めて指定する。

【都道府県別漁港管理者別漁港数一覧（令和5年4月1日現在）】（水産庁 HP）より

都道府県	第1種			第2種			第3種			第4種			総計		
	漁港数	漁港管理者		漁港数	漁港管理者		漁港数	漁港管理者		漁港数	漁港管理者		漁港数	漁港管理者	
		都道府県	市町村		都道府県	市町村		都道府県	市町村		都道府県	市町村		都道府県	市町村
北海道	167	167	-	38	38	-	18	18	-	20	20	-	243	243	-
青森県	54	11	43	24	24	-	4	4	-	3	3	-	85	42	43
岩手県	69	3	66	23	23	-	4	4	-	1	1	-	97	31	66
宮城県	116	-	116	21	21	-	5	5	-	1	1	-	143	27	116
秋田県	14	1	13	6	6	-	1	1	-	1	1	-	22	9	13
山形県	12	3	9	2	2	-	-	-	-	1	1	-	15	6	9
福島県	2	2	-	6	6	-	2	2	-	-	-	-	10	10	-
茨城県	19	5	14	-	-	-	5	5	-	-	-	-	24	10	14
千葉県	46	4	42	12	5	7	8	8	-	2	2	-	68	19	49
東京都	16	14	2	1	1	-	-	-	-	6	6	-	23	21	2
神奈川県	20	-	20	4	-	4	2	2	-	-	-	-	26	2	24
新潟県	47	-	47	13	12	1	2	2	-	2	2	-	64	16	48
富山県	10	1	9	4	2	2	2	2	-	-	-	-	16	5	11
石川県	55	-	55	9	3	6	2	2	-	3	3	-	69	8	61
福井県	34	-	34	8	5	3	1	1	-	1	1	-	44	7	37
静岡県	33	-	33	9	3	6	4	3	1	2	2	-	48	8	40
愛知県	17	-	17	13	7	6	3	3	-	1	1	-	34	11	23
三重県	44	1	43	22	6	16	3	3	-	3	3	-	72	13	59
滋賀県	20	-	20	-	-	-	-	-	-	-	-	-	20	-	20
京都府	20	-	20	11	-	11	1	1	-	1	1	-	33	2	31
大阪府	11	9	2	2	2	-	-	-	-	-	-	-	13	11	2
兵庫県	36	2	34	14	10	4	3	2	1	-	-	-	53	14	39
和歌山県	77	1	76	11	-	11	4	4	-	2	2	-	94	7	87
鳥取県	14	-	14	2	2	-	2	2	-	-	-	-	18	4	14
島根県	55	-	55	21	21	-	4	4	-	3	3	-	83	28	55
岡山県	16	4	12	10	9	1	-	-	-	-	-	-	26	13	13
広島県	25	1	24	18	12	6	1	1	-	-	-	-	44	14	30
山口県	54	-	54	34	1	33	3	3	-	3	3	-	94	7	87
徳島県	16	-	16	11	11	-	1	1	-	1	1	-	29	13	16
香川県	86	-	86	6	-	6	-	-	-	-	-	-	92	-	92
愛媛県	162	-	162	22	-	22	3	-	3	2	2	-	189	2	187
高知県	73	14	59	10	8	2	4	4	-	1	1	-	88	27	61
福岡県	42	-	42	20	4	16	1	-	1	2	2	-	65	6	59
佐賀県	33	1	32	10	2	8	2	2	-	-	-	-	45	5	40
長崎県	178	7	171	33	29	4	5	5	-	10	10	-	226	51	175
熊本県	80	2	78	22	13	9	1	1	-	-	-	-	103	16	87
大分県	89	-	89	17	7	10	2	2	-	2	2	-	110	11	99
宮崎県	11	11	-	5	5	-	5	5	-	2	2	-	23	23	-
鹿児島県	94	-	94	24	24	-	5	5	-	16	16	-	139	45	94
沖縄県	72	12	60	7	7	-	1	1	-	7	7	-	87	27	60
	2,039	276	1,763	525	331	194	114	108	6	99	99	-	2,777	814	1,963

【都道府県別漁港数一覧（令和5年4月1日現在）】

都道府県	第1種	第2種	第3種	第4種	総計
北海道	167	38	18	20	243
青森県	54	24	4	3	85
岩手県	69	23	4	1	97
宮城県	116	21	5	1	143
秋田県	14	6	1	1	22
山形県	12	2	-	1	15
福島県	2	6	2	-	10
茨城県	19	-	5	-	24
千葉県	46	12	8	2	68
東京都	16	1	-	6	23
神奈川県	20	4	2	-	26
新潟県	47	13	2	2	64
富山県	10	4	2	-	16
石川県	55	9	2	3	69
福井県	34	8	1	1	44
静岡県	33	9	4	2	48
愛知県	17	13	3	1	34
三重県	44	22	3	3	72
滋賀県	20	-	-	-	20
京都府	20	11	1	1	33
大阪府	11	2	-	-	13
兵庫県	36	14	3	-	53
和歌山県	77	11	4	2	94
鳥取県	14	2	2	-	18
島根県	55	21	4	3	83
岡山県	16	10	-	-	26
広島県	25	18	1	-	44
山口県	54	34	3	3	94
徳島県	16	11	1	1	29
香川県	86	6	-	-	92
愛媛県	162	22	3	2	189
高知県	73	10	4	1	88
福岡県	42	20	1	2	65
佐賀県	33	10	2	-	45
長崎県	178	33	5	10	226
熊本県	80	22	1	-	103
大分県	89	17	2	2	110
宮崎県	11	5	5	2	23
鹿児島県	94	24	5	16	139
沖縄県	72	7	1	7	87
計	2,039	525	114	99	2,777

（出典：「都道府県別漁港管理者別漁港数一覧」（水産庁 HP）より監査人作成）

2. 福井県の漁港

福井県内には、第1種漁港が34港、第2種漁港が8港、第3種漁港が1港、第4種漁港が1港あり、合計44の漁港がある。

そのうち、県が漁港管理者となっている漁港は、第2種漁港の鷹巣漁港、茱崎漁港、早瀬漁港、日向漁港、高浜漁港の5港、第3種漁港の小浜漁港の1港、第4種漁港の越前漁港の計7港となっており、市町管理漁港が37港となっている。

種類	漁港数	福井県が管理する漁港名
第2種漁港	5	鷹巣漁港、茱崎漁港、早瀬漁港、日向漁港、高浜漁港
第3種漁港	1	小浜漁港
第4種漁港	1	越前漁港
合計	7	

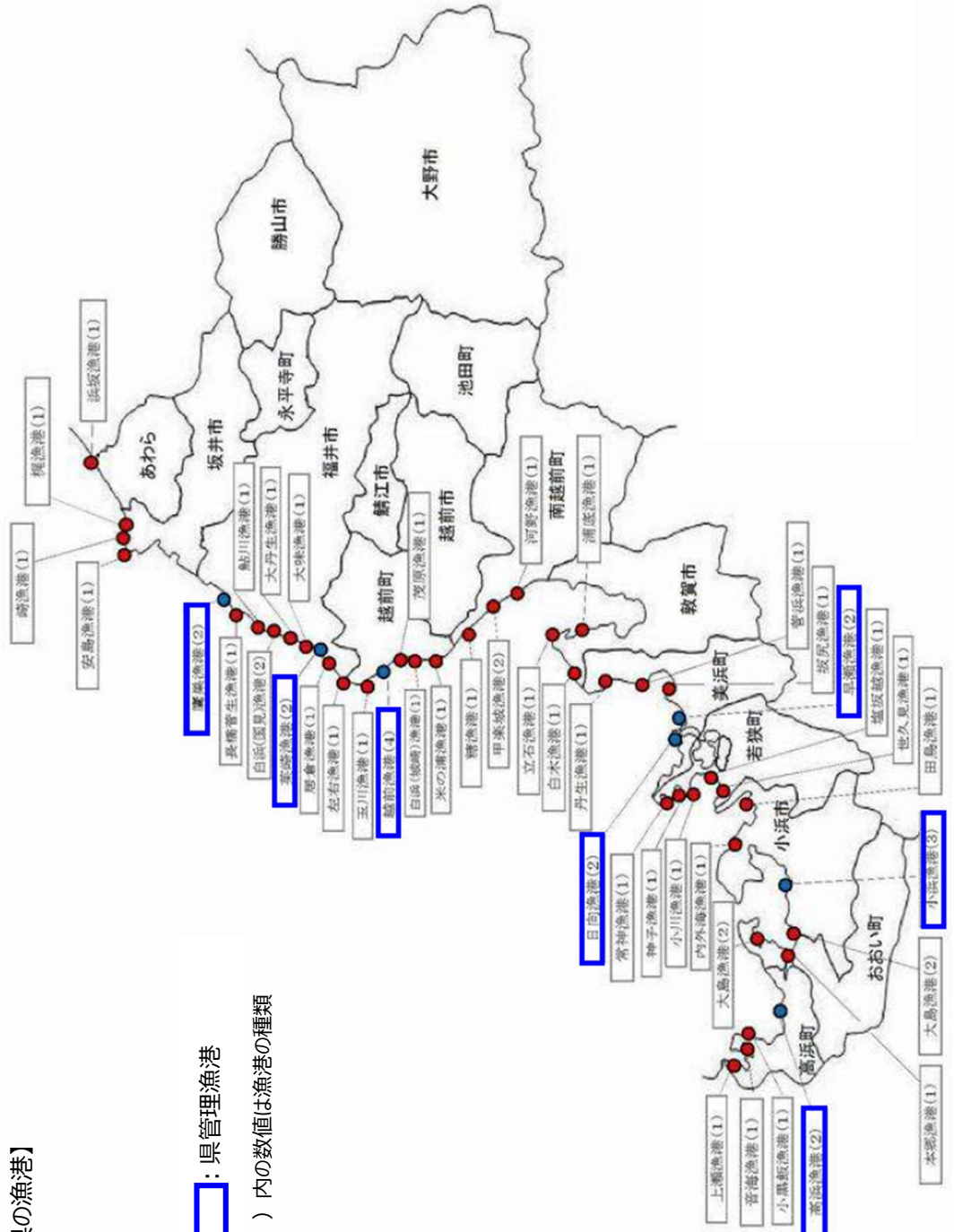
県管理漁港についての種別、所在地および管理事務所は以下のとおりとなっている。

漁港名	種別	所在地	所管事務所
鷹巣漁港	第2種	福井市	越前漁港事務所
茱崎漁港	第2種	福井市	
越前漁港	第4種	越前町	
早瀬漁港	第2種	美浜町	嶺南振興局
日向漁港	第2種	美浜町	
小浜漁港	第3種	小浜市	
高浜漁港	第2種	高浜町	

【福井県の漁港】

☐：県管理漁港

() 内の数値は漁港の種類



(1) 鷹巣漁港

①漁港の概要

漁港名	鷹巣漁港
所在地	福井県福井市
種類	第2種漁港（生産拠点漁港）
沿革	昭和7年～8年：陸地約6,300㎡を掘削し、泊地を造成、西側55mの防波堤築造 昭和13年：荷揚場10m、点灯設備 昭和26年：漁港の指定 昭和28年：管理者の指定 昭和40年～52年：改修事業 平成13年：特定環境保全公共下水道整備完了
特徴	小型漁船が主として利用しており、底びき網の操業基地としての役割を担っている。
所管課	農林水産部水産課
管理事務所	越前漁港事務所

②漁港施設の概要

外郭施設 (m)			係留施設 (m)			泊地 (㎡)	施設用地 (㎡)
防波堤	護岸	防砂堤等	岸壁・ 棧橋	船揚場	物揚場		
—	74.4	60.0	320.0	60.8	—	6,340	1,904

③海岸保全区域の概要

海岸保全区域延長	—	何らかの施設がある区域延長	—
----------	---	---------------	---

【鷹巣漁港】



④鷹巣漁港の港勢

登録漁船数 16 隻（令和4年3月31日）

漁獲生産高

	R3
属地陸揚げ量（トン）	123
属地陸揚げ金額（百万円）	135

主な漁法	主な魚種
底びき網、はえ網	ひらめ、かれい、えび、たら

(2) 茱崎漁港

① 漁港の概要

漁港名	茱崎漁港
所在地	福井県福井市
種類	第2種漁港（防災拠点漁港、生産拠点漁港）
沿革	昭和 23 年～：県営漁港として修築事業実施 昭和 25 年：茱崎漁港に名称変更 昭和 26 年～平成 13 年：修築事業他により整備 平成 元年～平成 17 年：漁業集落環境整備事業 平成 14 年～平成 18 年：地域水産物供給基盤整備事業
特徴	天然漁礁に恵まれ好漁場の立地を生かした、定置網・イカ釣りの操業基地として、また水産種苗生産機能も有する漁港である。
所管課	農林水産部水産課
管理事務所	越前漁港事務所

② 漁港施設の概要

外郭施設 (m)			係留施設 (m)			泊地 (㎡)	施設用地 (㎡)
防波堤	護岸	防砂堤等	岸壁・ 棧橋	船揚場	物揚場		
911.8	925.9	393.1	684.4	184.0	-	54,487	53,826

③ 海岸保全区域の概要

海岸保全区域延長	762m	何らかの施設がある区域延長	762m
----------	------	---------------	------

【茱崎漁港】



④ 栲崎漁港の港勢

登録漁船数 69 隻（令和 4 年 3 月 31 日）

漁獲生産高

	R3
属地陸揚げ量（トン）	584
属地陸揚げ金額（百万円）	112

主な漁法	主な魚種
定置網、刺網	ぶり、あじ、いか

(3) 越前漁港

① 漁港の概要

漁港名	越前漁港
所在地	福井県越前町
種類	第4種漁港（流通拠点漁港、防災拠点漁港）
沿革	昭和22年：第2種県営四ヶ浦漁港として、小樟地係の船溜まりの修築事業に着手 昭和27年：城ヶ谷、宿、新保、梅浦の4港を合併し、第4種漁港の指定を受ける 昭和52年：道口、厨の2港を編入し、越前漁港に名称を変更 平成6年～平成15年：漁業集落環境整備事業 平成7年～平成19年：漁港環境整備事業 平成14年～平成24年：特定漁港漁場整備事業（水産流通基盤整備事業）
特徴	越前岬の南側に位置する県内唯一の第4種漁港。底引き網、定置網、いか釣り、カニ漁など県内最大の水揚げ産地。水産物の流通拠点港としての機能や、荒天時の避難港としての役割を担っている。漁獲高県内1位。
所管課	農林水産部水産課
管理事務所	越前漁港事務所

② 漁港施設の概要

外郭施設 (m)			係留施設 (m)			泊地 (㎡)	施設用地 (㎡)
防波堤	護岸	防砂堤等	岸壁・ 棧橋	船揚場	物揚場		
2,546.8	2,550.3	859.4	2,967.5	798.6	92.9	147,763	118,163

③ 海岸保全区域の概要

海岸保全区域延長	1,527m	何らかの施設がある区域延長	982m
----------	--------	---------------	------

【越前漁港】



④越前漁港の港勢

登録漁船数 212 隻（令和4年3月31日）

漁獲生産高

	R3
属地陸揚げ量（トン）	3,872
属地陸揚げ金額（百万円）	3,050

主な漁法	主な魚種
底びき網、定置網、いか釣り	ずわいがに、ひらめ、かれい、いか

(4) 早瀬漁港

① 漁港の概要

漁港名	早瀬漁港
所在地	福井県三方郡美浜町
種類	第2種漁港
沿革	<p>明治34年：防波堤整備</p> <p>大正8年～9年：防波堤、導流堤整備</p> <p>昭和21年～昭和23年：物揚場、船揚場等整備</p> <p>昭和30年～昭和32年：物揚場整備</p> <p>昭和48年～平成8年：防波堤、突堤等整備</p> <p>平成14年～平成17年：広域漁港整備事業による導流堤整備</p>
特徴	<p>早瀬漁港は、ラムサール条約や国の名勝にも登録されている三方五湖のひとつ久々子湖と日本海とを結ぶ河口にあり、湖内の内港と海に面した外港とからなる。古来より漁業の町として栄えてきた。</p>
所管課	農林水産部水産課
管理事務所	嶺南振興局

② 漁港施設の概要

外郭施設 (m)			係留施設 (m)			泊地 (㎡)	施設用地 (㎡)
防波堤	護岸	防砂堤等	岸壁・ 棧橋	船揚場	物揚場		
446.3	1,167.3	826.1	213.5	109.4	421.1	22,400	11,584

③ 海岸保全区域の概要

海岸保全区域延長	690m	何らかの施設がある区域延長	542m
----------	------	---------------	------

【早瀬漁港】



④早瀬漁港の港勢

登録漁船数 20 隻 (令和4年3月31日)

漁獲生産高

	R3
属地陸揚げ量 (トン)	7
属地陸揚げ金額 (百万円)	9

主な漁法	主な魚種
かご漁業、採貝	なまこ、つば、たこ

(5) 日向漁港

① 漁港の概要

漁港名	日向漁港
所在地	福井県三方郡美浜町
種類	第2種漁港（生産拠点漁港）
沿革	<p>明治16年：沖防波堤築造</p> <p>明治17年：修築事業着手、同19年：中止</p> <p>明治40年：修築事業着手</p> <p>平成元年：集落排水施設整備</p> <p>平成9年：修築事業により湖岸東物揚場、道路整備</p> <p>平成12年：修築事業により湖岸西物揚場、道路整備</p> <p>平成14年～平成20年：広域漁港整備事業</p>
特徴	日向漁港は、日本海に面する外港と、三方五湖のひとつ日向湖の内港からなっている。大型定置網から獲れるブリは「若狭美浜寒ぶり・ひるが響（ひびき）」としてブランド化し、関東方面にまで出荷している。
所管課	農林水産部水産課
管理事務所	嶺南振興局

② 漁港施設の概要

外郭施設 (m)			係留施設 (m)			泊地 (㎡)	施設用地 (㎡)
防波堤	護岸	防砂堤等	岸壁・ 棧橋	船揚場	物揚場		
638.4	2,162.4	158.6	275.5	78.0	1,177.5	11,142	23,113

③ 海岸保全区域の概要

海岸保全区域延長	1,311m	何らかの施設がある区域延長	1,114m
----------	--------	---------------	--------

【日向漁港】



④日向漁港の港勢

登録漁船数 131 隻（令和4年3月31日）

漁獲生産高

	R3
属地陸揚げ量（トン）	1,227
属地陸揚げ金額（百万円）	551

主な漁法	主な魚種
定置網、刺網、かご漁業	ぶり、さわら

(6) 小浜漁港

① 漁港の概要

漁港名	小浜漁港
所在地	福井県小浜市
種類	第3種漁港（流通拠点漁港）
沿革	<p>明治時代：3基の波止場を有する小浜港</p> <p>明治33年：内務省による指定港湾</p> <p>昭和初期：漁港修築で小浜橋下流部を整備</p> <p>昭和25年～昭和23年：港内導流堤、西津船溜等整備</p> <p>昭和48年：新港建設に着手</p> <p>昭和63年：新港整備完了</p> <p>平成8年～平成10年：漁業集落排水施設整備（仏谷地区）</p>
特徴	<p>小浜漁港は、小浜湾の主要漁港であり、古くから天然の良港として海産物や塩など豊富な食材を都に送り、朝廷の食を支えた「御食国」のひとつであり、御食国の時代以降も「若狭の美物（うましもの）」を都に運んでいた歴史がある湊である。</p> <p>小浜漁港内には、競り市が行われる市場や、若狭フィッシャーマンズ・ワークが設置されているほか、御食国わかさ小浜食文化館が敷地内にあり、地元の地域振興を担う県内唯一の第3種漁港としての役割を担っている。</p>
所管課	農林水産部水産課
管理事務所	嶺南振興局

② 漁港施設の概要

外郭施設 (m)			係留施設 (m)			泊地 (㎡)	施設用地 (㎡)
防波堤	護岸	防砂堤等	岸壁・ 棧橋	船揚場	物揚場		
3,226.5	7,106.0	2,413.1	2,257.5	258.0	918.4	173,000	102,097

③ 海岸保全区域の概要

海岸保全区域延長	1,885m	何らかの施設がある区域延長	611m
----------	--------	---------------	------

【小浜漁港】

本港（川崎、津島）地区



西津地区



甲ヶ崎地区



④小浜漁港の港勢

登録漁船数 67 隻（令和4年3月31日）

漁獲生産高

	R3
属地陸揚げ量（トン）	1,916
属地陸揚げ金額（百万円）	1,042

主な漁法	主な魚種
定置網、底びき網、採貝	さわら、ひらめ、かれい、養殖魚（たい、ふぐ）

(7) 高浜漁港

① 漁港の概要

漁港名	高浜漁港
所在地	福井県高浜町
種類	第2種漁港（生産拠点漁港）
沿革	昭和17年：防波堤建設に着手、後に中断 昭和26年～昭和32年：防波堤嵩上げ、岸壁、護岸、物揚場整備 昭和49年～昭和50年：局部改良事業による防波堤延長 昭和53年～平成5年：改修事業実施 昭和56年：西三松地区編入、改修事業実施 平成6年～平成12年：修築事業による防波堤等整備 平成8年～：海岸環境整備事業による突堤等整備 平成14年～平成16年：地域水産物供給基盤整備事業による防波堤等整備 平成20年～：水産物供給基盤機能保全事業に着手
特徴	<p>高浜漁港は、1町1漁協の若狭高浜漁業協同組合の本所および漁協自営市場が立地する町内の中核漁港であり、定置網を中心に少量多品種の魚介類が水揚げされる集出荷拠点である。皇室へ献上している若狭がれいを筆頭に、若狭ぐじや若狭ふぐ（養殖トラフグ）等多くの特産品を輩出している。</p> <p>漁港周辺にある風光明媚な城山公園やアジアで1番最初にブルーフラッグを取得した若狭和田ビーチ等に多くの観光客が訪れている。高浜漁港ではそれらの人々を対象として、水産業の魅力向上および付加価値化、新たな観光誘客や安定した雇用創出を図るため、農水産物直売所や飲食施設を核とした6次産業施設「UMIKARA」の整備を行い、令和3年7月に開業している。</p> <p>このように地元の地域振興を担う地方漁港としての役割を担っている。</p>
所管課	農林水産部水産課
管理事務所	嶺南振興局

②漁港施設の概要

外郭施設 (m)			係留施設 (m)			泊地 (m ²)	施設用地 (m ²)
防波堤	護岸	防砂堤等	岸壁・ 棧橋	船揚場	物揚場		
796.5	2,079.6	1,178.0	596.0	181.3	382.0	80,840	28,203

③海岸保全区域の概要

海岸保全区域延長	1,981m	何らかの施設がある区域延長	1,475m
----------	--------	---------------	--------

【高浜漁港】

本港（事代～塩土地区）



分港（西三ツ松地区）



④高浜漁港の港勢

登録漁船数 35 隻（令和4年3月31日）

漁獲生産高

	R3
属地陸揚げ量（トン）	385
属地陸揚げ金額（百万円）	216

主な漁法	主な魚種
定置網	さわら、ぶり

3. 漁港事業に関する根拠法令等

我が国の漁港の整備・維持・管理などを行う事業（漁港事業）は、昭和25年に公布された漁港漁場整備法によって規制されており、農林水産省が所管庁となっている。

県では、昭和41年に公布した福井県漁港管理条例を始めとして、以下の条例等に基づき、漁港事業の事務を行っている。

漁港事業に関連する主な法令等	県の漁港事業に関連する主な条例等
・漁港漁場整備法	・福井県漁港管理条例 ・漁港漁場整備法施行細則 ・福井県漁港事務所の設置に関する条例

4. 漁港事業に係る会計

(1) 地方公共団体の会計

地方自治法では、地方公共団体の会計は、一般会計および特別会計に区分する。

特別会計を設置することができる場合は次の場合であり、その場合は条例を制定しなければならない。

- ・特定の事業を行う場合
- ・特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合

○地方自治法

(会計の区分)

第二百九条 普通地方公共団体の会計は、一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、普通地方公共団体が特定の事業を行なう場合その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、条例でこれを設置することができる。

(2) 漁港事業に係る特別会計

地方財政法第6条に規定する特別会計設置義務のある事業は、地方財政法施行令第46条で限定列挙されているが、その中に漁港事業はない。

(3) 県の漁港事業に係る会計

(2) より漁港事業において特別会計を設置する義務はなく、県は漁港事業を一般会計の区分で会計処理している。

一般会計において漁港施設の整備等に関する事業収支が計上されている。漁港使用料や各種申請手数料が主な歳入であり、委託料、工事請負費、修繕料、備品購入費などが主な歳出である。なお、漁港施設において関わりが多い漁業者からの歳入は、個々に納入されるわけではなく、漁業者が所属する関連漁協から一括して納入されることが多い。

5. 漁港事業に係る県の組織概要

県の漁港事業に関連する組織および業務内容は、以下のとおりとなっている。

部局	課	業務内容	管理漁港
農林 水産部	水産課	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業協同組合に関すること ・水産金融に関すること ・漁業調整に関すること ・漁業権に関すること ・漁業の許認可に関すること ・漁業取締に関すること ・漁船登録に関すること ・遊漁船業に関すること ・水産資源保護に関すること ・水産業改良普及に関すること ・水産流通加工に関すること ・栽培漁業に関すること ・漁港整備に関すること ・漁港海岸保全施設整備に関すること ・県営漁港の管理に関すること ・海区漁業調整委員会に関すること ・内水面漁場管理委員会に関すること 	—
	越前漁港 事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・管理漁港と海岸保全区域（漁港に係るものに限る）の管理に関すること ・管理漁港と海岸保全区域（漁港に係るものに限る）の工事、設計および監督に関すること 	越前漁港 栲崎漁港 鷹巣漁港
嶺南 振興局	林業水産部	<ul style="list-style-type: none"> ・水産業普及指導・振興担当 ・漁港、海岸の管理と整備に関すること ・プレジャーボート対策 	早瀬漁港 日向漁港 小浜漁港 高浜漁港

6. 漁港に関する県の主な計画

県が策定している漁港に係る各種計画は、以下のとおりである。

計画名	計画期間	計画の概要
ふくいの水産業基本計画	令和2年度から 令和6年度まで	本県水産業の進むべき方向性と取組み策を明確にするため、(1) 新技術を活かした生産拡大、(2) 次世代型漁業の創生、(3) 消費・流通の拡大と漁村の活性化、の3つの重点戦略の構築と推進。
農山漁村地域整備計画	令和3年度から 令和7年度まで	『ふくいの水産業基本計画』に基づき、(天然資源の持続的利用)における[漁場生産力の向上による資源の増大]、(関連するSDGs)における[産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る]を進める。
圏域総合水産基盤整備事業計画	令和4年度から 令和8年度まで	水産業、漁村を支える基盤である漁港や漁場の整備の総合的かつ計画的な実施に資するため、(1) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化、(2) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保、(3) 「海業(うみぎょう)」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上、の3つの重点的に取り組む課題を明確化する。
水産物供給基盤機能保全事業	令和5年度	漁業関係者等にとって、地域の将来の漁港・漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港・漁場整備の将来像の「見える化」の推進
長寿命化計画	計画設計供用 期間を目安として 50年間	予防保全的な維持管理や計画的な修繕等を効果的に実施し、利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を図る。

(1) ふくいの水産業基本計画

①計画の必要性

県の水産業のあるべき姿やそれを実現するために必要な施策や基本的な推進を中長期的に示す枠組みとして、令和元年度を目標年度とした「ふくいの水産業基本計画」を平成27年3月に策定し、各種施策に取り組んできた。

しかし、その間にも県の水産業を取り巻く環境は大きく変化してきた。内的要因としては、漁業生産量の減少、人口減少・高齢化による漁業就業者や経営体が減少傾向にある。外的要因としては、食料資源の需給の逼迫、地球温暖化など世界規模での環境悪化が懸念される。

また、平成27年の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」においては、「海の豊かさを守ろう」なども目標に掲げられた。我が国においても、「水産基本法」に基づく新たな「水産基本計画」を平成29年4月に策定し、同年12月には、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスのとれた漁業就労構造を目指すとした「水産政策の改革の方向性」を示した。

このような環境変化の中、資源管理の強化、養殖魚のニーズの拡大と多様化、スマート水産業への転換、担い手不足、北陸新幹線開業による交流人口の増加への対応、といった課題を考慮し計画を策定する必要があった。

②「基本理念と水産業の目指す姿」を達成するための重点戦略

県の基本理念は、「福井県の豊かな水産物を県民に安定的に供給するためには、「持続可能な世界を実現するための開発目標（SDGs）」の理念を鑑み、限られた天然資源を最大限かつ持続的に利用するとともに、生産をコントロールできる養殖業の拡大が必要である。IoT や AI などのスマート化技術を活用した効率的な漁業への転換を進めるとともに、若者からベテランまですべての漁業者が活躍できる環境の整備と拡大する交流人口の里海湖への誘客を促進し、漁村地域の活性化を推進すること」にある。

県の水産業の目指す姿として、新技術を活用した養殖生産の拡大と天然資源の持続的利用、スマート水産業の推進と担い手の育成による生産力の向上、交流人口増加を見据えた地魚の販売促進と漁村地域の魅力の最大化、の3つがある。

この基本理念と水産業の目指す姿を達成するために、

1. 新技術を活かした生産拡大
2. 次世代型漁業の創生
3. 消費・流通の拡大と漁村の活性化

の3つの重点戦略を構築し、令和6年度までふくいの水産業基本計画を推進している。

(2) 農山漁村地域整備計画

①計画の概要

県は、農山漁村地域整備交付金実施要綱（最終改正 令和4年4月1日付け3農振第2378号）に基づいて農山漁村地域整備計画を策定している。

計画の名称は、「ふくいの漁村整備計画」であり、対象市町村を「坂井市・福井市・越前町・小浜市・おおい町」としている。計画期間は、令和3年度から令和7年度である。

②計画の目標

当該計画の目標は、「ふくいの水産業基本計画」に基づいており、「（天然資源の持続的利用）における〔漁場生産力の向上による資源の増大〕、（関連するSDGs）における〔産業と技術革新の基盤をつくろう 強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る〕を進める。」ことである。

(3) 圏域総合水産基盤整備事業計画

①計画の趣旨

令和4年3月25日に、漁港漁場整備長期計画が閣議決定され、漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第6条の3の規定に基づき、水産業、漁村を支える基盤である漁港や漁場の整備の総合的かつ計画的な実施に資するため、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とし、水産物の生産、流通に一体性を有する範囲（圏域）における整備の方向性を示すものである。

②計画のポイント

5年間に重点的に取り組む圏域における水産基盤整備の基本方針を以下の3つに明確化するとともに、目標達成のための具体的な施策を設定し、計画的に漁港漁場整備事業を推進することにある。

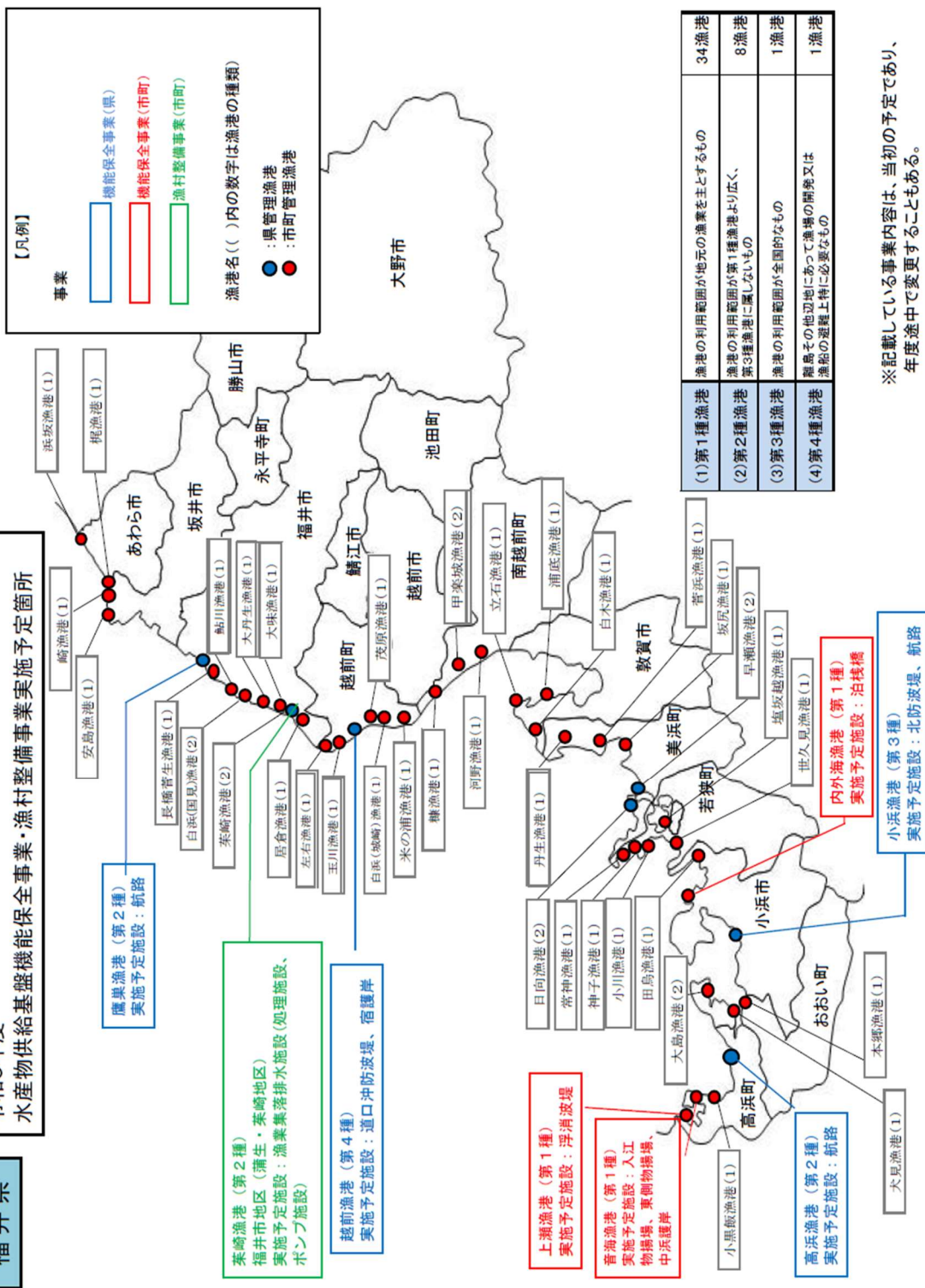
- (a) 産地の生産力強化と輸出促進による水産業の成長産業化
 - (ア) 拠点漁港等の生産・流通機能の強化
 - (イ) 養殖生産拠点の形成
- (b) 海洋環境の変化や災害リスクへの対応力強化による持続可能な漁業生産の確保
 - (ア) 環境変化に適応した漁場生産力の強化
 - (イ) 災害リスクへの対応力強化
- (c) 「海業（うみぎょう）」振興と多様な人材の活躍による漁村の魅力と所得の向上
 - (ア) 「海業（うみぎょう）」による漁村の活性化
 - (イ) 地域の水産業を支える多様な人材の活躍

(4) 水産物供給基盤機能保全事業

圏域総合水産基盤整備事業計画で記載した「漁港漁場整備長期計画」は、「漁業関係者にとって、地域の将来の漁港・漁場の姿を見据えた活動が可能となるよう、漁港漁場整備の将来像の“見える化”の推進」が掲げられた。県では、“見える化”を推進するため、水産資源の持続的な利用と水産業の成長産業化に資する漁港漁場整備を進めている。次頁に「水産物供給基盤機能保全事業・漁村整備事業実施予定箇所図」を掲載した。

福井県

**令和5年度
水産物供給基盤整備事業・漁村整備事業実施予定箇所**



【凡例】

事業

- 機能保全事業(県)
- 機能保全事業(市町)
- 漁村整備事業(市町)

漁港名(()内の数字は漁港の種類)

- : 県管理漁港
- : 市町管理漁港

(1)第1種漁港	漁港の利用範囲が地元漁業を主とするもの	34漁港
(2)第2種漁港	漁港の利用範囲が第1種漁港より広く、第3種漁港に属しないもの	8漁港
(3)第3種漁港	漁港の利用範囲が全国的なもの	1漁港
(4)第4種漁港	親島その他辺地にあって漁場の開発又は漁船の運程上特に必要なもの	1漁港

※記載している事業内容は、当初の予定であり、年度途中で変更することもある。

(5) 長寿命化計画

県は、国が平成25年度に策定した「インフラ長寿命化基本計画」および県が平成27年度に策定した「福井県公共施設等総合管理計画」に基づき、施設類型ごとの具体的な対応方針を定める長寿命化計画（個別施設計画）を策定している。漁港については、水産課が次の長寿命化計画を策定している。

国（2013年） 基本計画 インフラ長寿命化 基本計画	福井県（2015年） 行動計画 「福井県公共施設等総合管理計画」			
水産庁 「インフラ長寿命化 計画（行動計画）」 （平成26年8月）	公共施設 長寿命化計画	インフラ施設 長寿命化計画		
	「福井県 漁港施設 長寿命化計画」 （施設類型ごとの対応方針を定めた個別施設計画） （令和5年2月、農林水産部 水産課）		「福井県 海岸保全施設 長寿命化計画書（水産庁所管）」 （施設類型ごとの対応方針を定めた個別施設計画）	
策定の目的	予防保全的な維持管理や計画的な修繕等を効果的に実施し、利用者の安全・安心を確保するとともに、施設の長寿命化を推進し、ライフサイクルコストの縮減や費用の平準化を図る。			
対象施設	県が管理している7漁港において 漁港施設として整備してきた 外郭施設、係留施設、輸送施設、水域施設		県が管理している水産庁所管の6海岸において 海岸保全施設として整備してきた 護岸や堤防などの施設	
	漁港名	沿岸名	海岸名	地区海岸名
	鷹巣漁港	—	—	—
	柴崎漁港	加越	柴崎漁港海岸	柴崎地区
	越前漁港	若狭湾	越前漁港海岸	越前地区
	早瀬漁港	若狭湾	早瀬漁港海岸	早瀬地区
	日向漁港	若狭湾	日向漁港海岸	日向地区
	小浜漁港	若狭湾	小浜漁港海岸	小浜地区
	高浜漁港	若狭湾	高浜漁港海岸	高浜地区
計画期間	設計供用期間を目安 → 計画策定年度から50年間 計画期間内であっても、各対象施設の状態は時々刻々と変化するため、計画は適宜見直す。			
現状	建設後50年を経過する施設の割合： 令和3年度時点 15% → 10年後 34% → 20年後 66%		建設後50年を経過する施設の割合： 令和3年度時点 39% → 10年後 53% → 20年後 68%	
課題	急速な老朽化が進み、維持管理、更新・修繕に充当できる財源に限りがあるなかでの、施設の機能を安定かつ効率的に確保していくための施設の老朽化状況、必要性等を総合的に勘案した 計画的な維持管理			
対策の方針	① 点検に基づく健全度評価の実施 ・ 日常的なパトロールによる 日常点検 + 点検計画に基づく定期点検 ↳ 施設全体としての変状や防護機能の低下を把握するための健全度評価を4段階（A～D）で行う。 施設の状態（老朽化の発生による施設の性能の低下の程度）を4段階で評価 変状の程度を4段階で評価 （A：要事後保全、B：要予防保全、C：要監視階、D：異常なし） ② 健全度評価や優先度を踏まえた予防保全型による維持管理の実施 ・ 大規模な修繕や更新をできるだけ回避するため、従来の事後保全（対症療法）的な維持管理から計画的・予防保全的な維持管理への転換を図り、ライフサイクルコストの削減を図る。 ・ 健全度評価の結果に加え、背後地の状況等を総合的に勘案した優先度に基づき、修繕等の実施時期を決定する。			
対策の内容	漁港ごとに 策定した維持管理計画書に基づき、ライフサイクルコストの低減に向けた維持管理対策の実施を推進する。		海岸ごとに 策定した長寿命化計画に基づき、	
	修繕対策工法の選定においては、対象施設の変状の種類や程度を踏まえて新技術等の導入を検討し、ライフサイクルコストの観点から最適な工法を選定する			
	(表) 漁港施設の修繕対策補工法の例 (省 略)		(表) 海岸保全施設の修繕対策工法の例 (省 略)	
(参考) 国・県の指針等	・ 水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン（平成27年5月）（水産庁 漁港漁場整備部） ・ 水産基盤施設機能保全計画 策定の手引き（平成27年5月）（水産庁 漁港漁場整備部） ・ 水産基盤施設の維持管理点検マニュアル（令和2年9月）（水産庁 漁港漁場整備部 整備課）		・ 海岸保全区域等に係る海岸の保全に関する基本的な方針（平成11年）（農林水産大臣、国土交通大臣） ↳ 福井県の海岸保全基本計画 ・ 加越沿岸 海岸保全基本計画（平成14年6月） ・ 若狭湾沿岸 海岸保全基本計画（平成14年6月） ・ 海岸保全施設維持管理マニュアル（令和2年6月）（農林水産省 農村振興局 防災課） （農林水産省 水産庁 防災漁村課） （国土交通省 水管理・国土保全局 海岸室） （国土交通省 港湾局 海岸・防災課）	

この表からわかるように、長寿命化計画では対象施設や対策の内容などは記載しているが、いつどれだけ発生するか（年度ごとの支払予想額）についてはこの計画では把握できない。これについては、「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」において、「対象施設の機能保全計画を策定する。」として、その作成にあたっては、「水産基盤施設 機能保全計画策定の手引き」を参照されたい、としている。この「手引き」には機能保全計画において記載する内容として、次の事項を掲げている。

5) 施設現況調書
①施設の整備状況 ②施設管理状況及び課題
6) 施設機能診断結果
①簡易調査結果 ②詳細調査結果
7) 機能保全対策
①対策工法 ②対策時期 ③対策コスト ④コスト縮減効果 ⑤日常管理計画

この機能保全計画をすべての対象施設について行うことは多大な時間と労力が必要と思われる。県は、漁港施設のうち、外郭施設、係留施設および輸送施設について施設現況調書の作成と簡易調査を行い、日常点検計画に基づいた管理を実施している。

また、簡易調査において老朽化が進んでいると判断された施設については、詳細調査を行い、対策工法、対策時期、対策コストおよびコスト縮減効果についてさらに検討し、順次対策工事を進めている。

II. 監査の結果－漁港事業

今回の監査における漁港事業の指摘事項および意見の一覧は、以下のとおりである。

通番	指摘事項 No.	意見 No.	発見項目
1. 契約			
-	該当なし		-
2. 収入管理			
40	14		無許可の設置物について
41	15		使用等の許可申請における記載漏れについて
42	16		利用料等が免除となる施設利用の取扱いについて
43		27	利用料金の Web サイトにおける掲載について
44		28	利用予約方法について
45		29	Web による電子利用予約申請について
46	17		使用料等減免承認申請書の提出漏れについて
47		30	利用料金の計算について
48		31	漁協からの報告資料の検証について
49		32	利用料金の徴収について
50	18		消費税の適用誤りについて
3. 資産管理			
51		33	漁港台帳における施設の種類名・数量の単位の統一について
52		34	「第 1 表 総括表」中の「漁港区域内その他の施設」の記載について
53		35	「第 2 表 漁港施設明細表」の「種類」欄の記載について
54	19		定期的な現物確認の実施について
55	20		現物と漁港台帳の不一致について
56	21		現物と漁港台帳の不一致について
57	22		現物と漁港台帳の不一致について
58	23		海岸法施行規則に準拠した海岸保全区域台帳の作成について
4. 施設管理			
59		36	巡回パトロールに関するマニュアル整備について
60	24		許可のない立ち入り禁止ゲートおよび看板の設置について
61		37	老朽化した設備について
62	25		許可のない駐車場の白線について
63	26		堤防への落書きについて
64		38	清掃協力金を募る看板について
65	27		無許可の工作物の設置について
66	28		不法係留について
67	29		漁船の利用届について
68		39	船舶管理のための手法について
69	30		放置物について

通番	指摘事項 No.	意見 No.	発見項目
5. 目標設定			
71		40	目標設定について
6. 災害対策			
72		41	大規模地震への対応について
73		42	事前対策の目標年度の設定について
74		43	災害時の対応マニュアルの策定について
7. 指定管理施設			
75		44	利用予約について
76		45	Web サイトでの情報提供について
77		46	災害時マニュアルについて
78		47	未収債権の管理について

1. 契約

(1) 工事契約

①入札システム

福井県および県下のすべての市町は、電子入札を採用している。電子入札に関するシステムとして、入札を行う「電子入札システム」と入札に関する情報を閲覧する「入札情報サービスシステム」があり、それぞれ「公共工事」と「物品調達等」の Web サイトがある。これらを表にすると次のようになる。

		公 共 工 事	物 品 調 達 等
電子入札システム	名称	ふくい電子入札（公共工事）	福井県電子入札（物品等）
	調達機関	調達機関 /（県及び県下のすべての市町）	調達機関 /（県及び県下のすべての市町）
	入札方式	—（画面になし）	○ 物品、役務（一般競争、指名競争） ○ 物品、役務（随意契約）
入札情報サービスシステム	名称	ふくい入札情報サービス	福井県物品等入札情報サービス
	タブ	○ ホーム ○ 発注見通し ○ 入札予定・公告 ○ 過去の入札 ○ 入札結果 ○ 指名停止情報 ○ ヘルプ	○ ホーム ○ 入札公告 ○ 入札結果 ○ ヘルプ

(注)「/」はプルダウン選択

このうち入札情報サービスシステムの「入札結果」タブは、次のようになっており、条件を入力することにより誰でも検索できるようになっている。

		公 共 工 事	物 品 調 達 等
入札情報サービスシステム	入札結果	年度 /（平成30年度～令和6年度）	会計年度 /（平成30年度～令和6年度）
		機関名 /（県及び県下のすべての市町）	調達機関名 /（県及び県下のすべての市町）
		部局名 /	入札執行部署 /
		課係名 /	
		調達区分 / 工事、業務委託等	
		落札方式 / 価格競争、総合評価	
		入札方法 / 電子入札、紙	
		入札方式 : 指名競争入札、一般競争入札、随意契約、公募型指名競争入札、その他	入札方式 : 一般競争入札、指名競争入札、随意契約
工事種別 / 土木工事一式、建築一式工事、電気工事等	契約の種類 / 製造の請負、財産の買入れ、物品の借入れ、財産の売払い、物品の貸付け、その他		
入札書締切執行日（ ）	開札執行日範囲（ ）		
落札決定日（ ）			
文字列検索（ ）	文字列検索（ ）		

(注)「/」はプルダウン選択、「:」はラジオボタン選択、「（ ）」は文字入力

なお公共工事では、「入札方法」で「紙」による入札結果を検索できるが、令和4年度において6件だけであった。

②発注者と受注者の情報共有システム

入札後の受注者と発注者がインターネットを利用して工事に関する情報を共有するシステムとして「福井県情報共有システム」が運用されている。このシステムの概要は、次のとおりである。

定義	インターネットを利用して、受発注者間で工事施工中に関する様々な情報を共有し相互活用できるシステム
主な機能	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事関係書類（打合せ簿等）の提出・決裁機能 ・ システムでやり取した書類のダウンロード機能 ・ データ共有機能
期待効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務執行の効率化 <ul style="list-style-type: none"> 資料の保管・管理作業の効率化 協議・確認・伝達等の時間を短縮 資料再利用が容易 ・ コスト削減 <ul style="list-style-type: none"> 移動に必要な時間の短縮 ペーパーレス,省スペースの促進 ・ 品質の向上 <ul style="list-style-type: none"> 工事情報の一元管理 日々の情報整理が定着 電子納品データの品質向上
利用対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土木部および農林水産部が発注する工事（ただし営繕工事を除く）で、特記仕様書にて利用対象と明記している工事を対象とする。 ・ 平成27年10月より契約金額による段階的運用を行っており、令和3年4月以降は、2,500千円以上の公告する案件について利用することとしている。 ・ ただし、営繕工事や対象範囲外の工事であっても受注者より利用したい旨の申し入れがあった場合は、発注者はこれを承諾することとする。

・システム利用にあたっての事前協議

本システムの利用にあたっては、「情報共有システム 事前協議チェックシート（工事）」により、システム利用対象者および電子対象書類について事前協議を行う。

・工事帳票の処理（発議書類作成機能・ワークフロー機能・書類管理機能）

受注者または発注者が、情報共有システムで工事帳票の処理を行う場合、工事帳票（鑑）（4種類のみ）を「発議書類作成機能」（帳票（鑑）作成機能）により作成する。

鑑以外の帳票は、情報共有システム以外で作成し、添付資料として取り扱ってもかまわない。

工事帳票（鑑）作成時に入力した打合せ簿の種類の内容を利用して、電子納品等要領の管理項目の作成を自動化し作業を効率化する。

工事帳票の鑑を作成後、「書類管理機能」により、提出する工事帳票やその他資料を発議書類単位で取りまとめる。

	資料内容	情報共有システムで作成し、ワークフロー時に使用する 帳票様式 (鑑)
調査・設計成果	調査・設計成果報告書	—
	詳細設計図	—
設計図書	発注図	—
	数量総括表	—
	その他	—
写真	施工中写真など	—
施工計画	施工計画書、工事測量結果	工事打合せ簿 (施工計画)
施工体制	施工体制台帳、施工体系図	工事打合せ簿 (施工体制)
施工管理	現場における指示等	工事打合せ簿 (現場協議)
	関係機関協議資料	工事打合せ簿 (関係機関協議)
	材料確認	材料確認申請書兼使用材料一覧
	現場確認・立会	中間検査・事務所確認・確認・立会申請書兼記録書
安全管理	安全管理に関すること	工事打合せ簿 (安全管理)
工程管理	履行報告	工事履行報告書
出来形管理	出来形管理に関すること	工事打合せ簿 (出来形管理)
品質管理	品質管理に関すること	工事打合せ簿 (品質管理)
その他	その他	工事打合せ簿 (その他)

・情報共有システムの利用項目と利用対象者

情報共有システムの利用項目と利用対象者は、次の表のとおりである。

	実施項目	発注者							受注者		
		監督職員等	GL	所長・次長・課長等	検査職員等	その他関係者	工事監督委託 (現場技術者)	現場代理人	監理 (主任) 技術者	その他関係者	
受注者が契約申込時にユーザとして登録すべき対象者 (受発注者による事前協議事項)		必要	必要	必要	必要	不要	必要	不要	必要	必要	必要
発議書類作成・ワークフロー機能	工事帳票の作成・発議・受理・承諾承認状況の確認	○	■	■	■	□	□	□	■	■	□
書類管理機能	工事関係資料の保存・閲覧	○	■	■	■	■	■	■	■	■	■
連絡機能	工事関係者間のWebメールのやり取り	△	■	■	■	■	■	■	■	■	■
スケジュール管理機能	確認・立会の調整	△	■	■	■	■	■	■	■	■	■

システム利用者

○ : 「必須項目」情報共有システムを利用する工事で必ず実施する項目

△ : 「任意項目」個々の工事において利用を判断して実施する項目

システムの利用対象者

■ : 「登録・変更・閲覧が可能」電子データを登録・変更・閲覧が可能

□ : 「閲覧のみ実施」通常、電子データの閲覧のみ行う

③工事の進捗管理・工程管理

工事着手前の施工計画書提出時において、設計照査結果をふまえた当初設計図書・積算の内容把握・変更対応の有無を共有している。

工事期間中においては、毎月受注者から提出される工事履行報告書・工事月報を確認して、毎月の工事進捗を把握している。協議事項については、工事打合せ簿または情報共有システムにて詳細情報を共有し、その都度協議して対応方針を決裁している。

④工事契約の変更

県農林水産部は、設計変更の対象事項や必要な手続きなどを明らかにすることにより、改正品確法の基本理念に基づく必要な設計変更を適切に行い、公共工事の品質確保を図るため、平成27年3月に「工事請負・業務委託契約における設計・契約変更ガイドライン（案）」を策定し、その後同年12月に改訂している。そこでは、工事設計において設計変更が可能なケースと設計変更が不可能なケース、土木設計業務等において変更の対象となるケースと変更の対象とならないケースを整理している。これらケースを契約約款・仕様書の規定等と対応させて表にすると次のようになる。

工事請負・業務委託契約における 設計・契約変更ガイドライン（案）				
設計変更が可能なケース		土木設計業務等の変更の対象となり得るケース		
契約約款	ケース	契約約款 ①	契約約款 ②	ケース
第18条 第1項 (1)	設計図書の指示する内容が一致しない場合	第18条 第1項 第二号	第17条 (1)	設計図書の指示する内容が一致しない場合
第18条 第1項 (2)	設計図書に誤りや脱漏がある場合	第18条 第1項 第二号	第17条 (2)	設計図書に誤謬又は脱漏がある場合
第18条 第1項 (3)	設計図書の表示が明確でない場合	第18条 第1項 第三号	第17条 (3)	設計図書の表示が明確でない場合
第18条 第1項 (4)	設計図書に示された自然的または人為的な施工条件と実際の工事現場の状況が一致しない場合	第18条 第1項 第四号	第17条 (4)	設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合
第18条 第1項 (5)	設計図書で明示されていない施工条件について、工事の施工に支障があり、かつ、予期することのできない特別な状態が生じた場合	第18条 第1項 第五号	第17条 (5)	設計図書で明示されていない履行条件について、業務の履行に支障があり、かつ、予期することのできない特別な状態が生じたこと。
第19条	発注者が上記5項目以外に必要があると認める場合	第19条	第18条	発注者が上記5項目以外に必要があると認める場合
第20条	工事中止の場合	第20条	第19条	業務の中止の場合
第21条	受注者からの請求による工期の延長	第22条	第21条	受注者の請求による履行期間の延長の場合
第22条	発注者の請求による工期の短縮	第23条	第22条	発注者の請求による工期の短縮
—	「設計図書の照査」の範囲をこえるもの	仕様書① 第1-4条2	仕様書② 第5条2	「設計図書の点検」の範囲を超えるもの
第61条	約款に定めのない事項			
設計変更が不可能なケース		土木設計業務等の変更の対象とならないケース		
下記のような場合においては、原則として設計変更できない。		下記のような場合においては、原則として契約書第24条及び第25条の変更ができない。ただし、契約書第26条（臨機の措置）の場合はこの限りではない。		
1.	設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず受注者が独自に判断して施工を実施した場合	1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合		
2.	発注者と「協議」をしているが、協議の回答がない時点で施工を実施した場合	2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合		
3.	「承諾」で施工した場合	—		
4.	工事請負契約約款・土木工事共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合（契約約款 第18条～24条、共通仕様書 1-1-13～1-1-15）	3. 土木設計業務等委託契約書・設計業務等共通仕様書に定められている所定の手続きを経していない場合（設計：契約約款 第18条～第25条、共通仕様書 第1-20条～第1-23条）（測量：契約約款 第17条～第24条、共通仕様書 第21条～第24条）		
5.	正式な書面によらない事項（口頭での指示・協議等）の場合 (注) 契約約款：福井県工事請負契約約款	4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合 (注) 契約約款 ①：公共土木設計業務等委託契約約款 契約約款 ②：調査・測量業務等委託契約約款（農林水産部農村振興課） 仕様書 ①：設計業務共通仕様書（農林水産部農村振興課） 仕様書 ②：測量業務共通仕様書（農林水産部農村振興課）		

令和4年度に完成した工事総額500万円以上の工事について、各所管別に表示する。

○越前漁港事務所

案件名称 (令和4年度完成分)	入札方式			工事種別	当初予定		変更後の完成工事		増減率 実績/予定 (%)	予定と実績の差異の内容・理由	
	A	B	C		完成 年月日	工事総額 (税込)(円)	完成 年月日	工事総額 (税込)(円)		完成年月日	工事総額
水産物供給基盤機能保全事業 3-10工事 地方創生港整備推進交付金3- 2工事合併工事	●			土木一式工事	R4.7.22	22,990,000	R4.11.18	26,367,000	14.7	増工による	冬季風浪による堆砂状況の変化により、浚渫土量が増となったため。
水産物供給基盤機能保全事業 3-11工事	●			土木一式工事	R4.8.26	38,500,000	R4.6.30	35,761,000	-7.1	企業努力	撤去消波ブロックの破損状況に合わせ、撤去単価が減となったため。
水産物供給基盤機能保全事業 4-1工事	●			土木一式工事	R4.11.4	57,640,000	R4.8.10	57,761,000	0.2	企業努力	熱中症対策による現場管理費率の補正
水産物供給基盤機能保全事業 4-2工事	●			土木一式工事	R4.10.21	51,810,000	R4.7.19	51,810,000	0.0	企業努力	—
水産物供給基盤機能保全事業 4-3工事	●			土木一式工事	R4.11.4	54,868,000	R4.8.1	54,868,000	0.0	企業努力	—
水産物供給基盤機能保全事業 4-4工事	●			土木一式工事	R4.10.21	50,237,000	R4.10.3	68,299,000	36.0	企業努力	冬季風浪による海底地形の変化により、基礎捨石の投入数量が増となったため。
水産物供給基盤機能保全事業 4-5工事	●			土木一式工事	R4.11.11	40,590,000	R4.12.12	57,288,000	41.1	増工による	冬季風浪による消波工の変状に対し、消波ブロックを補充掘付したため。
水産物供給基盤機能保全事業 4-7工事 地方創生港整備推進交付金3- 4工事合併工事	●			土木一式工事	R4.12.23	6,325,000	R4.12.2	6,468,000	2.3	企業努力	施工実態調査費用(バックホウ浚渫工)
水産物供給基盤機能保全事業 4-8工事	●			土木一式工事	R5.3.24	10,120,000	—	10,120,000	0.0	—	—
水産物供給基盤機能保全事業 4-9工事	●			土木一式工事	R5.6.9	19,305,000	—	19,305,000	0.0	—	—
水産物供給基盤機能保全事業 4-10工事	●			土木一式工事	R5.8.10	45,100,000	—	45,100,000	0.0	—	—
水産物供給基盤機能保全事業 4-11工事 地方創生港整備推進交付金4- 1工事合併工事	●			土木一式工事	R5.6.30	12,430,000	—	12,430,000	0.0	—	—
海岸堤防等老朽化対策事業4- 1工事	●			土木一式工事	R4.12.16	52,800,000	R4.10.28	58,683,000	11.1	企業努力	前年度海中仮置きを行ったブロックが漂砂の影響により埋没していたため、浚渫工が増となったため。
海岸堤防等老朽化対策事業4- 2工事	●			土木一式工事	R5.3.10	33,000,000	R5.1.13	35,317,000	7.0	企業努力	事業全体の進捗を図るため、ブロック製作個数を増としたため。

(注) A:一般競争入札(事後審査型)、B:通常型指名競争入札、C:特命随意契約

○嶺南振興局

案件名称 (令和4年度完成分)	入札方式			工事種別	当初予定		変更後の完成工事		増減率 実績/予定 (%)	予定と実績の差異の内容・理由	
	A	B	C		完成 年月日	工事総額 (税込)(円)	完成 年月日	工事総額 (税込)(円)		完成年月日	工事総額
漁港機能保全事業その7工事	●			土木一式工事	R4.7.28	30,348,890	R4.5.16	31,053,000	2.3	企業努力	浚渫土量が増になったことにより、浚渫土搬出量が増したため
漁港機能保全事業その8工事	●			土木一式工事	R4.10.31	57,310,000	—	59,895,000	4.5	—	浚渫土の土質が当初想定より悪く現場外搬出が困難となり、セメント系固化材の添加量を増加したため
漁港機能保全事業その9工事	●			土木一式工事	R4.8.29	33,526,900	R4.8.8	33,506,000	-0.1	企業努力	潜水士による詳細調査の結果、施設の中中部の延長が当初設計よりも短いことが判明し、施工延長を減じたため
漁港機能保全事業その1工事	●			土木一式工事	R4.10.28	33,251,130	R4.9.20	33,814,000	1.7	企業努力	浚渫土量が増になったことにより、浚渫土搬出量が増したため
漁港機能保全事業その2工事	●			土木一式工事	R5.3.24	115,269,000	R5.3.10	115,654,000	0.3	企業努力	鋼矢板に付着したカキ殻の量が多かったため。
漁港機能保全事業その3工事	●			土木一式工事	R5.3.24	34,727,000	R5.2.20	34,771,000	0.1	企業努力	鋼矢板に付着したカキ殻の量が多かったため。
緊急自然災害防止対策事業その1工事	●			土木一式工事	R5.3.20	10,635,350	—	12,000,000	12.8	—	波浪対策事業を促進させるために、消波ブロック製作掘付の個数を増したため
漁港機能保全事業その5工事	●			土木一式工事	R5.3.24	31,958,300	R5.2.20	32,505,000	1.7	企業努力	浚渫土量が増になったことにより、浚渫土搬出量が増したため
漁港維持工事その9工事 海岸 維持工事その5工事 合併工事	●			土木一式工事	R5.3.24	6,758,888	—	8,536,000	26.3	—	現地再精査の結果、車両の横断が多い箇所への側溝を縦断用から強度の強い横断用に変更したため

(注) A:一般競争入札(事後審査型)、B:通常型指名競争入札、C:特命随意契約

設計変更や土木設計業務等の変更があった場合、「変更理由書」を作成することになっている。「変更理由書」は、変更理由がどの規定等に該当するかについて、規定の条番号・内容と対応させた丸数字を「該当条文」欄に記載し、具体的な変更理由を「理由」欄に上掲の表の「予定と実績の差異の内容・理由」にあるような文章で記載することになっている。

変更理由について、いくつかサンプリングして調べた結果、特に問題となるようなものは見当たらなかった。

(2) 委託契約

令和4年度における漁港関係の委託契約のうち契約金額が500万円以上のものを金額が大きい順に所管別に表にしたものが下記の表である。

6件すべてが指名競争入札であった。この6件の指名競争入札における平均請負率は91.4%であり、最高は94.8%、最低は80.2%であった。また、平均入札数は8.1であった。

6件のうち5件が、当初契約金額を増額変更している。その理由は次のとおりである。

○No. 2 嶺南振興局／漁港機能保全事業 測量設計業務委託その5

当初契約金額 8,646千円、最終契約金額 9,009千円、増減率 4.2%

(増額理由) 発注後、詳細に現地調査を行った結果、導流堤の構造が測点により異なっていることが分かり、導流堤の構造を把握するため測量箇所を追加したため。

○No. 3 嶺南振興局／漁港機能保全事業 地質調査業務委託その3

当初契約金額 5,874千円、最終契約金額 7,216千円、増減率 22.8%

(増額理由) 土質調査を行った結果、土質が想定よりも悪いことが判明し、周辺を含めた土質の把握をする必要が生じ、ボーリング調査箇所を1箇所追加したため。

○No. 4 越前漁港事務所／県単漁港維持補修事業設計業務委託4-1

当初契約金額 4,496千円、最終契約金額 5,632千円、増減率 25.2%

(増額理由) 当初は、消波工の補修で対策する予定だったが、現況断面の安定計算の結果消波工だけではなく護岸本体工を含めた施設全体での対策を検討する必要が生じ、護岸本体の対策に係る検討項目の追加をしたため。

○No. 5 越前漁港事務所／水産物供給基盤機能保全事業 設計業務委託3-3

当初契約金額 4,391千円、最終契約金額 5,211千円、増減率 18.7%

(増額理由) 当初は消波工の補修で対策する予定だったが、水産庁と協議の結果、予防保全的観点から護岸上部工を含めた対策工を検討する必要があると判断されたことから、護岸上部工の対策に係る検討項目の追加をしたため。

○No. 6 嶺南振興局／海岸維持工事 調査設計業務委託

当初契約金額 4,752千円、最終契約金額 5,071千円、増減率 6.7%

(増額理由) 発注後詳細調査を行った結果、想定より橋梁が損傷・劣化していることが判明し、調査範囲の追加をしたため。

契約金額が500万円未満の委託契約においては、指名競争入札はなく、すべて一般競争入札または随意契約であった。契約金額が当初の金額から変更されたものは増額が3件、減額が3件あったが、すべて10%未満であった。

上記の契約金額が500万円以上の委託契約の増額変更の理由について、No. 2、No. 3、No. 6は、契約後に詳細な調査を行ったことによる増額、No.4、No. 5は、契約時に予定していた補修方法では不十分であると契約後に判断し検討項目を追加したことによる増額である。これらは、契約前に詳細な調査または検討を行うことを決定し、それを契約に含めておけば契約を増額変更せずに済んだと思われる。しかし、詳細な調査・検討は必要な場合は行わなければならないことであり、詳細な調査・検討が必要かどうか事前に判明しない場合には、それを契約に含めないことはできるだけコストを抑えるという観点からは合理的である。ただ、契約後に詳細な調査・検討を追加したために契約にそれを含めていた場合より過大なコストが発生してしまうといったことがないようにしなければならないことは言うまでもない。

漁港関係の委託契約について検討した結果、特に問題点は見当たらなかった。

【漁港関係の委託契約のうち契約金額が500万円以上のもの】

No.	所管	委託事業の名称	事業の概要	委託先	契約金額(円)			契約方法	随意契約理由	人数	請負率(%)	契約期間	完了年月日
					最終	当初	増減率(%)						
1	嶺南振興局	漁港機能保全事業 地質調査業務委託その5 高浜漁港 大飯郡高浜町塩土	調査ボーリング 33.7m	株式会社 A	12,144,000	14,080,000	△ 13.8	指名	—	8	94.1	R5.2.22 ~ R5.8.31	R5.8.28
2	嶺南振興局	漁港機能保全事業 測量設計業務委託その4 日向漁港 三方郡美浜町日向	深浅測量 1 式 導流堤補修設計 1 式	株式会社 B	9,009,000	8,646,000	4.2	指名	—	8	94.8	R4.10.12 ~ R5.3.15	R5.3.15
3	嶺南振興局	漁港機能保全事業 地質調査業務委託その3 日向漁港 三方郡美浜町日向	調査ボーリング 60.0m	株式会社 B	7,216,000	5,874,000	22.8	指名	—	8	94.6	R4.10.12 ~ R5.3.15	R5.3.15
4	越前漁港事務所	具单漁港維持補修事業設計業務委託4-1	基本設計 1 式、 実施設計 1 式	株式会社 C	5,632,000	4,496,800	25.2	指名	—	13	80.2	R4.6.16 ~ R5.3.24	R5.3.24
5	越前漁港事務所	水産物供給基盤機能保全事業/ 設計業務委託3-3	基本設計 1 式、 実施設計 1 式	株式会社 D	5,211,600	4,391,200	18.7	指名	—	15	80.5	R4.3.25 ~ R5.2.28	R5.2.28
6	嶺南振興局	海岸維持工事 調査設計業務委託 高浜漁港海岸 大飯郡高浜町塩土	塩土遊歩道橋調査設計 1 式	株式会社 A	5,071,000	4,752,000	6.7	指名	—	10	93.5	R4.10.13 ~ R5.3.15	R5.3.13

2. 収入管理

(1) 使用等の許可

漁港事業に係る管理事務の1つとして料金の徴収事務がある。徴収する料金には、漁港施設の荷捌場・物揚場・棧橋・船揚場についての使用料、工作物を伴う占有・その他の占有についての占有料、水揚量に基づく漁船利用料などがある。

漁港施設使用者は、漁港施設を利用する際、それが目的利用である場合は福井県漁港管理条例第9条および漁港漁場整備法施行細則第3条各項の所定の利用届出書を、県に提出しなければならない。また、その利用が目的外利用や占有等である場合は福井県漁港管理条例第11条、第12条および漁港漁場整備法施行細則第2条各項の所定の許可申請書を県に提出しなければならないこととなっている。県では、漁港施設使用者から提出された所定の利用届出書によって利用実態を把握するとともに、許可申請書に基づき、その使用許可をその都度行っている。

○福井県漁港管理条例

(利用の届出)

第九条 甲種漁港施設（航路および指定管理施設を除き、輸送施設および漁港環境整備施設については規則で定めるものに限る。）をその目的に従い利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

(利用の許可等)

第十一条 甲種漁港施設をその目的以外の目的に利用しようとする者は、規則で定めるところにより知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、前項の許可に当該甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。

3 第一項の許可の期間は、一年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。

(占有等の許可等)

第十二条 甲種漁港施設（水域施設を除く。以下この条において同じ。）を占有し、または甲種漁港施設に工作物を新築し、改築し、もしくは増築しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。ただし、漁港漁場整備事業の施行に係る行為、この条例（この項を除く。）の規定によつてする行為または規則で定める軽微な行為については、この限りでない。

2 前項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

3 知事は、前二項の許可に当該甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。

4 第一項または法第三十九条第一項の許可の期間は、十年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認めた場合は、この限りでない。

○漁港漁場整備法施行細則

(許可等の申請等)

第二条 次の各号に掲げる許可もしくは認可を受けようとする者または協議をしようとする者は、当該各号に定める書面を知事に提出しなければならない。

一 法第二十四条第一項後段（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の許可 土地立入（水面使用）許可申請書（様式第一号）

二 法第三十七条第一項の許可 漁港施設形質変更等許可申請書（様式第二号）

三 法第三十八条の認可 漁港施設利用方法（変更）・使用料徴収（料率変更）認可申請書（様式第三号）

四 法第三十九条第一項の許可

イ 工作物の建設または改良 工作物建設（改良）許可申請書（様式第四号）

ロ 土砂の採取 土砂採取許可申請書（様式第五号）

ハ 土地の掘削または盛土 土地掘削（盛土）許可申請書（様式第六号）

ニ 汚水の放流または汚物の放棄 汚水放流（汚物放棄）許可申請書（様式第七号）

ホ 水面または土地の一部の占用 水面（土地）一部占用許可申請書（様式第八号）

五 法第三十九条第四項の協議 漁港区域内許可行為協議書（様式第九号）

六 条例第六条第一項ただし書の許可

イ 危険物等を積載した船舶の停けい泊 危険物等積載船舶停けい泊許可申請書（様式第十号）

ロ 危険物等の荷役または蔵置 危険物等荷役（蔵置）許可申請書（様式第十一号）

七 条例第八条第四項ただし書の許可 陸揚輸送等区域内停けい泊許可申請書（様式第十二号）

八 条例第十一条第一項の許可 甲種漁港施設目的外利用許可申請書（様式第十三号）

九 条例第十二条第一項の許可 甲種漁港施設占用等許可申請書（様式第十四号）

十 条例第十二条第二項の許可 許可事項変更許可申請書（様式第十五号）

2 条例第十二条第一項ただし書の規則で定める軽微な行為は、その地域内に条例第十二条第一項の甲種漁港施設が存在する漁業協同組合またはその組合員が漁業を営むためにする当該甲種漁港施設の占用であって、工作物の設置が伴わないものとする。

(届出等)

第三条 次の各号に掲げる届出または報告は、当該各号に定める書面によりするものとする。

一 法第三十四条第二項の規定による届出 漁港管理規程制定（変更）届（様式第十六号）

- 二 条例第三条第三項の規定による届出（指定管理施設（条例第二十一条第三項に規定する指定管理施設をいう。以下同じ。）に係るものを除く。） 甲種漁港施設滅失（損傷・汚損）届（様式第十七号）
 - 三 条例第九条の規定による届出 甲種漁港施設利用届（様式第十八号）
 - 四 条例第十三条の規定による届出 行為完了（中止・廃止）届（様式第十九号）
 - 五 条例第十四条の規定による届出 住所・氏名変更届（様式第二十号）
- 2 前項第三号に掲げる届出の場合において、漁業協同組合がその地区内に所在する漁港を利用するとき、または漁業協同組合連合会が漁港を利用するときは、甲種漁港施設利用届に利用船舶一覧表（様式第二十三号）および漁港施設利用計画書を添えてするものとする。

使用等の許可は、基本的に漁港施設使用者からの許可申請をもとに個別に許可判断がなされるため、そもそも漁港施設使用者からの許可申請自体が提出されなければ、許可判断そのものが下せない。つまり、漁港施設使用者が無許可で漁港施設を利用している場合は、許可申請の状況のみを確認しているだけでは不十分ということである。実際に、漁港施設の現場視察を実施したところ、鷹巣漁港を除く県管理下にある漁港で、下記の通り、無許可の設置物が確認されている。

港湾名	無許可の設置物
栲崎漁港	・ 防雪防暑施設に隣接している小屋
	・ 港に長期間置かれている漁具等
	・ 自販機2台
越前漁港	・ 漁具倉庫
	・ 漁港の外灯
	・ 岸壁に設置された水道管
早瀬漁港	・ 陸揚げされ保管されている船
	・ 船の台車
	・ 小屋
日向漁港	・ 大量の漁具や作業小屋、いけす等
	・ 釣り堀付近の道路沿いに設置された小屋
	・ 釣り堀付近の陸揚げされた船
	・ 釣り堀付近の簡易トイレ
小浜漁港	・ 陸揚げされた船舶
	・ 船台
	・ 船具
	・ 小屋
	・ 駐車場の私的利用
	・ ステップ台
	・ 船揚げ設備・レール
	・ 駐車場に置いてある釣り場用の浮きドック
	・ 駐車できないように設置されたロープ・木材等
・ 駐車場に積まれている砂利等	
高浜漁港	・ 陸揚げされた船舶、ボート
	・ 船台
	・ 漁具

無許可の占用状況として特に目立ったのが日向漁港である。日向漁港は日本海に面する外港と、三方五湖のひとつである日向湖の内港からなるが、その内港側の沿岸には漁港町が広がっている。この漁港町と沿岸は近接しているが、この近接敷地内に許可を得ることなく、大量の漁具を備え置いたり、作業小屋やいけす等を設置したりしている状態であった。

不適切な漁港施設の利用が継続した場合には、使用料等の徴収漏れが発生し公平性を欠くとともに、他の漁港施設使用者の機会を不当に制限することに繋がりがねないが、県は、不適切な利用状況が発生している事実を認識していない、または、放置している状況にある。

県は、各漁港への定期的なパトロール等を通して、漁港施設が適切に利用されているか、利用届出や使用許可のないまま漁港施設が利用されていないかを確認すべきである。もし、適切でない使用が認められる場合には、漁港施設使用者に対して撤去ないし利用届出書や許可申請書の提出を求めるなどの指導および監督を適切に実施する必要がある。

また、不適切な利用を行う漁港施設利用者に対しては、違反回数に応じて対応処理を決めるなど、福井県漁港管理条例第35条（罰則）の適用を含め、厳正な対応を行うことも検討すべきである。

指摘事項 14	無許可の設置物について
<p>漁港施設の現場視察を実施したところ、無許可の設置物が数多く確認された。</p> <p>県は、各漁港への定期的なパトロール等を通して、漁港施設が適切に利用されているか、利用届出や使用許可のないまま漁港施設が利用されていないかを確認すべきである。もし、適切でない使用が認められる場合には、漁港施設使用者に対して撤去ないし利用届出書や許可申請書の提出を求めるなどの指導および監督を適切に実施する必要がある。</p> <p>また、不適切な利用を行う漁港施設利用者に対しては、違反回数に応じて対応処理を決めるなど、福井県漁港管理条例第35条（罰則）の適用を含め、厳正な対応を行うことも検討すべきである。</p>	

使用等の許可が出されている場合でも、その内容が不正確であるものも確認された。鷹巣漁港では、荷捌き施設横の燃料供給施設については、占用許可のある荷捌き施設の申請面積内にあるが、占用許可申請書上、燃料供給施設自体の追記記載がなく、燃料供給施設の認識が漏れている状況であった。また、早瀬漁港でも同様に、占用許可のある漁船建造修理施設内に新たにクレーンが追加されているが、占用許可申請書上、クレーン自体の追加記載がなく、クレーンの認識が漏れている状況となっていた。

指摘事項 15	使用等の許可申請における記載漏れについて
<p>鷹巣漁港では、荷捌き施設横の燃料供給施設については、占有許可のある荷捌き施設の申請面積内にあるが、占有許可申請書上の記載がない。また、早瀬漁港では、占有許可のある漁船建造修理施設内に新たにクレーンが追加されているが、占有許可申請書上の記載がない。</p> <p>使用等の実態を認識し、施設を適切に管理するために、許可申請にあたっては申請書の内容記載を正確に求める必要がある。</p>	

小浜漁港の敷地内に供養塔が置かれていた。この供養塔は、魚介類の供養のために建てられたもので、その昔は小浜漁港施設外に建てられていたが、いつからか漁港施設内に移動されたものではないか、とのことであった。この供養塔については、利用許可申請書も使用料等減免承認申請書も提出されていなかった。

供養塔とはいえ、漁港施設に置かれている場合は、利用許可申請書が必要であり、また、その性質上免除で問題ないと判断するのであれば、使用料等減免承認申請書の提出を受けたくうえで施設利用料を免除する必要がある。

指摘事項 16	利用料等が免除となる施設利用の取扱いについて
<p>小浜漁港の敷地内に供養塔が置かれていたが、利用許可申請書も使用料等減免承認申請書も提出されていなかった。</p> <p>利用料が免除となる施設利用の場合でも、漁港施設の利用を前提に利用許可申請書が必要であり、また、その性質上免除で問題ないと判断するのであれば、使用料等減免承認申請書の提出を受けたくうえで施設利用料を免除する必要がある。</p>	

(2) 条例における利用料金

① 漁港の使用料等

漁港の使用料等は、「福井県漁港管理条例」において、以下のとおり定められている。

別表第一（第十六条関係）

一 甲種漁港施設（指定管理施設を除く。）を利用する場合の使用料

漁港施設の種類	区 分	単 位	料金 (円)
岸壁 物揚場 栈橋 船揚場	漁船法の規定 に基づく登録を 受けた漁船	—	水揚げ 金額の 0.05%
	その他の船舶	総トン数 1 トン ごとに 1 日 につき	5.5
漁港施設用地		1 m ² ごとに 1 日 につき	2.2

備考

- 1 トン未満の端数は1トンに、1m²未満の端数は1m²に切り上げる。
2. 使用料の1件当りの金額が100円未満のときは、100円とする。

二 甲種漁港施設を占有する場合の占有料

区 分		単 位	料金 (円)	
工作物の設置 を伴う占有	漁獲物荷さばき所の設置	1 m ² ごとに 1 年 につき	104	
	電柱・支柱・支線その他これらに類する工作物の設置	1 本 ごとに 1 年 につき	1,500	
	鉄塔の設置	1 基 ごとに 1 年 につき	1,645	
	管類の設置	外径20cm未満の管類	1 m ごとに 1 年 につき	200
		外径20cm以上の管類		260
	その他の工作物 の設置	水産業協同組合による設置	1 m ² ごとに 1 年 につき	146
その他の者による設置		209		
その他の占有	組合による占有	1 m ² ごとに 1 月 につき	16	
	その他の者による占有		34	

備考

- 1 m²未満の端数は1m²に、1m未満の端数は1mに切り上げる。
- 2 占有料が年額で定められている場合において占有期間が1年未満のときは月割りにより計算し、月額で定められている場合において占有期間が15日未満のときは月額の半額とする。
- 3 占有料の1件当りの金額が100円未満のときは、100円とする。
- 4 消費税および地方消費税が課される場合は、1.1倍の金額とする。

別表第二（第十七条関係）

一 土砂採取料

区 分	算 定 単 位	金 額 (円)
砂および土砂、切り込み砂利、砂利、栗石、玉石	1 m ³ につき	136.4

備考

- 1 採取する土砂等の数量に1m³未満の端数があるときは、当該端数を1m³とする。
- 2 土砂採取料の総額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

二 水域および公共空地を占用する場合の占用料

区 分		算 定 単 位	金 額 (円)	
栈橋	の設置	1 m ² ごとに1月 につき	55	
船舶係留施設	の設置	1 m ² ごとに1月 につき	16	
広告物	の設置	1 m ² ごとに1月 につき	167	
漁業用工作物	の設置	1 m ² ごとに1月 につき	34	
電柱、支柱、支線その他 これらに類する工作物	の設置	1 本 ごとに1年 につき	1,500	
鉄塔	の設置	1 基 ごとに1年 につき	1,645	
管類	外径20cm未満の管類	の設置	1 m ごとに1年 につき	200
	外径20cm以上の管類		1 m ごとに1年 につき	260
公共空地におけるその他の工作物		の設置	1 m ² ごとに1月 につき	55
その他の占用			1 m ² ごとに1月 につき	34

備考

- 1 占用面積または占用物件の長さに1mまたは1m未満の端数があるときは、当該端数を1mまたは1mとする。
- 2 占用期間が1月未満のときは1月として計算し、1年未満のときは月割りにより計算する。
- 3 広告物の設置は、その表示面積により計算する。
- 4 占用料の1件当りの金額が100円未満のときは、100円とする。
- 5 消費税および地方消費税が課される場合は、1.1倍の金額とする。

別表第三（第二十九条関係）

区分	算定単位	限度額 (円)
防波堤	艇長 1 m ごとに 1 日 につき	31.43
護岸		
岸壁		
物揚場		
栈橋		
泊地	艇長 1 m ごとに 1 日 につき	20.95

- 1 1m未満の端数は1mに切り上げる。
- 2 利用料金の1件当りの金額が100円未満のときは、100円とする。

②海岸保全区域（漁港海岸）における占用料等

海岸保全区域（漁港海岸）における占用料等は、「海岸法施行条例」において、以下のとおり定められている。

別表（第五条関係）

一 占用料

種 類		単 位	金額 (円)
仮設建築物		1 m ² ごとに 1 年 につき	150
建築物または構築物			290
物置場または物干場			
ヒューム管理設	口径30cm未満	1 m ごとに 1 年 につき	200
	口径30cm以上		260
電柱または支柱		1 本 ごとに 1 年 につき	1,500
鉄塔またはこれに類するもの		1 基 ごとに 1 年 につき	1,645
耕作	田	1 m ² ごとに 1 年 につき	10
	畑		5

- ※ 占用の期間が1年未満のときは月割とし、1月未満の時は1月として徴収する。
- ※ 占用料の算定に当っては1m²または1m未満の端数が生じたときは、これを1m²または1mに切り上げるものとする。
- ※ 占用料の総額が100円に満たないときは、これを100円に切り上げて徴収する。
- ※ 消費税および地方消費税が課される場合は、1.1倍の金額とする。

二 土砂採取料

種 類	単 位	金額 (円)
土砂、砂または土	1 m ³ ごとに	136.4
砂利		
くり石（径0.1m以上0.2m未満）		
玉石（径0.2m以上0.35m未満）		
石材（径0.35m以上）		199.1

- ※ 採取料の算定に当たって1m³未満の端数が生じたときは、これを1m³に切り上げるものとする。
- ※ 採取料の総額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(3) 収入の推移

平成30年度から令和4年度までの収入の推移は、以下のとおりである。

① 漁港の使用料等の収入の推移

(単位：千円)

漁港施設の 種類	区分	所管	歳入額				
			H30	R1	R2	R3	R4
岸壁 物揚場 棧橋 船揚場	漁船法の規定 に基づく登録を 受けた漁船	越前漁港事務所	1,440	1,512	1,365	1,472	1,499
		嶺南振興局	601	608	548	551	587
		計	2,041	2,120	1,913	2,023	2,087
	その他の船舶	越前漁港事務所	309	436	414	413	308
		嶺南振興局	164	17	0	10	32
		計	474	453	415	423	341
漁港施設用地	—	越前漁港事務所	6	108	-	17	107
		嶺南振興局	-	-	-	4	-
		計	6	108	-	20	107
合計		越前漁港事務所	1,756	2,056	1,779	1,901	1,915
		嶺南振興局	765	626	548	564	620
		計	2,520	2,682	2,327	2,466	2,534

○ 甲種漁港施設を占有する場合の 占用料

(単位：千円)

所管	歳入額				
	H30	R1	R2	R3	R4
越前漁港事務所	2,915	2,787	2,794	2,797	2,803
嶺南振興局	4,796	4,817	4,651	5,211	5,261
計	7,711	7,604	7,444	8,008	8,064

○ 土砂採取料

(単位：千円)

所管	歳入額				
	H30	R1	R2	R3	R4
越前漁港事務所	-	-	-	-	-
嶺南振興局	-	0	-	-	0
計	-	0	-	-	0

○ 水域および公共空地を占有する場合の 占用料

(単位：千円)

所管	歳入額				
	H30	R1	R2	R3	R4
越前漁港事務所	1	-	-	3	2
嶺南振興局	1,234	1,225	2,178	2,302	2,871
計	1,236	1,225	2,178	2,305	2,873

○ 指定管理施設における利用料金

(単位：円)

所 管	所 管	歳 入 額				
		H30	R1	R2	R3	R4
防波堤、護岸、 岸壁、物揚場、 棧橋	小浜漁港指 定管理施設 管理者	9,289	8,326	8,838	9,608	9,331
泊地		499	476	539	535	557
	計	9,788	8,802	9,377	10,143	9,888

②海岸保全区域（漁港海岸）における占用料等の収入の推移

○ 占用料

(単位：千円)

所 管	歳 入 額				
	H30	R1	R2	R3	R4
越前漁港事務所	24	24	24	22	24
嶺南振興局	1,395	1,363	1,310	1,325	1,374
計	1,419	1,387	1,334	1,347	1,398

○ 土石採取料

越前漁港事務所および嶺南振興局水産漁港課において、土石採取料は5年間発生していない。

(4) 利用料金の Web サイトにおける掲載

上掲の福井県漁港管理条例と県の水産課の利用料金が掲載されているWebサイトを見比べると、条例には記載されているが、Webサイトには掲載されていない料金がいくつかある。

また、消費税については、条例・Webサイトともに税抜金額であり、課税取引への対応として注書きで「消費税および地方消費税が課される場合は、1.1倍の金額とする。」と記載されている。しかし、料金が記載されている取引についてこの取引が課税取引の場合と非課税取引の場合の両方がある取引は限られ、Webサイト閲覧者にとって税抜料金なのか税込料金なのか判断しづらい。

意見 27	利用料金のWebサイトにおける掲載について
<p>条例には記載されているが、Webサイトには掲載されていない料金がいくつかある。またWebサイトにおける利用料金が掲載されている取引が課税取引なのか非課税取引なのか判断しづらい。</p> <p>県のWebサイトには、実際の取引がない、または、わずかであっても条例記載の料金を掲載し、また、その金額は課税取引なのか非課税取引なのかを明示するのが望ましい。</p>	

(5) 利用申請について

利用申請は、利用者により漁港事務所へ電話等により空き状況の問い合わせ後、漁港事務所は、福井県漁港管理条例第10条および福井県漁港魚場整備法施工細則第2条各項の所定の許可申請書を利用者に書面により提出させ利用許可書を発行している。

県や市町村への手続きの申請・届出は、自宅や会社などから「どこでも」、インターネットを利用して行うことができる『電子申請サービス（ふくe-ねっと）』という電子申請サービスが整備されており、電子利用申請が可能となっているが、現状、書面運用が多く、利用申請事務が非効率となっている状況であった。

すなわち、利用申請については、漁港施設利用届等を書面にて提出する申請が大半であり、Webによる電子利用申請へ移行できていない。書面による申請は事務手続きが煩雑であり、電子利用申請に移行し事務手続きや事務コストの省力化を図っていくことが望まれる。

Webによる電子利用申請が進まない理由として、Webによる電子利用予約申請がどこからできるのかが不明瞭であり、また、電子申請できることの周知が不十分であることが考えられる。

利用申請方法について、書面での申請からWebによる電子利用予約申請にスムーズに移行するためにも、所管する事務所（越前漁港事務所、嶺南振興局）において、書面で申請してきた方へ電子利用申請できることを個別に案内するなどし、周知を図る、県の申請書様式ダウンロードサイトや所管する事務所のWebサイトにおいて、書面での申請でなく、電子でも申請ができる旨をWebサイトに記載する、電子申請サイト『電子申請サービス（ふくe-ねっと）』へのリンクを付けるなど、利用者が書面から電子へ移行しやすいよう配慮したWebサイトの構成にし、利用者にとってより利用しやすい環境を整備することが望まれる。

意見 28	利用予約方法について
<p>利用予約方法について漁港施設利用届等を書面にて提出する予約方法が大半であり、Webによる電子利用予約申請へ移行できていない。書面による申請は事務手続きが煩雑であり、電子利用予約申請に移行し事務手続きや事務コストの省力化を図っていくことが望まれる。</p>	

意見 29	Webによる電子利用予約申請について
<p>現状、県においてWebによる電子利用申請システムが設けられているものの、Webによる電子利用予約申請が進んでいない。</p> <p>書面での申請からWebによる電子利用申請にスムーズに移行していくためにも、所管する事務所（越前漁港事務所、嶺南振興局）において、書面で申請してきた方へ電子利用申請できることを個別に案内するなどし、周知を図る、県の申請書様式ダウンロードサイトや所管する事務所のWebサイトにおいて、書面での申請でなく、電子でも申請ができる旨を記載する、電子申請サイト『電子申請サービス（ふくe-ねっと）』へのリンクを付けるなど、利用者が書面から電子へ移行しやすいよう配慮したWebサイトの構成にし、利用者にとってより利用しやすい環境を整備することが望まれる。</p>	

（6）利用料金の減免・免除

利用料金の減免・免除について、福井県漁港管理条例第16条第3項および福井県漁港整備法細則第7条にもとづき利用料金の減免・免除を行っており、利用者は使用料等減免承認申請書を漁港事務所へ提出することとなっている。

利用料金の減免・免除がされている利用について、利用許可申請書と使用料等減免承認申請書を閲覧し、適切に減免・免除の手続きが行われているか確認した。

日向漁港に設置してあるコミュニティバスのバス停、小浜漁港において設置してある養殖いかについては免除対象とし使用料は徴収していないが、免除に関して使用料等減免承認申請書が提出されていなかった。

指摘事項 17	使用料等減免承認申請書の提出漏れについて
<p>日向漁港に設置してあるコミュニティバスのバス停、小浜漁港において設置してある養殖いかについては免除対象とし使用料は徴収していないが、免除に関して使用料等減免承認申請書が提出されていなかった。</p> <p>条例に基づき減免申請手続を経たうえで減免にすべきである。</p>	

○福井県港漁港管理条例

(使用料等)

第十六条 甲種漁港施設を利用する者（第二十六条第一項の許可を受けて指定管理施設を利用する者を除く。）は、別表第一に掲げる使用料または占用料（以下「使用料等」という。）を納付しなければならない。

- 2 使用料等は前納しなければならない。ただし、知事の承認を受けた場合は、この限りでない。
- 3 知事は、規則で定める特別の事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料等を減免し、または分納させることができる。
- 4 既に納付された使用料等は、返還しない。ただし、知事が利用者の責めに帰すべき事由がないと認める場合は、この限りでない。

○福井県漁港漁場整備法細則

(使用料等または土砂採取料等の免除または分納の申請)

第七条 条例第十六条第三項または第十七条第三項の規則で定める特別の事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 公用、公共用または公益の用に供するため利用すること。
- 二 震災、風水害、津波、火災等の災害により利用の目的が達しがたくなつたと認められること。
- 三 その他知事が認める特別の事由

- 2 条例第十六条第三項または第十七条第三項の規定による減免または分納を受けようとする者は、使用料等（土砂採取料等）減免承認申請書（様式第二十六号）または使用料等（土砂採取料等）分納承認申請書（様式第二十七号）を知事に提出しなければならない。

(7) 利用料金の徴収

利用料金の徴収については、利用者の利用後に納入通知書を送付し、振込により回収している。原則、現金での徴収の取り扱いはない。未収債権の発生状況についても、納期限を超えて未収となっている利用料は発生していない。納期限を超えた場合、電話等により支払の督促を行っているということであった。

利用料金の徴収方法について担当者への質問および書類の閲覧を通じて適切に利用料金の徴収手続が行われているか確認した。

意見 30	利用料金の計算について
<p>利用料金の算定について、過去に誤請求を行ったことがあったことから、請求時に料金表との照合、複数人での計算チェックを行っているが、すべて電卓による手計算になっている。また、そもそもの料金の試算についても電卓による手計算が行われている。</p> <p>利用料金の算定について、手計算で複数人にて計算チェックを行っているが工数がかかり過ぎるため、事務を効率化するためにも料金の試算についてはエクセル等でフォームを作成し自動計算させ手計算をなくすように改善すべきである。</p>	

意見 31	漁協からの報告資料の検証について
<p>漁港使用料については、漁協からの利用関連の書類報告に基づき利用料を請求しているが、漁協からの報告について、資料の検証が実施されていないため、過少に報告されたとしても発見できず、過少請求となる可能性がある。</p> <p>漁港使用料の算定に当たっては、県は、漁協からの書類のみでの確認ではなく、定期的に一部について実際の状況も確認した上での資料作成方法の確認や監査を実施し、利用料の計算基礎資料の正確性も担保する必要がある。</p>	

意見 32	利用料金の徴収について
<p>利用料金の徴収は利用者へ紙の納入通知書を郵送し、料金の支払いを依頼している。</p> <p>印刷・郵送コスト、事務手続の負担を鑑みると、納入通知書を郵送して支払いを依頼するのではなく、電磁的な方法で料金の通知を行えるよう改善すべきである。また、納入通知書では県内の金融機関しか対応できないため、県外の場合、取り扱い可能な銀行がより限定されるため、利便性が劣る。より簡単に支払いできるように、電子マネーやクレジットカードでの支払方法に対応できるように改善すべきであり、また、それに併せて徴収事務手続の見直しをすることが望ましいと考える。</p>	

(8) 消費税について

小浜漁港において、消費税がかかる占用料の徴収の際、消費税を徴収していない占用料が見受けられた。

例えば、沈没漁船の引き上げ後の漁船置き場の占用料について、利用の期間は、「令和4年8月19日から同年9月17日」とされており、利用の面積は「50㎡」で許可申請書が提出されていた。県はそれに対して許可を行っている。そして、使用料は、福井県漁港管理条例第16条第1項に基づき、「50㎡×34円/月・㎡×1ヶ月＝1,700円」を徴収した。

別表第一（第十六条関係）および別表第二（第十七条関係）に記載があるとおり、占用料については、「消費税等が課される場合は、その算定した額に1.1を乗じて得た額とする。」と規定されている。また、消費税法基本通達6-1-7では、「国又は地方公共団体等がその有する海浜地、道路又は河川敷地（地上及び地下を含む。）の使用許可に基づき収受する公有水面使用料、道路占

用料又は河川占用料は、いずれも土地の貸付けに係る対価に該当するものとして取り扱う。」とされており、国税庁WebサイトのタックスアンサーNo6225では、「土地の譲渡や貸付けは、消費税の課税の対象とならないこととされています（非課税取引）。なお、土地の貸付けのうち、貸付けに係る期間が1か月に満たない場合および駐車場その他の施設の利用に伴って土地が使用される場合は、非課税にはなりません。」とされている。

以上から、1ヶ月未満の漁船置き場の占用料については、消費税が非課税ではなく課税となるため、算定された額1,700円に消費税10%を加算した合計額1,870円を徴収するべきであったと考えられる。

消費税については、消費税法やその他消費税に関連する法令から課税か非課税か等を判断しなければならないため、簡単ではないものの、法令等で定められているため準拠が必要である。占用料等の消費税について、今一度、何が課税で何が非課税か等を明確にしておく必要がある。

指摘事項 18	消費税の適用誤りについて
<p>小浜漁港において、貸付けに係る期間が1か月に満たない土地の貸付に係る占用料の徴収の際、消費税等を徴収していないものがあった。</p> <p>消費税等の課税・非課税の判断は適切に行い、消費税等の課税手続を適切に行っていく必要がある。</p>	

(9) 未収債権の管理

各漁港において、収入未済額および不納欠損額が発生していないか確認を行ったところ、いずれの漁港においても収入未済額および不納欠損額の発生はなかった。

3. 資産管理

(1) 漁港施設

漁港施設とは、漁港漁場整備法第3条において、「次に掲げる施設であつて、漁港の区域内にあるもの」と定義されている。

具体的には下表のとおりである。なお、福井県漁港管理条例においては、漁港施設の定義に関する定めはない。

号数	名称	内容
一	基本施設	
イ	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘こつ門、護岸、堤防、突堤及び胸壁
ロ	係留施設	岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、棧橋、浮棧橋及び船揚場
ハ	水域施設	航路及び泊地
ニ	機能施設	
イ	輸送施設	鉄道、道路、駐車場、橋、運河及びヘリポート
ロ	航行補助施設	航路標識並びに漁船の入出港のための信号施設及び照明施設
ハ	漁港施設用地	各種漁港施設の敷地
ニ	漁船漁具保全施設	漁船保管施設、漁船修理場及び漁具保管修理施設
ホ	補給施設	漁船のための給水、給氷、給油及び給電施設
ヘ	増殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設及び廃棄物処理施設
ト	漁獲物の処理、保蔵及び加工施設	荷さばき所、荷役機械、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設並びに加工場
チ	漁業用通信施設	陸上無線電信、陸上無線電話及び気象信号所
リ	漁港厚生施設	漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所その他の福利厚生施設
ヌ	漁港管理施設	管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設その他の漁港の管理のための施設
ル	漁港浄化施設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
ヲ	廃油処理施設	漁船内において生じた廃油の処理のための施設
ワ	廃船処理施設	漁船の破砕その他の処理のための施設
カ	漁港環境整備施設	広場、植栽、休憩所その他の漁港の環境の整備のための施設

(2) 漁港台帳

①法における取扱い

漁港の施設等を管理するための漁港台帳に関する漁港漁場整備法及び漁港漁場整備法施行規則等の規定は次のとおりである。

○漁港漁場整備法

(漁港台帳)

第三十六条の二 漁港管理者は、その管理する漁港について、漁港台帳を調製しなければならない。

2 漁港台帳に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

○漁港漁場整備法施行規則

(漁港台帳に記載すべき事項等)

第九条 漁港台帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 漁港の名称、種類、所在地及び区域
- 二 漁港施設の種類、名称、所在地、構造及び規模又は能力
- 三 漁港施設の所有者及び管理者
- 四 漁港施設の建設又は取得の年月日
- 五 漁港施設の建設又は取得の価格
- 六 その他漁港の維持管理上必要な事項

2 漁港台帳の様式は、農林水産大臣が告示で定める。

3 漁港台帳には、農林水産大臣が告示で定める図面を添付しなければならない。

4 漁港管理者は、第一項の漁港台帳の記載事項に変更があつたときは、変更に係る事項をその都度当該漁港台帳に記載しなければならない。

(漁港台帳の備付け及び閲覧)

第十条 漁港管理者は、漁港台帳をその事務所に備えて置き、関係者の請求があつた場合には、これをその閲覧に供しなければならない。

○告示

《漁港台帳の様式及び漁港台帳に添付すべき図面を定める告示（昭和三十二年農林省告示第百二十九号）》

- 一 漁港台帳の様式
- 二 漁港台帳に添付すべき図面
 - (一) 漁港の 平面図
 - (二) 外かく施設及びけい留施設の 標準断面図
 - (三) 水準図面

「漁港台帳の様式及び漁港台帳に添附すべき図面を定める告示」における漁港台帳の様式では3つの表が示されている。

第1表：漁港施設総括表

第2表：漁港施設明細表（施設の区分ごとに作成）

第3表：漁港施設の増減

②県における取扱い

県では、法に基づき、漁港台帳を作成し、各漁港管理事務所に備えている。

福井県漁港管理条例を始めとした各条例・規則等において、漁港台帳に関する特段の定めは置かれていない。台帳の管理方法を質問したところ、台帳の更新または修正事務に関する規則、マニュアル等は作成されていないとのことであった。

7つの各漁港の漁港台帳はすべてエクセルで作成されている。これらについて、次の点を調べた。

- a. 漁港台帳が告示の様式に準拠しているかどうか
- b. 「第一表 総括表」の中の「漁港施設総括表」の記載について
- c. 「第一表 総括表」の中の「漁港区域内その他施設」の記載について
- d. 「第二表」の各種明細表の記載について
- e. 「第三表 漁港施設の増減」について

a については、すべての漁港の漁港台帳が告示の様式に準拠して作成されており、問題点はなかった。

b について、「漁港施設総括表」では施設の種類ごとに施設数が記載されている。これを一覧表にすると、次頁のようになる。この表からわかるように、以下の点で不統一のところが見受けられる。

・種類：種類名が区分名と同一である。

航行補助手段－鷹巣漁港

漁船漁具保全施設－茱崎漁港

漁船舶員厚生施設－茱崎漁港、高浜漁港

・種類：種類名が相違する。

加工場と水産加工場、冷凍冷蔵施設と製氷冷凍冷蔵施設、環境整備施設と漁港環境整備施設

・単位：同じ種類の施設の単位が相違する。

・航路－早瀬漁港／m、他の漁港／m²

・航路標識－茱崎漁港／ヶ所、越前漁港／箇所、嶺南振興局／灯

・（水産）加工場、荷さばき所、（製氷）冷凍冷蔵施設、漁船舶員厚生施設、漁港管理施設

↳ 越前漁業事務所／棟、嶺南振興局／ヶ所

・照明施設－越前漁港事務所／箇所、嶺南振興局／基

・単位：同じ種類の施設における数値の小数点の桁数が相違する。

・防波堤、岸壁、船揚場、航路、泊地、漁港施設用地

・単位：小数点が付かない種類の施設の数量に小数点を付けている。

● 漁港台帳の「第1表 総括表」の中の「漁港施設総括表」における漁港施設数の一覧表

区 分	種 類	単 位	(管理者) 福井県 越前漁港事務所			(管理者) 福井県 嶺南振興局林業水産部			
			鹿島漁港	菜崎漁港	越前漁港	早瀬漁港	日向漁港	小浜漁港	高浜漁港
外郭施設	防波堤	m		911.80 m	2,546.8 m	446.30 m	638.35 m	3,226.54 m	796.50 m
	消波堤	m			171.1 m			185.6 m	
	消波工	m	72.4 m			350.0 m	947.6 m	783.5 m	358.5 m
	防砂堤	m			141.2 m	83.0 m		80.0 m	738.35 m
	波除堤	m		198.1 m	413.6 m	26.0 m		160.3 m	
	導流堤	m	60.0 m			188.0 m	108.5 m	918.8 m	
	離岸堤	m		130.0 m	133.5 m	389.1 m	50.1 m	1,254.0 m	103.9 m
	護岸	m	74.4 m	925.9 m	2,550.3 m	1,167.3 m	2,162.4 m	7,106.0 m	2,079.6 m
	突堤	m		65.0 m		140.0 m		668.4 m	335.7 m
	水門	基			1.0 基				
係留施設	水路	m			161.6 m				
	岸壁	m	320.0 m	684.4 m	2,967.5 m	213.5 m	275.5 m	1,971.20 m	596.0 m
	棧橋	m						286.3 m	
	船揚場	m	60.8 m	184.0 m	798.6 m	109.4 m	78.0 m	258.0 m	181.3 m
	物揚場	m			92.9 m	421.1 m	1,177.50 m	918.35 m	382.0 m
	係船環	基						119 基	16 基
	係船浮標	ヶ処	14 ヶ処						
	航路	m、m	3,100 m		7,650.0 m	6,800 m		67,900 m	30,880 m
	泊地	m	6,340 m	54,487 m	147,763.0 m	22,400.0 m	11,142.0 m	173,000 m	80,840 m
	輸送施設	m	93.0 m	1,714.7 m	4,186.8 m	874.4 m	2,370.0 m	3,887.0 m	1,495.0 m
航行補助施設	航路標識	ヶ処、箇所、灯		12 ヶ処	4.0 箇所	4 灯	7 灯	17 灯	6 灯
	航行補助施設	ヶ処	5 ヶ処						
漁業施設用地	漁港施設用地	m	1,904.0 m	53,826.0 m	118,163.8 m	11,584 m	23,113.2 m	102,097.23 m	27,481.40 m
漁船漁具保全施設	漁船漁具保全施設	箇所		4 箇所					
	水産倉庫	ヶ所						2 ヶ所	
	漁具倉庫	ヶ所			16.0 箇所				
	漁船修理場	ヶ所				1 ヶ所		4 ヶ所	1 ヶ所
補給施設	給油施設	ヶ所	1 箇所	3 箇所	2.0 箇所	1 ヶ所	1 ヶ所	2 ヶ所	1 ヶ所
	給水施設	ヶ所			1.0 箇所			1 ヶ所	
増殖及び養殖用施設	増養殖関連施設	ヶ所					1 ヶ所		
漁獲物の処理保蔵及び加工施設	(水産)加工場	棟、ヶ所		3 棟	2.0 棟	1 ヶ所			1 ヶ所
	荷さばき所	棟、ヶ所	1 棟	3 棟	7.0 棟	1 ヶ所	2 ヶ所	3 ヶ所	2 ヶ所
	水産倉庫	ヶ所				2 ヶ所		8 ヶ所	
	(製氷)冷凍冷蔵施設	棟、ヶ所		1 棟	3.0 棟	2 ヶ所	1 ヶ所	3 ヶ所	2 ヶ所
漁港用通信施設	通信施設	ヶ所						2 ヶ所	1 ヶ所
	陸上無線電信	棟			2.0 棟				
漁船舶員厚生施設	漁船舶員厚生施設	棟、ヶ所		1 棟					2 ヶ所
漁港環境整備施設/管理施設	橋梁	橋							1 橋
	栈橋	ヶ所							1 ヶ所
	安全施設	ヶ所				2 ヶ所			
	信号施設	ヶ所				2 ヶ所			
	案内看板	枚				3 枚	9 枚	23 枚	16 枚
	照明施設	箇所、基		14 箇所	19.0 箇所	20 基	53 基	65 基	16 基
	植栽施設	m				190.0 m	126.0 m		
	道路付帯	m						162.0 m	
	航行補助灯	基					9 基		
	漁港管理施設	棟、ヶ所	5 棟	1 棟	5.0 棟				1 ヶ所
	(漁港)環境整備施設	棟	1 棟	2 棟	7.0 棟	2 棟	1 棟		3 棟
	漁港関連施設	ヶ所				2 ヶ所	1 ヶ所		
	漁港関連用地	m				480.0 m			
	漁港関連施設用地	m					734.0 m		
	橋梁	橋						1 橋	
	休憩所	ヶ所						1 ヶ所	
	監視塔	ヶ所						1 ヶ所	
	海岸環境施設	m					2,771.5 m		
	防護柵	ヶ所						1 ヶ所	
	漁港環境整備施設	ヶ所						6 ヶ所	
	漁港関連施設	ヶ所						2 ヶ所	
	漁港関連用地	m						956.0 m	

意見 33	漁港台帳における施設の種類名・数量の単位の統一について
<p>県管理の漁港における漁港台帳において施設の種類名や同一の種類施設の数量の単位の不統一が多くみられる。</p> <p>管理の効率化やミスの回避の観点から、施設の種類名や数量単位を統一するのが望ましい。</p>	

c については、小浜漁港のみ「第1表 総括表」の中に「漁港区域内その他施設」が記載されている。

意見 34	「第1表 総括表」の中の「漁港区域内その他の施設」の記載について
<p>県管理の漁港における漁港台帳の「第1表 総括表」において小浜漁港のみ「漁港区域内その他の施設」の数量が記載されている。</p> <p>県管理の7港についてこの記載の有無を統一するのが望ましい。</p>	

d については、漁港施設明細表において種類名の欄に区分名と同一の名称が記載されているものがある。

- 航行補助手段－鷹巣漁港
- 漁船漁具保全施設－茱崎漁港
- 漁船船員厚生施設－茱崎漁港、高浜漁港

意見 35	「第2表 漁港施設明細表」の「種類」欄の記載について
<p>漁港施設明細表において、種類名の欄に区分名と同一の名称が記載されているものがある。</p> <p>漁港台帳の「第2表 漁港施設明細表」の「種類」欄には、区分名をブレイクダウンした詳細な種類の名称を記載するのが望ましい。</p>	

e については、漁港施設の増減表において、増減理由として過去の記載漏れであったものは、次のとおりである。すべて嶺南振興局管理の公衆便所・休憩所等である。（取得）年月日よりかなり前からの記載漏れであり、3港で記載漏れが発生しており、また、台帳の担当者も何人が交替していると思われるので、漁港施設に対する知識不足というより、定期的な現物確認による現物と漁港台帳の一致の確認を長期間行っていないとみられても致し方ない。

	種類	名称		年月日	増減事項				理由
		番号	施設名		延長(数量)				
					変更前	変更後	増減		
早瀬漁港	漁港環境整備施設	111	公衆便所、休憩所等	H5.8.24	0棟	1棟	1棟	1棟	記載漏れ
	漁港環境整備施設	112	公衆便所、休憩所等	H5.8.24	0棟	1棟	1棟	1棟	記載漏れ
小浜漁港	漁港環境整備施設	146	公衆便所、休憩所等	S59.11.9	0棟	1棟	1棟	1棟	記載漏れ
	漁港環境整備施設	147	公衆便所、休憩所等	H4.3.25	0棟	1棟	1棟	1棟	記載漏れ
	漁港環境整備施設	148	公衆便所、休憩所等	H4.1.20	0棟	1棟	1棟	1棟	記載漏れ
	漁港環境整備施設	149	公衆便所、休憩所等	H5.3.2	0棟	1棟	1棟	1棟	記載漏れ
高浜漁港	漁港環境整備施設	88	公衆便所、休憩所等	H5.3.2	0棟	1棟	1棟	1棟	記載漏れ

県は、漁港資産の管理について、漁港台帳を整備し管理しているが、漁港台帳に記載のある資産について定期的な現物確認が実際されていない。定期的な現物確認を実施しないと取得時の漁港台帳への計上漏れや除却時の漁港台帳からの削除漏れがあっても気付かないままになり、適切な資産の状況を表示していない漁港台帳になってしまう。

県は、漁港資産について、定期的に現物確認を実施して台帳に記載されている資産が実際にあるのか、資産の計上漏れがないか、資産が使用できるような状態のものが等について確認すべきである。

指摘事項 19	定期的な現物確認の実施について
<p>県は、漁港資産の管理について、漁港台帳を整備し管理しているが、漁港台帳に記載のある資産について定期的な現物確認が実施されていない。</p> <p>県は、漁港資産について、定期的（各年度の漁港台帳を作成するため、年1回以上）に現物確認を実施して、現物と漁港台帳の内容の不一致を修正しなければならない。</p>	

③各漁港における実査により発見された現物と台帳の不一致

漁港台帳に記載の内容と現物の内容が一致しているか、現地視察を行い、抜き取りにて現物確認を実施した。

越前漁港において、漁港台帳と現物の整合性を確認したところ、係船柱について数量が一致していなかった。

指摘事項 20	現物と漁港台帳の不一致について
<p>越前漁港において、漁港台帳と現物の整合性を確認したところ、係船柱について数量が一致していなかった。</p> <p>漁港台帳と現物の数量が一致するよう修正する必要がある。</p>	

漁港台帳の整備状況について確認したところ、台帳および付帯する平面図と現場の状況が乖離しているものが見受けられた。例えば、台帳上「給油用地」「冷蔵冷凍用地」として記載されているものについては、現場では、その機能を果たしていない更地同然の用地であった。

指摘事項 21	現物と漁港台帳の不一致について
<p>早瀬漁港において、漁港台帳の整備状況について確認したところ、台帳および付帯する平面図と現場の状況が乖離しているものが見受けられた。</p> <p>漁港台帳は、現状の漁港の姿を映す管理資料であるため、適切に整備する必要がある。特に用途が変化しているものについては、今後の活用を検討する基礎にもなりえることから、現場状況をふまえて適切に更新する必要がある。</p>	

小浜漁港の漁港台帳の整備状況を確認したところ、現物は存在しているが漁港台帳上は記載されていない、漁港台帳を補足する平面図と漁港台帳の整合性が一部取れていないといった不備が見受けられた。

指摘事項 22	現物と漁港台帳の不一致について
<p>小浜漁港の漁港台帳の整備状況を確認したところ、現物は存在しているが漁港台帳上は記載されていない、漁港台帳を補足する平面図と漁港台帳の整合性が一部取れていないといった不備が見受けられた。</p> <p>漁港台帳は、漁港施設の多様性や施設の経緯・現状等を明確にすること、普通交付税や災害等対応の観点からも逐次整備される必要があり、整備することによって漁港施設の資産保全にもつながるため、漁港台帳の適切な整備運営を今まで以上に行っていく必要がある。</p>	

(3) 海岸保全区域台帳

①法における取扱い

海岸保全区域台帳に関する海岸法施行規則の規定は、次のとおりである。

○海岸法施行規則

(海岸保全区域台帳)

第八条 海岸保全区域台帳は、帳簿及び図面をもつて組成するものとする。

2 帳簿及び図面は、一の海岸保全区域（当該海岸保全区域に海岸管理者を異にする区域がある場合及び主務大臣を異にする区域がある場合においてはそれぞれの区域）ごとに調製するものとする。

3 帳簿には、海岸保全区域につき、**少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとし、その様式は、別記 様式第八とする。**

一 海岸保全区域に指定された年月日

二 海岸保全区域

三 海岸線の延長並びに海岸保全区域の面積及び公共海岸の土地（法第二条第二項の規定により指定された地方公共団体が所有する土地を除く。）の面積

四 法第二条第二項の規定により指定された地方公共団体が所有する土地の区域及び面積並びに指定の年月日

五 法第二条第二項の規定により指定された水面の区域及び指定の年月日

六 法第五条第六項の規定により市町村の長が管理の一部を行う区域、当該市町村名及び管理開始の年月日

七 海岸保全区域の概況

八 海岸保全施設の管理者名（管理者と所有者が異なるときは管理者名及び所有者名）、位置、種類、構造及び数量

4 図面は、平面図、横断図及び水準面図とし、海岸保全区域につき次の各号により調製するものとする。

一 尺度は、メートルを単位とすること。

二 高さ及び潮位は、すべて東京湾中等潮位又は最低水面を基準とし、いずれを基準としたかを明示するとともに、水準基標又は恒久標識にあつては小数点以下三位まで、その他のものにあつては小数点以下二位まで示すこと。

三 平面図については、

イ 縮尺は、原則として二千分の一とすること。

ロ 陸地に係る部分については、原則として二メートルごとに等高線を、水面に係る部分については、原則として二メートルごとに等深線を記入すること。

ハ 公共海岸の土地（法第二条第二項の規定により指定された地方公共団体が所有する土地を除く。）は、黄色をもつて表示すること。

二 法第五条第六項の規定により市町村の長が管理の一部を行う区域は、斜線をもつて表示すること。

ホ 海岸保全施設の位置（砂浜又は樹林にあつては、その敷地である土地の区域）及び種類を記号又は色別をもつて表示すること。特に重要な海岸保全施設については、その構造図（各部分の寸法並びに東京湾中等潮位、最低水面、朔望平均満潮面、朔望平均干潮面及び既往最高潮位を記入すること。）を添附し、必要がある場合には縦断図をも添附すること。

ハ イからホまでのほか、少なくとも次の事項を記載すること。

(イ) 海岸保全区域の境界線

(ロ) 市町村名、大字名、字名及びその境界線

(ハ) 地形

(ニ) 水準基標又は恒久標識の位置及び高さ

(ホ) 法第七条第一項に規定する他の施設等のうち主要なもの

(ヘ) 法第二条第二項の規定により指定された地方公共団体が所有する土地及び水面の区域

(ト) 法第八条の二第一項各号列記以外の部分の規定により指定された同項第二号から第四号までの規定に係るそれぞれの区域

(チ) 法第三条第一項に規定する保安林及び保安施設地区並びに法第四条第一項に規定する港湾区域、港湾隣接地域、公告水域及び漁港区域

(リ) 方位

(ヌ) 縮尺

(ル) 調製年月日

四 横断図については、

イ 海岸保全施設、地形その他の状況に応じて調製すること。この場合において、横断測量線を朱色破線をもつて平面図に記入すること。

ロ 横縮尺は、原則として五百分の一とし、縦縮尺は、原則として百分の一とすること。

ハ イ及びロのほか、少なくとも次の事項を記載すること。

(イ) 東京湾中等潮位又は最低水面

(ロ) 海岸保全区域の指定の日の属する年の春分の日における満潮位及び干潮位、朔望平均満潮面、朔望平均干潮面及び既往最高潮位並びに海岸保全施設の高さ

(ハ) 縮尺

(ニ) 調製年月日

五 水準面図については、

イ 様式は、別記 **様式第九** とすること。

ロ 東京湾中等潮位、最低水面、海岸保全区域の指定の日の属する年の春分の日にお

る満潮位及び干潮位、朔望平均満潮面、朔望平均干潮面及び既往最高潮位並びに調製年月日を記載すること。

- 5 帳簿及び図面の記載事項に変更があつたときは、海岸管理者は、すみやかにこれを訂正しなければならない。

海岸保全区域台帳の帳簿及び図面については、「海岸法施行規則」第8条に規定されており、同第3項で帳簿の必要記載事項を列挙し、その帳簿の様式を様式第八として定めている。様式第八では、表面では「第1表（表）」として「〇〇海岸保全区域台帳」という名称と第8条第3項の第1号から第8号までの項目が1つの表になっており、裏面では「第1表（裏）」として「摘要」として、「占用許可等の概要、規制区域等の概要、その他特記すべき事項」を表形式で記載する様式となっている。

②県における取扱い

県では、法に基づき、海岸保全区域台帳を作成し、各漁港管理事務所に備えている。

県の海岸法施行条例その他規則等において、海岸保全区域台帳に関する特段の定めは置かれていない。台帳の管理方法を質問したところ、台帳の更新または修正事務に関する規則、マニュアル等は作成されていないとのことであった。

各漁港の海岸保全区域台帳の帳簿については、県は「第1表 海岸保全区域台帳」の他に、独自の様式による「第2表 海岸保全施設調書」を作成している。

第1表について閲覧したところ、表面について、第3項4・5・6号が「少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するもの」として規定されているが、各漁港ではこの枠を設けていなかった。該当事項がないためこの枠を設けていないと思われる。

また、第1表の裏面については、「摘要（占用許可等の概要、規制区域等の概要、その他特記すべき事項）」が様式には規定されているが、各漁港では記載がなかった。「占用許可等の概要、規制区域等の概要」については「該当事項なし」ということはほとんどないと思われ、この第1表以外で把握できるのならばその旨をこの枠内に記載すべきである。

指摘事項 23	海岸法施行規則に準拠した海岸保全区域台帳の作成について
各漁港において、海岸保全区域台帳における必要記載事項の枠を設けておらず、海岸法施行規則の様式に準拠した台帳が作成されていない。	
海岸保全区域台帳は、海岸法施行規則に準拠した台帳を作成しなければならない。	

4. 施設管理

(1) 漁港および漁港内の海岸の点検

インフラ設備の長寿命化のためにも、漁港施設の点検を行うことは重要である。そこで、漁港施設における点検状況を確認した。

① 漁港の点検

漁港の点検は、日常点検（パトロール）と定期点検（施設点検）に区分される。

定期点検については、「水産基盤施設の維持管理点検マニュアル（水産庁 漁港漁場整備部 整備課）」に基づいて実施している。

日常点検については、「福井県行政パトロール実施要綱」および「福井県漁港等パトロール実施要領」に基づいて実施している。

パトロールの種別および頻度については、同実施要領に次のように定められている。

(種別)
第3条 漁港等のパトロール種別は次のとおりとし、目視による点検で構造物の劣化度判定が困難な場合、または部材の劣化が進行し、重大であると判断した場合は、補修・補強を目的として詳細点検を実施するものとする。
通常パトロール（概ね月1回）
日常の巡回で目視可能な箇所において、損傷劣化、占用状況を記録する。
緊急パトロール（随時）
異常気象、船舶の衝突、漂流物、構造物の機能異常に関する通報を得た場合等に緊急に実施し、それら内容を記録する。

また、漁港におけるパトロールに関する業務内容については、項目とパトロール内容が別表として定められている。

(別表第1)

漁港パトロール業務内容

項目	パトロール内容
1 漁港施設の利用状況	使用許可を受けているか。
① 係留施設	許可どおりに利用しているか。
② 水域施設	他の利用を阻害するようなことはないか。
③ 輸送施設	他の利用を阻害するようなことはないか。
④ 漁港施設用地	他の利用を阻害するようなことはないか。
	利用計画どおりに利用しているか。

<p>2 漁港施設の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ①外郭施設 ②係留施設 ③水域施設 ④輸送施設 ⑤航行補助施設 ⑥漁港施設用地 ⑦漁船漁具保全施設 ⑧補給施設 ⑨増殖及び養殖用施設 ⑩漁獲物の処理、保蔵及び加工施設 ⑪漁業用通信施設 ⑫漁港厚生施設 ⑬漁港管理施設 ⑭漁港浄化施設 ⑮廃油処理施設 ⑯廃船処理施設 ⑰漁港環境整備施設 	<p>施設の欠陥により他人に損害を及ぼす恐れはないか。 安全性が確保できない場合、事故防止施設等の措置が施してあるか。 第三者に危険を及ぼす障害物(許可された占用物件含む)が放置されていないか。</p>
<p>3 漁港区域等の占用</p> <ul style="list-style-type: none"> ①漁港区域の占用 ②公共空地の占用 	<p>許可を受けているか。 許可どおりに占用しているか。 許可条件に違反していないか。</p>
<p>4 漁港区域内等の工事等の許可</p> <ul style="list-style-type: none"> ①漁港区域内の土砂採取 ②漁港区域内の工事の許可 ③漁港隣接区域内の工事の許可 	<p>土砂採取許可を受けているか。 許可どおりに採取しているか。 許可条件に違反していないか。</p>
<p>5 その他</p>	<p>ゴミの漂着等はないか。</p>

同実施要領に基づいて実施している各漁港の点検状況を表にすると、次のとおりである。

	管理者 (県)	管理場所	日常点検 (パトロール)			定期点検 (施設点検)		
			実施者			頻度	実施者	頻度
			県	委託者	区分			
鷹巣 漁港	越前 漁港事務所	鷹巣 漁港	○	—		県	5年毎	
茱崎 漁港		茱崎 漁港	○	—				
越前 漁港		越前 漁港	○	—				
早瀬 漁港	嶺南振興局	早瀬 漁港	○	—	月1回			
日向 漁港		日向 漁港	○	—				
小浜 漁港		小浜漁港(下記以外)	○	—				
		小浜漁港 指定管理施設	—	(株)イワタ				①
高浜 漁港		高浜 漁港	○	—				

②漁港内の海岸の点検

漁港内の海岸における点検は、「海岸保全施設維持管理マニュアル（農林水産省農村振興局防災課、農林水産省水産庁防災漁村課、国土交通省水管理・国土保全局海岸室、国土交通省港湾局海岸・防災課）」および「福井県漁港等パトロール実施要領」に基づいて実施されている。

漁港内の海岸におけるパトロールに関する業務内容については、項目とパトロール内容が別表として定められている。

（別表第2）

海岸パトロール業務内容

項 目	パ ト ロ ー ル 内 容
1 海岸保全施設の状況 ①護岸 ②突堤 ③離岸堤 ④砂浜	} 施設の欠陥により他人に損害を及ぼす恐れはないか。 侵食、陥没等はないか。
2 海岸保全施設を除く海岸環境整備事業で整備した施設	施設の欠陥により他人に損害を及ぼす恐れはないか。
3 海岸保全区域の占用	許可を受けているか。 許可どおりに占用しているか。 許可条件に違反していないか。
4 海岸保全区域内の工事等の許可 ①海岸保全区域内の土砂の採取 ②海岸保全区域内の工事の許可	土砂採取許可を受けているか。 許可どおりに採取しているか。 許可条件に違反していないか。 工事の許可を受けているか。 許可どおりに採取しているか。 許可条件に違反していないか。
5 その他	ゴミの漂着等はないか。

また、パトロールの区域と区分、頻度は次の表のとおりである。

パトロールの 区域 または 箇所	通常 パトロール	緊急 パトロール
海岸環境整備事業で整備した施設	月 1 回程度	—
海岸保全施設		随時
海岸保全区域	—	
異常事態発生箇所および通報箇所		

意見 36	巡回パトロールに関するマニュアルの整備について
<p>巡回パトロールについてマニュアルが整備されていない。 巡回パトロールが属人的にならないよう業務を文書化して統一的な方法で実施することが望まれる。</p>	

(2) 漁港施設における不適切な事象について

漁港を視察した際、施設管理に関連して以下のような状況が確認できた。

鷹巣漁港および栲崎漁港において、作業中でないにも関わらず漁港関係者により立ち入り禁止ゲートや関係者や立ち入り禁止の看板が設置されていた。漁港は公共のものであり、一部を非公開化することは公共の利益と矛盾する。漁港は、地域社会の一部として機能し、市民や観光客に海や漁業に関する教育的価値を提供する場所でもあるため、立ち入り禁止ゲートが設置されると、これらの利点が制限される可能性がある。また、立ち入り禁止ゲート等を設置した漁港関係者により、漁港の一部の機能が独占される可能性もあり問題がある。地域社会との関係性の面でも、正当な理由のないゲートの設置や看板の設置は地域社会からの信頼性を損なうものであり、問題があると考えられる。県は、許可のない立ち入り禁止ゲートや看板等は設置しないよう指導する必要がある。

鷹巣漁港において、老朽化した係船用のリングが設置されていた。それが利用された場合、船舶の係留が外れたりする可能性があり危険性がある。現状のまま放置することは危険を伴うため撤去または修繕が必要である。

栲崎漁港において、許可なく駐車場の白線がひかれていた。許可なく白線を引くのは適切でない。県は、許可なく白線を引くことがないように指導するべきである。

越前漁港において、堤防に「釣りするな」の落書き（器物破損）がされていた。堤防へ許可のない記載は適切でない。県は、許可のない堤防への落書きを消去するとともに、防止するよう指導監視する必要がある。

早瀬漁港において、漁協から釣り客へ清掃協力金を募る看板が設置されていた。看板の設置は漁協が県に許可を得て実施しているが、そもそも、漁協が独自の活動として清掃協力金の募集活動を行う体系となっているのは望ましくない。清掃活動等の維持管理は、本来施設管理者である県が実施すべきものであり、この業務を適切な手法で漁協に委託するのであれば理解できるが、漁協の独自の活動に任せている状態では、県が施設を適切に管理しているとは言い難く、利用者の善意に依存しているように思われる。独自に漁協が清掃協力金を募集することで釣り客との間でのトラブルが発生す

ることも考えられる。

県は、トラブルが発生しないよう釣り客のマナー向上の啓発に努めることが望まれる。

早瀬漁港および高浜漁港において、許可を得ることなく、係留用と思われる杭やはしごが岸壁にボルトで固定されているのを発見した。

工作物を無断で設置する行為は、施設管理上、想定されていないリスクを引き起こす場合がある。例えば、工作物により怪我等の事故が発生する、設置に関するトラブルを招くなどである。また、工作物を設置することで施設の損傷を招き、耐久性が低下するなどの問題も発生する可能性があり、場合によっては建造物損壊行為に該当する。したがって、県は、工作物を設置する場合は、事前に許可申請を求めるといった指導および監督を適切に実施する必要がある。

県は、パトロールを実施した際に、適切な事象を発見したら、早期に指導していくことが望まれる。

指摘事項 24	許可のない立ち入り禁止ゲートおよび看板の設置について
鷹巣漁港および柴崎漁港において、作業中でないにも関わらず漁港関係者により立ち入り禁止ゲートや関係者や立ち入り禁止の看板が設置されていた。漁港は公共のものであり、許可のない立ち入り禁止ゲートや看板の設置は適切でない。	
県は、許可のない立ち入り禁止ゲートや看板等は設置しないよう指導する必要がある。	

意見 37	老朽化した設備について
鷹巣漁港において、老朽化した係船用のリングが設置されていた。それが利用された場合、船舶の係留が外れたりする可能性があり危険性がある。	
現状のまま放置することは危険を伴うため撤去または修繕が必要である。	

指摘事項 25	許可のない駐車場の白線について
柴崎漁港において、許可なく駐車場の白線が引かれていた。許可なく白線を引くのは適切でない。	
県は、許可なく白線を引くことがないよう指導するべきである。	

指摘事項 26	堤防への落書きについて
越前漁港において、堤防に「釣りするな」の落書き（器物破損）がされていた。堤防へ許可のない記載は適切でない。	
県は、許可のない堤防への落書きを消去するとともに、防止するよう指導監視する必要がある。	

意見 38	清掃協力金を募る看板について
<p>早瀬漁港において、漁協から釣り客へ清掃協力金を募る看板が設置されていた。</p> <p>看板の設置は漁協が許可を得て実施しているが、そもそも、漁協が独自の活動として清掃協力金の募集活動を行う体系となっているのは望ましくない。清掃活動等の維持管理は、本来施設管理者である県が実施すべきものであり、この業務を適切な手法で漁協に委託するのであれば理解できるが、漁協の独自の活動に任せている状態では、県が施設を適切に管理しているとは言い難く、利用者の善意に依存しているように思われる。独自に漁協が清掃協力金を募集することで釣り客との間でのトラブルが発生することも考えられる。</p> <p>県は、トラブルが発生しないよう釣り客のマナー向上の啓発に努めることが望まれる。</p>	

指摘事項 27	無許可の工作物の設置について
<p>早瀬漁港および高浜漁港において、許可を得ることなく、係留用と思われる杭やはしが岸壁にボルトで固定されているのを発見した。</p> <p>工作物を無断で設置する行為は、施設管理上、想定されていないリスクを引き起こす場合がある。また、工作物を設置することで施設の損傷を招き、耐久性が低下するなどの問題も発生する可能性があり、場合によっては建造物損壊行為に該当する。</p> <p>したがって、県は、工作物を設置する場合は、事前に許可申請を求めるなどの指導および監督を適切に実施する必要がある。</p>	

(3) 漁港施設内の船舶管理

漁港施設は多くの船舶により利用されるが、その船舶の中には適切な利用届出や許可申請および利用料金を負担せず係留する船舶、いわゆる不法係留船舶が存在する。

本来、漁港施設における船舶の係留は福井県漁港施設管理条例第9条、第11条および漁港漁場整備法施行細則第2条、第3条により届出または許可を得た上で行わなければならない。また使用許可を得た場合は条例に定められた使用料等を負担する必要がある。

<p>○福井県漁港管理条例</p> <p>(利用の届出)</p> <p>第九条 漁港施設（航路および指定管理施設を除き、輸送施設および漁港環境整備施設については規則で定めるものに限る。）をその目的に従い利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。</p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第十一条 甲種漁港施設をその目的以外の目的に利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の許可に当該甲種漁港施設の利用上必要な条件を付することができる。</p>

3 第一項の許可の期間は、一年を超えることができない。ただし、知事が特別の必要があると認められた場合は、この限りでない。

○漁港漁場整備法施行細則

(許可等の申請等)

第二条 次の各号に掲げる許可もしくは認可を受けようとする者または協議をしようとする者は、当該各号に定める書面を知事に提出しなければならない。

一 法第二十四条第一項後段（第三十六条第一項において準用する場合を含む。）の許可 土地立入（水面使用）許可申請書（様式第一号）

二 法第三十七条第一項の許可 漁港施設形質変更等許可申請書（様式第二号）

三 法第三十八条の認可 漁港施設利用方法（変更）・使用料徴収（料率変更）認可申請書（様式第三号）

四 法第三十九条第一項の許可

イ 工作物の建設または改良 工作物建設（改良）許可申請書（様式第四号）

ロ 土砂の採取 土砂採取許可申請書（様式第五号）

ハ 土地の掘削または盛土 土地掘削（盛土）許可申請書（様式第六号）

ニ 汚水の放流または汚物の放棄 汚水放流（汚物放棄）許可申請書（様式第七号）

ホ 水面または土地の一部の占用 水面（土地）一部占用許可申請書（様式第八号）

五 法第三十九条第四項の協議 漁港区域内許可行為協議書（様式第九号）

六 条例第六条第一項ただし書の許可

イ 危険物等を積載した船舶の停けい泊 危険物等積載船舶停けい泊許可申請書（様式第十号）

ロ 危険物等の荷役または蔵置 危険物等荷役（蔵置）許可申請書（様式第十一号）

七 条例第八条第四項ただし書の許可 陸揚輸送等区域内停けい泊許可申請書（様式第十二号）

八 条例第十一条第一項の許可 甲種漁港施設目的外利用許可申請書（様式第十三号）

九 条例第十二条第一項の許可 甲種漁港施設占用等許可申請書（様式第十四号）

十 条例第十二条第二項の許可 許可事項変更許可申請書（様式第十五号）

2 条例第十二条第一項ただし書の規則で定める軽微な行為は、その地域内に条例第十二条第一項の甲種漁港施設が存在する漁業協同組合またはその組合員が漁業を営むためにする当該甲種漁港施設の占用であって、工作物の設置が伴わないものとする。

(届出等)

第三条 次の各号に掲げる届出または報告は、当該各号に定める書面によりするものとする。

一 法第三十四条第二項の規定による届出 漁港管理規程制定（変更）届（様式第十六号）

二 条例第三条第三項の規定による届出（指定管理施設（条例第二十一条第三項に規

定する指定管理施設をいう。以下同じ。)に係るものを除く。) 甲種漁港施設滅失(損傷・汚損)届(様式第十七号)

三 条例第九条の規定による届出 甲種漁港施設利用届(様式第十八号)

四 条例第十三条の規定による届出 行為完了(中止・廃止)届(様式第十九号)

五 条例第十四条の規定による届出 住所・氏名変更届(様式第二十号)

2 前項第三号に掲げる届出の場合において、漁業協同組合がその地区内に所在する漁港を利用するとき、または漁業協同組合連合会が漁港を利用するときは、甲種漁港施設利用届に利用船舶一覧表(様式第二十三号)および漁港施設利用計画書を添えてするものとする。

現場視察を実施したところ、早瀬漁港・日向漁港・小浜漁港・高浜漁港においては、利用届出や許可申請を行わず、必要な使用料等も負担せずに係留されている漁船やプレジャーボートが存在していた。不法係留の様態は様々ではあるものの、係留が長期間となっている船舶や所有者不明の船舶もあるようである。合規性および公平性の観点から、原則的には県は、利用届出書や許可申請書の提出を求め、必要に応じた使用料等の徴収を条例どおり行うべきである。

指摘事項 28	不法係留について
<p>早瀬漁港・日向漁港・小浜漁港・高浜漁港においては、漁港施設内に不法係留となっている漁船やプレジャーボートが発見された。</p> <p>県は、不法係留船舶に対し、利用届出書や許可申請書の提出を求め、必要に応じた使用料等の徴収を条例どおり行うべきである。</p>	

なお、福井県漁港管理条例第5条では、船舶等の移動命令に関する事項を明記しており、漁港の区域内において、水域に船舶を停けい泊などした者に対し、これの移動を命ずることができること定められている。県はこれらの条例の活用も検討にいれ、不法係留の早期の解消に努めていただきたい。

○福井県漁港管理条例

(船舶等の移動命令)

第五条 知事は、漁港の秩序を維持するため特に必要があると認めるときは、漁港の区域内における次に掲げる行為(法第三十九条第五項の規定により知事が指定した区域(以下「放置禁止区域」という。)内における同項第二号に掲げる行為を除く。)をする者に対し、船舶、いかだまたは車両の知事の指示する場所への移動を命ずることができる。

一 水域に船舶の停泊、停留または係留(以下「停けい泊」という。)をすること。

二 水域にいかだを設置すること。

三 陸域の甲種漁港施設に船舶を置くこと。

四 陸域の甲種漁港施設に車両を駐車し、または停車すること。

漁港施設を利用する漁船については、県に対して利用届を提出しなければならない。漁船の利用届については、各漁港に関連する漁協がとりまとめて事業年度開始直前に一括して届出し、それに対して県が受付を行っている。この方法では、事業年度途中で新造・廃船等で漁船の増減が発生した場合、これに伴う利用の新規または廃止等の届出が漏れるため、最新の漁船状況の把握が困難となる。漁船やプレジャーボートの不法係留問題がある現状を鑑みると、新造・廃船等で利用状況が変化した場合、漁港施設利用者は適時に利用状況の異動を届け出て、県が利用状況を把握する必要があるのであるため、県は、漁協に対して漁船の異動時における利用届の適時提出を求めるべきである。

指摘事項 29	漁船の利用届について
<p>漁船の利用届については、各漁港に関連する漁協がとりまとめて事業年度開始直前に一括して届出し、それに対して県が受付を行っている。この方法では、事業年度途中で新造・廃船等で漁船の増減が発生した場合、これに伴う利用の新規または廃止等の届出が漏れる可能性がある。</p> <p>県は、漁協に対して漁船の異動時における利用届の適時提出を求めるべきである。</p>	

各漁港施設において、現場の状況は、パトロールや漁協への聞き取りなどで把握している。ただし、船舶の係留状況について記録をつけたり、利用届出状況と照合したりしておらず、漠然と目視確認をするに留まっている。現場では県が認識していない船舶が止まっていることもゼロではなく、漁協とのやり取りの中で事後的に適切な手続きを経していない船舶であると判明する場合もある様子である。

漁港施設の利用については、県は、管理者としての立場から公平でかつ適切な利用環境を整備運用する必要がある。そのためには、県は、定期的な船舶の照合作業や継続的な記録観察を通じて、適切な手続きを経していない船舶の発見やそれへの是正措置を積極的に行うべきである。

意見 39	船舶管理のための手法について
<p>各漁港施設において、現場の状況は、パトロールや漁協への聞き取りなどで把握しているが、船舶の係留状況について記録をつけたり、利用届出状況と照合したりしておらず、漠然と目視確認をするに留まっている。</p> <p>県は、定期的な船舶の照合作業や継続的な記録観察を通じて、適切な手続きを経していない船舶の発見やそれへの是正措置を積極的に行うべきである。</p>	

(4) 放置物・廃棄物

漁港施設は公共の施設であるため、県の管理下で適切な維持管理が行われなければならない。それにも関わらず、公共性が損なわれていると認められる状況となっている漁港施設が見受けられた。

公共性が損なわれている認められる状況として、まず漁港施設にある放置物や廃棄物がある。

県が管理している漁港施設では、様々な放置物や廃棄物が確認された。例えば、下記のような放置物・廃棄物が認められた。

放置物・廃棄物の例
・ 放置車両
・ 放置漁船
・ 古い漁具
・ 使用中の漁具
・ オイル缶
・ ドラム缶
・ バッテリー

車両や漁船の放置は、公共スペース利用の観点から、やはり有効にスペースを利用しているとは言えない。そのスペースを利用したい者があっても、放置物件があるため、利用が制限されてしまっているからである。県は放置されている車両や漁船の状況を調査し、撤去を求めるなど適切な対応が求められる。

また、漁港施設は、漁業の拠点という大きな役割があるため、この漁業に関連して発生する放置物や廃棄物が目立っていた。古い漁具については、具体的には使用して傷んだ網やロープ、ブイなどがあり、接触すると怪我のおそれがあるなど、放置した場合は安全上の問題が発生する。また、古い漁具は、放置すると比較的場所を取るため、港の景観が損なわれるという問題もある。さらに、漁業を営む際に使用するオイル缶やドラム缶、バッテリーなども放置されており、津波等発生した場合には、環境に悪影響を及ぼす可能性が懸念される。

県は漁港施設の使用を全体的に監督する立場として、放置物や廃棄物に対しては、占用許可の有無にかかわらず適切な撤去や処分を求めるとともに、漁港施設利用者に各自でのごみの持ち帰りや自主的な処分を啓発するなど、放置物や廃棄物を未然に出さないための積極的な対応も必要であると考えられる。また、状況によっては、所有者より占用許可申請の提出を求め、占用料を徴収すべきである。

指摘事項 30	放置物について
	各漁港施設内に車両や船、古い漁具などの数多くの放置物・廃棄物が発見された。 県は適切な維持管理のため、処分や撤去を求めるとともに、そもそも放置物・廃棄物を出さない啓発活動を積極的に行う必要がある。また、状況によっては、所有者より占用許可申請の提出を求め、占用料を徴収すべきである。

5. 目標設定

県は、各漁港において現在明確な目標設定を行っていない。目標設定は、施設運営の方向性を定めるとともに、その成果を検証する上で重要な判断材料を提供する。また、目標設定のプロセス自体に、現在の施設運営状況や施設を取り巻く環境、施設が持っている強みや弱み、施設を維持管理する体制等、様々な要因を検討することになるため、施設が置かれている立ち位置を深く理解することに繋がり、有用であると考えられる。

県は、各漁港における統計情報として登録漁船数や属地陸揚量、属地陸揚金額などの客観的実績数値を管理している。これらは各漁港の港勢を把握する上で有益な情報であるため、統計情報として管理しているのだと考えられる。しかし、これらの情報に対しては、今後どのような数値実績としていきたいという目標設定は行っていないのが現状である。

確かに、漁業は自然の中の営みである。昨今の地球温暖化の影響等により漁獲量が増減したり、漁獲魚種が変化したりすれば、それは属地陸揚量や属地陸揚金額に影響を与えることは想像できる。また、県管理の漁港施設の中には、地元区を根拠地とするものが多いため、県の施設管理の施策以外からの要因で実績が左右される事情もある。

しかし、上記に掲げた要因が影響しているか否かを判断する過程では、判断をする側にとって何かしらの尺度があり、その尺度と比べてどうであったかで影響を判断していると考えられる。つまり、実績の意味を深く理解するためには、その比較となる尺度が必要であるということである。目標にはその尺度としての役割がある。現在考えられる影響要因をもとに目標を設定し、その目標と実績を比較することで、前提とした影響要因の程度がどうであったかを判断できるし、また、新たな影響要因を認識することにもつながる。この過程で得られた情報を次の目標設定に活かすという、いわゆるPDCAサイクルを利用することで、漁業の活性化や漁港施設の有効活用につながる施設管理ができると考える。

意見 40	目標設定について
<p>県は、各漁港における登録漁船数や属地陸揚量、属地陸揚金額など漁港港勢について、明確な目標設定は行っていない。</p> <p>漁港の活性化や漁港施設の有効活用の観点から、一定の目標を設定した上で、施設管理を行うことが望ましい。</p>	

6. 災害対策

(1) 漁港における震災対策

第2章の港湾のところでも記載したとおり、日本では、ここ20年において震度6や7の大地震が発生続けており、いつ何時どこで大地震が発生しても不思議でない状況である。大地震が発生した際には、道路が破損、寸断、通行止めとなり、主要国道や高速道路においては通行規制により、物流量が大幅に制限されたり物流機能が停止する可能性があり、それは、市民生活に大きな影響を与えるだけでなく、原材料の供給がとまりモノの生産ができなかったり、製品や商品が出荷できなくなったりと企業活動を停滞させる事態が発生する可能性がある。そういった中、被災地域への緊急支援等を行うに当たって、大量輸送が可能な船舶に頼る部分は大きくなる。そのため、港において震災等の防災対策を行うことは重要である。

県の漁港においては、以下のような耐震工事が行われている。

区分	港名	施設名	水深	延長
第4種	越前漁港	厨-5.0m岸壁	5.0m	110m
第2種	茱崎漁港	-3.0m耐震岸壁	3.0m	60m

令和6年1月の能登半島地震の際には、多くの道路が破損、寸断、通行止めとなり、陸での支援物資の搬入や資機材搬入が困難となり、円滑な物資輸送を確保する観点からも港の重要性が再認識された形となった。福井県においても、海岸線にできる道路の数は限られており、大規模地震においては、寸断される恐れが高い。そのため、漁港における大規模地震対策は、道路の整備状況も考慮し、デジタル技術の進展や最新の研究成果を積極的に取り入れながら、漁港施設の耐震化と地震発生時の対応、発生後の災害復旧活動への漁港および漁港施設の有効活用といった事前・発生時・事後といった3つの時間的局面から総合的に計画し推進していくことが必要である。

意見 4 1	大規模地震への対応について
	<p>各漁港において、海岸線にできる道路の数は限られており、大規模地震においては、寸断される恐れが高い。</p> <p>そのため、漁港における大規模地震対策は、道路の整備状況も考慮し、デジタル技術の進展や最新の研究成果を積極的に取り入れながら、漁港施設の耐震化と地震発生時の対応、発生後の災害復旧活動への漁港および漁港施設の有効活用といった事前・発生時・事後といった3つの時間的局面から総合的に計画し推進していくことが望まれる。</p>

(2) 漁港における事業継続計画（BCP）

水産庁は、「漁業地域における水産物の生産・流通に関するBCPガイドライン」を作成し、水産業を支える上で重要な役割を担っている各圏域における流通拠点漁港とその背後地域を対象とするBCPの策定を推進している。県では、県内の漁港のうち、流通拠点漁港として設定している越前漁港と小浜漁港については、それぞれを中心とした地域全体での計画として「越前地域における水産物の生産・流通に関する越前漁港の業務継続計画（令和4年2月28日）」、「小浜地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画（令和5年1月31日）」を県、町、地元の漁業関係者とともに策定している。

①越前地域における水産物の生産・流通に関する越前漁港の業務継続計画

越前地域における水産物の生産・流通に関する越前漁港の業務継続計画（以下、越前地域BCPという。）は、通常時（被災前）に見る箇所と、被災後に見る箇所に分けて作成されている。

i) 通常時（被災前）に見る箇所

a) 策定の背景

越前地域では、底曳き網漁業によるヒラメ・カレイ類やズワイガニ（越前ガニ）、定置網漁業によるブリ類やサワラ類などの水揚げが盛んに行われており、越前漁港は、越前地域における水産物の流通拠点となっている。

越前地域周辺では、福井平野東縁断層帯（地震の想定規模M7.6）があり、最大震度5弱が予想されるなど大規模災害への対応が必要不可欠である。特に、大規模災害が発生した場合は、漁港施設のみならず、漁場や流通などにも影響を及ぼすことが危惧されている。そのため、越前地域における水産関係者はもとより、地域経済への影響を抑えることを目的として、越前地域BCPを策定している。

県、町、地元の漁業関係者によって構成された越前地域BCP協議会が、BCPの作成・運用の中心となる。

<BCP協議会の役割等>

①地域水産業BCPと企業BCPの連携

- ・ BCP協議会は、各関係主体が個々に策定している企業BCPと、災害規模や検討範囲と整合性を図ることで、越前地域BCPをより実効性の高い計画にしていく。

②事前対策および発生対策時における体制・役割分担を決定

- ・ BCP協議会は、漁業種ごとに実施すべき事前対策および事後対策を挙げ、実際にそれを実施する体制・役割分担を決める。

③対策の内容・優先順位の決定

- ・ BCP協議会は、対策を効率的に実施するため、漁業種や機能等について、復旧における優先順位を設定する。

④計画策定後の更新・実践

- ・ BCP協議会は、越前地域BCPの運用に向けた教育・訓練を実施して、見直し・改善を繰り返して計画を随時見直していく。

b) 地域の特性

越前漁港は、嶺北地域の流通拠点漁港として生産から出荷までの一連の流れが全て漁港区域で行われており、大規模災害の発生後において、越前漁港周辺における第1種漁港を拠点とする漁船は、流通拠点である越前漁港の利用が見込まれるため、越前漁港の流通機能を維持することが重要となる。

越前地域の漁業は、底曳き網漁業、定置網漁業の2漁業種が、陸揚量全体の約9割を占めることから、地域経済に与える影響を踏まえ、「底曳き網漁業、定置網漁業」を優先して復旧する漁業種としてBCP対象漁業種に設定している。

越前地域において発生が想定されている災害として、若狭海丘列付近断層と越前堆列付近断層の地震で発生する津波とし、最大津波高が新保地区で3.8mあり、浸水深が3m～4mとなり、漁業施設については荷捌所、給油施設、貯水施設の被災と漁具の流出を予想している。

c) 問題点と課題の把握

被災後に想定される被害と代替・復旧について整理し、各漁業種で問題点となる項目を抽出し、項目ごとに代替の可能性・復旧の容易性を検討している。

d) 事前対策の実施

大規模災害が発生する前に、各機能の復旧可能期間の短縮を図るべく、各項目・機能ごとに事前対策を行う担当を決めている。また、各目標年度までに事前対策を実施することを目標として設定している。

ただし、越前地域BCP上において、現状、目標年次の記載がなされていない。

e) 越前地域BCPの普及

越前地域BCPを越前地域の水産物の生産・流通関係者へ周知させ、越前地域BCPの実効性を高めるとしている

f) BCP訓練の実施

越前地域BCPを用いた訓練を実施し、越前地域BCPの使い方を練習する。また、訓練を通じて越前地域BCPの課題・問題点を抽出するとしている。

g) 見直し・改善

越前地域BCPの訓練を通して、越前地域BCPの課題を抽出すると共に、計画を見直してPDCAサイクルを繰り返し、実効性の高い越前地域BCPを構築するとしている。

以上を実施し、地震・津波の来襲に備えるとしている。

ii) 被災後に見る箇所

a) 情報収集

BCP 協議会代表（漁協）は、BCP 協議会メンバーに連絡をとり、各団体の状況や、漁業関係施設の被災状況の情報を収集するとしている。

b) 越前地域BCP協議会の開催準備

協議会メンバーが一堂に会し、情報共有や復旧方針を協議するため、越前地域BCP協議会の開催場所や必要な機材等の準備を行うとしており、会場候補先、必要な機材、担当割等をリストアップしている。

c) 越前地域BCP協議会の開催

BCP協議会を開催し、復旧方針について協議するとしている。

また、各団体の被災状況（人員、施設、システム等）の共有、漁港施設等の被災状況の整理、優先して復旧させる漁業種の検討、実施する事後対策の確認を行うとしている。

d) 事後対策の実施

BCP協議会にて決められた復旧方針に従い、流通機能確保のための対策を実施するとし、各対策項目ごとに担当割等を一覧表にするとともに、各項目について、個別に連絡・指示体制、実施内容等を個別に記載している。

以上を実施し、水産物流通の早期再開を図るとしている。

②小浜地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画

小浜地域における水産物の生産・流通に関する業務継続計画（以下、小浜地域BCPという。）は、通常時（被災前）に見る箇所と、被災後に見る箇所に分けて作成されている。

i) 通常時（被災前）に見る箇所

a) 策定の背景

小浜地域では、小型定置網漁業によるさわら類やぶり類、小型底曳網漁業によるかれい類やはたはたなどの水揚げに加え、まだいやとらぶぐの養殖漁業が盛んに行われており、小浜漁港（第3種漁港）は小浜地域における水産物の流通拠点となっている。

小浜地域周辺では、陸域の6つの断層帯（地震の想定規模 M7.2～M8.2）では最大震度7が、海域では津波が予想されるなど、大規模災害への対応が必要不可欠である。特に、大規模災害が発生した場合は、漁港施設のみならず、漁場や流通などにも影響を及ぼすことが危惧されている。そのため、小浜地域における水産関係者はもとより、地域経済への影響を抑えることを目的として、津波被害に関して小浜地域 BCP を策定している。

県、市、町、地元の漁業関係者によって構成された小浜地域BCP協議会が、BCPの作成・運用の中心となる。

<BCP協議会の役割等>

①地域水産業BCPと企業BCPの連携

小浜地域BCP協議会が、BCPの作成・運用の中心となる。

<BCP協議会の役割・協議事項>

①地域水産業BCPと企業BCPの連携

・ BCP協議会は、各関係主体が個々に策定している企業BCPと、災害規模や検討範囲と整合性を図ることで、小浜地域BCPをより実効性の高い計画にしていく。

②事前対策および発生対策時における体制・役割分担を決定

・ BCP協議会は、漁業種毎に実施すべき事前対策および事後対策を挙げ、実際にそれを実施する体制・役割分担を決める。

③対策の内容・優先順位の決定

・ BCP協議会は、対策を効率的に実施するため、漁業種や機能等について、復旧における優先順位を設定する。

④計画策定後の更新・実践

・ BCP協議会は、小浜地域BCPの運用に向けた教育・訓練を実施して、見直し・改善を繰り返して計画を随時見直していく。

b) 地域の特性

小浜漁港には水産加工場があり、若狭地域の中核的な流通加工拠点漁港として、生産から加工・出荷までの一連の流れが全て漁港区域で行われており、大規模災害の発生後において、小浜漁港周辺における第1種漁港を拠点とする漁船は、流通拠点である小浜漁港の利用が見込まれるため、小浜漁港の流通機能を維持することが重要となる。

小型定置網漁業、小型底びき網漁業の漁業種が、陸揚量全体の約8割を占めることから、地域経済に与える影響を踏まえ、「定置網漁業、底びき網漁業、採貝漁業、その他漁業」を優先して復旧する漁業種としてBCP対象漁業種に設定している。

小浜地域において発生が想定されている災害として、若狭海丘列付近断層の地震発生によるL2津波の発生が想定されている。それにより沿岸部における浸水深が2m以上となり、漁業施設については、荷捌所、給油施設の被災想定が予想されている。

c) 問題点と課題の把握

被災後に想定される被害と代替・復旧について整理し、各漁業種で問題点となる項目を抽出し、項目ごとに代替の可能性・復旧の容易性を検討している。

d) 事前対策の実施

大規模災害が発生する前に、各機能の復旧可能期間の短縮を図るべく、各項目・機能ごとに事前対策を行う担当を決めている。また、各目標年度までに事前対策を実施することを目標として設定している。

ただし、小浜地域BCP上において、現状、目標年次の記載がなされていない。

e) 小浜地域BCPの普及

小浜地域BCPを越前地域の水産物の生産・流通関係者へ周知させ、小浜地域BCPの実効性を高めるとしている。

f) BCP訓練の実施

小浜地域BCPを用いた訓練を実施し、小浜地域BCPの使い方を練習する。また、訓練を通じて小浜地域BCPの課題・問題点を抽出するとしている。

g) 見直し・改善

小浜地域BCPの訓練を通して、小浜地域BCPの課題を抽出すると共に、計画を見直してPDCAサイクルを繰り返し、実効性の高い小浜地域BCPを構築するとしている。

以上を実施し、地震や津波、豪雨等の自然災害の来襲に備えるとしている。

ii) 被災後に見る箇所

a) 情報収集

BCP協議会員は、BCP協議会メンバーに連絡をとり、各団体の状況や、漁業関係施設の被災状況の情報を収集するとしている。

b) 小浜地域BCP協議会の開催準備

BCP協議会を開催するために、小浜地域BCP協議会の開催場所や必要な機材等の準備を行うとしており、会場候補先、必要な機材、担当割等をリストアップしている。

c) 小浜地域BCP協議会の開催

BCP協議会を開催し、復旧方針について協議するとしている。

各団体の被災状況（人員、施設、システム等）の共有、漁港施設等の被災状況の整理、優先して復旧させる漁業種の検討、実施する事後対策の確認を行うとしている。

d) 事後対策の実施

BCP協議会にて決められた復旧方針に従い、流通機能確保のための対策を実施するとし、各対策項目ごとに担当割等を一覧表にするとともに、各項目について、個別に連絡・指示体制、実施内容等を個別に記載している。

以上を実施し、水産物流通の早期再開を図るとしている。

意見 42	事前対策の目標年度の設定について
越前地域BCPおよび小浜地域BCPにおいて、大規模災害が発生する前に事前対策を実施するとし、各対策ごとに目標年次を設定するとしているが、各対策のいずれについても目標年次の記載がされていない。	
各対策の実施を促すためにも、目標年次を設定し越前地域BCPおよび小浜地域BCPに記載することが望まれる。	

越前地域BCPおよび小浜地域BCPともに、水産庁の「漁業地域における水産物の生産・流通に関するBCPガイドライン」に従って策定されていた。

BCPを策定する目的は、災害時において早期に事業が再開できるようにすることである。

BCPは、策定しただけでは、災害時に効力を発揮しないため、発災後に事業の早期再開に向けてBCPに基づいて迅速に対応できるようにしておくことが重要であり、そのためにも、BCPに記載した対策を実施することや記載した内容をスムーズに実施できるように教育・訓練を行ったりすることが重要である。

さらに、教育・訓練、改善・見直しを通じて、実効性の高いBCPを策定していくことが必要である。そして、発災後に実際に行動ができるようになるためにPDCAサイクルを回しながらBCPの運用を効果的に実施していくことが重要である。

現状、BCPを策定してからまもなく、十分な運用訓練が実施できていないかもしれないが、継続して、教育・訓練、改善・見直しを実施していきBCPの目的が達成できるようにしていただきたい。

(3) 漁港における災害マニュアル

各漁港管理事務所においては、災害時におけるマニュアルが作成されていない。大規模災害については、上記BCPによってカバーされている部分もあるが、日常的な大雨や台風や高潮といった場合における災害対応についても迅速に対応できるよう準備しておくことが望まれる。

意見 43	災害時の対応マニュアルの策定について
<p>現在、各漁港において災害時の対応マニュアルが作成されていない。</p> <p>県は、実際に災害が発生した場合に迅速に行動できるよう、想定されるいくつかのパターンについては、「いつ」「だれが」「何をするか」といった実際の状況に応じた対応方法についてマニュアル化しておくことが望まれる。</p>	

7. 指定管理施設

(1) 小浜漁港指定管理施設

① 指定管理施設の概要

施設名	小浜漁港指定管理施設
所在地	小浜市小浜漁港（小浜市甲ヶ崎、西津、小浜津島、小浜清滝、一番町、川崎 1 丁目、川崎 3 丁目、小浜塩釜）
所管課	農林水産部水産課
沿革	<p>平成 10 年：受入区域及び受入船に関する調査実施、プレジャーボート等漁港利用に関する協議会（準備会）発足</p> <p>平成 11 年：小浜漁港利用促進協議会発足、福井県漁港管理条例改正（特定施設を規定・使用料決定）</p> <p>平成 13 年：漁港法改正・福井県漁港管理条例改正</p> <p>平成 14 年：放置禁止区域の設定（禁止区域・対象物件指定）、福井県漁港管理条例改正（放置禁止区域の告示・施行）</p> <p>平成 15 年：地方自治法改正（指定管理者制度創出）</p> <p>平成 18 年：県漁港管理条例改正、管理委託から指定管理者制度移行</p> <p>平成 22 年：福井県漁港管理条例の一部改正（料金表記と施設指定）、浜漁港指定管理施設を変更（県報告示：施設区域の変更）</p> <p>平成 23 年：指定管理施設（変更）の施行</p>
設置目的	小浜漁港において漁船との利用調整を図るため、漁港の岸壁等を有効利用し、一定数のプレジャーボート等（スポーツまたはレクリエーションの用に供するヨット、モーターボート、遊漁船その他の船舶をいう）の停けい泊を認めることにより、漁港の機能と秩序を維持すること。
施設の内容	下記の施設概要図を参照のこと。
利用料金	<p>係留：船舶の長さ 1 m につき 1 日 31 円 43 銭</p> <p>停泊：船舶の長さ 1 m につき 1 日 20 円 95 銭</p> <p>船舶長 1 m 未満の端数は、1 m に切り上げ</p>
特徴	<p>福井県内で漁港内にプレジャーボート等許可区域を設定しているのは小浜漁港指定管理施設のみである。関西広域観光圏としての位置付けと同時に、漁港規模が大きい。</p> <p>付近には、おばま食文化館やフィッシャーマンズワーフ、人魚の浜などの観光施設がある。</p>
指定管理施設一覧	次頁の放置禁止区域および指定管理施設位置図を参照のこと。

【施設概要図】

施設名	係留 可能数 (隻)	係留状況	係留施設				係留設備				付属施設		
			護岸 (m)	防波堤 (m)	栈橋 (m)	泊地 (m)	アンカー ブロック (基)※	係船環 (個)	係船柱 (基)	防舷材 (個)	照明灯 (基)	連絡橋 (基)	浮栈橋 (基)
① 清滝護岸	12	縦付け	60				12	17					
② 津島栈橋	栈橋	26	縦付け			90	26	28			4	3	
	護岸	12	縦・横付け	120			8	13	6	6	1		
③ 津島第1護岸	15	横付け	292					34	8	22	5		
④ 津島第2護岸	5	横付け	108					10			1		
⑤ 津島第3護岸	5	横付け	58					12	2	8			
⑥ 津島第4護岸	12	縦・横付け	70				11	12	4	2			
⑦ 津島波除堤	3	横付け		30				4		4			
⑧ 川崎西護岸	5	横付け	117					1	9	15			
⑨ 川崎南護岸	5	横付け	113					1	15	14			
⑩ 川崎波除堤	26	縦付け		97			26	29					
⑪ 西津船溜防波堤	4	横付け		116				22					
⑫ 塩釜泊地	3					2,625	3						
⑬ 甲ヶ崎泊地	15					25,600	15					1	2
合計	148		938	243	90	28,225	101	183	44	71	11	4	2

※ アンカーブロックは、係船杭・係船浮標を含む。

【放置禁止区域および指定管理施設位置図】

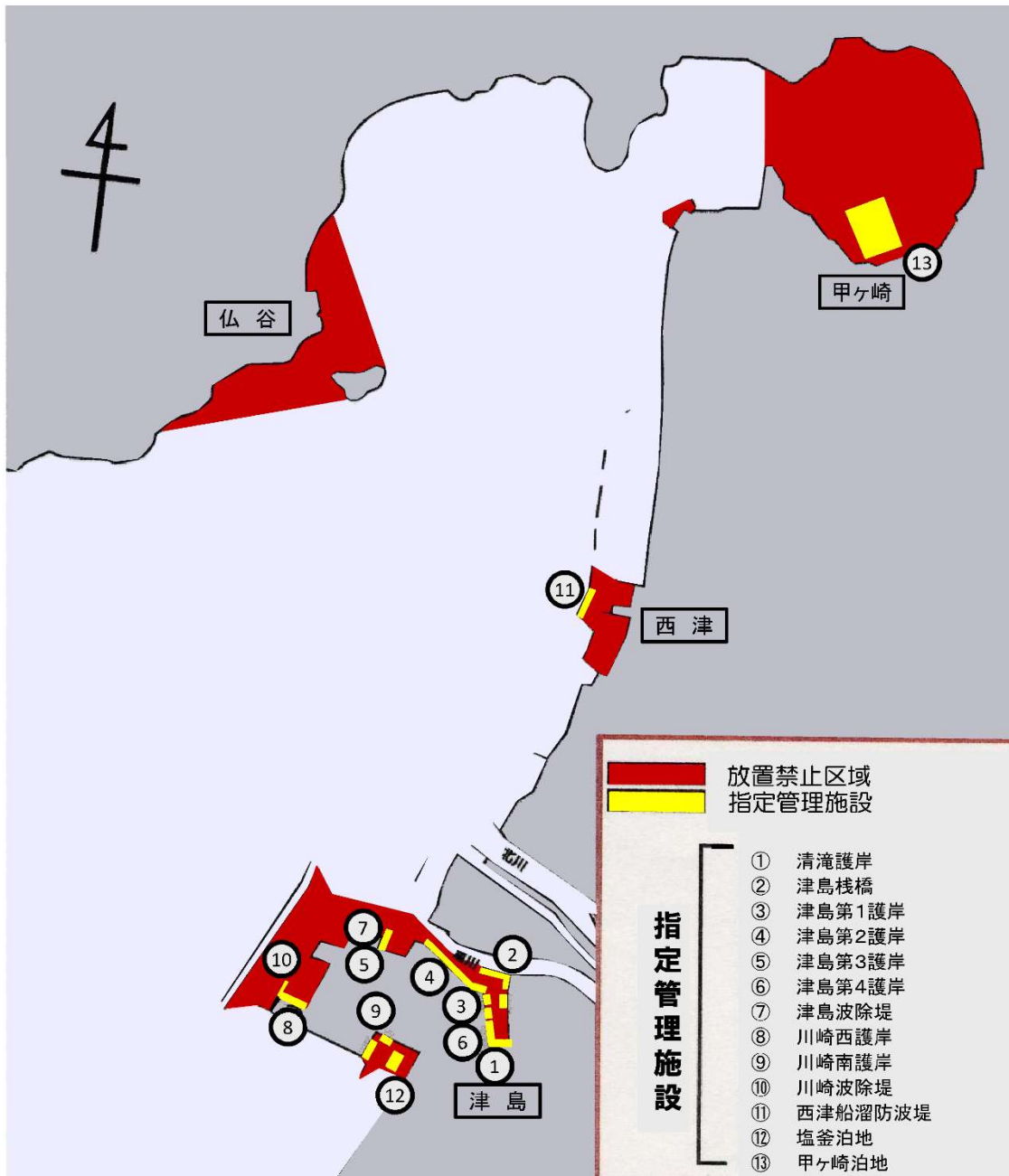
放置禁止区域および指定管理施設位置図

【放置禁止区域】

平成14年3月5日 福井県報 福井県告示 第192号(平成14年4月1日施行)

【指定管理施設】

平成25年1月25日 福井県報 第2398号(平成25年4月1日施行)



②指定管理者の概要

指定管理者の名称	株式会社イワタ
募集方法 (公募/非公募)	公募
制度導入年月日	平成 18 年 4 月 1 日
指定管理期間	5 年間 (令和 3 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日)
指定管理者が行う業務	(1) 利用の許可、利用の許可の取消し、利用制限その他の利用に関する業務 (2) 利用料金の徴収、利用料金の還付、利用料金の免除その他の利用料金に関する業務 (3) 指定管理施設の維持管理に関する業務 (4) 指定管理施設の設置目的を達成するための施設の適正な利用促進に関する業務 (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理施設の管理に関し知事が必要と認める業務
指定管理料	なし

③指定管理者の選定理由

株式会社イワタは、小浜漁港指定管理施設の指定管理者選定委員会の審査において、福井県漁港管理条例で定める指定の基準に適合しているものとして評価された。

特に、15年間に渡り小浜漁港管理施設を安定的に運営しており料金収入を確保しているなどが評価され、小浜漁港指定管理施設の設置目的を効率的に達成することができ、指定管理者としてふさわしいと認められるため、当該団体が指定管理者候補者に選定された。

④利用予約について

プレジャーボートの係留についての予約方法は、指定管理者の事務所に来社するか電話での予約になっており、現状ではインターネットでの予約ができない。

意見 44	利用予約について
<p>現状、インターネットでの利用予約ができない。</p> <p>今日では、ある施設を利用する場合、インターネットやスマートフォンで施設の利用予約ができるようになっている施設も多い。利用者の利便性の向上や、事務負担の軽減の観点からも、今後は県と協議をしてインターネット予約ができるように検討していただきたい。</p>	

⑤Webサイトについて

指定管理施設のWebサイトがない。そのため、県のWebサイト「指定管理者制度導入施設一覧」や指定管理者のWebサイトから、指定管理施設に関する情報についてタイムリーに入手できない。

意見 4 5	Webサイトでの情報提供について
<p>現状、指定管理施設のWebサイトが設けられていない。</p> <p>指定管理者のWebサイトを作成することによって、利用料金やその他の情報、例えば、天候不順には注意喚起を促すといったことも含め、有用な情報をタイムリーに開示することが可能となる。</p> <p>指定管理者は、指定管理施設の利用者のみならず潜在的利用者の利便性に資するためにも、指定管理施設のWebサイトを設けることが望まれる。</p>	

⑥災害時マニュアルについて

係留施設の災害時の対応マニュアルが作成されていなかった。災害時に特段何かする必要のあるわけではないことや、係留サービスを提供しているため、風が強いからといって出港禁止にすることはないということであった。

意見 4 6	災害時の対応マニュアルの作成について
<p>係留施設の災害時の対応マニュアルが作成されていなかった。</p> <p>近年、異常災害が多い。水に関連する施設でもあるため、特に人命にかかわる事故が生じた場合や施設の破損といった事態が発生した場合に備えて、指定管理者は、県と協力し、災害時の対応マニュアルを作成し、係留サービスをより安全に行っていくることが望まれる。</p>	

⑦比較財務諸表（収支表）

収支表

(単位：千円)

	H30	令和元	令和2	令和3	令和4
<収入>					
使用料収入	9,126	8,200	8,836	9,767	9,175
預金利息	0	0	0	0	0
仮受消費税	730	680	883	976	917
収入計	9,856	8,880	9,720	10,744	10,093
<支出>					
人件費	3,960	3,960	3,960	3,540	3,540
消耗品費	21	43	22	43	23
印刷・製本費	42	52	42	42	55
光熱水費	64	64	59	67	72
使用料・賃借料	311	308	305	300	300
保険料	223	223	223	223	223
通信交通費	407	379	415	409	401
その他の支出	154	110	151	209	185
仮払消費税	532	641	653	477	475
福井県への還付金	5,657	5,554	5,554	3,716	3,716
支出計	11,374	11,337	11,388	9,030	8,992
収支差額	△ 1,518	△ 2,456	△ 1,668	1,713	1,101

令和3年度において、福井県への還付金の支払額が減少したことにより、収支差額がプラスに転じている。

プレジャーボートの係留にかかる使用料収入の一部について、未回収の使用料が見受けられた。この未収金については、小浜漁港指定管理者で適切に管理されており、逐次回収に努められていることがヒアリングや資料で確認できた。

意見 47	未収債権の管理について
	<p>プレジャーボートの係留にかかる使用料収入の一部について、令和4年度以前のものも含め、未収となっているものがあつた。</p> <p>回収ができていない先については、回収管理や与信管理を厳格に行うとともに、長期的に支払が遅れている先については、更新の拒否、利用の停止も含めて検討することが望まれる。</p>

⑧責任分担

項目	内容	県	指定管理者
指定管理施設の運営管理	苦情対応、広報等含む		○
管理物件の維持管理			○
施設、設備の使用許可			○
利用料金の徴収			○
利用料金の減免承認			○
行政財産の目的外使用許可		○	
保険への加入	利用者賠償保険ほか		○
災害時の対応	連絡体制確保、被害調査・報告、応急措置		○
	指揮、指示等、復旧措置	○	
利用者等の第三者への損害賠償	施設管理上の瑕疵によるもの		○
	上記以外のもの		協議事項
包括的な管理責任		○	
物価等の変動			○
著しい光熱水費の変動			協議事項
需要の変動	利用者数、利用料金収入の増減		○
資金調達等	金利変動を含む		○
法令等の変更	施設の設置基準、管理基準にかかるもの	○	
	指定管理者自体にかかるもの		○
税制度の変更	指定管理者制度全般にかかるもの（消費税等）	○	
	指定管理者自体にかかるもの（法人税等）		○
施設の設置、事業内容等の変更	県の施策の展開にともなう、施設の設置、事業内容、業務内容等の変更	○	
不可抗力	甲乙双方の責めに帰すことができない事由による経費の増加（保険対応するものを除く）	○	
	不可抗力による業務の中止、延期等		○
事業の休止等	施設本来の瑕疵に起因する休業、事業中止等	○	
	災害等の不可抗力に起因する休業、事業中止等	○	
	管理上の瑕疵に起因する休業、事業中止等		○
	保守点検による休業、事業中止等		○
管理物件の変更	本来の効用の増加を目的とするもの	○	
	管理業務の効率的な実施を目的とするもの		○
管理物件の修繕	施設管理上の瑕疵に起因するもの		○
	事故防止のための応急的なもの		○
	上記以外のもの	○	
物品の購入	1件あたりの見積額が10万円未満のもの		○
	1件あたりの見積額が10万円以上のもの		事前協議
利用者および周辺地域住民への対応（苦情、要望等）	施設設備の設置自体に対するもの	○	
	管理業務に対するもの		○
	地域との協調、協力		○
	上記以外のもの		協議事項
安全の確保、環境の保全	管理業務における安全性の確保、周辺環境への配慮および保全		○
セキュリティ	管理、警備の瑕疵による情報漏えい、犯罪発生		○
事業終了および引継ぎ	期間満了または指定取消し等にかかる明渡し費用、業務引継ぎ費用		○

※ 協議事項については事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指定管理者が有するものとする。

⑨指定管理者による事業報告の内容

指定管理者は、県に対して以下の報告書を提出することとなっている。

事業報告	月次報告	随時の報告
<p>以下の内容について、毎年度終了後30日以内に、県に提出する。</p> <p>(1) 管理業務の実施状況</p> <p>(2) 指定管理施設の利用状況</p> <p>(3) 指定管理施設の利用料金の収入の状況および免除の状況</p> <p>(4) 管理業務に係る経費の収支の状況</p> <p>(5) その他指定管理施設の管理の状況を把握するために必要な事項</p>	<p>以下の内容について、翌月10日までに、県に提出する。</p> <p>(1) 指定管理施設の利用状況</p> <p>(2) 指定管理施設の利用料金の収入状況および免除の状況</p> <p>(3) その他指定管理施設の管理の状況を把握するために必要な事項</p>	<p>県は、管理業務の実施状況を把握するために必要と認めるときは、随時報告を求めることができる。</p>

指定管理者からは、月次で月次報告書が、年次で事業報告書が提出されている。令和4年度の事業報告書と月次報告書を通査したが、いずれも上記の必要事項は記載されていることを確認した。

⑩管理運営目標の達成状況について

令和4年度の小浜漁港指定管理者事業報告による指定管理施設の利用実績は、以下のとおりである。

	年間計画	実績	達成率
納入船舶数	100 隻	108 隻	108.0%
金額（税込）	9,471,000 円	9,888,260 円	104.4%

※納入船舶数・金額とも年間計画を達成している。

※実績金額には過年度の許可者の後納額（税込 205,320 円）・預金利息（70 円）は含んでいない。

利用実績が計画を上回っている。

この他、指定管理施設の維持管理および利用者への対応について定期的に点検管理や利用者への情報提供ならびに利用者アンケートを実施していることが見受けられた。また、未収債権管理や放置艇への対応についても、積極的に働きかけていることが確認できた。

第4章 事務事業

県は、予算編成と事務事業評価を一体的に実施し、事業評価を予算に直結させるため、事業の必要性・背景など予算編成に必要な事項を事務事業カルテに記載し、Webサイト上で公表している。

事務事業カルテの対象となるのは、令和5年度当初予算で要求された全ての政策的経費および令和4年度に終了となった全ての政策的経費である。

監査人は、このうち今回の監査テーマである港湾事業および漁港事業に関する政策的経費について監査を行った。監査の対象となったのは、次の事務事業である。なお、漁港事業については監査対象となる事務事業はなかった。

(単位：千円)

担当課	対象港湾	事業名	事業開始年度	会計区分		事業区分		令和4年度決算額	令和5年度予算額	R4年度事業評価結果に基づく今後の対応					
				一般会計	特別会計	実行予算	補助金			拡充	継続	整理統合	縮減	廃止	見直し額
成長産業立地課	福井港	福井港 貨物集荷促進補助金	2011	○			○	100	1,500		○				
		ポートセールス促進事業	2010	○		○	○	17,895	17,460			○			
	敦賀港	敦賀港 利用拡大事業	2011	○			○	16,246	—					○	
		敦賀港 コンテナ物流トライアル事業	2019	○			○	2,109	—			○			
		外貿定期航路運航安定事業補助金	2017	○			○	467	1,700		○				
		海外クルーズ客船 誘致促進事業	2016	○		○		2,696	4,332				○		1,462
		海外クルーズ客船 おもてなし事業	2015	○		○	○	9,814	4,319				○		2,311
港湾空港課	敦賀港	海外クルーズ客船 おもてなし事業	2017	○		○		2,758	3,372				○		2,867
		敦賀港 内航利用拡大事業	2021	○			○	1,900	3,000						
	敦賀港	鞠山南地区2期工事	2015		○	○		631,129	461,000		○				
		敦賀港 新多目的クレーン整備事業	2021		○	○		13,594	590,000		○				

今回の監査における事務事業の指摘事項および意見の一覧は、以下のとおりである。

I. 産業労働部 成長産業立地課における事務事業			
1. 福井港貨物集荷促進補助金			
78		48	事務事業評価と予算への反映について
79		49	活動指標と成果指標の関連性について
80		50	成果指標の目標値の変更について
2. ポートセールス促進事業			
81		51	事業評価の判定について
3. 敦賀港利用拡大事業			
82		52	事務事業における事業評価に関する記載について
83		53	事務事業における事業評価の結果の区別について
84		54	成果指標の目標値の変更について
4. 敦賀港コンテナ物流トライアル事業			
85		55	成果指標について
5. 外貿定期航路運行安定化事業補助金			
86		56	この事業の効果について
87		57	内部統制におけるチェック機能について
6. 海外クルーズ客船誘致受入協議会			
88		58	活動指標および成果指標について
II. 土木部 港湾空港課における事務事業			
1. 海外クルーズ客船おもてなし事業			
89		59	活動指標と成果指標の関連性について
2. 敦賀港内航利用拡大事業			
90		60	補助金利用企業の意向調査について
3. 敦賀港鞠山南地区2期工事（特別会計）			
-		該当なし	-
4. 敦賀港新多目的クレーン整備事業（特別会計）			
-		該当なし	-

Ⅰ. 産業労働部 成長産業立地課における事務事業

1. 福井港貨物集荷促進補助金

(単位：千円)

部局	産業労働部 成長産業立地課 (旧 企業誘致課)				要求基準	シーリング 内			
事業主体	県								
事業実施方法	補助			補助率	県1/2、 福井市1/4、坂井市1/4				
事業の経過	開始年度		終了予定年度		R4年度の区分		期首までの経過年数		
	H23年度		R7年度		継続 事業		11年		
福井県長期ビジョン における位置付け	分野	Ⅲ 楽しみを広げる(創造力)							
	政策	9 100年に一度のまちづくり							
関連する県の計画等	—								
解決すべき問題・課題	年間貨物取扱量:70万トン								
R5解決すべき問題・課題	"								
R4問題・課題を表す 客観的データ	令和3年は 前年比 88.7% (△733.848トン)								
事業目的	福井港を新規に利用する荷主および取扱貨物を量増加させた継続利用荷主に対して、利用実績に応じた助成を行い、福井港の利活用を促進する。								
R4年度の事業内容	福井港を利用して貨物輸送(内外航)を行う荷主に対し、利用実績に応じた助成を行う。 (新規) ・助成対象：貨物量が年100t以上 ・助成額： 100 t 以上 2,000 t 未満 … 100千円 2,000 t 以上 ~ 3,000 t 未満 … 200千円 3,000 t 以上 … 300千円 ・限度額： 300千円 (継続) ・助成対象：貨物量が前年より1,000 t 以上 増加 ・助成額： 増加貨物量が1,000t/年ごとに100千円 ・限度額： 300千円								
受益者	福井港利用企業等 (5社)								
前事業	名称	—							
	実績	—							
市町との連携状況	福井振港興協会の一で員ある福井市や坂井市等と連携した集荷活動を実施								
R4年度予算	事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称			
	1,500	—	—	750	750	福井市1/4、坂井市1/4			
	R1	R2	R3	R4	R5	事業評価 (R5 予算編成方針)			
当初予算額	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	継続			
2月現計予算額	1,500	1,500	1,500	1,500	—	R4 決算額の内訳			
決算額	1,500	1,500	1,500	100	—	勘定科目	金額		
—	①				②	補助金	100		
① R4年度までの 主な増減理由	—								
② R5年度予算額の 増減理由	—								
	R1	R2	R3	R4	R5	中間目標	最終目標	考え方・根拠	
成果指標	取扱貨物量 (トン)								
	目標	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	700,000	変動の激しい石油製品・重油を除いた福井港における年間取扱貨物量
	実績	927,889	827,333	733,848	746,760	—	—	—	
活動指標	補助件数								
	目標	5	5	5	5	5	5	5	助成条件を満たす福井港利用荷主等
	実績	5	5	5	1	—	—	—	
—	—		③	④	—				
③ R4年度の実績・成果指標等の定量的評価	令和4年の貨物量は746.760トンで、前年比12.912トン(1.8%)増である。								
④ 実績を踏まえた R5年度の変更点	—								

【事業内容】

福井港を利用して貨物輸送（内航および外航）を行う荷主に対し、利用実績に応じた助成を行う事業である。新規荷主に対しては、貨物量が年間一定以上の荷主に対し一定額（上限あり）を助成し、継続荷主に対しては、前年より貨物量が一定量以上増加した荷主に対し一定額（上限あり）を助成する。

【主な検討事項】

○予算の編成

この事業の令和4年度の事業結果を一覧表（監査人作成）にすると、次のとおりであった。

		区分		内外区分			申請書		今年度	前年度	増加貨物量	今年度	交付	事業計画 変更申請書 変更理由		
		継 新	継 新	輸 出	輸 入	移 出	移 入	提出日		利用見込	利用実績	見込	見込増加率		見込額	
								年	月	日	t	t	t		%	円
1	A社	①	○	○				4	4	1	61,400	58,400	3,000	5.1	300,000	当初計画ほど 数量が伸びなかった
		②					○	5	3	27	55,820		△ 2,580	△ 4.4	—	
2	B社	①	○	○				4	4	1	11,096	8,096	3,000	37.1	300,000	海外輸出を抑制したこと による福井港利用の廃止
		②		○				5	3	27	4,151		△ 3,945	△ 48.7	—	
3	C社	①	○		○			4	4	1	18,996	15,996	3,000	18.8	300,000	当初計画ほど 数量が伸びなかった
		②			○			5	3	27	6,498		△ 9,498	△ 59.4	—	
4	D社	①	○		○			4	4	1	7,933	4,933	3,000	60.8	300,000	他の手法での輸入に変更し、 福井港の利用がなかった
		②						5	3	27	0		△ 4,933	△ 100.0	—	
5	E社	①	○	○				4	4	1	14,739	11,739	3,000	25.6	300,000	当初計画ほど 数量が伸びなかった
		②		○				5	3	27	7,717		11,739	△ 4,022	△ 25.5	
6	F社	①	○	○				4	4	1	7,799	4,799	3,000	62.5	300,000	当初計画ほど 数量が伸びなかった
		②		○			○	5	3	27	1,680		3,795	△ 2,115	△ 43.9	
7	G社	①	○	○				4	4	1	8,948	5,948	3,000	50.4	300,000	当初計画ほど 数量が伸びなかった
		②		○			○	5	3	27	3,853		5,948	△ 2,095	△ 14.9	
8	H社	①	○		○			4	4	1	60,677	57,677	3,000	5.2	300,000	当初計画ほど 数量が伸びなかった
		②			○			5	3	27	24,843		△ 32,834	△ 56.9	—	
9	I社	①	○		○			4	4	1	64,073	61,073	3,000	4.9	300,000	当初計画ほど 数量が伸びなかった
		②			○			5	3	27	39,037		△ 22,036	△ 36.1	—	
10	J社	①	○		○			4	4	1	142,455	139,455	3,000	2.2	300,000	当初計画ほど 数量が伸びなかった
		②						5	3	27	84,575		△ 54,880	△ 39.4	—	
11	K社	①		○	○			4	7	22	3,000	0	3,000	—	300,000	当初計画ほど 数量が伸びなかった
		②			○			5	3	28	795		795	—	100,000	
計		①									401,116	368,116	33,000	9.0	3,300,000	
		②									232,213		△ 135,903	△ 36.9	100,000	

① 助成事業者 指定申請書 兼 事業計画書 / 助成事業者 指定通知書

② 事業計画 変更申請書、指定取消通知書

1の「助成事業者 指定申請書兼事業計画書」において、令和4年度の「増加貨物量見込」が、前年度利用実績が大きく異なる全11社すべてが3,000 tと同一になっている。また、「事業計画変更申請書」で今年度利用見込が変更された結果、全11社すべてにおいて「助成事業者 指定申請書兼事業計画書」より利用見込が減少し、その減少理由は11社中9社が「当初計画ほど数量が伸びなかった」という事実のみの記載であり、減少の内容や理由が記載されていない。これらによりこの事業の令和4年度予算は1,500千円だったのに対し、実績は100千円の助成額であり、また令和5年度の当初予算は令和4年度と変更なく1,500千円としている。

この予算と実績の大きな差異の発生および令和5年度当初予算額の同額の設定は、予算の策定期限の関係上、前年度の確定した実績ではなく前年度見込みをベースに予算を算出しているためである、という県の説明であった。しかし大きな差異の発生理由を予算の期限の存在のためとすると、すべての事業において大きな差異の発生は致し方ないということになってしまう。県全体の予算策定の日程は変更が困難なため、事業予算の策定部署が予算策定のためのデータの集計期間や入手時期を変更するなどの対応をして適正な事業評価とそれを反映した適正な予算を計上することが必要である。

意見 48	事務事業評価と予算への反映について
<p>令和4年度において予算額1,500千円に対し、実績額は100千円だったが、予算の策定期限の関係上、年度の確定した実績ではなく前年度見込みをベースに予算を算出し、令和5年度においても前年度と同額の予算を計上している。</p> <p>予算の策定においては、適正な事業評価とそれを反映した適正な予算を計上するために、担当部署が予算策定のためのデータの集計期間や入手時期を変更するなどの措置が必要である。</p>	

○活動指標と成果指標

この事業において活動指標を「助成条件を満たす福井港利用荷主等」、成果指標を「変動の激しい石油製品・重油を除いた福井港における年間取扱貨物量」としている。これについて、活動指標は令和3年度5件、令和4年度1件と大きく減少したが、成果指標は令和3年度733,843トンから令和4年度746,760トンと1.8%増加している。この指標の数値の変動状況からみると、活動指標と成果指標は関連性が非常に小さいといえる。

意見 49	活動指標と成果指標の関連性について
<p>この事業において、活動指標は低下している（悪化している）が成果指標は向上しており、両指標の関連性は非常に低いといえる。</p> <p>活動指標と成果指標は両者の関連性が高いものを設定すべきである。</p>	

また、成果指標である取扱貨物量は、令和元年度から令和4年度までの過去4年間すべての年度において実績値が目標値を上回っており、目標値としてふさわしいとは言えない。

意見 50	成果指標の目標値の変更について
<p>この事業は今後も継続する事業であるが、過去4年のすべての年度において成果指標の実績値が目標値を上回っている。</p> <p>このような場合は、成果指標の目標値を高くしてこの事業を継続するか、または、この事業を完了して他の成果指標を設定した新たな事業を策定する必要がある。</p>	

2. ポートセールス促進事業

(単位：千円)

部局		産業労働部成長産業立地課 (旧企業誘致課)				要求基準	シーリング 内		
事業主体		県、敦賀港国際ターミナル㈱							
事業実施方法		直営	補助		補助率	定額			
事業の経過		開始年度		終了予定年度		R4年度の区分		期首までの経過年数	
		H22年度		R4年度		継続事業		12年	
福井県長期ビジョン における位置付け	分野	Ⅲ 楽しみを広げる(創造力)							
	政策	9 100年に一度のまちづくり							
関連する県の計画等		—							
解決すべき問題・課題		敦賀港の取扱貨物量17,000千トン (2024目標)							
R5解決すべき問題・課題		—							
R4問題・課題を表す客観的データ		R2の取扱貨物量：16,399千トン (目標：17,000千トン)							
事業目的		敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルの利活用を促進するため、敦賀港国際ターミナル㈱が実施するポートセールス業務に対して補助を行い、多目的国際ターミナルの取扱貨物量の増加を図る。							
R4年度の事業内容		(1) 事業者懇談会(港湾セミナー)の開催 (2) 船社説明会の開催 (3) 国際物流総合展への出展 (4) 有望企業へのポートセールスの実施 (5) 敦賀港国際ターミナル㈱の活動費・人件費							
前事業	名称	—							
	実績	—							
市町との連携状況		敦賀市や敦賀港国際ターミナル㈱等と連携してポートセールスを実施							
R4年度予算		事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称		
		18,012	—	—	—	18,012			
		R1	R2	R3	R4	R5	事業評価 (R5 予算編成方針)		
当初予算額		17,273	18,038	18,199	18,012	17,460	整理統合		
2月現計予算額		17,273	18,038	18,199	18,012	—	R4決算額の内訳		
決算額		17,090	16,407	16,826	17,895	—	勘定科目	金額	
—		①				②		補助金	17,891
① R4年度までの 主な増減理由	・ 敦賀港国際ターミナル㈱の代表者変更による人件費の増 ・ 国際総合物流展出展による増							消耗品費	2
	② R5年度予算額の 増減理由	新規航路誘致に向けた展示会やセミナーを検討							
		R1	R2	R3	R4	R5	中間目標	最終目標	考え方・根拠
成果指標		取扱貨物量(千トン)							長期ビジョン記載 のKPI
		目標	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	
		実績	17,145	16,399	16,739	16,714	—	—	—
活動指標		企業訪問件数							荷主等への営業 訪問
		目標	700	700	700	700	700	700	
		実績	641	466	582	565	—	—	—
—		③			④		—		
③ R4年度の実績・成果指 標等の定量的評価	新型コロナウイルス感染拡大による影響で令和4年実績も取扱貨物量の目標には届かないが、オンライン等を使用しポートセールスを行ったことで、企業訪問実績は昨年度を超えた。								
	④ 実績を踏まえた R5年度の変更点	貨物集荷のための荷主・船社向けセミナー開催や展示会出展を検討する。							

【事業内容】

敦賀港鞠山南地区多目的国際ターミナルの利活用を促進するため、敦賀港国際ターミナル（株）が実施するポートセールス業務に対して補助を行う事業であり、事業内容はほぼ全額敦賀港国際ターミナル(株)への補助金である。当社は次のようなポートセールス事業を行う。

- (1) 事業者懇談会(港湾セミナー)の開催
- (2) 船社説明会の開催
- (3) 国際物流総合展への出展
- (4) 有望企業へのポートセールスの実施

【主な検討事項】

敦賀港国際ターミナル（株）における補助金事業についての令和4年度の収支は次のとおりである。

	予 算	決 算	
	(円)	(円)	(%)
補助金収入	38,968,000	38,794,677	100.0
うち 福井県	17,953,000	17,891,940	46.1
敦賀市	21,015,000	20,902,661	53.9
利息	0	76	0.0
支出	38,968,000	38,794,677	100.0
収支	0	0	0.0
	↓	↓	
	予 算	決 算	
	(円)	(円)	(%)
人件費	31,716,000	30,892,534	79.6
旅費	2,182,000	2,163,749	5.6
報償費	20,000	0	0.0
通信運搬費	253,000	211,921	0.5
消耗品費	922,000	1,530,596	3.9
食糧費	470,000	429,710	1.1
燃料費	257,000	119,645	0.3
印刷・製本費	417,000	309,014	0.8
使用料・賃借料	2,521,000	2,894,696	7.5
手数料	210,000	242,812	0.6
計	38,968,000	38,794,677	100.0

この事業における県の補助金の支出割合は、46.1%であり、そのうち敦賀港国際ターミナル（株）の人件費が約80%、使用料・賃借料が7.5%、旅費が5.6%を占める。

この事業については、令和4年度の当初予算では「縮減」、令和5年度の当初予算では「整理統合」と事業評価されているが、予算額は令和4年度の18,012千円から令和5年度（当初）の17,460千円となり、約3.1%減少したのみである。県によれば、ここでいう「整理統合」とは貨物集荷のための荷

主・船社向けセミナー開催や展示会出展を検討したことを意味する、とのことである。

しかし、Web上で公表されている「令和4年度事務事業カルテについて」の中の「21 事業評価（2）区分」には、「整理統合」とは「現在の事業は残るが、他事業へ統合することによって事業名がなくなるもの」、「継続」とは「同額または軽微な変動の範囲で継続する場合や、終期が来ても同じ内容で続ける必要が生じた場合」と記載してある。令和5年度の当初予算は令和4年度の事業名と同じ名称で約3.1%減額（軽微な変動）で計上されているため、事業評価（R5 予算編成方針）は「整理統合」ではなく、「継続」とすべきである。また公表されるデータに担当者以外のチェックがなされていない可能性がある。

意見 5 1	事業評価の判定について
<p>令和5年度の当初予算として令和4年度の当初予算から約3.1%減額した予算を計上しているが、これは「整理統合」という事業評価（R5 予算編成方針）と矛盾する。</p> <p>この場合の事業評価は「継続」が適切である。また公表するデータはすべて担当者以外の者のチェックを行うことが内部統制上不可欠である。</p>	

3. 敦賀港利用拡大事業

(単位：千円)

部局	産業労働部 成長産業立地課 (旧 企業誘致課)				要求基準	シーリング 内		
事業主体	県、敦賀港国際ターミナル(株)							
事業実施方法	補助金			補助率	県 1/2 (敦賀市 1/2)			
事業の経過	開始年度		終了予定年度		R4年度の区分		期首までの経過年数	
	H23 年度		R4 年度		継続 事業		11 年	
福井県長期ビジョン における位置付け	分野	Ⅲ 楽しみを広げる (創造力)						
	政策	9 100 年に一度のまちづくり						
関連する県の計画等	—							
解決すべき問題・課題	敦賀港の取扱貨物量 17,000千トン (2024)							
R5 解決すべき問題・課題	"							
R4 問題・課題を表す 客観的データ	R2の取扱貨物量：16,399千トン (目標：17,000千トン)							
事業目的	敦賀港を利用する企業および船会社に助成し、敦賀港の利用拡大と定期航路の充実を図る。							
R4年度の事業内容	(1) 外貿コンテナ貨物に対する助成							
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成単価：5千円/TEU (※敦賀港からの距離が概ね50km以上離れている荷主については、6千円/TEU) ・ 対象：敦賀港を利用する荷主・物流事業者 ・ 区分：小口 (5TEU超)、大口 (300TEU超)、特定大口 (1,000TEU超)、混載 (敦賀港CFSを利用) ・ 条件：貨物量が過去3年間での最多貨物量 							
	(2) 敦賀港・福井港 連携貨物に対する助成							
R4年度の事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成単価：5千円/TEU ・ 対象：福井県内の荷主 (福井埠頭用地を利用) ・ 条件：貨物量が過去3年間での最多貨物量 							
	(3) 新規航路運航船社に対する助成							
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 助成単価：100千円/寄港 ・ 対象：新規航路運航船社 ・ 期間：初回寄港から3年 							
受益者	敦賀港利用企業等 (約50社)							
前事業	名称	—						
	実績	—						
市町との連携状況	敦賀市や敦賀港国際ターミナル(株)等と連携してポートセールスを実施							
R4年度 予算	事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称		
	22,000	—	—	—	22,000			
	R1	R2	R3	R4	R5	事業評価 (R5 予算編成方針)		
当初予算額	24,958	24,500	29,500	22,000	22,000	廃止		
2月現計予算額	20,700	20,300	21,800	21,216	—	R4 決算額の内訳		
決算額	16,282	10,380	10,512	16,246	—	勘定科目	金額	
—	①				②	補助金	16,246	
① R4年度までの 主な増減理由	新規航路運航船社に対する助成の増							
② R5年度予算額の 増減理由	—							
	R1	R2	R3	R4	R5	中間目標	最終目標	考え方・根拠
成果指標	取扱貨物量 (千トン)							
	目標	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	長期ビジョン記載 のKPI
実績	17,145	16,399	16,739	16,714	—	—		
活動指標	助成金の 支出件数							
	目標	50	50	50	50	50	50	50
実績	42	34	40	40	—	—	—	
③ R4年度の実績・成果指 標等の定量的評価	ポートセールスにより、令和2年度は34社の企業が制度を利用した。 また、令和2年のコンテナ貨物取扱量は、16,399千トンであった。(対前年比95.6%)							
④ 実績を踏まえた R5年度の変更点	—							

【事業内容】

直接の補助事業者は、敦賀港国際ターミナル（株）であり、当社から間接補助事業者である荷主企業、物流事業者および船舶運航船社に補助金を支給する。前年度末に当社が目標額を交付申請し、交付金額と間接補助事業者への実際支払額との差額を県に返還する。

なお、この事業はこの年度で終了予定だった事業であり、「事業評価（R5 予算編成方針）」は「廃止」という評価になっているが、令和5年度は「外貿トライアル支援事業」、「輸出入コンテナ利用拡大事業」、「敦賀港集荷促進事業」の3事業から成る「カーボンニュートラルに向けた敦賀港グリーン物流推進事業」に統合されている。

【主な検討事項】

この事業の令和4年度の事業結果を一覧表（監査人作成）にすると、次のとおりであった。

	助成対象者	内容	利用者		利用		今年度貨物量		補助金単価		補助金額			計画達成率 %	
			荷主	物流事業者	継続	新規	TEU		千円/TEU		計画 千円	実績 千円	県支給額 千円		
								※		※					
(1)	荷主・物流事業者	小口	32		17	15	2,284	634	5	6	2,870	8,067		281.1	
		大口	4		3	1	2,516	585	5	6	19,380	11,065		57.1	
		特定大口	1		1		1,545	0	5	6	10,000	7,725		77.3	
		混載		1		1	27	0	5	6	750	135		18.0	
		計									33,000	26,992	13,496	81.8	
(2)		敦賀・福井両港連携	1			1	106	0	5	6	1,000	500	250	50.0	
		(1)(2)計	38	1	21	18				小計	34,000	27,492	13,746	80.9	
(3)	航路運行船社	敦賀港国際ターミナル(株)	-	-	-	-	50回 寄港				5,000	5,000	2,500	100.0	
(3)の間接補助事業者：高麗海運ジャパン(株)									※：うち50km圏外		合計	39,000	32,492	16,246	83.3

○事務事業における事業評価に関する記載について

この事業の当年度（令和4年度）の計画達成率は上記の表にあるように全体で83.3%であり計画未達であるが、当年度末で12年間事業を継続しており、成果指標である取扱貨物量は令和元年度に17,145千tとなり目標の17,000千tを達成し、当年度も16,940千tとなり、ほぼ目標達成（目標達成率99.6%）である。この事業の終了予定年度は当年度（令和4年度）となっており、「事業評価」欄に「廃止」に印がつけられ④の「実績を踏まえた次年度の変更点」には何も記載がないが、この事業は令和5年度において上記の「事業内容」に記載した新事業に整理統合されて成果指標の目標数値もそのまま（17,000千t）で引き継がれた。

これらについて、次のような不適切な点がある。

- ・事業評価が「継続」以外の場合は、次年度予算は当年度より何らかの変更があったということであり、その変更の理由および内容は予算編成上重要な情報であるが、それが④の「実績を踏まえた次年度の変更点」に記載されていない、事業評価の内容や根拠が把握できない。
- ・ほぼ目標を達成していることから考えると「完了」という事業評価が適切であると思われるが、事業効果が期待できないため事業を終了する「廃止」という事業評価になっている。

・実際には「廃止」ではなく、ほぼ目標値を達成しながら令和5年度の予算編成において整理統合した新事業に引き継がれた。その新事業の成果指標の目標値は、鞠山南地区の拡張工事の段階的完成・供用などを考慮すると、上方修正すべきなのに、既に目標達成した数値を目標値としている。

意見 5 2	事務事業における事業評価に関する記載について
<p>事業評価が「継続」以外の場合において事務事業カルテの「実績を踏まえた次年度の変更点」の欄に記載がないと、事業評価の内容や根拠が把握できない。</p> <p>事業評価が「継続」以外の場合には、事務事業カルテの「実績を踏まえた次年度の変更点」の欄に事業評価の内容や根拠を記載すべきである。</p>	

意見 5 3	事務事業における事業評価の結果の区別について
<p>この事業における事業評価は、ほぼ目標を達成していることから考えると「完了」という評価が適切であると思われるが、事業効果が期待できないため事業を終了する「廃止」という評価になっている。</p> <p>事務事業カルテは、事業評価のために作成する重要書類であり、事業評価の結果である「継続、拡充、縮減、完了、整理統合、廃止、休止、終期の見直し、その他」は、その意味を明確に区別してうえで記載しなければならない。</p>	

意見 5 4	成果指標の目標値の変更について
<p>当年度において事業の成果指標の目標をほぼ達成しながら、翌年度の予算編成において整理統合し引き継がれた新事業においても既に目標達成した数値を変更せずにそのまま目標値としている。</p> <p>敦賀港鞠山南地区の拡張工事の段階的完成・供用などを考慮すると、新事業の成果指標の目標値は目標としてふさわしい数値に上方修正すべきである。</p>	

4. 敦賀港コンテナ物流トライアル事業

(単位：千円)

部局	産業労働部 成長産業立地課 (旧 企業誘致課)				要求基準	シーリング 内		
事業主体	県、敦賀港国際ターミナル(株)							
事業実施方法	補助			補助率	1/2 (敦賀市 1/2)			
事業の経過	開始年度		終了予定年度		R4年度の区分		期首までの経過年数	
	R3年度		R7年度		継続事業		1年	
福井県長期ビジョン における位置付け	分野	Ⅲ 楽しみを広げる (創造力)						
	政策	9 100年に一度のまちづくり						
関連する県の計画等	—							
解決すべき問題・課題	敦賀港の目標取扱貨物量17,000千トン (2024)							
R5 解決すべき問題・課題	〃							
R4 問題・課題を表す客観的データ	R2の取扱貨物量：16,399千トン (目標：17,000千トン)							
事業目的	敦賀港の外貿定期航路を利用した、新たな物流ルート構築を試みる荷主・物流事業者に対し、トライアル輸送にかかる費用を支援することで、外貿コンテナ貨物の集荷拡大を図る。							
R4年度の事業内容	補助対象：荷主企業・物流事業者 補助対象：(1) 将来 50 TEU 以上の敦賀港利用が見込めること (2) 輸送に関する効果検証や敦賀港 P Rへの協力を行うこと (コスト、日数、輸送実績等のトライアル輸送関連情報の提供、プレスリリースやセミナーでの事例紹介など) 補助対象経費：トライアル経費 (海上運賃、国内陸上輸送費、国内荷役料、梱包料、輸出入諸経費) の 1/2 (補助上限 1,000 千円)							
受益者	敦賀港利用企業等 (想定) 10 社							
前事業	名称	—						
	実績	—						
関連事業	名称	—						
	役割分担	—						
市町との連携状況	敦賀市や敦賀港国際ターミナル(株)等と連携してポートセールスを実施							
R4年度 予算	事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称		
	5,000	—	—	—	5,000			
	R1	R2	R3	R4	R5	事業評価 (R5 予算編成方針)		
当初予算額	5,000	5,000	5,000	5,000		整理統合		
2月現計予算額	2,500	2,500	5,000	5,000	—	R4 決算額の内訳		
決算額	500	750	3,354	2,109	—	勘定科目	金額	
—	①				②	補助金	2,109	
① R4年度までの 主な増減理由	—							
② R5年度予算額の 増減理由	—							
	R1	R2	R3	R4	R5	中間目標	最終目標	考え方・根拠
成果指標	取扱貨物量 (千トン)							
	目標		17,000	17,000	17,000	17,000	17,000	長期ビジョン記載のKPI
	実績	17,145	16,399	16,739	16,714	—	—	
活動指標	補助件数							
	目標	10	10	10	10	10	10	10
	実績	1	2	8	5	—	—	—
—	—		③	④	—			
③ R4年度の実績・成果指標等の定量的評価	オンラインによる面談やセミナー等のポートセールスにより、令和4年実績は16,940千トンで、前年実績を上回る。							
④ 実績を踏まえたR5年度の変更点	—							

【事業内容】

敦賀港の外貿定期航路を利用した、新たな物流ルート構築を試みる荷主・物流事業者に対して、敦賀港コンテナ物流トライアル輸送に要する経費について、県が敦賀港国際ターミナル（株）を通して半額補助することにより、敦賀港の外貿コンテナ貨物の集荷拡大を図る事業である。

なお、この事業はこの年度で終了予定だった事業であり、「整理統合」という評価により令和5年度は「外貿トライアル支援事業」、「輸出入コンテナ利用拡大事業」、「敦賀港集荷促進事業」の3事業から成る「カーボンニュートラルに向けた敦賀港グリーン物流推進事業」に統合されている。

【主な検討事項】

事業目的は外貿コンテナ貨物の集荷拡大を図ることであり、事業内容も外貿を対象としているが、成果指標は、外貿だけでなく内貿の取扱量も含んだ「取扱貨物量」となっており、事業目的・事業内容と成果指標が適合していない。

意見 55	成果指標について
<p>事業目的は、外貿コンテナ貨物の集荷拡大を図ることであり、事業内容も外貿を対象としているが、成果指標は、外貿だけでなく内貿の取扱量も含んだ「取扱貨物量」となっている。</p> <p>成果指標は、事業目的の達成度を測る物差しとしての数値を設定する必要があり、この事業における成果指標は、内貿の取扱貨物量を含まない外貿の取扱貨物量とすべきである。</p>	

5. 外貿定期航路運行安定化事業補助金

(千円)

部局	産業労働部 成長産業立地課 (旧 企業誘致課)				要求基準	シーリング 内			
事業主体	県								
事業実施方法	補助			補助率	1 / 2				
事業の経過	開始年度		終了予定年度		R4年度の区分		期首までの経過年数		
	H29年度		R8年度		継続 事業		5年		
福井県長期ビジョン における位置付け	分野 政策	Ⅲ 楽しみを広げる (創造力) 9 100年に一度のまちづくり							
関連する県の計画等	—								
解決すべき問題・課題	敦賀港の取扱貨物量17,000千トン								
R5 解決すべき問題・課題	"								
R4 問題・課題を表す 客観的データ	R2の取扱貨物量：16,399千トン (目標：17,000千トン)								
事業目的	継続的に外貿定期航路を運航する船社に対し、入港料と岸壁使用料相当額の一部を助成することで、敦賀港利用荷主の安定した利便性を確保する。								
R4年度の事業内容	<p>○入港料、岸壁使用料相当額の一部を助成 外貿定期航路を5年以上継続かつ週に2便以上運航する船社に対して、入港料および岸壁使用料相当額の1/2を助成</p> <p><参考></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入港料：2円/t (総トン数700t以上の船舶が対象) ・岸壁使用料：4.13円/t (係留時間12時間以内) 								
受益者	敦賀港 寄港船社								
前事業	名称	—							
	実績	—							
関連事業	名称	—							
	役割分担	—							
市町との連携状況	—								
R4年度 予算	事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称			
	1,700	—	—	—	1,700				
	R1	R2	R3	R4	R5	事業評価 (R5 予算編成方針)			
当初予算額	1,800	1,700	1,700	1,700	1,700	継続			
2月現計予算額	1,800	1,700	500	1,700	—	R4 決算額 の内訳			
決算額	1,500	1,551	279	467	—	勘定科目	金額		
—	①				②	補助金	467		
① R4年度までの 主な増減理由	—								
② R5年度予算額の 増減理由	—								
	R1	R2	R3	R4	R5	中間目標	最終目標	考え方・根拠	
成果指標	定期航路数 (外貿)								
	目標	5	5	5	5	5	5	5	外貿定期航路 数：5便/週
	実績	5	3	3	3	—	—	—	
活動指標	企業訪問件数								
	目標	700	700	700	700	700	700	700	荷主等への営業 訪問
	実績	641	466	582	565	—	—	—	
—	—		③	④	—				
③ R4年度の実績・成果指 標等の定量的評価	新型コロナウイルス感染拡大による影響で定期航路の新規誘致はできなかったが、アフターコロナに向けて新規航路誘致に向けたポートセールスも再強化し、訪問件数も前年度実績を超えた。								

【事業内容】

継続的に外貿定期航路を運航する船社に対し、入港料と岸壁使用料相当額の一部を助成する事業である。令和4年度におけるこの事業において補助事業者として指定した船社は（株）サンスターラインのみであった。

【主な検討事項】

○事業の効果

この事業の令和4年度の事業結果を一覧表（監査人作成）にすると、次のとおりであった。

	総トン数	単価/t	単価	年間入港回数		補助金計算		
				予定回数	(※) 実際該当回数	予算額(円)	実際支給額(円)	
入港料	5,319	2.00	10,638	97	28	1,031,886	297,864	
岸壁使用料		4.13	21,967	97	27	2,130,799	593,109	
		—	43,881		1		43,881	
				計		3,162,685	934,854	
				県負担割合		0.5	0.5	
				補助金	県支給額		1,581,343	467,427
					予算額			1,700,000

(※) 5年以上継続かつ同一船 週2便以上の場合のみ「該当回数」にカウント

外貿の定期航路数は、新型コロナウイルス感染拡大による影響もあり、令和元年度の週5便から令和2年度以降は週3便に減少し、いま現在も回復していない。令和4年度の予算達成率（補助金の実際支給額／予算額）も27.5%と非常に低いが、これは助成予定の船社が週2便から週1便に減便したことが主な原因である。上記の「◎実績を踏まえた R5年度の変更点」には「定期航路の安定化を図るため、補助金の在り方を検討する。」としているが、県は早急な復便を促進するため令和5年度も令和4年度と同額の予算で現行制度を継続することとした。

R1からR4までのこの事業における補助金支給額と成果指標の関係を見た限り、両者の関係は弱いと言わざるを得ない。総トン数5,000tクラスの貨物船の入港1回に対し入港料と岸壁使用料をあわせて3万円強の補助金支給は貨物取扱金額に対し僅少であり、利用増大のインセンティブとはなっていないと思われる。県は定期航路の安定化・拡大のために他に効果的な方法はないか検討中のようなのである。

意見 56	この事業の効果について
<p>令和4年度における27.5%という補助金事業における低い予算達成率（補助金の実際支給額／予算額）と成果指標の実績値の目標値からの下方乖離に対して、県は、令和5年度においても令和4年度と同額の予算および同じ条件・内容で事業を継続している。</p> <p>県は、定期航路の安定化・拡大のためのこの事業に代わる効果的な方法はないか検討中のようなあり、より効果的な事業の立案・実行が望まれる。</p>	

○内部統制におけるチェック機能について

Webサイトで公表されている事務事業カルテに以下の誤りがあった。

- ① 補助金事業における「事業主体」：船社 → 県 の誤り
- ② 「受益者」：福井港利用企業 → 敦賀港寄港船社 の誤り。

これから推測するに、公表されるデータはいうに及ばずその他のデータに関しても作成者のミスや理解不足を回避する上席のチェック機能が機能していない部分が多く存在するおそれがある。いま一度事務所全体の内部統制におけるチェック機能を見直す必要がある。

意見 57	内部統制におけるチェック機能について
Webサイトで公表されているものに誤りが見受けられる。 これから推測するに、公表されるデータはいうに及ばず、その他のデータに関しても作成者のミスや理解不足を回避する上席のチェック機能が機能していない部分が多く存在するおそれがある。いま一度事務所全体の内部統制におけるチェック機能を見直す必要がある。	

6. 海外クルーズ客船誘致受入協議会

(海外クルーズ客船誘致促進事業+海外クルーズ客船おもてなし事業)

(単位：千円)

部局		産業労働部 成長産業立地課 (旧 企業誘致課)				要求基準	シーリング 内	
事業主体	誘致促進	県						
	おもてなし	県、船社						
事業実施方法	誘致促進	直営	委託		補助率	—		
	おもてなし	直営	補助		補助率	1/2、10/10		
事業の経過		開始年度	終了予定年度		R4年度の区分	R4期首までの経過年数		
	誘致促進	H28年度	R4年度		拡充事業	6年		
	おもてなし	H29年度	R4年度		継続事業	5年		
福井県長期ビジョン	分野	Ⅱ 成長を創る(産業力)						
	政策	8 拡大する世界市場をふくいの成長へ						
関連する県の計画等	福井経済新戦略							
解決すべき問題・課題	本県への海外クルーズ客船の寄港回数は北陸三県の中で最も少ない。寄港回数拡大を図るため、積極的な誘致活動を行う必要がある。							
R5 解決すべき問題・課題	〃							
R4 問題・課題を表す客観的データ	令和元年度寄港回数 5回 令和2年度、3年度は新型コロナの影響により寄港中止							
事業目的	誘致促進	アフターコロナを見据えて、海外展示会への再出展やキーマン招へい、新たな寄港地ツアーの造成等を実施することにより海外クルーズ客船の誘致活動を再強化し、海外クルーズ客船の寄港拡大およびラグジュアリー客船の誘致を実現する。						
	おもてなし	海外クルーズ客船の本県への寄港が増えるよう、寄港時に本県ならではの歓送迎やおもてなしを実施することにより、乗船客の満足度を向上させるとともに、海外クルーズ客船の入出港時に必要となる経費の一部を初寄港から3年間支援することにより、クルーズ客船の継続的な寄港を促進する。						
R4年度の事業内容	誘致促進	(1) (拡大) 海外クルーズ客船誘致活動の強化 (5,453千円) ○ 海外展示会への出展および海外船社への営業訪問 ○ キーマン招へい事業 ○ (新規) ラグジュアリー船向け寄港地ツアーの造成 (2) 県民向けクルーズシンポジウムの開催 (341千円)						
	おもてなし	(1) クルーズ客船寄港時の岸壁での対応 ・クルーズ船の受入時に必要となるテント等の設置 (2) クルーズ客船寄港支援 海外クルーズ客船が入出港時に必要となる経費の一部を助成						
受益者	誘致促進	船社 1社						
	おもてなし	—						
前事業	名称	—						
	実績	—						
関連事業	名称	(土木部 港湾空港課) 海外クルーズ客船おもてなし事業						
	役割分担	(土木部 港湾空港課) 海外クルーズ客船寄港時対応事業						
市町との連携状況	敦賀港・福井港が所在する敦賀市・坂井市・福井市と連携した海外クルーズ客船の誘致・受入れを実施している。							
R4年度 予算		事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称	
	誘致促進	5,794	—	—	—	5,794	—	
	おもてなし	6,630	—	—	—	6,630	—	
	計	12,424	—	—	—	12,424	—	

R4年度 予算		事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称		
	誘致促進		5,794	—	—	—	5,794	—	
おもてなし		6,630	—	—	—	6,630			
計		12,424	—	—	—	12,424			
		R1	R2	R3	R4	R5	事業評価 (R5 予算編成方針)		
当初予算額	誘致促進	4,580	3,366	3,929	5,794	4,332	誘致促進事業：縮減 おもてなし事業：縮減		
	おもてなし	9,423	14,662	6,622	6,630	4,319			
	計	14,003	18,028	10,551	12,424	8,651			
2月現計 予算額	誘致促進	4,580	3,366	3,929	3,394	—	R4 決算額 の内訳		
	おもてなし	8,785	0	0	9,814	—	勘定科目	金額	
	計	13,365	3,366	3,929	13,208	—	委託料	5,890	
決算額	誘致促進	3,475	2,315	391	2,696	—	負担金補助および交付金	5,285	
	おもてなし	7,823	0	0	9,814	—	報償費	364	
	計	11,298	2,315	391	12,510	—	使用料及び賃借料	294	
		①				②	消耗品費	246	
R4年度 までの 主な 増減理由	誘致促進	令和3年度：中国展示会からドイツ展示会への出展に変更した ことに伴う出展費用の増 令和4年度：ラグジュアリー船向け寄港地ツアーの造成費用に伴う増					食糧費	221	
	おもてなし	3年度：寄港回数減に伴う減額					通信運搬費	103	
R5年度予算 額の増減理由	誘致促進	入港補助金の見込みなしによる減					その他	106	
	おもてなし								
		R1	R2	R3	R4	R5	中間目標	最終目標	考え方・根拠
成果指標 (誘致促進・ おもてなし)	目標	クルーズ客船寄港回数 (暦年)					10	10	長期ビジョン記載 のKPI
	実績	5	0	0	1	—	—	—	
活動指標 (誘致促進・ おもてなし)	目標	50	50	50	50	50	50	50	クルーズ客船社や 旅行会社等への営 業訪問目標
	実績	54	10	17	25	—	—	—	
		③			④	—			
R4年度 の実績・成果	誘致促進	新型コロナウイルス感染拡大も収束に向かい、海外クルーズ客船の運航も再開したことから、今年度の寄港回数は昨年度実績を上回るが、目標達成までには届かない。企業訪問実績については昨年度実績を上回る。							
	おもてなし								
実績を踏まえ たR5年度の 変更点	誘致促進	クルーズ客船が運航を再開したことから、引き続き誘致活動を進めるとともに、海外・国内展示会への出展も検討する。							
	おもてなし	新規寄港および継続寄港に向けて、おもてなし内容・補助金内容を船社ニーズに合わせ検討する。							

【事業内容】

海外クルーズ客船に関する事業は、誘致業務と寄港時対応業務（おもてなし業務）に区分できる。誘致業務は、成長産業立地課が行い、寄港時対応業務（おもてなし業務）は、成長産業立地課と土木部港湾空港課が分担して行っている。

成長産業立地課における令和4年度の主な支出は、海外クルーズ船社（外国会社）への補助金5,210千円、ウエステルダム号寄港対応業務委託料3,697千円、ラグジュアリー船向け寄港地ツアー造成業務委託料2,000千円であった。

【主な検討事項】

(1) 事業内容に記載した主な支出についての内容の検討

・海外クルーズ船社（外国会社）への補助金 5,210千円

補助金事業には交付要領を作成することになっており、この補助金も「海外クルーズ客船寄港支援事業補助金交付要領」に基づく支出である。R5.3.21ウエステルダム号入港時の事業経費に対して補助金を海外船社1社に対して支出している。補助金の対象となる事業経費は、入港料・岸壁使

用料（半額補助）、タグボート使用料・水先案内人料（年間上限500万円まで全額補助）である。

支出金額について、その積算根拠があり、交付要領に準拠していることを確認した。

・海外クルーズ船 寄港対応業務 3,697千円

委託業務の内容は、ウエステルダム号寄港時の岸壁でのテント設営、備品等のレンタル、看板製作および撤去・清掃・原状復帰である。一般競争入札（最低価格）を行い、入札は1社であった。金額変更が1回あった。

県の手続について特に問題は見当たらなかった。

・海外クルーズ船 寄港地ツアー造成業務 2,000千円

業務目的は、アフターコロナを見据えて、富裕層に特化した新たな寄港地ツアーを造成し、海外展示会の開催やキーマン招聘時にツアーの提案をすることにより、本件港湾へのラグジュアリー客船の誘致を再強化し、誘致実現を図ることである。

この業務について入札した結果、3社による応募があり、審査を実施し（審査員：県庁3人、観光連盟2人）、最も優秀な評価を受けた1社（100年の歴史をもつ、訪日旅行事業のプロフェッショナルカンパニーを標榜している会社）に対して随意契約を行った。

県の手続について特に問題は見当たらなかった。

（2）活動指標と成果指標

活動指標としている「クルーズ客船誘致関係訪問件数」と成果指標としている「クルーズ客船寄港回数」は、誘致促進事業に関する指標としては問題がないと思われる。

しかし、寄港後の歓送迎・おもてなし業務は、誘致活動のための寄港前の企業等への訪問とは別の業務であり、活動指標としている「クルーズ客船誘致関係訪問件数」はおもてなし事業の活動指標としては適切ではない。

また、成果指標としている「クルーズ客船寄港回数」についても、おもてなし業務が「（次年度以降の）クルーズ客船の継続的な寄港の促進」という事業目的に対しては適切かもしれないが、「乗船客の満足度を向上させる」という事業目標に対しては適切とせず、これらの事業目的に対する成果指標としては、補助金を支給した海外船社や乗船客に対する満足度調査やアンケート調査がより適切だと思われる。

事業を計画・実行し評価するにあたって、目的の達成度を測る物差しとしての成果指標とその目標達成のための活動の度合いを表す活動指標を適切に設定する必要がある。

意見 58	活動指標および成果指標について
<p>おもてなし事業における活動指標および成果指標は、事業目的から鑑みて指標として適切でない。</p> <p>事業目的の達成度を測るものさしとしての適切な成果指標とそのため活動の度合いを表す活動指標を適切に設定しなければならない。</p>	

II. 土木部 港湾空港課における事務事業

1. 海外クルーズ客船おもてなし事業

(単位：千円)

部局		土木部 港湾空港課			要求基準	シーリング 内			
事業主体		県							
事業実施方法		委任		補助率	—				
事業の経過		開始年度		終了予定年度		R3年度の区分	R4期首までの経過年数		
		H28年度		R5年度		継続事業	6年		
福井県長期ビジョン	分野	Ⅲ 楽しみを広げる(創造力)							
における位置付け	政策	9 100年に一度のまちづくり							
関連する県の計画等		—							
R4 解決すべき問題・課題		海外クルーズ客船を受け入れる地区が保安区域となるため、港湾管理者として必要な警備等を行う必要がある。							
R5 解決すべき問題・課題		〃							
R4 問題・課題を表す客観的データ		国際埠頭施設を一般開放する場合、管理者は当該施設の保安水準を低下させないための措置を講ずる必要がある。(国際港湾施設の保安対策に関するガイドライン(改定)12章3)							
事業目的		海外クルーズ客船の受け入れ態勢を整える							
R4年度の事業内容		クルーズ船寄港時対応 ・観光客の安全確保のため岸壁に警備員を配置し、バリケードを設置する。 ・保安区域内においてバス、タクシーの誘導を行う。 ・一般観光客の受付業務を行う。							
受益者		クルーズ船乗船客(想定2,500人)							
前事業	名称	—							
	実績	—							
関連事業	名称	—							
	役割分担	—							
市町との連携状況		—							
R4年度 予算		事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称		
		6,239	—	—	—	6,239	—		
		R1	R2	R3	R4	R5	事業評価(R5予算編成方針)		
当初予算額		2,337	11,249	6,239	6,239	3,372	縮減		
2月現計予算額		2,337	—	—	3,120	—	R4決算額の内訳		
決算額		2,237	—	—	2,758	—	勘定科目	金額	
		—				—	委託料	2,318	
① R4年度までの主な増減理由		受入予定回数の減 R2:4回 → R3:2回				—	賃借料	439	
② R5年度予算額の増減理由		寄港予定回数の減 R4:2回 → R5:1回				—	—	—	
		R1	R2	R3	R4	R5	中間目標	最終目標	考え方・根拠
成果指標		海外クルーズ船寄港回数						—	
目標		1	4	2	2	2	—		—
実績		1	0	0	0	—	—		—
活動指標		警備員派遣人数							
目標		20	20	20	20	20	—	—	
実績		20	0	0	0	—	—	—	
		—		③	④	—		—	
③ R4年度の実績・成果指標等の定量的評価		新型コロナウイルスの影響により寄港中止							
④ 実績を踏まえたR5年度の変更点		寄港予定回数に合わせて縮減							

【事業内容】

海外クルーズ客船の誘致業務および寄港時対応業務（おもてなし業務）として、誘致業務は、成長産業立地課が行い、寄港時対応業務（おもてなし業務）は、成長産業立地課と土木部港湾空港課が分担して行っている。

港湾空港課における寄港時対応業務（おもてなし業務）は、乗船客や乗船客以外の観光客の交通移動等における安全確保に関することが主な業務である。

【主な検討事項】

（１）支出についての内容の検討

令和４年度において、委託契約４件、リース契約が１件あり、すべて随意契約である。

この５件のうちの１件は、契約金額が100万円超の「移動式フェンス等設置業務委託」であり、福井県財務規則では、この契約の種類では地方自治法施行令第167条の２第１項第２号から第９号に該当しない場合は随意契約ができない、としている。県は、この契約が同第２号の「契約の性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」に該当するものとして、随意契約をしている。これについて、随意契約理由書において「このクルーズ客船に対応した業務は、敦賀港の管理敷地内において気象状況や荷役状況の変化等により臨機の対応が求められる業務である。当社は、港湾施設状況にも詳しく、保有している重機により即時対応も可能であり、さらに船舶代理店業務も営み、来航船舶の把握や情報などをリアルタイムで把握することが可能で、不測の事態に対して臨機に対応できる唯一の業者である。」として第２号に該当する理由が記載されている。県はこの会社から見積書を徴収し、価格を決定している。

残り４件は、契約金額が100万円以下であり、契約の種類からすべて随意契約は可能である。

（２）活動指標と成果指標

活動指標としている「警備員派遣人数」と成果指標としている「海外クルーズ船寄港回数」には、事業の活動とその活動による成果という関係性はなく、指標として不適切である。

意見 ５９	活動指標と成果指標の関連性について
<p>港湾空港課の「海外クルーズ客船おもてなし事業」において、活動指標としている「警備員派遣人数」と成果指標としている「海外クルーズ船寄港回数」には、事業の活動とその活動による成果という関係性はなく、指標として不適切である。</p> <p>活動指標と成果指標には、事業の活動とその活動による成果という関係性がなければならない。例えば、この事業において活動指標をそのまま（「警備員派遣人数」）とするなら、成果指標として「負傷者・ケガ人発生者数」などが考えられる。</p>	

2. 敦賀港内航利用拡大事業

(単位：千円)

部局		土木部 港湾空港課			要求基準	シーリング 内		
事業主体		県						
事業実施方法		補助金			補助率	1/2		
事業の経過		開始年度		終了予定年度		R3年度の区分		期首までの経過年数
		R3年度		R6年度		継続事業		1年
福井県長期ビジョン における位置付け	分野	Ⅲ 楽しみを広げる(創造力)						
	政策	9 100年に一度のまちづくり						
関連する県の計画等								
R4 解決すべき問題・課題	新規貨物を獲得していくためには、物流ルートの転換が必要であるが、運送業者等にとって手間やコストがかかるため現状では、物流ルートを転換するのは難しい。							
R5 解決すべき問題・課題	〃							
R4 問題・課題を表す客観的データ	R2年度のトライアルを実施した企業5社の試験的な運航経費は、約40万円程度の経費がかかる							
事業目的	既に定着した貨物ルートをもつ荷主および物流事業者に対して、試験的に敦賀港の利用を検討してもらうため、経費の一部を支援することで敦賀港を実際に利用してもらい、継続的な利用転換につなげたい。							
R4年度の事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 補助対象者：荷主企業・物流事業者 ○ 補助条件： <ul style="list-style-type: none"> ・敦賀港を利用した新たな物流ルート ・敦賀港の内質(コンテナ船/RORO線/フェリー定期航路)の利用貨物 ・敦賀港の利用により物流面の改善効果・機能向上が見込まれること ・トライアルに関するデータ提供・効果検証や敦賀港PRへの協力 ・過去に本事業における補助実績がないこと ○ 補助対象経費：海上運賃、国内陸上輸送費、国内荷役料、梱包料、その他経費等 ○ 補助率：1/2 ○ 補助上限額：200千円 							
受益者	荷主企業・物流事業者							
前事業	名称	—						
	実績	—						
関連事業	名称	敦賀港コンテナ物流トライアル事業						
	役割分担	外貿コンテナ貨物を対象に実施(成長産業立地課(旧企業誘致課))						
市町との連携状況	—							
R4年度 予算	事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称		
	2,000	—	—	—	2,000	—		
	R1	R2	R3	R4	R5	事業評価(R5予算編成方針)		
当初予算額			2,000	2,000	3,000	継続		
2月現計予算額			2,000	2,000	—	R4 決算額の内訳		
決算額			1,561	1,900	—	勘定科目	金額	
—			①		②	補助金	1,900	
① R4年度までの主な増減理由	—							
② R5年度予算額の増減理由	補助件数の増 R4：20件 → R5：30件							
	R1	R2	R3	R4	R5	中間目標	最終目標	考え方・根拠
成果指標	目標		10	10	15			トライアル実施件4航路(コンテナ、RORO(博多、苫小牧)、フェリー)×5件
	実績		13	14	—	—	—	
活動指標	目標		20	20	30			令和4年度申請見込件数20件+潜在企業数10件=30件
	実績		16	19	—	—	—	
—			③	④				
③ R4年度の実績・成果指標等の定量的評価	令和3年度は16社が実施し、うち13社が次年度から継続的に利用もしくは、利用を検討している。令和4年度は20社が実施見込である。							
④ 実績を踏まえたR5年度の変更点	令和4年度は20件の申請見込みがあるほか、利用見込のある企業が複数あるため、補助件数を20件から30件に増加させる。							

【事業内容】

直接の補助事業者は、敦賀港国際ターミナル(株)であり、当社から間接補助事業者である荷主企業・物流事業者に補助金を支給する。前年度末に当社が目標額を交付申請し、交付金額と間接補助事業者への実際支払額との差額を県に返還する。

令和4年度は、当社が補助事業に要する経費4,000千円の1/2の2,000千円の補助金を申請し、県は概算額として同額を支給したが、実際の補助額は、1,900千円（補助件数19件（すべて上限額200千円×補助率1/2×19件）だったため、100千円が返還された。

当社は、補助金事業利用事業者から「（補助金）交付申請書兼事業実績報告書」（A4表裏1枚）の提出を受ける。その報告書には、「実施結果」と「総合評価（課題及び今後の利用見込み）」の記載欄がある。前者には、「輸送コスト、リードタイム、輸送品質、BCP対応、環境負荷」の5項目について記載し、後者は1つの四角の枠内に記載する形式になっている。別紙として、間接補助事業者の一覧表（事業者名、利用期間、実績貨物量、補助事業に要した経費、補助対象金額、補助金額、備考（貨物の商品名が記載されている））が添付されている。

港湾空港課は、当該事業について、次年度（令和5年度）の予算要求のタイミングで令和4年度における申請見込件数や物流・運送業界の「2024年問題」の影響を考慮して、増額要求をしている。

【主な検討事項】

敦賀港国際ターミナル(株)が県に提出した令和4年度の「(補助金) 交付申請書兼事業実績報告書」を閲覧した。この事業結果を一覧表(監査人作成)にすると、次のとおりであった。

	貨物商品	記載行数	「実施結果」欄					大量輸送	2024年問題	「総合評価」欄
			輸送コスト	リードタイム	輸送品質	BCP対応	環境負荷			課題 及び 今後の利用見込み
1	A社	圧縮機械	6	◎	○	○	○	○		北海道向けの輸送に対し手継続利用
2	B社	コイル成形機	1	◎		○	-	○		利用したい
3	C社	福井米	5	◎	○	○	○	○		継続利用方針
4	D社	小豆製品他食品	3	◎	○	○	○	○	○	継続利用したい
5	E社	自動販売機	5	◎	○	○	○	○		利用したい
6	F社	プレス板金金型	3	○		○	○	○		向け地・稼働日によって活用を検討する
7	G社	新車フォークリフト	4	◎	○	○	○	○		利用促進予定
8	H社	土木用資材・機械部品・金属材料	5			○	○	○		中距離的なコストの検討
9	I社	バックごはん	5	×	○	○	○	○		向け先によって検討したい
10	J社	福井米	4	×	◎	○	○	○		コストを検討
11	K社	本棚 コミック本	5			○	○			航路等の条件が合えば活用
12	L社	プレカット材	4	○	×	○		○		継続的利用
13	M社	グラスウール	1	○		○	○	○		継続的利用
14	N社	鉄骨	1	○		○		○		検討したい
15	O社	機械	4	◎	○	○	○	○		前向きに検討
16	P社	漁網	4	◎	○	○	○	○	○	検討したい
17	Q社	食用油	2	×	×	○	○	○		総合的に判断し、定期利用を検討
18	R社	玄米	1			○	○	○		条件に合えば利用
19	S社	大豆	5	◎	○	○	○	○		継続利用方針
上記の記号の意味				↑	↑	↑	↑	↑	↑	
			○	同等	同等	問題なし	期待できる	同等	同等	
			◎	安い	短縮	-	-	-	-	
			×	高い		-	-	-	-	

「実施結果」の5項目について、「BCP(事業継続計画) 対応」および「環境負荷」については、モーダルシフトの効果・メリットとして一般的に挙げられているものであり、ほぼすべての事業者が「○」と回答しており、アンケートを取る意味がないと思われる。また枠の中に自由に記載する形式の「総合評価」欄には、19事業者は1～6行で記載しているが、敦賀港の利用を拡大してもらうために足りない点や改善すべき点の参考となる記載はないといえる。

意見 60	補助金利用企業の意向調査について
	<p>現行の「(補助金) 交付申請書兼事業実績報告書」の様式では、内航物流に敦賀港を利用しない、または、利用を躊躇している補助金事業利用者が利用に踏み切るために必要な改善点や補充点などが明らかになっていない。</p> <p>今後の事業計画の策定に有効利用できるよう、評価に関する記載欄を設けるなどの実績報告書の様式の改善または新たな意向調査書を作成することが望ましい。</p>

3. 敦賀港鞠山南地区2期工事（特別会計）

(単位：千円)

部局	土木部 港湾空港課				要求基準	シーリング 内	
事業主体	県						
事業実施方法	直営			補助率	—		
事業の経過	開始年度		終了予定年度		R3年度の区分	R4期首までの経過年数	
	H27年度		R8年度		継続事業	7年	
福井県長期ビジョン における位置付け	分野	Ⅲ 楽しみを広げる(創造力)					
	政策	9 100年に一度のまちづくり					
関連する県の計画等	—						
R4 解決すべき問題・課題	敦賀港のふ頭用地不足の解消						
R5 解決すべき問題・課題	—						
R4 問題・課題を表す 客観的データ	・内航フェリー、内航ROROの貨物量の拡大(147万tの増加 → 3.3ha必要) ・新規企業の利用(木質チップ)による貨物量の増加(25万t → 3.5ha必要)						
事業目的	敦賀港のふ頭用地不足を解消し、港湾機能の強化を図る						
R4年度の事業内容	鞠山南地区多目的国際ターミナルにおいて、ふ頭用地を整備 (整備内容) ふ頭用地造成 10.2 ha (県事業) (参考) - 14m 岸壁 L=280 m (直轄事業) - 9m 岸壁 L=200 m (直轄事業)						
前事業	名称	—					
	実績	—					
市町との連携状況	—						
R4年度 予算	事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称	
	1,333,480	—	1,333,480	—	480	公営企業債	
	R1	R2	R3	R4	R5	事業評価(R4予算編成方針)	
当初予算額	1,007,000	848,000	1,151,160	1,333,480	461,100	継続	
2月現計予算額	955,000	805,000	1,091,000	1,133,000	—	R4 決算額の内訳	
決算額	784,643	634,421	530,046	1,531,128	—	勘定科目	金額
—	①				②	工事請負費	1,439,145
① R3年度までの 主な増減理由	工事工程計画に併せた増					委託料	65,742
② R4年度予算額の 増減理由	工事工程計画に併せた増					補償補填および賠償金	22,114
						その他	4,128
	R1	R2	R3	R4	R5	中間目標	最終目標
成果指標	目標						
	実績						
活動指標	目標						
	実績						
—	—		③	④	—		
③ R4年度の実績・成果指 標等の定量的評価	ふ頭用地の埋立および舗装、護岸の整備						
④ 実績を踏まえた R5年度の変更点	—						

令和9年度完成
を目標に計画的
に整備

【事業内容】

3期の工事から成り令和9年度の完成を目標にした敦賀港鞠山南地区のふ頭造成工事の2期工事である。

【主な検討事項】

○支出内容

・工事請負費

事業名が「港湾整備工事3-1」～「港湾整備工事3-28」および「港湾整備工事4-8」～「4-18」のうち工事総額が1,500万円以上のもの31工事について検討した。

入札数、落札率を調べた結果、入札数は、最少3社、最多12社、平均7.5社であり、落札率は、最小90.3%、最大96.0%、平均92.3%であった。下請ありは、31工事中28工事であった。

港湾整備工事における工事請負費はすべて一般競争であった。

これらの検討の結果、特に問題点は見当たらなかった。

・委託料

委託料の内訳は次のとおりである。

事業（業務）等の名称		契約方法	入札者数	落札金額 (税抜) (円)	令和4年度 支出額 (円)	
港湾整備工事	設計業務委託	3-10 鞠山南	指名競争	6	13,640,000	15,048,000
		3-6 鞠山南	指名競争	6	11,480,000	15,609,000
		3-9 鞠山南	随意契約	3	890,000	979,000
		4-5 鞠山南	随意契約	3	898,000	987,800
	地質調査業務委託	3-3 鞠山南	指名競争	8	9,500,000	7,914,000
		4-3 鞠山南	指名競争	8	142,000,000	4,686,000
	測量業務委託	3-7 鞠山南	指名競争	12	3,397,000	3,736,700
		4-2 鞠山南	指名競争	12	2,920,000	900,000
	建物調査業務委託	3-1 鞠山南	指名競争	8	6,680,000	4,939,000
	埋立検討業務委託	3-4 鞠山南	指名競争	14	6,777,000	7,395,000
発注者支援業務委託	3-11 鞠山南	随意契約	1	1,230,000	1,353,000	
敦賀港	保安対策警備業務委託	—	5	68,503,670	1,687,510	
令和4年度建設資材	特別調査業務委託	—	1	41,000	45,100	
				総計	65,280,110	

【補足1】保安対策警備業務委託：単価契約であり、落札金額は落札単価に予定数量を乗じた額である。また令和4年度支出額欄に記載の額については当該事業で支出した額である。

【補足2】発注者支援業務委託3-11 鞠山南：（公財）福井県建設技術公社との1者随契である。本業務は福井県土木部の採用している積算基準、積算資料および土木積算システムの端末を使用して行うものであり、この資料などの貸与許可を得ている特定の者でなければ納入することができず、地方公共団体の行為を秘密にする必要があるときに該当するため。

「港湾整備工事設計委託 3 - 6 鞠山南」は、支出額が 19.1% 落札金額より増額している。この理由は、業務項目（既設岸壁の安定性照査）の追加によるものである。

・補償補填および賠償金 22,114 千円

鞠山南ふ頭用地拡張事業に伴い、大量の埋立材料を保管する場所が当港にないことから民間企業の協力のもと、借地を行っており、全額その補償費である。

これらの契約において問題は見当たらなかった。

4. 敦賀港新多目的クレーン整備事業（特別会計）

(千円)

部局		土木部 港湾空港課			要求基準	シーリング 内			
事業主体		県							
事業実施方法		直営		補助率	—				
事業の経過		開始年度		終了予定年度		R4年度の区分		R4期首までの経過年数	
		R3年度		R7年度		継続事業		1年	
福井県長期ビジョン における位置付け	分野	Ⅲ 楽しみを広げる(創造力)							
	政策	9 100年に一度のまちづくり							
関連する県の計画等		—							
R4 解決すべき問題・課題		平成3年の供用開始から30年が経過し、クレーン全体の腐食や老朽化が進んでおり、今後多額の修繕費が必要となってくる							
R5 解決すべき問題・課題		—							
R4 問題・課題を表す客観的データ		老朽化しており、修繕費が増加 H30: 104,600千円、R1: 123,400千円、R2: 40,000千円、R3: 10,000千円 R4.6: クレーンが故障し荷役に支障が発生							
事業目的		新多目的クレーンの整備 ・基本設計 ・詳細設計・受電設備等設計 ・製作・据付 ・現クレーンの撤去							
R4年度の事業内容		多額の修繕費が必要となる前に更新を行う							
受益者		荷主企業、物流事業者、船社等 約300社							
前事業	名称	—							
	実績	—							
関連事業	名称	—							
	役割分担	—							
市町との連携状況		—							
R4年度 予算		事業費	国庫	起債	その他	一般財源	国庫・その他財源等の名称		
		13,780	—	13,000	—	780	公共企業債		
		R1	R2	R3	R4	R5	事業評価 (R5 予算編成方針)		
当初予算額				10,600	13,780	590,000	継続		
2月現計予算額				10,600	13,780	—	R4 決算額の内訳		
決算額				10,288	13,593	—	勘定科目	金額	
—				①		②	委託料	13,000	
① R4年度までの主な増減理由		受電設備等の設計を追加						消耗品費	212
② R5年度予算額の増減理由		—						備品購入費	129
							その他	251	
		R1	R2	R3	R4	R5	中間目標	最終目標	考え方・根拠
成果指標									令和7年度供用開始を目標に整備
目標									
実績									
活動指標									
目標									
実績									
—				③	④				
③ R4年度の実績・成果指標等の定量的評価		荷主企業、物流事業者、船社							

【事業内容】

平成3年に鞠山北地区に設置され30年以上経過している多目的クレーンは、腐食や老朽化が進み、ついに令和4年6月に故障し荷役作業に支障が生じている。この事業は令和7年度供用開始を目標に新たにクレーンを導入する事業である。

令和4年度においては、新多目的クレーンの基本設計・詳細設計・受電設備等の設計に係る支出を行っている。

【主な検討事項】

○契約について

県は、随意契約により（一社）港湾荷役機械システム協会と、また、指名競争入札により日本工営都市空間（株）と設計委託契約を締結し、令和4年度において前者に9,262千円、後者に3,738千円支払っている。

これらの契約において問題は見当たらなかった。